

平成19年第3回吉田町議会定例会

吉田町議会会議録

平成19年9月 4日 開会

）

平成19年9月21日 閉会

吉田町議会

平成19年第3回吉田町議会定例会会議録目次

第 1 号 (9月4日)

| | |
|---------------------------------|----|
| ○町長あいさつ | 2 |
| ○開会の宣告 | 4 |
| ○会議録署名議員の指名 | 4 |
| ○会期の決定 | 4 |
| ○諸報告について | 4 |
| ○議会閉会中の委員会活動報告 | 15 |
| ○議案第38号～議案第56号の一括上程、説明、質疑、委員会付託 | 28 |
| ○散会の宣告 | 49 |

第 2 号 (9月19日)

| | |
|----------|----|
| ○開議の宣告 | 50 |
| ○議事日程の報告 | 50 |
| ○一般質問 | 50 |
| 枝村和秋 | 50 |
| 杉村嘉久 | 59 |
| 藤田和寿 | 67 |
| ○散会の宣告 | 76 |

第 3 号 (9月20日)

| | |
|--------|-----|
| ○開議の宣告 | 77 |
| ○一般質問 | 77 |
| 佐藤正司 | 77 |
| 大塚邦子 | 86 |
| 河原崎昇司 | 95 |
| ○散会の宣告 | 105 |

第 4 号 (9月21日)

| | |
|-------------------------------|-----|
| ○開議の宣告 | 106 |
| ○議事日程の報告 | 106 |
| ○第38号議案～第51号議案の委員長報告、質疑、討論、採決 | 106 |
| ○第45号議案～第55号議案の委員長報告、質疑、討論、採決 | 114 |
| ○第40号議案の質疑、討論、採決 | 119 |
| ○第47号議案の質疑、討論、採決 | 134 |
| ○第53号議案の質疑、討論、採決 | 144 |
| ○第54号議案の質疑、討論、採決 | 144 |
| ○第56号議案の質疑、討論、採決 | 148 |
| ○発議案第5号議案の上程、説明、質疑、討論、採決 | 148 |
| ○議会閉会中の継続調査について | 150 |
| ○副町長あいさつ | 150 |
| ○町長あいさつ | 151 |
| ○議長あいさつ | 152 |
| ○閉会の宣告 | 152 |

開会 午前 9時00分

○議長（吉永満榮君） 本日ここに平成19年第3回吉田町議会定例会が招集されました。議員各位には公私とも御多用のところ御出席をいただき、ありがとうございます。

本定例会に提出される諸議案につきましては後刻町長から説明がありますが、議員各位におかれましては円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いいたします。

◎町長あいさつ

○議長（吉永満榮君） 開会に当たり、町長よりごあいさつをいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 議員の皆さんにおかれましては夏休みを過ごされ、元気な顔をここにお出しいたされ、首長としてこの場に相まみえること、うれしく思います。

私は住民代表として執行権を、議員の皆様は住民代表として議決権をそれぞれ住民から負託され、ここに臨んでいるわけでございます。つらつら考えますに、議員の皆様は年4回、一般質問という形で、千両役者として私の執行権の内容につきまして問いただすことができます。また、場合によりましては百条委員会を設置して、執行権の内容について洗いざらいすることもできます。さらには、多数であれば不信任案を提出し、私の首を切ることもできます。

住民の皆様からすれば、私は来年の4月22日以降、すなわち4月23日以降でございますけれども、私のリコールをすることもできます。さらに、皆様御承知のとおり、現在は執行の内容につきまして、私の後ろにいる事務方の課長以下には内部告発をすることが奨励をされております。いわば、腹背に刀を突きつけられるというのが執行者の立場であります。また、私の場合には監査も受けることもできます。住民監査請求でございます。それに引きかえ、議員の皆様は基本的に監査もございません。それから、私から破門権を行使されることもありません。リコールといっても、まずほとんど在任特例等を聞いたことがございますけれども、ほかにはありません。

さらに、私の場合は訴追をされることもございます。議員の皆様が訴追されることは基本的にはありません。議会というものが訴追されることは、法をつくる前提において、そういうことはあり得ないということになっておりますので、議会が法的に訴追されることはありません。

なぜこれほどまでに、いわば保護の程度が違うのかと、つらつら考えるわけでございますけれども、私はこんなふうに思います。執行権を付与されている私、すなわち執行の内側においては、基本的構造上、腐敗する契機というものを常に持っていると思っております。だからこそ基本的に、法的に守られた議員の皆様で構成される会というものは、全知全能を持って町政の内容につきまして洗いざらいするというふうなことが、私は期待されておるのではなからうかと思っております。

私は、四六時中、常に監視の中に置かれております。だからこそ、常におのれの日々につきまして、みずから検証し、誤りなきように行動していかなければなりません。今申し上げたように、議員の皆様は法的には私と違って格段に保護されているものでございます。いわばゴッド・ハンドであると私は思っております。地域住民から付与されましたゴッド・ハンドを正当に行使して、この町の町政というものがよりよい形で、あすにつなぐことができますよう、ぜひとも議員の皆様も御見識と御決意をこの議会におきましてもお示しくくださいますようお願い申し上げます。簡単でございますけれども、私のあいさつといたします。

○議長（吉永満榮君） 町長、ありがとうございました。

◎開会の宣告

○議長（吉永満榮君） ただいまの出席議員数は14名、全員であります。定足数に達しておりますので、平成19年第3回吉田町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（吉永満榮君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第114条の規定により、5番、藤田和寿君、6番、片山 武君を指名いたします、

◎会期の決定

○議長（吉永満榮君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日9月4日から9月21日までの18日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日9月4日から9月21日までの18日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議予定表のとおりでありますので、御了承願います。

◎諸報告について

○議長（吉永満榮君） 日程第3、諸報告を行います。

最初に、議長報告を行います。

①6月11日月曜日、静岡市において、「平成19年度富士山静岡空港就航促進協議会」の総会が開催されました。議題として、（1）平成18年度事業報告並びに収支決算について、（2）平成19年度事業計画並びに収支予算（案）について、それぞれ審議が行われ、いずれも承認、可決されました。

総会終了後、静岡空港の現地視察を行い、建設状況について説明を受けました。工事は平成21年3月の開港に向け急ピッチで進められており、来年の夏ごろまでには本体部がほぼ完成し、秋以降、試験飛行を開始する予定であると同いました。計画に沿って一日も早い開港を望むものです。

②6月18日月曜日、「平成19年度大井川の清流を守る研究協議会総会」が島田市において開催されました。議事として、（1）平成18年度事業報告並びに収支決算について、（2）平成19年度事業計画及び収支予算（案）について審議が行われ、それぞれ承認、可決されました。

以下、③6月29日金曜日には、「富士山静岡空港と地域開発を進める会」の総会、④7月5日木曜日、

「平成19年度御前崎港整備促進期成同盟会総会」、⑤7月6日金曜日、「平成19年度大井川新橋等建設促進期成同盟会総会」、⑥7月13日金曜日、「平成19年度御前崎奥大井連絡道路整備促進期成同盟会総会」、⑦引き続き平成19年度（主要地方道）「島田吉田線バイパス建設促進期成同盟会総会」、が開催されました。

各総会においては、それぞれ「平成18年度事業報告並びに決算報告」及び「平成19年度事業計画並びに歳入歳出予算案」について審議が行われ、いずれも承認、可決されました。

⑧7月30日月曜日、「静岡県町村議会議長会総会」が静岡市県市町村センターにおいて開催されました。議事として、「平成18年度静岡県町村議会議長会事業報告並びに決算報告」があり、それぞれ承認、可決されました。続いて、県総務部税務室から「静岡地方税滞納整理機構」について設立の目的、今後のスケジュール等について説明があり、9月議会での審議依頼がありました。その後、今後の日程等について連絡があり閉会いたしました。

総会等についての報告は以上のとおりであります。

また、6月議会からこの間、議会閉会中の委員会による調査活動を初め、議員全員による石川県輪島市穴水町の行政視察、浜岡原発の現地調査、静岡グランシップでの議員研修会等が開催され参加をいただきました。それぞれ有意義な内容であり、暑さの厳しい中、大変御苦勞さまでした。

次に、議員派遣結果についてであります。 「議員派遣結果報告書」をお手元に配付していただきましたので、御了承願います。

次に、定例会に説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧表としてお手元に配付しておりますので御了承願います。

以上で議長報告を終わります。

続いて、町長の行政報告を行います。お聞き取りのほどお願いいたします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成19年第3回吉田町議会定例会の開会に当たりまして、町政運営の概況等について御報告申し上げます。

皆様御承知のとおり、我が国では国の運営そのものが大きな変革期を迎えており、あらゆる点から変革を遂げなければならない時代にあります。

7月4日、財務省が発表いたしました2006年度の一般会計決算概要によりますと、税収は49兆691億円にとどまり、補正後の予算を1兆4,000億円下回ったと報じております。また、国の借金は2006年度末で834兆円に達しており、歳出削減について継続的に取り組むとともに、安定財源を確保する必要があると述べております。国の借金の多さにつきましては、以前ほど声高に語られないようになっておりますが、状況が好転したわけでもなく、依然として大幅な歳出削減を行うなどの厳しい対応を余儀なくされている状況にあります。

ただいまのところ当町の財政は恵まれた状況にあり、町民の皆様方に提供する行政サービスの質も量もほかの市町にまさることはあっても、劣ることはないと自負しておりますが、これまで以上に国が進める改革の動きを注視しながら、引き続きよりよい行財政運営に努め、町民の皆様方が「住んでよかった」と実感できる町づくりを進めてまいります。

そのためには、まず行政運営の透明性を向上させるとともに、行財政運営の効率性を高めなければなりません。その上で強固な基盤を構築し、町民の皆様方が満足感を得ることができるサービスを提供することが行政運営の基本であると考えております。

目下、これを現実のものとするための取り組みを進めているところでありますが、特に公共工事の請負業者を決定する入札の客観的透明性の向上に力を入れていることは、議員の皆様方におかれましては御承知のとおりでございます。その結果、落札率が低下し、行政運営の弾力性が増してまいりました。さらに町の財政を圧迫している中山三星建材工場跡地の売却が早期に実現するよう努力しているところであります。

また、実質公債費比率であります。昨年、平成17年度決算ベースで21.6%となり、当町は県下で最も高い比率にあると報じられましたが、平成18年度決算ベースにおける実質公債費比率を試算したところ、平成19年度の当町での試算によりますと0.5ポイント下がり、21.1%になりますので、県下での最も高い比率の自治体という評価から脱却できるものと推測しております。

それでは、当町の平成19年度の事業進捗のうち、最初に、入札及び契約制度の見直しについて御報告申し上げます。

本年度から2年間でさらに見直しを進めることとしております契約制度であります。当面の見直しは、本年3月14日に「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」と名称が改められて施行されることとなった、いわゆる官製談合防止法を重く受けとめるとともに、他の関係法令についても強く意識しながら、不正な力の介入を阻止できる透明感のある制度を構築することに主眼を置いて進めることといたしました。

見直し作業は、実務を担当する職員で構成するプロジェクトチームで十分に検討を行い、目的を達成するために最も効果的な手続を採用することといたしました。その成果として、既成概念を取り払い、入札に関する手続などを定めている6つの要綱や要領などを改正し、6月20日から新たな制度のもとで入札等を実施するよういたしました。

具体的な改正内容は、過日の行政報告会で議員各位に御説明申し上げたとおりであります。建設工事におきましては、通常の指名競争入札の方法を全廃するという極めて独創的な考え方を具現化し、業者選定過程における発注者側の恣意性が系統的に排除される事務処理を確立いたしました。また、入札結果などにつきましては、町のホームページに掲載して公表することとしたほか、すべての案件につきまして予定価格を公表するよういたしました。さらに、業務委託などにおける指名競争入札の場合の指名業者の選定理由につきましても、町のホームページに掲載することといたしました。

平成15年度以降、町が発注する工事の請負業者をガラス張りの中で決定することもシステム化したいと念じ、その努力を続けてまいりましたが、ここに至りまして、その取り組みが飛躍的に進むこととなったと自負しております。今後、義務委託などにおける業者決定の方法、随意契約を行う場合の透明性の確保、普通財産の管理及び売り払いに関する統一的なルールづくりなど多様な課題に堅実に取り組み、町民の皆様方が町の契約に関する事務処理内容を容易に監視できる環境を整備し、より一層透明性を実感できる町政運営を行ってまいりたいと考えております。

次に、中山三星建材株式会社工場跡地の売却に関する状況について御報告申し上げます。

議員各位も御承知のとおり、この用地につきましては財政基盤の強化を図るために活用することが町民の皆様方にいち早く利益還元できる最良の道であると考え、売却する方針を決定し、その方針に従って事務処理を進めており、その一環として、7月27日には内部組織である中山三星建材株式会社工場跡地売却先選定審査委員会を開催し、売却する物件や条件などの確認を行うとともに、ホームページに掲載する情報の検討などを実施したほか、応募要領の配布期間を8月1日から8月31日までと定め、申し込みの受付期間を9月7日までとすることを決定いたしました。最終的に売却する用地の面積は6万2,244.24平方メートルとなり、土地とともに購入した建屋や構築物などを含め一括売却を目指すことといたしました。

また、応募があった場合の審査基準につきましても、この審査委員会で協議して決定いたしました。用地売却は企業誘致を図るためのものでありますので、1点目に製造業であること、2点目に公害の発生のおそれがないこと、3点目に地元雇用があること、4点目に予定価格以上であることをすべて満足している申し込みの中から、最もよい購入希望価格を提示した申込者を売却相手と決定することとしております。

この用地の売却を実現するには、幾つもの積み残された課題をクリアしなければならず、これが町民の皆様方への利益還元をおくらせる原因ともなっておりますが、これまで土壌調査、道路用地の分筆、全体の測量、不動産鑑定、PCBを含む絶縁油が入っている変圧器の移設の準備などを手がけ、ようやく売却に向けて公募することができるようになりましたので、この土地の売却益をもって起債の繰上償還を実現できれば、義務的経費を必要とする財源も減り、一層弾力的な財政運営が可能になることは間違いものと

考えておりますので、私のマニフェストに掲げましたとおり、早期に売却を実現したいものと考えております。

次に、子育て支援事業につきまして御報告申し上げます。

まず、放課後児童クラブについてであります。放課後児童クラブは平成13年度から事業を開始し、開設当初は中央児童館内の放課後児童クラブ室や民家を利用して実施してまいりましたが、住吉と自彊小学校区における放課後児童クラブにつきましては、学校敷地内に整備を進めることとし、平成17年度から事業に着手いたしました。そして、平成18年度には住吉小学校区放課後児童クラブ室が完成し、先月25日には自彊小学校区放課後児童クラブ室が完成いたしました。これにより3つの小学校区のすべてに専用施設の設置を終えましたので、今議会に3つの放課後児童クラブ室を設置する条例の制定議案を上程させていただいております。

専用施設を設置することにより、当町の子育て支援サービスは充実してまいりましたが、一層利用しやすい施設とすることを目指して、7月から保護者の迎えの時間を保育園と同じ午後6時30分までに延長いたしました。また、この夏休みには5月に小学校4年生の保護者を対象として実施したアンケート調査の結果に基づき、長期の学校休業日における小学校4年生の生活の安全と保護者が安心して働ける環境を整える目的を持って、小学校4年生夏休み放課後児童クラブを試行いたしました。今後とも働く保護者の子育て支援の充実のために鋭意努力してまいりたいと考えております。

また、親に対する子育てのアドバイスを行うために、わかば保育園に設置した地域子育て支援センターにつきましても、専任の専門職員を配置し、6月1日から事業を開始いたしましたところ、多くの親子が集い、育児不安の解消を図る中、親同士が自由に情報交換を行う場として利用されております。

次に、地域と連携し社会教育として行っている子育て支援事業の「吉田町チャレンジ教室」と「子供をはぐくむ地域教育推進事業」について御報告申し上げます。

「吉田町チャレンジ教室」は、土曜日を中心とした学校休業日に小学生を対象に開催しております。この教室の目的は、自分の趣味や興味のあることにチャレンジし、地域の人々や自然との触れ合いを通して、心豊かで、たくましい子供をはぐくむこととあります。教室は毎年度6月から翌年3月までの間、毎月1回土曜日または日曜日に開催しております。本年度は、18の教室に延べ331人の小学生が登録し、地元の方々32人が講師を務める中、新しい友達と楽しいひとときを過ごしております。

そして、「子供をはぐくむ地域教育推進事業」、いわゆるコンソーシアムであります。川尻区と北区の2つの地区で行われており、地域ボランティアなどを中心に昔の遊びや自然体験などを行いながら、子供たちの安全の居場所づくりを進めております。

次に、高齢者に元気を保っていただくための肺炎球菌予防接種について御報告申し上げます。

肺炎は、日本において第4番目の死亡原因となっており、肺炎を起こす細菌のもろもろが肺炎球菌でございます。高齢になればなるほど、病原菌に対する抵抗力は低下することから、高齢者は肺炎球菌に感染し肺炎を発症する危険性が高くなります。この肺炎球菌による肺炎を予防するためには予防接種が有効であると言われております。高齢者の肺炎球菌による感染症を予防することで、高齢期の健康的な生活の維持を図るため、肺炎球菌予防接種事業を実施することといたしました。接種対象者は70歳以上または在宅酸素療法を受けている町民の方々とし、接種回数は1人につき1回限り、予防接種の費用を全額公費負担といたしました。

予防接種の実施に当たりましては、8月27日から8月31日までの5日間、町内各地区を巡回し、事業内容の説明、助成券の申請受付と交付を行いました。9月から12月10日までの間は健康づくり課で助成券の申請受付と交付を行うこととしております。

なお、予防接種期間は9月1日から12月28日までとし、予防接種実施医療機関につきましては、町内の委託医療機関及び橿原総合病院になっております。

続きまして、高齢者の実態に関する調査の実施について御報告申し上げます。

高齢者保健福祉事業及び介護保険事業についてであります。本年度は平成21年度から平成23年度までの「吉田町第5期高齢者保健福祉計画及び吉田町第4期介護保険事業計画」を策定する時期に当たります。

ので、そのための基礎資料となる「高齢者の実態に関する調査」を計画しております。調査につきましては、高齢者一般調査と介護保険サービスに関する調査の2種類を予定しており、対象者は町内にお住まいの介護認定を受けていない一般高齢者の方と、自宅で生活している要支援及び要介護認定者の方に御協力をいただきたいと考えております。

内容につきましては、高齢者の生活実態や地域の福祉に対する意向や現状等、高齢者をめぐる動向を把握するものであり、高齢者一般調査としては健康づくり、介護予防に関する意識、生きがい活動、社会参加の状況、外出支援の需要等につきまして、また介護保険サービスに関する調査では、介護サービス利用者の満足度、満足できない理由を調査する中、サービスと利用に関する意向等も調査させていただきます。

次に、「吉田町指導者のための動きのトレーニングセミナー」についてでございますが、8月17日から19日の3日間、中央公民館で町内のスポーツ指導者等を対象にトレーニングセミナーを開催いたしました。セミナーには延べ300人が参加され、トレーニングや応急措置などの方法を習得されました。このセミナーは、町の健康づくりに直接かかわる団体及び個人の指導者の皆様にインストラクターとしての傷害予防、運動生理学等の基礎知識を習得していただき、10月以降に予定しております「若返り貯筋塾」や「SUN DAYスポーツ塾」の指導者として活動していただくとするものであります。

次に、「ちいさな理科館」事業につきまして御報告申し上げます。

現代社会における科学技術の進歩は著しく、私たちは快適な空間と豊富な情報を手に入れることができました。この結果、子供たちはかえって自然に接する機会を失い、自然によって培われてきた人間が本来持つ感性や感覚といったものが失われつつあります。そこで、子供たちに自然と接する機会を与えることにより、自然現象や物事の変化を自分の目や耳でとらえ、みずから考察する習慣を身につけさせることができると考えております。このため、理科の実験や観察の機会を子供たちに提供し、自然への関心を喚起させることを目的とした「ちいさな理科館」建設を目指し、本年度は、その調査活動を行うため建設準備委員会及び町内小学校の教諭をもって組織する研究部会を立ち上げました。

他方、児童・生徒、保護者及び教職員合わせて2,338人に対してアンケート調査も実施いたしました。アンケート調査結果の一部を御報告申し上げますと、児童・生徒に対する「理科が好きか」という質問に対しましては、52.1%が「好きである」という回答でありました。保護者に対する、「子供と一緒に理科館を利用してみたいか」という質問に対しましては、77.3%が「はい」という回答を、「ちいさな理科館に期待すること」という質問に対しましては90.2%の方が「授業でできない実験や観察体験を通じて理科や自然に興味を持つ」と理科館に対しまして肯定的な回答をいただくことができました。今後は、建設準備委員会におきまして、皆様方からいただきましたアンケート調査の結果を踏まえながら、よりよい「ちいさな理科館」の建設につきまして事業を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、新たな奨学金制度の創設につきまして御報告申し上げます。

現行の奨学金制度は、経済的理由により就学が困難な高校生に対して一定額を交付するもので、返済義務もありませんので、補助金の給付と同様なものであることは否めません。そのため従来から言われております給付の是非についての議論等を受け、新たな奨学金制度の創設を検討しております。制度の検討に当たりましては、学識経験者、住民代表、保護者代表及び教育関係者で組織する「吉田町奨学金制度検討委員会」を立ち上げ、既に委員会が2回実施されております。町では、この「吉田町奨学金制度検討委員会」から出される答申に基づき、新たな制度を構築していく予定でございます。

次に、算数・数学おもしろ講座につきまして御報告申し上げます。

町では、「確かな学力育成事業」の一環として、昨年度から吉田町教育会とともに子供たちの家庭学習の充実、家庭における親子の積極的なかわり、さらに教員の能力向上につなげることを目的として、子供たちが算数でつまづきやすいポイントと家庭学習の仕方をわかりやすく保護者の皆様に説明する「親のための算数おもしろ講座」を実施してまいりました。本年度はさらに中学生の保護者にも対象を広げ、内容もより一層充実させた上で、実施回数も昨年度より2回多い8回を予定しております。既に4回を終了した8月末時点で80の方が受講されております。参加された保護者の皆様方からは、「子供の気持ちが理解できた」あるいは「学んだことを家庭学習に生かしていきたい」という意見もあり、好評だったもの

と受けとめております。

この事業につきましては、テレビ放映等も行われ、県内でも注目されておりますので、当町の取り組みが町外にも広く普及していけば大変うれしいこととございます。そして、今後とも吉田町教育会と連携し、子供たちの基礎学力の一層の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、図書館の休館日及び開館時間の変更につきまして御報告申し上げます。

図書館では、休館日を減らしてほしいという町民の皆様方の御要望にこたえるため、職員の勤務形態の見直しなどを行いながら、10月から休館日と開館時間を変更することを予定しております。変更内容につきましては、1年間の試行とし、その結果を踏まえて制度化を図りたいと考えておりますが、休館日につきましては、現行の週2日を1日に減らし、休館日に当たる月曜日と火曜日を開館日とし、1週間のうちで最も利用の少ない金曜日を休館日といたします。また、開館時間につきましては財政面等を考慮しながら、現行の人的配置の中で試行を行いますので、開館日すべてについて午前10時から午後6時までとさせていただきます。今後1年間、休館日を1日減らしたことによる利用形態の変化などを検証し、あわせて利用者の意向調査等を実施しながら、効率的で町民の皆様方が一番利用しやすい運営形態を確立したいと考えております。

続きまして、道路整備について御報告申し上げます。

初めに、都市計画道路東名川尻幹線の整備についてでございますが、東名吉田インターチェンジから富士見幹線までの区間は、主要地方道島田吉田線バイパスと位置づけ、県が事業主体となり事業を進めております。残っていた用地取得も地権者の御理解を得て完了いたしましたので、工事を残すだけとなりました。完成時期でございますが、予定より1年間延びることとなり、平成20年度完成と聞いております。一方、国道150号から南側につきましては、町が事業主体となり整備を進めておりますが、本年度は水路のつけかえ工事を行う予定であります。

次に、都市計画道路榛南幹線につきましては、住吉地内、住吉幹線から海岸幹線までの980メートル間につきましては、620メートルを県の事業区間、360メートルを町の事業区間に区分し、同時に整備を進めており、どちらの区間も本年度は用地取得を行う計画となっております。

海岸幹線から坂口谷川を渡り国道150号と合流までの区間につきましては、県が事業主体となり、本年度から事業整備に着手することとなりました。今後、地元説明会を開催し、地権者や地域の皆様方に事業計画等をお知らせし、理解を求めてまいりたいと考えております。

また、町道中臨港線から二級河川湯日川右岸堤までの250メートル区間につきましては、本年度工事が完成する予定であり、平成20年度から橋梁整備に着手すると聞いております。川尻地内の間屋川から大幡川までの区間におきましても、現在工事に着手しております。

次に、二級河川湯日川にかかるお夏橋の橋梁整備につきましては、橋梁のつけかえ工事は完成しておりますが、現在、取り合い道路の整備を進めている状況であります。供用開始時期は9月末と聞いております。この工事期間中、地域の皆様方には大変御迷惑をおかけしてはりましたが、間もなく不便さも解消されることとなります。

続きまして、榛南広域農道整備事業につきまして御報告申し上げます。

榛南地域における広域営農の振興や流通機能の改善、農業基盤の整備を図るため、志太榛原農林事務所が事業主体となり、広域営農団地農道整備事業を実施しております。志太榛原農林事務所では、既に東名高速道路にかかる前玉橋付近から町道向原3号線までの間の用地買収を進めており、約半分の用地取得を終えております。残りの町道向原3号線から県道住吉金谷線までの間につきましても、測量を平成18年に完了し、平成19年度から一部用地買収を進めております。

町では、県が施行する本体部分の買収に合わせ、青柳公園東側の町道向原線から県道住吉金谷線までの歩道部分の用地につきまして、平成18年度から買収を進めており、現在、約6割の用地を求めることができました。この歩道部分の工事は車道部分と合わせ、農林事務所が一体施行することで、経費の削減を図りながら平成21年度の完成を目指しております。

次に、吉田漁港の整備について御報告申し上げます。

国では、平成19年度から平成23年度までの「第2次漁港漁場整備長期計画」を策定し、平成19年6月8日に閣議決定したところでありますが、これを受け、県では「圏域総合水産基盤整備事業計画」を策定し、漁港漁場整備事業の総合的かつ計画的な実施を促進しております。

吉田漁港につきましては、漁業関係者の安全な職場環境の確保や漁業経営の安定化、沿岸漁業及び地域振興の活性化を図るため、平成13年度から国と県の補助を受け、地域水産物供給基盤整備事業として整備を進めているところであります。今年度の整備につきましては、整備後約43年が経過し、老朽化が予想される1号岸壁及び河川護岸につきましては、改良のための測量調査業務委託を実施いたします。また、昨年度実施いたしました西側泊地の2、3、4号岸壁測量調査業務委託の結果を踏まえ、2号岸壁の防食工事を実施するとともに、岸壁防食工事を進めるための港内泊地しゅんせつ工事や船舶の航行の安全確保を図るための港口部泊地しゅんせつ工事を実施いたします。

次に、吉田漁港津波防災ステーションの整備につきまして御報告申し上げます。

吉田漁港津波防災ステーションにつきましては、予想される東海地震での津波や台風での高潮による災害から吉田漁港背後地となる地域住民の生命と財産を守るため、陸閘と大幡川水門の一元的な遠隔操作と制御が可能となる防災上重要な施設を整備するため、平成17年度から国と県の補助を受け、津波・高潮危機管理対策緊急事業として進めているところでございます。

本年度の整備といたしましては、遠隔操作システム、光ファイバー敷設、無線通信設備の実施設計を盛り込んだ遠隔操作システム詳細設計業務委託を5月末に発注したところであります。また、本年度は被制御所から津波防災ステーションとなる役場庁舎までの光ケーブルの埋設工事、大幡川水門電気設備改良工事及び現場設備工事も実施いたします。

地元自主防災会の皆様方の不安や負担を解消し、地域住民が安心して暮らせるよう、平成21年度完成に向け積極的に整備を進めてまいります。

次に、生活に欠かせない都市基盤でございます上水道と下水道につきまして御報告申し上げます。

町では安定した水の供給を推進するため、第6期拡張事業の一環として、除鉄除マンガン施設と第2浄水場の築造事業を進めるとともに、老朽管の布設がえ及び他事業との関連工事に伴う水道管の布設や布設がえ工事を実施しております。除鉄除マンガン施設につきましては、既設構造物取り壊しから管理棟及び水道資材倉庫等の築造、第2浄水場につきましては、配水池の築造とタンク周りの配管等の整備工事を発注しております。また、老朽管の布設がえであります。現在発注しております日之出片岡辻線配水管布設がえ工事のほか、鮎ヶ窪11号線外2路線の配水管布設がえ工事を発注する予定であります。

一方、他事業との関連工事に伴う水道管布設や布設がえ工事でございますが、既に実施している主要地方道島田吉田線送水管布設がえ及び配水管布設がえ工事のほか、今後、公共下水道事業に伴う配水管布設がえ工事等を発注する予定であり、事業関係者と十分な協議、調整を図りながら事業を進めてまいりたいと考えております。

また、下水道事業につきましては、地域再生計画に基づく汚水処理施設整備交付金を活用し、平成17年度から平成19年度までの3カ年計画で下水道事業と浄化槽事業の整備を進めております。

本年4月1日現在における整備状況は、事業認可区域面積299ヘクタールに対し、180.17ヘクタールの整備を完了しており、町全体の人口普及率は30.5%に達しております。また、現在の水洗化率は約77.8%と順調に推移している状況であります。

本年度に整備を予定している施行箇所ではありますが、昨年度に引き続き、住吉東村地区及び住吉上組地区と川尻東中地区及び川尻西中地区を整備していく予定でございます。

次に、第2次吉田町国土利用計画の策定について御報告申し上げます。

平成18年度、平成19年度の2カ年をかけて行っております第2次吉田町国土利用計画策定につきましては、6月22日に吉田町開発審議会を開催し、庁内会議を経た企画素案に対する御意見をいただき、修正を進めてまいりました。7月17日には、静岡県庁28部署との市町村調整会議におきまして、これまで修正を進めてまいりました計画素案の説明を行いました。今後は、この計画素案に対しまして、静岡県庁28部署からの意見がなくなるまで各部署との調整を続け、計画案を作成していくこととなります。県との調整が

終了した計画案につきましては、開発審議会等で御説明させていただき、国土利用計画法第8条第3項の規定により、12月の議会定例会にお諮りしたいと考えております。

最後に、空港対策事業について御報告申し上げます。

8月2日、静岡県庁におきまして航空機騒音対策事業に係る協定書の調印式が行われ、各市町の空港対策協議会等と静岡県と島田市、牧之原市、吉田町のそれぞれの間で、2市1町共通の内容となる基本協定を締結いたしました。

この協定書は、静岡空港周辺地域の航空機騒音による障害を防止し、生活環境の保全を図るため、住宅防音工事や学校等防音工事等の対策事業が盛り込まれているのを初め、空港開港後の航空機騒音測定方法や電波障害の発生状況の調査等、航空機騒音の監視体制を定めた環境監視計画につきまして地元と協議していくことを県が約束する内容となっております。

今後、この協定書に基づきまして航空機騒音測定方法や常時定点観測の設置場所など、航空機騒音における監視調査の基本となる「環境監視計画」の策定につきまして、地元の意見を強く県へ伝えてまいりたいと考えております。

以上、現状の町政の一端を紹介させていただきましたが、今後も行財政運営の透明性、効率性のさらなる向上を柱に、マニフェストに掲げましたさまざまな施策を着実に展開していくとともに、他の必要欠くべからざる事業も進めながら、町民の皆様方が住んでよかったと実感できる町政運営に全力を傾注しまいりますので、議員の皆様方におかれましても、町政運営の趣旨を御理解いただき、御協力を賜りますようお願い申し上げます、今定例会の行政報告といたします。

○議長（吉永満榮君） 町長、御苦労さまでした。

次に、監査委員から、決算審査報告をお願いいたします。

監査委員、小塩一馬君。

〔監査委員 小塩一馬君登壇〕

○監査委員（小塩一馬君） 6月より監査委員を務めております小塩でございます。よろしく申し上げます。

それでは、平成18年度各種会計決算審査意見書につきまして御報告いたします。

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項並びに地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された平成18年度吉田町各種会計（一般会計・特別会計・企業会計）歳入歳出決算及び附属書類並びに基金の運用状況を審査したので、次のとおり意見書を提出します。

審査の対象。平成18年度吉田町一般会計歳入歳出決算、平成18年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算、平成18年度吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算、平成18年度吉田町老人保健事業特別会計歳入歳出決算、平成18年度吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算、平成18年度吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、平成18年度吉田町水道事業会計決算、平成18年度吉田町物品調達基金運用状況、以上であります。

審査の時期は、平成19年7月17日、18日が特別会計及び水道事業会計、平成19年8月1日、2日、6日、7日が一般会計及び物品調達基金運用状況を実施しました。

審査の方法は、町長から送付された各種会計歳入歳出決算書及び附属資料について計数の確認を行ったほか、財政状況及び予算の執行状況について資料を求め、これを審査しました。

審査の結果。各種会計歳入歳出決算書及び附属資料は、いずれも関係法令に準拠して作成され、それぞれ計数的に誤りのないものと認められました。

決算の概要について報告いたします。

お手元の平成18年度各種会計決算審査意見書、2ページをごらんください。

平成18年度一般会計及び特別会計の予算現額合計は163億7,856万6,000円、対前年度比8億2,075万4,000円の増、率は105.3%。歳入額は167億1,015万1,000円、対前年度比8億5,092万6,000円の増、率は105.4%。歳出額は160億2,162万5,000円、対前年度比9億8,046万7,000円の増、率は106.5%。予算現額に対する執行率は97.8%となり、前年度との比較では1.1ポイントの増となります。

実質収支額は6億6,976万9,000円で、対前年度比8,448万8,000円の減額で、率は88.8%となります。

一般会計について申し上げます。

一般会計歳入歳出決算額及び収支状況ですが、平成18年度の一般会計歳入額は、97億6,491万4,000円で前年度比5億6,014万円、6.1%増、歳出額が93億2,347万4,000円、前年度比7億4,310万6,000円、8.7%増で、実質収支額は4億2,268万3,000円となり、前年度比1億3,791万2,000円の減となります。

次に、収入済額を自主財源と依存財源に分類しますと、自主財源は71億9,024万9,000円で、構成比率は73.6%、依存財源は25億7,466万5,000円で、構成比率は26.4%、自主財源比率が前年度より2.8%の増となっております。自主財源の増加の最大の要因は、町税5億7,357万9,000円の増加であり、依存財源の減少は町債3億7,430万円の減少が主なものであります。前年度9.1%の町債比率は本年度4.7%と4.4ポイント減となり、町債の依存度が低くなっております。

4ページは、収入済額の款別内容でございます。

本年度の特徴として、前年度と比較しますと町民税では個人が1億452万3,000円、法人も1億8,950万4,000円の増加となりました。固定資産税は2億7,894万3,000円増加しましたが、都市計画税は1,107万6,000円の減収となりました。本年度も大手企業の設備増資が寄与する結果となりました。

軽自動車税は238万5,000円、たばこ税は929万9,000円の増となり、町税総額で61億972万5,000円の収入済額となり、前年度より5億7,357万9,000円、10.36%の増となりました。

5ページの表は、過去5年間における町税収入率の状況でございます。

収入未済額は前年度に対し4,094万1,000円減少し、収入未済額の累計額は2億8,675万3,000円となり、不納欠損額は前年度より226万9,000円少ない2,267万1,000円を計上することになりました。

本年度の現年度分収納率は98.8%と前年に引き続き改善されました。これは、徴収相談員の採用等により滞納整理事務がスムーズに行われているあらわれと思います。今後も税負担の公平化から、長期及び高額滞納者に対して徹底した対策をお願いしたいと思います。

歳出決算額の概要。

歳出予算総額95億1,998万9,000円に対し支出済額は93億2,347万4,000円で、執行率は97.9%となります。不用額は1億6,905万8,000円で、前年度より542万4,000円の増となります。

支出済額93億2,347万4,000円は前年度より7億4,310万6,000円増で、増額となった主な要因は、教育費1億8,501万7,000円、農林水産業費1億7,615万9,000円、諸支出金3億4,075万4,000円が主なものであります。

6ページの表は、歳出決算額の款別内容でございます。

また、表以下から7ページまでが款別の主な事業支出額及び特徴的な事業内容でございます。この事業内容は、このほかにも事務事業の改善、老人福祉、児童福祉、交通安全対策、防災事業と幅広い事業の推進が図られております。

8ページ、特別会計に移ります。

吉田町土地取得事業特別会計。

歳入総額2億4,326万7,782円、歳出総額2億4,325万8,226円、差引残額9,556円の決算内容であります。

歳入は、民附宅地造成地及び道路後退線用地、売払収入4,927万3,101円と、土地開発基金繰入金278万3,000円、一般会計繰入金1億9,116万1,705円が主なものであります。

歳出は、道路後退線用地278万2,800円の公有財産購入費と、能満寺門前整備及び総合運動公園用地取得債の償還元利金1億9,116万1,705円、土地開発基金への繰出金4,931万721円が主なものであります。

平成18年度末土地残高は、土地取得特別会計分地籍2万4,799.55平方メートル、金額で11億2,409万1,307円、町債分地籍7万8,846.66平方メートル、金額で15億5,090万円です。

当該事業に関する歳入歳出会計処理及び事務事業は合法的に処理されており、財産運営も適正であることを認めます。

ただ、民附宅地造成地は一般会計への移管であり、連結ベースで見た場合、売払収入が発生しません。本来、当該土地のように第三者への売却目的で取得した土地については、第三者への売却に引き続き御努力いただきたいと思っております。

吉田町国民健康保険事業特別会計。

歳入総額23億223万9,272円、歳出総額21億7,101万9,922円、差引残額1億3,121万9,350円の決算内容であります。

歳入を前年度と比較しますと、1億8,836万9,000円の増額となります。この要因は、療養給付費等交付金5,331万2,000円、県支出金3,057万8,000円、共同事業交付金7,689万6,000円の増額によるものであります。

歳出を前年度と比較しますと1億7,767万8,000円の増となり、この要因は、諸支出金1,624万1,000円減少したものの、保険給付費8,546万9,000円、老人保健拠出金1,708万5,000円、共同事業拠出金8,044万8,000円、基金積立金862万4,000円が増加となったためであります。

国民健康保険事業の歳入歳出に対する事務事業処理は、事業計画並びに定義に準じて適正であることを認めます。

なお、調定額の大きい現年度分の国保税の収納率は91.5%と前年度より0.8ポイント低下し、過去5年間で最低となりました。また、調定額に対する収入率も78.7%と80%台を維持できませんでした。

収入未済額は2億6,193万9,000円で、前年度より2,807万4,000円増加となりました。ただ、不納欠損額は前年度より215万4,000円減の698万9,000円と、前年度に引き続き減少することとなりました。

国保財政の健全な運営を図るため、今後も被保険者の健康づくりと疾病予防を推進するとともに、職員による訪問徴収等、滞納者との接触、交渉を多く図ることにより、滞納額の減少と徴収率の向上に努めていきたいと思っております。

9ページの表は、国保税の過去5年間の収入率等の推移でございます。

次に、吉田町老人保健事業特別会計。

歳入は、1款支払基金交付金の10億5,132万5,165円から6款諸収入の864万9,657円までで、歳入総額は20億4,167万6,600円です。歳出は、医療諸費18億8,594万119円及び諸支出金7,329万5,967円で、歳出総額は19億5,923万6,086円で、差引残額は8,244万514円であります。

歳入歳出を前年度と比較しますと、歳入で6,453万1,339円、歳出で1億174万3,711円の減額となります。

歳入内容では、支払基金交付金1億1,212万9,000円、繰越金1,353万6,000円、一般会計繰入金351万1,000円が減少し、国庫負担金4,980万2,000円、県支出金1,147万6,000円、第三者納付金333万3,000円が増加しました。歳出では、老人医療給付費1億52万9,000円減が主なものであります。

老人保健事業における歳入歳出処理は、事業計画を基調とし、諸事情の変化に迅速な対応で処理されており、適正に執行されていることを認めます。

老人保健医療費給付状況は10ページの表でございます。

次に、吉田町介護保険事業特別会計。

歳入総額は12億950万1,937円、歳出総額は11億8,586万1,227円、差引残額は2,364万710円であります。

歳入は、保険料2億3,384万3,542円、国庫支出金2億5,684万965円、支払基金交付金3億5,144万3,000円、県支出金1億7,161万234円、繰入金1億8,544万4,000円、繰越金1,001万3,230円が主なものであります。

保険料の調定額に対する収入率は98.7%で、収入未済額は257万7,942円、不納欠損額は57万3,250円が発生しました。

歳出は、総務費3,112万302円、保険給付費11億3,007万7,896円、地域支援事業費1,261万2,575円、基金積立金693万2,666円が主な支出額であります。

介護保険事業の歳入歳出に関する事務処理及び事業運営は、事業計画並びに諸規定に沿って適正に処理されていることを認めます。

なお、財産に関する調べにおいては、金融機関証明により適正であることを確認しました。

主要な施策の成果は、①被保険者の状況、②認定者数・利用者数、③保険給付状況は各表をごらんいただきたいと思っております。

12ページの吉田町公共下水道事業特別会計です。

歳入総額は11億4,855万1,027円、歳出総額は11億3,877万6,043円、差引残額は977万4,984円となります。

歳入は、公共下水道受益者負担金1,989万5,200円、下水道使用料は現年度分と過年度分の合計で5,296万6,400円、国庫補助金1億5,420万円、一般会計繰入金5億7,434万4,000円、町債3億2,830万円が主なもので

あります。

前年度との比較では、受益者負担金473万7,600円増、下水道使用料763万9,767円増、国庫補助金5,580万円減、一般会計繰入金445万4,000円増、前年度繰越金254万1,959円減、諸収入66万922円減、町債9,680万円増となり、総額で5,458万486円増となっております。

歳出は、管渠建設費 5億7,339万510円、管渠維持管理費528万7,471円、浄化センター維持管理費8,152万6,683円、浄化センター建設費890万9,250円、公債費 4億6,966万2,129円であります。

前年度との比較では、管渠建設費5,974万8,916円増、管渠維持管理費52万7,264円増、浄化センター維持管理費2,628万6,345円減、公債費1,975万9,215円増となります。総額で6,265万8,300円増となりました。

公債費は、償還金元金 2億5,174万4,810円、償還金利子 2億1,791万7,319円であります。

なお、平成18年度末までの総事業費は223億5,876万1,604円で、この内訳は公共下水道事業費176億5,891万91円、公債費46億9,985万1,513円となっております。

事業費の主な内容は、管渠建設費の109億4,466万3,396円、浄化センター建設費57億4,712万1,491円、管渠維持管理費8,035万437円、浄化センター維持管理費 8億8,677万4,767円となっております。

平成18年度末の未償還金残高は、71億7,700万3,786円あります。

公共下水道事業における歳入歳出に関する会計処理及び建設事業内容は、事業計画及び諸規定に基づき適正に執行、処理されていることを認めます。

次に、企業会計、吉田町水道事業会計。

平成18年度の業務量は、総配水量487万5,169立方メートル、総有収水量は431万2,038立方メートルとなっております。

給水件数は1万1,995件、給水人口は3万2,812人、うち吉田町2万8,052人、給水普及率は90.9%であります。

収益的収入及び支出。水道事業収益は5億1,937万8,286円、前年度比100.4%、水道事業費用は4億1,433万9,147円、前年度比93.8%、当期経常利益は1億503万9,139円を計上しております。

資本的収入は2億9,876万1,050円、資本的支出は5億7,390万1,306円で、不足額が2億7,514万256円となります。不足額の補てん財源は、過年度分損益勘定留保資金9,454万7,042円、過年度分消費税資本的収支調整額1,917万6,977円及び当年度分損益勘定留保資金1億6,141万6,237円あります。

水道事業収益の営業収益は、水道料金5億1,306万1,236円、修繕工事収益69万7,802円、手数料100万5,400円、消火栓維持管理料125万2,800円で、営業外収益は、預金利息34万2,087円、その他雑収入301万8,961円となっております。

水道事業支出の主なものは、漏水修理等修繕費が2,451万3,876円、ポンプ稼働用の動力費2,576万3,823円、検針、会計システムの委託料694万9,769円、構築物、機械等の有形固定資産減価償却費1億6,882万5,507円、固定資産除却費800万6,289円あります。営業外費用の主なものは、企業債利息6,721万6,564円、開発償却費326万円等となっております。

資本的収入は、企業債2億3,700万円、出資金69万3,000円、工事負担金3,605万8,050円、加入分担金2,381万8,949円となっております。

資本的支出の主なものは、設計業務委託料の8,742万円、建設改良工事費2億9,748万2,000円、第2浄水場用地購入費5,778万7,810円、企業債元金償還金1億1,034万4,971円等となっております。

なお、企業債未償還残高は、政府、公庫資金合わせまして24億5,277万2,034円となっております。

工事請負契約及び設計業務委託契約の主なものは、島田吉田線配水管布設がえ工事ほかでございます。

提出されました決算書、決算附属書類の内容について決算審査を行った結果、地方公営企業法及び事業計画書に基づき事業に関する歳入歳出会計処理及び事務事業は合法的に処理されており、財産運営及び棚卸資産管理が適正であることを認めました。

引き続き今後の水道事業運営に当たっても、より効率的な事業運営に努めていただき、今後もすべての町民が安心しておいしく飲める安定した水道水の供給をお願いしたいと思います。

次に、物品調達基金の運用状況でございます。

基金運用に係る収入金額は、前年度からの繰越金376万6,782円、本年度売上金額541万5,737円で、計918万2,519円となっております。

支出金額は、本年度仕入金額569万5,602円、一般会計繰出金1,906円で、合計569万7,508円となっております。

差引現金は348万5,011円で、期末棚卸額は51万4,989円であり、基金運用残高は条例に定める基金の額である400万円であります。また、回転率は1.3%となっております。

物品調達基金運用の事務処理は、諸帳簿、伝票処理及び棚卸管理等、適正に処理されていることを認めます。

最後に、平成18年度決算審査の総括を申し上げます。

審査に付された各種会計の歳入歳出決算書及び附属書類は、いずれも関係法令・諸規定に基づき作成され、歳入歳出額は予算作成の基本に準じて、事業目的に沿って執行されており、それぞれが計数的に正確であり、平成18年度の会計処理及び行政事業執行が適正に処理されていることを確認いたしました。

予算の執行状況はおおむね良好であり、所期の成果が得られたものと認められます。

平成18年度町税の収入済額は、前年度に引き続き大手企業を中心とした好業績による高水準な設備投資により、法人固定資産税及び法人町民税の伸びが顕著で、過去最高額だった前年度を上回る決算額となりました。

しかし、今日の経済情勢下では、好況が持続することが見込めない状況にあることから、施策の緊急度、優先度を考慮し、財源の重点的、計画的な配分を図り、事務事業の効率化に努め、町民のニーズにこたえられる迅速な事業推進をお願いしたいと思います。

以上で平成18年度決算審査報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（吉永満榮君） 監査委員、御苦労さまでございました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は10時35分といたします。よろしくお願ひいたします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時35分

○議長（吉永満榮君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議会閉会中の委員会活動報告

○議長（吉永満榮君） 日程第4、議会閉会中の委員会活動報告をそれぞれの委員長から報告をお願いします。

最初に、総務文教常任委員会委員長からお願いします。

11番、勝山徳子君。

[総務文教常任委員会委員長 勝山徳子君登壇]

○総務文教常任委員会委員長（勝山徳子君） 総務文教常任委員会から、議会閉会中の調査活動について御報告申し上げます。

初めに、調査案件決定の過程について報告いたします。

委員協議会を5月17日と5月24日に開催し、議会閉会中の調査案件について協議いたしました。6月7日、第2回定例会開会中の委員会において、さきの委員協議会において委員の皆様から御意見をいただき集約した3点について、1、少子高齢者対策について、2、障害者福祉対策について、3、生活環境対策について調査案件を決定いたしました。今後のスケジュール、調査方法について協議をし、次回の委員会

において少子高齢者対策について、我が町の現況について当局より説明をいただくことに決定いたしました。

それでは、議会閉会中の調査活動について御報告いたします。

6月29日、4階第2会議室におきまして、午前9時半開議、出席は委員7名全員と議長の計8名、当局から社会福祉課長、高齢者支援課長及び担当職員の御出席をいただきました。定足数に達しているのを確認し、調査案件であります少子高齢者対策についてを議題に上げ委員会を開会いたしました。

初めに、社会福祉課長より吉田町次世代育成支援行動計画の説明と現況の報告をいただき、その後、質疑応答を行いました。

委員。日曜保育の実施状況で、余り利用されていない現状の欠点を検証してもらいたい。現状は試行的に実施されていると解釈していますが、よろしいでしょうか。

当局。要綱は試行という形で実施しています。実施する前にアンケートをとり、20数人の希望があり、土曜保育の利用人数くらいが利用されると思っていた。お弁当持参になっており、つくるのが大変で利用しないのではないかと。

委員。現在の利用人数7名がどんな家庭状況なのか。2,000円の負担はおやつ代として解釈していいのか。職員のローテーションは、

当局。要綱をつくる時、監督者は1名（園長または園長補佐）と5名で対応することになっていますが、人数が少ないときは3名の職員で実施。利用者の家庭状況は、ウナギの忙しいとき家族が家にいない状況の事例がある。日曜保育は正規の職員でローテーションしている。ことしから土曜保育、日曜保育を実施する中で、7月から9月は夏期休暇の取得期間（正規の保育士が有給休暇の7日と特別休暇3日）で計画をつくり休むわけですが、休みますと夏期休暇はそのまま休暇になり、土日に出て振りかえをすると平日に正規の保育士が少なくなるので、園長か補佐と正規の職員1名、臨時の職員1名の3名で保育に当り、ローテーションを組むことにしました。

2,000円の内訳は、ママハートを参考にしたと思う。

委員。外国人労働者がいると思うが、その子供の入園の受け入れの現状と申し込みの体制はできているのか。

当局。何人かいる。言葉はわからなくても、コミュニケーションをとり保育している。

委員。母子世帯が多くなっている背景は、

当局。母子が多くなっている背景を精査したことはないが、簡単に離婚に結びついてしまう現象があるのかなと思う。

続きまして、高齢者支援課長から、吉田町高齢者保健福祉計画並びに吉田町介護保険事業計画に基づき、特に地域支援事業と外出支援事業について、我が町の実施状況と近隣市町の実施状況の説明をいただき、質疑応答を行いました。

委員。地域包括支援センターの活動実績の数字は延べ件数ととらえてよろしいのか。

当局。合計の714件は延べ件数です。

委員。虐待の相談件数は延べ件数か。

当局。実数で5名です。

委員。介護給付費等費用適正化事業は給付通知と思うが、問題になったコムスンはこのようなもので見出したのかなと思う。不正チェックし、あった場合は措置をどのようにするのか。

当局。実際に使ったのかチェックし、おかしい内容があったら連絡していただくことにして、過去に金額の間違いや問い合わせがありました。

委員。成年後見制度利用支援事業について詳しく知りたい。

当局。認知症高齢者や判断能力の不十分な高齢者の保護を図るため、申し立てに要する経費や成年後見等の報酬の助成を行うものです。

委員。一般高齢者の介護予防事業の実績に伴い、今後持続性のものや介護にならないための支援の計画は、

当局。昨年、特定高齢者が少なかったため講演会を開催し、参加者を特定高齢者の候補者を対象に運動機能向上、口腔機能向上、栄養改善の講演会を実施したところ好評でありました。一般高齢者も機械や器具を使った運動と栄養、口腔機能、外出支援をつけて実施していきたい。一般高齢者にも力を入れていきたい。

委員。65歳以上の把握を民生委員に御苦労いただいてできたが、今後、ふえる人の把握などをどのようにしていくのか。

当局。平成20年に改革があり、健康づくりでの健診状況も変わってくることを伺っている。把握の状況も変わってくると思う。地域で根づいた調査が必要であると国も推進していききたいとの考えです。

委員。有償外出支援が法律的に厳しくなり、検討される状況と聞き、当町の外出支援事業は介護者に対する施設への支援のみと思う。今後、運転サービスを行う福祉有償運送について検討すると明記されていますが。

当局。近隣の状況を踏まえて検討をしていく。道路運送法の改正に伴い、有償の支援事業が難しくなってくる判断がある。それにかわる事業を検討していかなくてはと考えている。事業に必要な財源、対象者、費用対効果をよく検討していかなければと考えています。

ここで質疑を終結し、高齢者支援課の皆様にご退席をいただき、調査案件の次回の日程について委員会を続けました。今後の日程について協議いただきました。年間スケジュール案を次回の委員会で配付すること。具体的なテーマについて委員に発言を求めました。

委員。他市で行っているファミリーサポートセンターは次世代育成支援行動計画の中にも平成21年度目標1カ所と挙げてあります。子育て支援の中でファミリーサポートセンター事業を近隣で行っているところを視察してみたい。

委員。少子対策においてはファミリーサポートセンター事業、高齢者対策では外出支援事業を。

委員。調査案件では子育て支援でいい。町の事業がたくさんある中で町民の関心のあるところでよちよちサークルの内容、日曜保育が試行的にされていますが、今後継続された方がよいのか、費用対効果を考えるとどうか判断材料にしては。児童放課後クラブに絞って見たらどうか。

以上の意見を集約し、少子高齢者対策における具体的なテーマは子育て支援事業、外出支援事業とし、7月には焼津市へファミリーサポート事業と外出支援事業の視察をさせていただくことに委員の合意を得ました。

以上で委員会を閉会いたしました。散会は12時15分でした。

続きまして、7月26日の委員会の報告をいたします。

調査案件のファミリーサポートセンター事業と外出支援事業について、焼津市の事例調査に行きました。出席は委員7名全員と議長の計8名、当局からは高齢者支援課長、同課長補佐、社会福祉課統括の御出席をいただきました。

焼津市において、1時半より担当課長より詳細にわたり説明をしていただき、質疑応答を行いました。

次回の委員会で焼津市の事例調査の検証をすることで散会いたしました。

続きまして、8月9日の委員会の報告をいたします。

4階第2会議室におきまして午前9時より、出席は委員7名全員と議長の計8名、当局からは社会福祉課長、高齢者支援課長の御出席をいただきました。

定足数に達しているのを確認し、調査案件の少子高齢者対策について、7月26日に焼津市における事例調査の検証と調査案件の進め方について議題に上げ、委員会を開会いたしました。

初めに、ファミリーサポート事業について委員全員の感想を出していただきました。

委員。吉田町でこの制度が将来は必要となる事業と思う。今現在の要望があるのかわからないので、アンケート等でまとめることも大事。実績を見ると15年度から開始して、18年度では登録会員も増加し、利用する人数も10倍以上増加している。制度として必要と思うが、吉田町の独自性を出して考えなければと思う。

委員。吉田町も人口も増加して児童館もたくさんのお母さんと子供さんが利用している。利用がどのく

らいあるか調べる必要がある。予算は余りかからない事業、いい制度と思いますので、事前の調査が大事と思う。

委員。内容は市民ぐるみで取り組む姿勢は評価できると思う。登録会員は講座を受けるが不十分な心配がある。取り組みやすい制度と思うが、田舎では留守をするときは近所へ依頼したり、親戚へお願いしたりする。利用しやすい制度と思うが、苦情等は聞かなかった。実績ではどうかと思う。

委員。この制度が利用したい方と受け入れる人のバランスがとれていけばうまくいくと思う。利用料1時間600円が、報酬としては最低賃金法でとらえらるかどうか。

委員。これからの時代には必要かなと思う。親の突然の用事ができたときや留守をしなければならないとき、子供を見ていただける人がいてくれるととてもいい手法だと思う。過保護的な感じもするが、子供を連れていけないときのすき間を埋められる感覚はおもしろいと思う。このまま吉田町に取り入れて、受け入れられるかどうかアピールが大事と思う。

委員。緊急時や病院へ行きたいとき、少しの時間子供を預かっていただけるところがあると心強い制度と思う。隣近所をお願いできない状況もある。制度があれば、いざというとき利用できるし、登録制で預かる人、預けたい人の状況も把握できる。予算も多額ではなく、システムづくりを行政がサポートしていけばよいと感じました。我が町でも一時預かりや日曜保育で手を差し伸べていただいています。子育てをするお母さんにとって、緊急時に対応できるありがたい制度と思う。

社会福祉課長。需要と供給という地域、地域の特色があると思う。バランスを見きわめていかないと、いろいろ検証した中でファミリーサポート事業に乗るのか、ほかにもたぐいのものができるのか、緊急時に預ける場所、人が必要なということ、やり方はいろいろ。センター事業としてやるのか、子育て支援としてやるのか、過保護的になるということもある。子育て優待カードがある。子供と一緒にいけば優待サービスが受けられる。子供と一緒に過ごせない親もいる。親は子供さんを置いていくのではなく、いろいろな子育て支援の仕方を切り離すのではなく、一緒に何かをできるような場を提供する。親子のきずなを小さいころからつくっていくという点もある。かかわりを持つ地域において考える。足りない部分を検証しながら、NPOや子育て支援センターなどで検証していった方が、即この制度に乗っかるということではなく、できる部分からやっていったらどうか。

委員。親子のきずなが幼児期は大事と思う。ファミリーサポートセンターに預けるとお金がかかる。そのためにも働かなければならない。社会的状況にも、近所づきあいをして地域ぐるみで取り組むをする中で取り組めたらいいと思う。やることは悪いことではないが、親子の関係を思うと、果たしてやってしまっているのかなと思う。

委員。12万の人口の焼津市で利用者が300人、人口比率で見ると吉田町は4分の1ぐらいかなと思う。町では児童放課後クラブを充実し、幼稚園、保育園では低い年齢層から充実してくれば、余りアンケートをとっても希望は少ないかなと思う。吉田方式を考えて、ボランティアを育成していく中で何か芽生えていけばと思う。

次に、外出支援事業について。

高齢者の外出支援策の一環として、タクシー乗車券を交付する事業、助成の方法等についてもいろいろ制約が定められています。これらを含め感想を出していただきました。

委員。介護認定を受けている人がタクシー券の交付対象者で、基本料金以内の利用で病院や施設へ行くタクシー券と思いました。金額的にも平成18年度で135万7,000円、認定を受けている人にはよい。

委員。65歳以上で介護認定を受けた人というに限られた人数だと思う。焼津市の場合は基本料金の610円を使える。それ以降は自己負担でという、今の高齢者はお金を持っているので、その程度のサービスはどうかと思う。社会的弱者を救済するという面から、わずかでもためになるわけですけれども、余り過保護にしてはいけないと思うので、この事業はいま一つ検討した方がいいと思う。

委員。利用者が少ないからやらないのではなく、これからは高齢者がふえていく中で、広報する中で利用がふえていく。制度ができていけば高齢者も安心だと思う。

委員。要綱を見ると条件が厳しい。65歳以上、認定者、行く先も限られている。高齢者の外出をふやし

ていく目的で、金額的にも多くはないので、焼津市の決め方なので吉田町も条件を考えたやり方をして、高齢化社会になっていくのに検討していく必要があると思う。

委員。65歳以上、吉田町は5,000人くらいいるわけです。何でもかんでもいろいろなサービスをすべての方にすることは無理なことと思う。将来に向けて対処を考えていかなければならないと思う。要介護・要支援の考え方で介護タクシーの場合、要介護者は200円で済むが、要支援で基本料金で行けた場合、負担はなし。取り入れていく場合は内容を検討していかなければならない。

委員。事業の目的にタクシー料金を助成することにより、高齢者の外出の機会を容易にし、社会参加の促進を図ることによって、高齢者の福祉の増進に寄与することとうたわれている。タクシー券を利用できる制約に対して、外出の機会を多く持てるような状況ではない。サービスとしてはとてもよいサービスと思うが、吉田町で行う場合は柔軟なものを取り入れていけたらいいと思う。焼津市は自主運行バスが走っていて、吉田町では路線バス停まで行くのが大変な状況。病院へ行くのに交通機関でお金がかかってしまう。図書館へ行くのにバスを利用するか歩かなければならない。町内の施設に行くのにも躊躇してしまう現状かなと思う。焼津市では介護認定者に限定されていますが、高齢者支援の考えでいけば、認定者だけでなく、外出したいが出られない人も多いのではないかと。基本料金の610円を往復利用できれば、負担も軽くなると思う。焼津市ではタクシー券の財源を敬老会のお祝い金をほかのものに生かせないかとの声に検討され、タクシー券が誕生したと伺う。当町において敬老会の見直しで財源を見出せないか。

出席いただいた担当課長より感想をいただきました。

課長。要綱につきましては、制度上、介護保険の中では介護者に対してサービスがありまして、1件900円の支給があります。それに対してサービスを受けられない要支援の方に対する初乗りの運賃610円を支給する考え方に対して、よく考えたと思う。県内の外出支援サービスを実施しておりますほかの市町では、年齢制限で実施をしているところ、さまざま、ばらばらな現状がある。所得の要件、非課税世帯を対象とするとか、実施をしているところもある。焼津市の要綱で吉田町に焼津市と同じ利用率を適用した場合、月1回乗車券を発行すると51万円の金額になります。本年度から月2回になりますと、同じように考えますと102万円の金額になる推定をいたしました。

制度上、月1回、2回という考え方ですが、包括支援センターの中で要支援の方のモニタリングあるいはアセスメントを行っていく中で要望が上がってきていない現状です。投薬の関係で医者へ月に1回か2回通っていることを考えると、月に1枚か2枚の考え方は当然と感じました。焼津市の担当者から財源につきまして、敬老会の祝い金の見直しで財源を見出したと説明をいただきました。吉田町におきましては、新たな財源を求めることは非常に難しいことで、他の施策を見直す中で実施するならば財源を補えると思われました。今年度、前回の委員会地域支援事業の説明をさせていただきました。吉田町高齢者保健福祉計画、平成21年度の実施に当たり、本年度、高齢者の実態調査を行いますので、そうした中で外出支援が必要か、調査項目に入れて実施をしていきたいと考えている。

以上で調査案件について協議を終了し、配付してある総務文教常任委員会のスケジュールについて検討を行い、2泊3日の委員会視察について御意見を伺いました。行く先については、4名の委員から案が出されましたが、なかなか委員会内で意見の調整が困難であり、案については正副委員長一任の声もあり、検討することになり、9月中には行く先を決定したい旨を告げ、合意をいただきました。

次に、次回の日程や内容について発表し合意を得て、委員会を閉会いたしました。散会は11時15分でした。

続きまして、8月23日の委員会の報告をいたします。

4階第2会議室におきまして午前9時より、出席者は委員7名と議長の計8名、当局からは会計管理者兼会計課長、総務課長、契約管理課長、企画課長、税務課長、町民課長、社会福祉課長、高齢者支援課長、社会教育課長の御出席をいただきました。

定足数に達しているのを確認し、9月議会に上程をされている議案についての報告を各課長よりいただきました。報告事項が終了した後、所管事務調査に入るため、当局の皆様には御退席をいただき、協議事項の委員会視察の協議を行い、正副委員長で検討した2つの案に対し意見を求めました。日程は10月24、25、

26日に茨城、千葉方面に決定し、先方へ交渉いただくことに合意を得ました。

次に、今後の調査案件の日程についてを協議、8月31日に自彊小学校区の児童クラブ室の開所式があります。委員会として一度そちらの視察を行い、我が町の放課後児童クラブの課題について検討したい旨を告げ、9月議会が閉会后、3つの放課後児童クラブ室を視察することに決定、委員会を閉会いたしました。散会は午前10時45分でした。

以上でございます。

○議長（吉永満榮君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（吉永満榮君） 質疑を終結します。委員長、御苦労さまでした。

次に、産業建設常任委員会委員長からお願いします。

7番、永田智章君。

〔産業建設常任委員会委員長 永田智章君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（永田智章君） 産業建設常任委員会の議会閉会中の調査活動について報告をする前に、産業建設常任委員会の調査案件が決定するまでの経過を説明いたします。

平成19年5月17日、産業建設常任委員協議会を開催し、今後2年間にわたり委員会が調査していく調査案件について意見交換を行いました。各委員より多くの意見が出されました。

平成19年5月25日、委員協議会を開催し、調査案件を決定いたしました。1、公共上下水道事業に関する調査、2、新たな産業の創出の2項目に決定いたしました。

平成19年6月8日、議会開催中に第1回産業建設常任委員会を開催し、さきの協議会で決定された調査案件であります1、公共上下水道事業に関する調査のうち、まず上水道事業に関する調査活動より始めることとし、水道課の出席を求め、上水道についての資料をいただき、その説明を受けました。次回に、上水道の施設の視察を行うことに決まりました。

以上が議会閉会中以前に行われた協議会及び委員会の経過です。

それでは、産業建設常任委員会の議会閉会中の調査活動について御報告申し上げます。

6月27日水曜日、4階第2会議室におきまして午前9時より、出席は委員7名全員と当局からは、水道課長ほか3名の職員の出席をいただきました。

定足数に達しているのを確認し、本日の調査事項である町内水道施設の視察を行う旨を告げ、休憩をとり現地の施設へと出かけました。

最初に、川尻にある第3配水場、第7水源を視察しました。次に、大幡にある第8水源、第3水源、第4水源、次に同じく大幡にある第2浄水場第5水源、次に神戸にあります第2配水池、次に片岡にある第1配水池、同じく片岡にある第1水源、第2水源、第1浄水場の順で視察を行いました。どの施設も大変よく手入れがされており、私たちの生活に欠かせない水が守られているのを見て、感心すると同時に頭の下がる思いがいたしました。

水道課の皆様には各施設、施設で懇切丁寧な説明をいただき、調査案件に対する参考になるとともに、水道事業というものを理解することができました。説明していただいた内容の主なものは次のとおりです。

配水系統フローには、低区配水系、高区配水系、川尻配水系の3系統あること。低区配水系は第1水源、第2水源、第3水源、第8水源より第1浄水場に送られ、第1配水池を経て、1日当たり1万1,400立方メートルの水が住吉、片岡、川尻、牧之原市細江方面に配水されている。

なお、第1水源、第2水源、第8水源の水は、前処理槽において次亜塩素を注入し滅菌処理をし、除鉄除マンガン装置にて鉄分とマンガンを取り除き、送水ポンプで第1浄水場に送られているということでした。

高区配水系は、第4水源、第5水源、第2浄水場兼配水池に送られ、第2配水池を経て、1日当たり4,400立方メートルの水が神戸、大幡、牧之原市坂部の方面に配水されている。また、第2浄水場兼配水池より、加圧配水ポンプにより1日当たり400立方メートルの水が北区方面に配水されている。

川尻配水系は、第7水源より第3配水池に送られ、加圧配水ポンプにより1日当たり2,000立方メートルが川尻方面に配水されている。

各浄水場での滅菌には次亜塩素酸を使用していること、第1浄水場内には低区配水系、高区配水系、川尻配水系のすべての異常を監視できるように集中管理ができる体制が整っていること、停電などの非常時には発電機が設置されていて、水道がとまることはないということで安心いたしました。

機械類のメンテナンスは月1回委託により行われている。第2浄水場兼配水池は、平成19年度内に移設される。移設地は北区東名高速道路吉田インターチェンジ東側に約2,300平方メートルの用地内に配水池1,000トン、2基を予定しているとのこと。旧第1浄水場内には除鉄除マンガン施設を平成19年度か平成20年度につくる予定であること。町内の水道管はダクタイル鋳鉄管及びポリエチレン管が使用されていて、石綿管はいま少し約4キロメートルほど残っているとのこと、順次布設がえを進めているということです。

そのほか平成17年度における行政区域内人口は2万9,385人で、計画給水人口は3万6,100人、内訳は吉田町3万1,000人、牧之原市5,100人、現在給水人口は3万2,609人、給水普及率90.3%、給水件数1万1,695件、総配水量488万9,081立方メートル、1日平均配水量1万3,395立方メートル、総有収水量431万7,990立方メートル、1日平均有収水量1万1,830立方メートル、有収率88.3%、稼働1日配水能力1万8,200立方メートル、最大稼働率84.11%、負荷率87.50%、給水原価102.27円、供給単価118.39円、1日1人平均配水量411リットル、1日1人最大配水量469リットルであることなど、懇切丁寧な説明をいただき、上水道施設の視察を終了し、この日の委員会を閉会いたしました。散会は10時45分でした。

続きまして、7月6日午前9時より、4階第2会議室におきまして委員会を開催しました。出席は委員7名全員、定足数に達しているのを確認し、この日の協議事項に入りました。

この日の委員会協議事項は、さきの委員会における上水道事業施設の現地視察を踏まえて、前半で浄水場施設の視察の検証ということで、各委員よりそれぞれ意見を述べていただきました。各委員よりの意見は次のとおりです。

委員。視察を踏まえて、上水道事業も第6期拡張工事に入り、施設の更新に伴いお金がかかることは認識できた。また、そのお金も起債によるものであることも認識した。また、その事業に伴い、1、上水道事業による水道料金の問題で、値上げをしてもやむを得ない気がする。2、未整備地域の確認をする。また、住宅専用地に上水道の本管が布設されているかどうかを検証してはどうか。

委員。上水道事業には大きなお金がかかることがよく理解できた。そこで、1、水道料金の滞納者問題を今後どのようにしたらよいか。2、未整備地域の居住者の自己負担金の問題にどう取り組んだらよいか。場所によっては自己負担金が高額となる。どのようにとらえるか。3、水道事業の施設の耐震化も進み、異常時の集中管理体制化も進んでいることも認識したが、災害時の訓練をどのようにしているか。4、漏水の判断をどのように行っているか、委員会で検証していったらどうか。5、水道料金の滞納者をいかにしたらよいか。吉田町だけでなく、牧之原市の受給者にも滞納者はいるのか。いるとしたらどのようにしたらよいか。この5つの問題点を今後の委員会で調査検討していったらいかがか。

委員。未整備地域に居住している人が、1、水道を引きたいけれども、水道管が引かれていない地域である場合いかにしたらよいか、2、家と防災上の消火栓との距離が150メートル以内と決まっているが、防災上の観点からとらえて、防災上の消火栓と水道管の布設の問題がどのようにになっているのか。

委員。1、水道設備に関して、設備も適宜に更新されているし、災害時における発電機も整備され、メンテナンスもしっかりしていることが視察してみてよくわかった。ライフラインがしっかり完備されているなど理解できた。また、長期的見地から見て、施設を整備する際、2つあるものを1つにまとめるとか、投資的に見てむだを省き、工夫する方向性を見直しをしたらどうか、今後、水道設備の建設に当たって合理化をしたらいかがか。2、災害に備えて現在ある施設の中に災害に備えた設備、例えば貯水タンクなどをつくったらどうか、現在ある施設を有意義に使ったらどうか、水道課の考えを聞きたい。また、水道課の今後の事業計画を聞いてみたい。

委員。視察をしてみて、吉田町は水が豊富で、今までに自分の知る限りで水に困ったことはなかったし、

施設内の設備がしっかりしていて安心した。また、今後万一水不足になった際のことを踏まえて対策を考えたいかがか。また、第1浄水場が大変広い施設であり、ここで集中管理していることもわかったが、広い施設であるし、また宿直施設も整っているのので、例えば水道課をこの施設内に移転するなど、有効利用してはどうか。

委員。視察してみて、水道施設としては相当に進んでいるなど感じた。また、吉田インターチェンジの近くの一等地に水源施設をつくるのはもったいない気もしたし、また、あれだけの施設を見せていただき、新しい家もできてきているので未整備地域の問題も含めて、消火栓と防災に関するものをひっくるめて皆さんと話し合っていくのが今後のためにいいのではないかと思います。

委員。未整備地域の方の負担金がかかるので、他市町の場合の自己負担金はどうなっているか調べてほしい。

委員。未整備地域にお住まいの方で困っていることは認識したが、委員会としては、今後優先順位をつけて何が一番大事であるかを決めて、随時行っていくよう提言をしたらどうか。

委員。未整備地域の対応はどうか、我々議員の立場として一緒に協議し進めていくのはどうか。それぞれの家庭には事情があるので、担当課に調査をお願いしたらどうか。

委員。給水普及率と未整備地域における未整備家庭の数とは単純に判断できない。防災上より考えると、消火栓と家までの距離が150メートル以内でなければならないので、防災上の消火栓と水道管の布設がどのように関係しているのか、未整備地域の概要と内容はどうか水道課に聞きたい。

以上、委員の皆様より有意義な意見が出されました。この意見を踏まえて、もう少し時間をかけて検証し、問題点をまとめていくということで、この日の水道施設の視察の研修を終わり、休憩をとり、この日の後半に予定していた公共下水道事業の現況について、下水道課より説明をしていただくために課長の出席をお願いしました。

下水道課より下水道課長及び担当職員1名の出席をいただき、休憩を閉じ会議を再開しました。

下水道課長より、下水道事業の現況について説明をしていただき、その後で質疑応答を行いました。概要は次のとおりです。

下水道課長。平成2年、事業認可の承認を受け、平成7年、浄化センターの一部を供用開始する。その後、平成9年、11年、16年の3回の事業区域の変更認可の承認を経て、現在は事業期間を平成16年から平成22年度までの7年間といたしまして、また全体計画920ヘクタールのうち299ヘクタールを事業認可区域として整備を進めている。下水の排除方式は汚水と雨水を別々に排除する分流式を採用して、標準活性汚泥法という処理方式で処理をしている。現在の稼働状況としましては、平均1日1,600立方メートル流入し、処理して放流している。現在までは大変良好に処理している。管渠整備は、トータルでは180.17ヘクタールを整備し、事業認可区域299ヘクタールの60.3%を整備したこととなります。処理戸数は2,420戸、処理人口は8,749人、接続率は76%です。県内市町において、当町の下水道普及率は低い状況です。

委員。汚水処理量は年々ふえており、今の状況で処理は賄えるか、今後の計画について教えていただきたい。

下水道課長。今の状況においても余裕がある。将来の状況により投資していく。

委員。面整備優先に全域整備を進めていけないか。処理費を整備費に回せないか。

下水道課長。事業認可上、70%を超えないと次へ行けない。75%の整備は必要と踏んでいる。

委員。メンテナンスという面で次の事業認可に影響はあるか。

下水道課長。塩ビ管は50年もつと言われている。影響はないと考えている。

委員。道路工事とあわせて行うことはあるか。

下水道課長。先行してやる例はない。

委員。水洗化率を上げないと次の事業認可ができないのではないかと、努力はしているか。

下水道課長。文書で年1回お願いをしている。3年以上たつ家には戸別訪問が必要かと感じている。

委員。使用料の見直しを含め、財政健全化計画についてお聞きしたい。

下水道課長。平成20年からは起債残高を減らすことに主眼を置きたい。料金については、総務省が示す

金額、月3,000円程度を参考に検討したい。

委員。150号線より上は浄化槽と言っているように、やるところとやらないところの線引きが必要となる時期が来るのではないかと。

下水道課長。勘違いをしているようだが、150号線から上は浄化槽ということではなく、事業認可区域外ということです。つまり現在の下水道事業認可区域外は、浄化槽区域として位置づけされているだけです。

委員。将来計画を見て設備投資という点があるかと思うが、事業縮小等変更した場合、補助金の返金はあるのか。

下水道課長。わかりかねます。想定していないということでもあるが、研究不足です。

委員。議会は下水道施設を視察させていただき意見交換をし、調査を進めていきたいと思う。

以上で質疑応答を終わり、下水道課には退席していただき、委員会視察について話し合いを行い、11月12日から16日の間ぐらいに2泊3日ということで決定した。次回までに視察先を挙げてきていただくよう各委員にお願いし、次回の委員会を8月24日に開催することを伝え、閉会しました。散会は11時43分でした。続きます、8月24日の委員会の報告をいたします。

4階第2会議室において午前9時開議、出席は委員7名全員と、当局からは会計管理者兼会計課長、総務課長、企画課長、税務課長、都市建設課長、下水道課長、水道課長、社会教育課長の御出席をいただきました。

定足数に達しているのを確認し、委員会が成立した旨を告げ、協議事項に入りました。

先に、9月定例会に上程される議案の報告が各課長よりありました。

報告終了後、休憩をとり、所管事務調査に関係されない課長には退席していただき、休憩を閉じ開議を再開し、所管事務調査事項であります公共下水道に関する調査に入りました。

本日の内容は、吉田浄化センターへの現地調査であるため、休憩をとり、吉田浄化センターへ移動する。休憩を閉じ、吉田浄化センター内を現地調査し、下水道課の説明を受ける。

吉田浄化センターの現地調査を終え、浄化センター内の会議室において現地調査の意見交換を行った。主な内容は次のとおりです。

委員。施設内は暑かった。施設の点検は受託業者が行うのか、また何交代か。

下水道課長。給排気の装置があるだけでエアコンは管理棟のみです。委託業者が管理しているが、昼間の8時間だけで、夜間は無人です。交代制ではありません。

委員。国土交通省のモデル事業について情報収集し、取り入れてはどうか。

下水道課長。静岡市がモデル事業を取り入れていると聞いている。しかし、小規模の町であり、乗れない話もある。研究はしていく。

委員。町内全域を1つの浄化センターでそのまま工事を進めていくのか。

下水道課長。浄化センター1つでいきます。

委員。公共下水一本でやっていることにより、処理原価は下がるか。また、違う方法はあるのか。

下水道課長。加入者がふえれば下がります。また、異なる方法で行うと、つまり2つの方法でやれば余計お金がかかるので、浄化センター一本でいきます。

委員。北区の整備は今後どうするか。

下水道課長。用途区域を優先してやりなさいということですので、飛ばして別区域をやるわけにはいきません。

委員。今までに管の破裂はあったか。どのくらいの深さに入れてあるのか。

下水道課長。自然流下なので圧はかかっていないので破裂はない。深さは、200ミリの管では通常1メートル20センチ、深いところで4メートルです。

以上で現地調査の意見交換を終了し、休憩をとり、その後、引き続き同じ会議室内において委員会視察先について案を出し合い意見交換を行った。その際、視察日程は11月12日、13日、14日の2泊3日と決まりました。行く先は、各委員が提出してくれた視察先の案を参考にして、次回までに正副委員長が協議して視察先を絞り込むこととしました。

次回の予定、定例会会期中の9月10日を告げ、閉会しました。散会は16時49分でした。

以上で議会閉会中における産業建設常任委員会の調査活動報告を終わります。

○議長（吉永満榮君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（吉永満榮君） 質疑を終結します。委員長、御苦労さまでした。

次に、空港関連特別委員会委員長からお願いします。

9番、増田宏胤君。

〔空港関連特別委員会委員長 増田宏胤君登壇〕

○空港関連特別委員会委員長（増田宏胤君） 空港関連特別委員会から報告します。

7月4日水曜日、午後1時半より役場第2委員会室におきまして委員会を開催いたしました。委員7名全員の出席をいただき、定足数に達していることを確認し、委員会を開会いたしました。

当局からの出席は企画課長と企画課の職員2名でした。

本日は、静岡空港建設事務所から小松所長を初め、桐澤専門監、秋山用地第1課長、山下事業調整課長にお越しをいただき、空港建設室の視察と静岡空港建設地の現況について及び航空機騒音対策事業に係る協定書修正案についての報告と意見交換を行う予定であることを告げました。

本日のスケジュールではありますが、天候が悪くなるという予報でありましたので、予定を変更し、ここで暫時休憩とし、空港建設事務所の案内で空港建設地の視察をいたしました。視察後、空港関連特別委員会を再開いたしました。

現場視察の中で建設地の説明をいただいておりますので、協議事項の1、静岡空港建設地の現況については説明を省略し、2の航空機騒音対策事業に係る協定書修正案についての御説明をいただきました。

説明の中で2市1町、吉田町、牧之原市、島田市ともに主な意見が3つありました。説明をしてほしいという意見の内容は、1つは、空港運営会社に対する心配がありまして、航空機騒音対策等を県が責任を持って行うことの明記をしてくださという意見が出ました。2つは、航空機騒音対策事業が開港後5年で打ち切られるようになるので、これをはっきりしてほしいという意見が出ました。3つは、航空機の運用時間延長等の場合の協議を明記してくださいという意見でした。

それぞれに県なりに対応を検討いたしまして、1つは、運営会社につきましては当事者でない県知事がみずから応援する内容で、協定案でもって他の会社のことをすることはありませんし、運営会社というのはターミナルビルの運営、基本施設の県からの委託事務に限られております。航空法令、国土交通省の通達等でも設置管理者の義務としての騒音対策はうたわれておりますので、これについては御勘弁を願いたいという対応でございます。

2つは、実施期間が5年で打ち切られるように条文構成が複雑になっておりまして、わかりやすいように改めております。住宅防音工事等の実施期間ということで明らかにいたしまして、開港後に実施する防音工事期間の条項を定めました。新たに住宅防音工事が必要な対象区域に編入すれば、この編入時点でそれから5年間、したがってW値70に達するところにつきましては、必ず防音工事を5年以内にするのが、空港が存続する限り有効な形になります。同様に、5年間で打ち切られるのではないかと考えられておりました学校等防音対策、電波障害、畜産物の影響対策につきましては、実施期間の定めをなくしまして、空港が存続する限り、それに対する対応を定めております。

特に、要望の強かった運用時間につきましては、第13条を起こしまして運用時間を明記させていただきました。同様に、運用時間は条例どおりの7時30分から20時30分までと明記いたしまして、なおかつ前条に定める時間を超えて運用をするときは、あらかじめ甲、乙、丙へ協議するものという条項を入れまして、協議という形の同意をいただくという骨組みに変更させていただきましたという内容であります。

次に、協議事項1、静岡空港建設地の現況についての質疑の内容については次のとおりであります。

委員。工事現場を見せていただいて工事が進んでいる。大規模工事がされていましたが、地元地域の業者が入っているのかどうか。地元振興策になるので、現状はどうかということと、入札において低入

札があったことについてどういうことになるのか。アクセス道路とか緑化対策で買収した土地もあり、総事業費1,900億円と言われておりますが、最終的に工事完了時点で1,900億円の中におさまるのか確認をしたい。

空港建設事務所。地元の業者は入っており、JVを組みまして本体も含みやられています。入札の関係で、低入札については、一般論で土工事、造成工事が全国的に大きな公共工事がなくなっており、空港では静岡空港が最後であります。日本に事業がほとんどなく、そのようなところは安く工事ができる。手持ちの工事量がない話と日本の国内で手がけた事業をやりたいということもあると思う。今回も国際競争となっており、安い価格であり、需要と供給の関係だと思います。逆に電気、建築等には厳しい入札もあり、工事の中身にばらつきが出ていて、種類によっては大きく変わっており、そのような傾向にあります。

1,900億円のことは、進捗管理をしていて平成19年度当初予算を含めて消化すると、92.7%の見込みになります。平成20年度の残りの事業としては、139億円で100%で進めております。我々は開港させるため頑張っておりますし、県民に対する約束でもあります。現時点は進んでおり、1,900億円のコストダウンも行い、大変厳しい執行管理を行っています。国からも厳しいコストダウンを求められているところであります。

委員。濁水対策を一部見せていただき、現在の土工事で安心しましたが、環境対策にどれだけ届いているか。舗装等が進められていくと、濁水等もおさまっていくと理解しますが、トータル的に年間の維持管理のところで土工事が行われていないところは予算をかけていくのかどうか、定期的にメンテナンスがされていくかどうか教えていただきたい。

空港建設事務所。環境対策として、全体で1,900億円のうち環境緑地帯も含めまして175億円を投じております。調整池も定期的にしゅんせつを行っています。メダカのいるところも常にメンテナンスを行い、良好な環境を保っています。オオタカ等の動植物についてもモニタリングを行い、予算要求においてきちっと確保して環境対策をやっていく、1割近いお金を環境対策にかけております。里山300ヘクタールについても間伐、除伐に心がけて、年度計画をやっており認めていただいております。平成6年からであります。環境対策については最低限確保されており、静岡空港が公共事業の模範になるように、環境対策をする空港としてやっていきたいと思っております。

委員。調整池についてお聞きします。保全、メンテナンスは目標値で定めている数値で、目標達成できるようなメンテナンス、監視は十分に県がされているでしょうか。業者委託で調査していると思いますが、十分でないと聞きます。ヤシマットの取りかえも放置されてきていたことがありまして、今後についてどのようなのかお聞きします。

空港建設事務所。環境対策については歩きながら勉強していく部分が多々あります。いろいろな調べにおいても教訓になっており、現在に至っております。常時観測についての御指摘も委託業者で間に合わなく、今は水質汚濁についても業者認識を持っていただき、監視体制を持って常時観測し、委託業者の情報も含めて、総合的な対策をとるようになってきています。水質がどうなっているかについても、データも環境監視機構で分析しながら、具体的に目で見てわかるように職員に指示しております。昔に比べると格段に水質はよくなっております。やはり工事を早くやり、早く緑化することが一番コストが安く、対策をやりながら短期間に集中的に工事をやるのが一番いい対策としてわかってきました。

委員。確認をしたいことで、民間委託で業者に県から監視を常時指導され、改善されたということなのか。県の方が観測に参画しているのかお聞きをしたい。

空港建設事務所。1つは、工事をしている業者にも水質を守らせるようにしました。環境委託業者はすぐに対応できないという面があるので、これらを含めて両面からやっていかないとうまくいかないの、委託業者は年何回やりなさいということがあり、定期的に行う年間契約を結んでやらせる。大雨のときもあり、いろいろな面があることから、委託業者も工事業者も連携プレーで、住民にわかりやすい説明と対策をとっていくことがいいのではないかとということで指導しており、だんだん改善されてきています。データについても開示をしますので、御意見をいただきたいと思っております。今後も真摯に受けとめてやっていくつもりです。

定期的な水質調査は、月1回行います。工業者に義務づけている水質調査は、工事の始まる前と、その日の始業前と終業後に行っています。あとは降雨時についても年に数回状況を把握することで、委託業者に水系全体がどうなっているか調査をします。

次に、協議事項2、航空機騒音対策事業に係る協定書修正案についての内容は次のとおりです。

委員。過日行われた騒音協定修正案の説明会で、町に聞くことは事前に新聞折り込みで全町民に配られ、お知らせも告知もあったが、当日の参加は三十一、二名でした。告知に問題があったのではないかと考えました。新聞折り込み以外にはどんな告知がされたのか、町でどのようにPRの努力がされたのか確認しておきたい。

県にお伺いすることですが、主な意見と対応のところ、航空機騒音対策事業実施期間、開港5年で打ち切られると読み取れることから、5年とした理由及びその対象区域編入の5年までの間について、住民に説明をどのようにしたらよいかについてお願いをする。

企画課長。説明会の周知の方法は、ホームページ、隣組の回覧、新聞折り込みの3点でやらせていただきました。

空港建設事務所。5年がどういう意味かということは他の空港同様、参考にさせていただき、一般的に周期として5年ということで、深い意味はありません。隣接整備も含めて開港後の5年は目安となっていることが事実で、どこかで区切らなければいけないこと、5年ごとに見直しをしていけばと考えており、目安としています。

編入後5年の考え方は、第2条によるところで、測定地点を決め、甲、乙、丙が協議して定め、この協議が調った段階からであります。当初5年にこだわりがあったことで誤解を招いたので、今回は、空港が存続する限り期限を定めないということです。

委員。編入の件で常時観測5年ごとに見直しをすることでしょうか。5年ごとに見直しをしたとき、W値が75を超えたとき、編入して住宅防音工事をする協定書であり、また5年ごとに見直しする第7条の環境監視計画をつくり、常時観測をして、75を超えたらすぐ編入だとの解釈が協定書の中で住民にわかりにくいので、具体的な言葉で表現していただきたい。

所長の説明の中で予算的なことがあって一気に住宅防音工事ができないという発言について、おおむね5年のうちに騒音コンターの見直しがあって、住宅防音工事ができると5年以内だったら網羅されているのか、すぐやりたい工事に対し予算がとれない場合、5年のうちにはやるという条文には意味があるのか、解釈がわからないのでお聞きしたい。

空港建設事務所。すぐやるべきだが、順次やっていきます。環境監視計画を住民と基本協定を結んで、一緒になって常時観測し、大きな変化があれば5年でやっていく。深夜便や貨物便が飛ぶと変わるので、騒音コンターにより実施し直ちにやるのが理想ですが、5年です。相手により申請しなくて時効もあると思うし、いろいろな問題もあると思うが、騒音コンターが大きくなった場合、直ちにやるべきだと思っており、その精神で住民に対し御理解を得られる形で努めていきます。

委員。第7条で常時観測をしていくと書かれています。第7条と第12条の3の関係性について騒音協定の中でわからないので、第7条はどこにつながっていくかお聞きをします。

空港建設事務所。この事業の根底となる行政の趣旨は全部で15条ありますが、そのうち第7条が、甲、乙、丙当事者が協議することはあります。その中で一番大事なのが、第11条の規定でございます。住宅防音については、W値70を超えるものは協定に基づかなくてもアセスメントのお約束ですので、これは直ちにやります。W値70を超えるところについて、専門家の意見を聞きながら、地元と合意の上に測定地点を決めていきます。常時測定をして、おそれのあるところに効率的に地元の方と代表である空対協と協議しながら、その位置を決めていき、これが全体となる2市1町共通であり、実際の測定値で確定できます。

委員。協定書に基づく場合は、第2条の防音対策工事の実施の方に移ることで、W値が観測の結果超えたとき、この第2条に到達することでよろしいか伺います。

空港建設事務所。あくまでも住宅防音工事は環境評価のアセスメントのお約束でございます。W値70は確保する協定のあるなしにかかわらず、やるべき話であります。県がやる責務があります。測定結果は70

でなければいけません。測定結果を一番おそれのあるところに設置しておけば安心であります。協定を締結して設置箇所を決めましょうという話です。

委員。運用時間の件ですが、協定からいくと7時30分から20時30分までですが、もし緊急に着陸したい場合の許可はどのようにになりますか。

空港部総務室専門官。それに関しては、責任は県になり、県空港管理事務所で事情の内容を判断します。例えば、そのときの判断で基準ができますが、航空会社の都合なのか、お客さんがおくれたのか、その内容が災害に入ってしまった、災害対策のため緊急機が飛ぶのか。基本的には緊急事態と言われるような患者の輸送とか、救難、警察等の公安に関する事情のときは運用時間外においても、管制官の都合とか飛行場の状態が整備等に問題がなければオーケーになります。しかし、航空会社の都合でおくれた場合は、そのときの状況ですが、空対協とか協定がある場合は協定先のあるところに連絡しますので、そういう意味で協定の締結が連絡して御理解いただくために重要な要素になります。

委員。きょうのように霧がかかり、例えば成田、羽田に霧がかかり、静岡空港は晴れていた。そうした場合には緊急的に時間延長の点は県がするのですか。

空港部総務室専門官。その判断は県であります。ただし、基本的に受け入れ運用時間内が一般的です。ただ他空港がいっぱいでおけるところがありません。ここは燃料がなくなって緊急事態があれば別ですが、緊急事態の宣言なしにオーバーしておくことは一般的にありません。なお、おるとき地元へ通知し、納得する理由でないと普通おろしません。特別な緊急事態でないと、普通は受け入れておりません。

委員。過去に静浜基地に大型飛行機が緊急でおりましたことがあったので、やはり時間制限があつて、地域にアピールが必要ではないかと思う。

空港建設事務所。住民に周知が必要だと思います。緊急避難的におりる場合があるので、開港までに現在いろいろなケースが考えられるので進めています。事細かく運用管理について、決まった段階で地域におろしていきたいと考えております。

委員。協定書というのは県と町と永続性があつて、契約の当事者として問題はないが、県と町と空対協の三者ですが、空対協は現在ありまして契約者としてよろしいとしても、任意団体で空対協が欠けていくようなことがあるとしたときの当事者が解散してしまったとき、協定書の当事者の関係についてお尋ねします。

企画課長。空対協は任意団体であります。当然存続させるということで考えております。コンターについて常時環境監視計画をつくって、その中で監視していきます。コンターも変わる可能性も当然あります。その時点で必要になりますので、これをなくすということにはいかなないと考えています。

空港建設事務所。他の例としてはさまざまありますが、確実に町が入っているの、それが一番間違いないと思います。いろいろな形態はありますが、我々は柔軟に対応していきたいと思っています。住民との合意形成ですので、どういう形であっても一般的に認められた団体であれば、それでいいと思います。それは当事者として問題がないとしております。

以上で空港関連特別委員会を閉会いたしました。散会は16時37分でした。

以上、空港関連特別委員会の報告を終わります。

○議長（吉永満榮君） 報告が終わりました。

委員長報告に対して質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（吉永満榮君） 質疑を終結します。委員長、御苦労さまでした。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は午後1時です。よろしく申し上げます。

休憩 午前11時45分

再開 午後1時00分

○議長（吉永満榮君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第38号～議案第56号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（吉永満榮君） 日程第5、議案上程を行います。

第38号議案から第56号議案まで一般上程いたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

[町長 田村典彦君登壇]

○町長（田村典彦君） 平成19年第3回吉田町議会定例会に上程いたします議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回上程いたします議案は、条例の一部改正について1件、条例の制定について1件、決算の認定について7件、補正予算について6件、契約の締結について1件、機構の設立について1件、町道の認定について1件、人事案件について1件の合計19件でございます。

それでは、各議案につきまして御説明申し上げます。

第38号議案は、吉田町体育館設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、社会情勢や生活様式の変化に伴い、利用者から要望が寄せられておりました吉田町総合体育館及び吉田町体育センターの利用時間につきまして、利用者の利便性を図るとともにスポーツを通じて町民の健康増進に寄与するため、夜間の利用時間及び終了時刻をそれぞれ30分引き下げることににつきましてお認めいただくとするものでございます。

第39号議案は、吉田町放課後児童クラブ室設置条例の制定についてでございます。

本議案は、児童福祉法第6条の2第2項に規定する放課後児童健全育成事業を実施する放課後児童クラブ室が本年度自彊小学校区に完成し、町内のすべての小学校区に設置されましたことから、放課後児童クラブ室を公の施設として設置することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第40号議案は、平成18年度吉田町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は、平成18年度の一般会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額97億6,491万3,699円、歳出総額93億2,347万3,808円、歳入歳出差引残額4億4,143万9,891円となります内容をお認めいただくとするものでございます。

第41号議案は、平成18年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は、平成18年度の土地取得事業特別会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額2億4,326万7,782円、歳出総額2億4,325万8,226円、歳入歳出差引残額9,556円となります内容をお認めいただくとするものでございます。

第42号議案は、平成18年度吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は、平成18年度の国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額23億223万9,272円、歳出総額21億7,101万9,922円、歳入歳出差引残額1億3,121万9,350円となります内容をお認めいただくとするものでございます。

第43号議案は、平成18年度吉田町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は、平成18年度の老人保健事業特別会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額20億4,167万6,600円、歳出総額19億5,923万6,086円、歳入歳出差引残額8,244万510円となります内容をお認めいただくとするものでございます。

第44号議案は、平成18年度吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は、平成18年度の介護保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額12億950万1,937円、歳出総額11億8,586万1,227円、歳入歳出差引残額2,364万710円となります内容をお認めいただくとするものでございます。

のでございます。

第45号議案は、平成18年度吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は、平成18年度の公共下水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額11億4,855万1,027円、歳出総額11億3,877万6,043円、歳入歳出差引残額977万4,984円となります内容をお認めいただくとするものでございます。

第46号議案は、平成18年度吉田町水道事業会計決算の認定についてでございます。

本議案は、平成18年度の水道事業会計決算につきまして、収益的収入5億4,518万480円、収益的支出4億2,349万3,175円、資本的収入2億9,876万1,050円、資本的支出5億7,390万1,306円となり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億7,514万256円は過年度分消費税資本的収支調整額1,917万6,977円、過年度分損益勘定留保資金9,454万7,042円、当年度分損益勘定留保資金1億6,141万6,237円で補てんする内容をお認めいただくとするものでございます。

第47号議案は、平成19年度吉田町一般会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は、平成19年度の吉田町一般会計歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ5億6,103万5,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ87億3,503万5,000円とするとともに、地方債の補正等を行う補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第48号議案は、平成19年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は、決算に伴い平成19年度の吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ1億9,869万4,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第49号議案は、平成19年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は、決算に伴い平成19年度の吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,286万6,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ24億3,024万円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第50議案は、平成19年度吉田町老人保健事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は、決算に伴い平成19年度の吉田町老人保健事業特別会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,246万2,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ18億3,261万6,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第51号議案は、平成19年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は、決算に伴い平成19年度の吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,462万5,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ12億9,911万9,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第52号議案は、平成19年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は、決算に伴い平成19年度吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ522万9,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ11億223万1,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第53号議案は、平成19年度都市計画街路事業東名川尻幹線改良工事請負契約の締結についてでございます。

本議案は、吉田町片岡地内の東名川尻幹線改良工事につきまして、一般競争入札により、契約金額3,559万5,000円で、たむら建設株式会社代表取締役、田村吉郎と請負契約を締結することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第54号議案は、静岡地方税滞納整理機構の設立についてでございます。

本議案は、税負担の公平性を維持し、税収入を確実に確保するとともに、地方税の滞納額を効率的に削減するため、静岡県及び県内の市町が連携して滞納整理に当たり、徴収困難な事案の滞納整理業務を行う広域連合として、新たに静岡地方税滞納整理機構を設置することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第55号議案は、町道の路線認定についてでございます。

本議案は、開発行為に伴い新設されました道路を生活道路として利用する必要から、神戸地内の1路線につきまして、町道の路線認定をお認めいただくとするものでございます。

第56号議案は、副町長の選任につき同意を求めることについてでございます。

本議案は、現在副町長に在職中でございます鈴木正之副町長が本年10月16日をもって任期満了となりますことから、引き続き吉田町川尻150番地の1、鈴木正之氏を吉田町副町長に選任することにつきまして、議会の同意をお願いするものでございます。

以上が上程いたします議案の概要でございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉永満榮君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、各担当課長から詳細なる説明を順次お願いいたします。

まず、最初に会計管理者兼会計課長、町田吉久君からお願いします。

会計課長。

〔会計管理者兼会計課長 町田吉久君登壇〕

○会計管理者兼会計課長（町田吉久君） 会計課でございます。

上程をいたしました第40号議案 平成18年度吉田町一般会計決算の認定について御説明申し上げます。

お手元の決算書及び参考資料の3と4をあわせてごらんいただきたいと思います。

それでは、最初に決算書の10ページをごらんください。

歳入総額は97億6,491万3,699円、歳出総額は93億2,347万3,808円、差引残高は4億4,143万9,891円でございます。これは前年度と比べますと、歳入につきましては、金額で5億6,013万9,244円、率にしまして6.1%の増となっております。また、歳出につきましては、金額で7億4,310万5,375円、率にしまして8.7%の増となっております。

それでは、内容につきまして御説明を申し上げます。

2ページ、3ページをごらんください。

歳入の1款町税は、収入済額61億972万4,702円でございます。これは前年度比、金額で5億7,357万8,272円、率にしまして10.4%の増となっております。内訳でございますが、1項の町民税は21億3,877万3,516円で、前年度比15.9%と大きく増加しております。この増額の要因は、主に税制改正等による個人町民税の伸び、また町内企業の良好な決算による法人町民税の増によるものと思われま。2項の固定資産税は、34億5,600万5,494円で8.8%の増となっております。この増額の要因は、主に大型企業の設備投資等により償却資産が増加したことによるものであります。3項の軽自動車税は、5,532万4,105円で4.5%、4項の町たばこ税は1億9,950万2,929円で4.9%と、いずれも増加しております。5項の都市計画税は、2億6,011万8,658円で4.1%の減となっております。これは、主に固定資産評価替え等により減となったものと思われま。

以上が町税の概要でございます。

なお、本年度の不納欠損額は2,267万1,326円、また収入未済額は2億8,675万2,559円でございます。

次に、2款の地方譲与税は3億5,324万4,943円でございます。前年度比は金額で1億2,989万1,943円、率にしまして58.2%の増となっております。内訳でございますが、1項の所得譲与税は2億2,903万8,943円で、136.9%と大きく増加しております。この増加の要因は、主に国の三位一体改革による税源移譲があったためであります。2項の自動車重量譲与税は、9,240万7,000円で6.6%の減、3項の地方道路譲与税は、3,179万9,000円で3.1%の減となっております。

次に、3款の利子割交付金は1,226万9,000円でございます。前年度比は31.5%の減となっております。

次に、4款の配当割交付金は1,059万3,000円でございます。前年度比は44.4%の増となっております。

5款の株式等譲渡所得割交付金は1,117万8,000円でございます。前年度比は17.3%の減となっております。

6款の地方消費税交付金は3億1,396万2,000円でございます。前年度比は6.2%の増となっております。

7款の自動車取得税交付金は8,591万9,000円でございます。前年度比は1.5%の増となっております。

8 款の地方特例交付金は 1 億 4,586 万円でございます。前年度比は 19.5%の減となっております。

9 款の地方交付税は 1 億 277 万 1,000 円でございます。前年度比は 24.8%の減となっております。

10 款の交通安全対策特別交付金は 642 万 3,000 円でございます。前年度比は 3.1%の増となっております。

11 款の分担金及び負担金は 1 億 3,725 万 1,119 円でございます。前年度比は 2%の減となっております。内訳の 1 項分担金は 1,065 万円で、水産業費分担金でございます。2 項の負担金は 1 億 2,660 万 1,119 円で、社会福祉費及び児童福祉費負担金でございます。

12 款の使用料及び手数料は 6,608 万 692 円でございます。前年度比は 4.6%の減となっております。1 項の使用料は 4,926 万 3,169 円で、健康福祉センター、漁港施設、町営住宅、学習ホール、体育館等の使用料が主なものとなっております。2 項手数料は 1,681 万 7,523 円で、各種証明、戸籍窓口等の手数料が主なものであります。

13 款の国庫支出金は 4 億 969 万 2,129 円でございます。前年度比は 2.4%の増となっております。1 項の国庫負担金は 1 億 8,684 万 3,413 円で、小学校体育館建設に伴った負担金が主なものとなっております。2 項の国庫補助金は 2 億 1,321 万 4,000 円で、津波対策事業、道路整備、都市計画街路、公園等の事業に伴う補助金が主なものであります。3 項の国庫委託金は 963 万 4,716 円で、国民年金事務費等が大きなものであります。

次に、4 ページ、5 ページをごらんください。

14 款の県支出金は 6 億 716 万 8,811 円でございます。前年度比は 42.1%の増となっております。1 項県負担金は 1 億 2,798 万 2,815 円で、小学校修了前特例給付金、保険基盤安定等の負担金が主なものであります。2 項の県補助金は 4 億 3,064 万 1,306 円で、空港隣接地域振興事業、社会福祉事業、保健衛生事業、水産振興事業、水産基盤整備事業、都市計画街路事業等に伴う補助金が主なものであります。3 項の県委託金は 4,854 万 4,690 円で、徴税費委託金、権限移譲事務交付金等が主なものであります。

15 款の財産収入は 671 万 1,080 円でございます。前年度比は 62.6%の減となっております。

内訳の 1 項財産運用収入は 283 万 9,059 円で、土地建物貸付収入と利子及び配当金収入となっております。2 項の財産売払収入は 387 万 2,021 円で、不動産売払収入となっております。

16 款の寄附金は 4 万 3,760 円で、これは一般寄附金でございます。

17 款の繰入金は 1 億 7,758 万 4,530 円でございます。1 項の特別会計繰入金は 7,758 万 4,530 円で、老人保健と介護保険事業特別会計から繰り入れております。基金繰入金は 1 億円で、財政調整基金から繰り入れております。

18 款の繰越金は、前年度繰越金で 6 億 2,440 万 6,022 円となっております。

19 款の諸収入は 1 億 2,093 万 911 円で、4.4%の増でございます。1 項の 1,752 万 6,243 円は、町税等の延滞金でございます。2 項の町預金利子は 85 万 6,055 円で、運用定期また普通預金の利子でございます。3 項の貸付金元利収入は 42 万 2,993 円でございます。これは住宅資金貸付返済金の元金と利子分でございます。4 項の受託事業収入は 13 万 4,000 円で、これは農業者年金基金受託事業収入でございます。5 項の雑入は 1 億 199 万 1,620 円で、総務費雑入、民生費雑入、衛生費雑入等が大きなものとなっております。

20 款の町債は 4 億 6,310 万円でございます。前年度比は 44.7%の減となっております。これは、保育園建設事業、道路整備事業、公園整備事業、小学校体育館建設、臨時財政対策債等に伴う起債でございます。

歳入全体では、予算現額 95 億 1,998 万 9,000 円に対しまして、収入済額 97 億 6,491 万 3,699 円でございます。予算執行率は 102.6%となっております。

以上が、歳入でございます。

次に、歳出でございます。

4 ページ、5 ページをごらんください。

1 款の議会費は、支出済額 8,832 万 3,150 円でございます。議会運営費、議会調査活動費等が主なものであります。

2 款の総務費は 13 億 888 万 6,872 円で、前年度対比は 14.4%の増でございます。内訳でございますが、1 項の総務管理費は 10 億 8,244 万 7,259 円で 20.3%の増となっております。これは、主に 1 目であります一般管理費は人件費、また一般行政事務費では電気使用料、追録費、通信運搬費、複写機借上料等が大きなもので

あります。そのほかに大きなものとして、吉田町牧之原市広域施設組合負担金、土地取得会計繰出金、庁舎管理費、自治会振興費等があります。4目であります財産管理費では、庁舎管理費、公有財産管理費等が大きなものであります。11目であります空港対策費では、空港隣接地域振興事業補助金が大きなものであります。2項の徴税費は1億4,937万5,636円で3.9%の増、主に人件費でございます。3項の戸籍住民基本台帳費は5,635万4,751円で9.7%の減、電算事務委託料等が主なものであります。4項の選挙費は1,803万7,639円で34%の減、本年度は2回の選挙がございました。5項の統計調査費は183万3,039円で81.6%の減、本年度は2種類の統計調査がございました。6項の監査委員費は83万8,548円で31.3%の増、主に委員報酬となっております。

次に、3款の民生費は19億2,631万8,185円で、前年度比1.8%の増となっております。1項の社会福祉費は9億3,477万1,147円で、社会福祉協議会補助金、国保、老人保健、介護保険等の特別会計への繰出金、ほかに社会福祉施設の指定管理委託費、相寿園等の老人福祉施設負担金等が主なものとなっております。2項の児童福祉費は9億9,148万8,548円でございます。主なものとして、2目であります児童措置費では被用者小学校修了前特別給付費、3目の保育所費では、保育園用地取得費、そのほかに各保育園の運営費等が主なものであります。4目の保育所建設費では、わかば保育園建設費等が大きなものであります。5目の児童館費では、学校保育施設整備費が大きなものであります。次に、3項の生活保護費は5万8,490円で、前年度より増額となっております。

次に、4款の衛生費は14億2,874万5,008円でございます。前年度比8.9%の減となっております。この要因は、主に水道事業会計出資金が今年度はなかったためでございます。内訳ですが、1項保健衛生費の主なものとして、1目であります保健衛生総務費では榛原総合病院負担金、吉田町牧之原市広域施設組合火葬場負担金等が大きなものであります。2目の予防費では伝染病予防接種委託費、3目では環境衛生費の合併浄化槽補助金、吉田町牧之原市広域施設組合のし尿、ごみ処理施設負担金等が大きなものであります。ほかに母子保健衛生費では乳幼児医療費、老人保健事業費等が主なものであります。

5款の労働費は285万4,360円で、前年度並みとなっております。主なものとして、小規模勤労者福祉推進費補助金等があります。

6款の農林水産業費は3億7,846万758円で、前年度比87.1%と大きく増加しております。1項の農業費は9,528万834円で、農業振興費、畜産振興費、水門、用水等の管理費、土地改良費等が主なものであります。2項の林業費は1,552万6,978円で、松くい虫防除、保安林環境整備等の事業が主なものであります。3項の水産業費は2億6,765万2,946円で、前年度費120.1%の増となっております。主なものとして、水産振興費の内水面振興研究費補助金、また漁港管理費では津波堤陸開電動化工事、自動制御施設等の整備事業、また漁港泊地しゅんせつ事業でございます。

7款の商工費は6,452万9,532円で、前年度比3%の増となっております。主な事業として、商工業振興事業費補助金、観光振興事業の委託費、小山城周辺維持管理費等が大きなものであります。

8款の土木費は14億8,189万7,469円で、前年度比3.2%の減となっております。1項の土木管理費は4,871万4,699円で、主な事業として、県単道路整備事業の負担金でございます。2項の道路橋梁費は3億8,160万5,520円で、お夏橋整備事業県負担金、大幡川幹線街路整備費、町道西川原北原線、西の坪大浜4号線、カネマン大井線等の町道整備事業が主な事業でございます。3項の河川費は4,575万4,259円でございます。堤防の除草、河川整備関連補償費等が主なものであります。4項の都市計画費は9億9,379万2,220円でございます。榛南幹線、東名川尻幹線、主要幹線等の街路整備事業、また小藤路公園整備事業、そのほか公園の維持管理、また公共下水道事業繰出金等が主なものであります。5項の住宅費は1,203万771円で、町営住宅維持管理費が主なものであります。

9款の消防費は2億7,852万8,001円で、前年度比8.1%の減でございます。主なものとして、吉田町牧之原市広域施設組合消防費負担金、消防団運営費、地震対策事業等となっております。

10款の教育費は9億6,583万9,320円で、前年度比23.7%の増となっております。1項の教育総務費は1億1,478万6,432円で、主な事業として幼稚園運営費補助金、小・中学校健康診断費、教育振興事業費等でございます。2項の小学校費は4億1,644万2,665円で、自彊小体育館建設事業が大きなものになっておりま

す。

8ページ、9ページをごらんください。

3項の中学校費は5,520万4,696円で、校舎維持修繕費等が大きなものとなっております。4項の社会教育費は1億8,312万8,842円で、芸術文化、青少年健全育成、生涯学習等の推進事業、また中央公民館、学習ホール、図書館の管理運営費が主なものとなっております。5項の保健体育費は1億9,627万6,685円で、社会体育の推進、総合体育館の管理運営、広域施設組合の共同調理場負担金等が大きなものとなっております。

11款の災害普及費は、支出はございませんでした。

12款の公債費は9億379万2,852円で、前年度比7%の増でございます。元金償還が7億1,632万3,105円、利子償還が1億8,746万9,747円であります。

13款の諸支出金は4億9,529万8,301円で、前年度比220.4%の増となっております。1項の普通財産取得費は4,649万301円でございます。2項の基金費は4億4,880万8,000円で、財政調整基金に3億7,877万9,000円、減債基金に4,000万3,000円、小・中学校建設基金に3,002万4,000円、公害対策基金に2,000円の積み立てをいたしました。

14款の予備費の支出はございませんでした。

歳出全体では、予算現額95億1,998万9,000円に対しまして、支出済額は93億2,347万3,808円で、翌年度繰越額2,745万7,000円、不用額は1億6,905万8,192円となっております。予算執行率は97.9%でございます。

以上が平成18年度吉田町一般会計の決算案でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉永満榮君） 引き続きまして、総務課長、久保田晴己君。

〔総務課長兼防災監 久保田晴己君登壇〕

○総務課長兼防災監（久保田晴己君） 総務課でございます。

総務課からは、第56号議案の1議案につきまして御説明申し上げます。

第56号議案 副町長の選任につき同意を求めることについてでございます。

議案書の34ページをごらんいただきたいと思っております。

本議案は、現在、吉田町副町長であります鈴木正之副町長が本年10月16日をもって任期満了となりますことから、引き続き鈴木正之氏を吉田町副町長に選任することにつきまして、議会の同意をお願いするものでございます。

住所は吉田町川尻150番地の1、氏名は鈴木正之、生年月日は昭和20年5月5日、現在62歳でございます。

鈴木氏のこれまでの主な経歴でございますが、昭和39年4月に大蔵省に入省され、大臣官房秘書課、理財局国庫課、理財局資金管理課等を経て、日本鉄道建設公団経理部次長に就任され、平成12年6月に大蔵省を退職された後、財務省及び経済産業省共管の特別認可法人産業基盤整備基金にお勤めされ、平成15年10月17日から吉田町助役として、また、平成19年4月1日からは副町長として重責を担っていただいております。

鈴木副町長は、就任してから財政面はもちろんのこと、国家公務員としての卓越した識見と豊富な経験をいかんなく発揮され、町の行政運営に大きな役割を担っていただいております、今後も引き続き、吉田町のために御尽力いただけるものと確信しております。

以上が第56号議案につきましての説明でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（吉永満榮君） 次は、契約管理課長、塚本昭二君。

〔契約管理課長 塚本昭二君登壇〕

○契約管理課長（塚本昭二君） 契約管理課でございます。

契約管理課からは、第41号議案と第48号議案の2議案について御説明申し上げます。

まず、第41号議案 平成18年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを御説明申し上げます。

吉田町歳入歳出決算書の中に、一般会計決算の次にごございます吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算書、この6ページをごらんいただきたいと思っております。

6ページにありますとおり、歳入総額2億4,326万7,782円、歳出総額2億4,325万8,226円、歳入歳出差引

残額9,556円という内容をお認めいただくとするものでございます。

それでは、歳入から御説明申し上げます。

事項別明細書となります8ページ、9ページをごらんいただきたいと思います。

1款1項の財産運用収入の収入済額でございますが、1万329円でございます。これは、土地開発基金にかかわる利子の収入でございます。

2項の財産売却収入の収入済額でございますが、4,927万3,101円でございます。これは、土地取得事業特別会計で所有しておりました道路後退線用地と民附宅地造成地（みどり団地）2区画分を一般会計に売り払ったものでございます。

詳細につきましては20ページの（5）平成18年度土地売却一覧に掲載させていただいております。

続きまして、2款1項の繰入金でございますが、収入済額は1億9,394万4,705円でございます。これは、用地先行取得費として土地開発基金から繰り入れました278万3,000円のほか、能満寺門前と総合運動公園用地取得に係る起債の償還分1億9,116万1,705円を一般会計から繰り入れたものでございます。

3款1項の繰越金でございますが、前年度繰越金でございます。金額は3万9,582円でございます。

次に、10ページ、11ページをごらんいただきたいと思います。

4款1項の預金利子でございますが、収入済額は65円でございます。これは、土地取得事業特別会計の預金利子でございます。

次に、歳出であります。12ページ、13ページをごらんいただきたいと思います。

1款1項1目一般管理費は3,000円でございます。これは、土地開発基金への積立金でございます。

また、2目の財産取得費でございますが、278万2,800円でございます。この詳細につきましては、20ページの（4）平成18年度土地買収一覧に掲載しておりますが、道路後退線用地の取得にかかわるものでございます。

3目の繰出金でございますが、4,931万721円でございます。これは、財産売却収入等を土地開発基金へ繰り戻したものでございます。

4目の公債費でございますが、1億9,116万1,705円でございます。これは、能満寺門前整備用地と総合運動公園用地を取得したことに伴う未償還金でございます。償還金の詳しい状況につきましては、22ページに用地先行取得償還表を掲載させていただいております。

以上が平成18年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算の内容でございます。御審議をよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、第48号議案でございますが、平成19年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算（第1号）についてを御説明させていただきます。

別冊の土地取得事業特別会計補正予算書をごらんいただきたいと思います。

今回の補正予算でございますが、表紙の裏の第1条にありますとおり、歳入歳出それぞれに8,000円を追加いたしまして、総額1億9,869万4,000円にさせていただくというものでございます。

詳しくは3ページをごらんいただきたいと思います。

歳入では、3款の繰越金に前年度繰越金の8,000円を追加いたしまして、総額9,000円とし、歳出では、1款総務費の一般管理費土地開発基金積立金に歳入と同額の8,000円を追加し、総額1万円とする補正をお願いするものでございます。

以上が平成19年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算（第1号）の内容でございます。御審議をよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（吉永満榮君） 説明が終わりました。

続いて、企画課長、藤田光夫君。

〔企画課長 藤田光夫君登壇〕

○企画課長（藤田光夫君） 企画課でございます。

第47号議案 平成19年度吉田町一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

別冊の補正予算書をごらんいただきたいと思います。

第1条関係でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億6,103万5,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ87億3,503万5,000円とするものでございます。また、この款、項、区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額は、1ページ、2ページに掲げてございます第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。

第2条は、債務負担行為の補正でございます。

4ページの第2表をごらんください。

さゆり保育園建設事業に係る施設整備及び設計監理委託料について、次年度まで財政負担を伴うことから、債務負担行為を設定させていただくものでございます。期間は平成19年度から平成20年度まで、限度額は3億5,000万円に定めるものでございます。

第3条は、地方債の補正でございます。

5ページの第3表をごらんください。

当初予算で決めました地方債のうち、臨時財政対策債の限度額を500万円減額し、2億6,500万円に定めようとするものでございます。

それでは、補正内容について8ページからの歳入から説明をさせていただきます。

1款町税は2億円の増額補正で、税目は、固定資産税の現年課税分のうち償却資産課税分で大規模企業等の設備投資、新規事業所の設備新設によるものでございます。

8款地方特例交付金は1,510万4,000円の減額補正です。1項の地方特例交付金は、平成18年度から実施されている児童手当の制度拡充に伴う地方負担の増加に対応するため、児童手当特例交付金として措置されるもので、本年度交付額が1,571万6,000円に決定したため、71万6,000円の増額補正を行うものです。2項の特別交付金は平成11年度に創設された恒久的な減税に伴う地方税の減収の一部を補てんするための減税補てん特例交付金が平成18年度をもって廃止されたことに伴う経過措置として、平成19年度から平成21年度まで交付されるものですが、本年度交付額が2,418万円に決定したため、1,582万円を減額するものです。

13款国庫支出金は2,513万3,000円の増額補正でございます。1項国庫負担金は民生費国庫負担金で、児童手当のさらなる制度拡充により、3歳未満児の児童のうち第1子及び第2子に係る児童手当の額が1万円に引き上げられたことによる増額で、2項国庫補助金は民生費国庫補助金で、新たに障害者自立支援法施行事務特別支援事業補助金を計上いたしました。

10ページの14款県支出金は1,054万9,000円の増額補正でございます。1項県負担金は、国庫負担金で説明させていただいた児童手当の児童手当制度の拡充に伴う増額でございます。2項県補助金のうち総務費県補助金は、空港隣接地域振興事業費補助金の増額で、カネマン大井線道路改良事業費の増加に伴うものでございます。民生費県補助金は多様な保育推進事業費補助金の減額、土木費県補助金は東名川尻幹線整備事業費の増加に伴う補助金の増額及びブロック塀等耐震化促進事業費の増額でございます。3項県委託金は、静岡県権限移譲事務交付金交付要綱の規定に基づき、本年度の権限移譲事務交付金が決定したことから補正するものでございます。

13ページの16款寄附金は、一般寄附5万5,000円を増額補正するものでございます。

14ページの17款繰入金金は6,927万1,000円の増額補正でございます。これは、特別会計からの繰入金で、平成18年度老人保健事業及び介護保険事業に一般会計から繰り出した額について、決算に基づいて本年度精算するものでございます。

18款繰越金は、前年度繰越金2億7,268万2,000円の増額補正でございます。平成18年度決算の実質収支額4億2,268万2,000円から当初予算計上額1億5,000万円を差し引いた額でございます。

19款諸収入は、5項雑入を344万9,000円増額補正するものでございます。放課後児童クラブ徴収金、新予防給付ケアプランの作成料の増額、Challenge-YOGA講座徴収金の減額、若返り貯筋塾徴収金の計上、設計書代金の減額は設計図書を無料化したためでございます。

16ページの20款町債は、臨時財政対策債を500万円減額補正するもので、これは交付税算定において算出される臨時財政対策債発行可能額以内とするものでございます。

続いて、17ページからの歳出でございますが、1款議会費は254万7,000円の増額補正でございます。職員

異動に伴います職員人件費の補正、議会調査活動費は旅費から自動車借上料への内容補正となります。

18ページの2款総務費は6,488万4,000円の増額補正でございます。1項総務管理費のうち一般管理費は職員人件費の増額です。財産管理費では、公有財産管理費の増額でございますが、これは中山三星建材跡地の販売計画に伴い、変電室内にあるトランスを移設するための経費と普通財産として保有しているみどり団地、大坪工場用地などの鑑定評価手数料を計上いたしました。防犯対策費では、防犯まちづくり推進協議会委員報酬が計上されております。人事管理費は、職員研修事業費の講師謝礼金と、特別旅費から職員研修委託料への内容補正でございます。

20ページの事務改善対策費は財源振りかえを行うもので、障害者自立支援法施行事務特別支援事業補助金の一部を充当するものでございます。2項徴税費でございますが、税務総務費は職員人件費の補正でございます。賦課徴収費は、法人町民税の確定申告により高額の前払戻金が発生したため、町税還付金を増額するものでございます。3項の戸籍住民基本台帳費、4項の選挙費は、職員人件費の補正でございます。

23ページの3款民生費は1億3,594万3,000円の増額でございます。

1項社会福祉費は社会福祉総務費の職員人件費の補正、町社協運営費の減額は活動助成団体のうち1団体が活動を停止したことによるものでございます。

24ページの国民年金事務費は職員人件費の補正でございます。

国民健康保険費では、職員人件費の補正と国民健康保険事業特別会計で実施する予定でありましたヘルスアップ事業を健康づくり事業として一般会計で実施することになりましたので、特別会計への繰出金を減額するものでございます。

老人福祉費では居宅支援サービス計画作成委託料の増額を計上いたしました。

心身障害者福祉費では、駿遠学園負担金の減額や心身障害者自立支援事業費の臨時職員賃金、備品購入費などの増額でございます。

26ページの介護保険費は、職員人件費の補正と低所得者利用者負担額軽減措置事業補助金の平成18年度分精算に伴う県補助金返還金の計上でございます。

2項児童福祉費の児童福祉総務費は、職員人件費の補正でございます。

児童措置費は、歳入で申し上げました児童手当制度拡充に伴う増額でございます。

保育所費は職員人件費の補正、保育園管理費の多様な保育推進事業補助金の減額、各園運営費では備品、園舎整備費用の補正でございます。

保育所建設費は、さゆり保育園建設を債務負担行為を設定し、2カ年で整備いたします。本年度の支出見込額を計上いたしました。

児童館費は、児童館運営費における修繕料や学童保育事業費における臨時職員賃金の増額で、8月末に完成した自彊小学校区放課後児童クラブ建設工事費の不用額の減額でございます。30ページの児童厚生施設整備費は、児童遊園地遊具等の修繕料の増額補正でございます。

31ページからの4款衛生費は489万2,000円の増額でございます。

1項保健衛生費の保健衛生総務費では、職員人件費の補正でございます。

予防費の精神障害者福祉費では、精神障害者の共同作業所、さがら作業所の移転に伴う負担金を計上してございます。

32ページの環境衛生費、公害対策費、母子保健衛生費は財源振りかえで、いずれも権限移譲事務交付金を充当したものでございます。

健康づくり事業費は、当初予算において国民健康保険事業特別会計で実施する予定でありましたヘルスアップ事業をこの事業費に組み入れ、新たに若返り貯筋塾として計画しましたので、関連予算を計上いたしました。

33ページからの6款農林水産業費は11万1,000円の減額補正でございます。1項農業費の農業委員会費、農業総務費は職員人件費の補正でございます。2項林業費は財源振りかえの補正で、権限移譲事務交付金の減額によるものでございます。3項水産業費は水産総務費、漁港管理費、いずれも職員人件費の補正でございます。

36ページの7款商工費は301万8,000円の増額でございますが、これも職員人件費の補正でございます。商工業振興費は、財源振りかえの補正でございます。

8款土木費は5,959万3,000円の増額でございます。1項土木管理費の土木総務費では、職員人件費の補正、街路灯修繕費、負担金の増加によるものでございます。

2項道路橋梁費の道路橋梁総務費は職員人件費の補正、道路維持費では街路樹の剪定手数料、交通安全対策資材費の増額でございます。道路新設改良費は職員人件費の補正とカネマン大井線、日の出向原線、中原12号線の増額で、事業の進捗を図ろうとするものでございます。

3項河川費の河川維持費は住吉京田地先の河川改修を計画いたしました。河川新設改良費は職員人件費の補正でございます。4項都市計画費の都市計画総務費は、職員人件費の補正と土地利用事業に係る道路用地買収費、道路後退線用地の取得、ブロック塀等耐震化促進事業費の増額補正を計上いたしました。土地区画整理事業費は職員人件費の補正でございます。

街路事業費は、職員人件費の補正と東名川尻幹線整備事業費につきましては、県費の追加内示による事業費の増額、関連した単独事業費による補償費の増額、また中央幹線整備事業費は、工事費から測量調査委託料に内容変更を行うものでございます。公共下水道費は繰出金を減額し、都市公園事業費は小藤路公園の用地取得費を計上しました。5項住宅費は、町営住宅の老朽化により修繕料を増額するものでございます。

9款消防費は42万円の増額補正でございます。常備消防費は権限移譲事務交付金の減額による財源振りかえ、非常備消防費は消防団員退職報償金の支給に係る掛金の額が引き上げられたための負担金の増額でございます。

46ページの10款教育費は8,538万2,000円の増額補正でございます。1項教育総務費の事務局費は、職員人件費の補正でございます。教育諸費の小・中学校活動補助金は、中部大会以上に出場するクラブ活動等の経費を助成するもので、増額補正でございます。

2項小学校費の学校管理費は職員人件費の補正、住吉小学校維持管理費では屋上防水改修工事費を、自彊小学校維持管理費では南棟のトイレ改修工事と校舎北面外壁改修工事の経費及び教材備品購入費を計上してございます。また、中央小学校校地拡張事業費はグラウンド拡張用地費の補正でございます。

48ページの3項中学校費の学校管理費は、職員人件費の補正と校舎A棟の外壁改修工事経費などの計上でございます。4項社会教育費、5項保健体育費につきましては、職員人件費の補正でございます。

51ページの13款諸支出金は、2億446万7,000円の増額でございます。基金費の補正で、財政調整基金へ2億442万4,000円と各基金への前年度利息分の積み立てでございます。

以上、歳入歳出補正予算額は5億6,103万5,000円でございます。よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○議長（吉永満榮君） 引き続いて、税務課長、鈴木光雄君。

〔税務課長 鈴木光雄君登壇〕

○税務課長（鈴木光雄君） 税務課でございます。

第54号議案 静岡地方税滞納整理機構の設立について御説明申し上げます。

税源移譲に伴い地方税の重要性が増す中で、地方における税務行政は税負担の公平性を維持し税収入を確実に確保するため、その執務体制を強化することが求められており、これまで以上に適正で効率的な事務執行が必要であり、急務となっております。このような状況を踏まえ、地方税の滞納額を効率的に縮減するためには、県・市及び町が連携して滞納整理に当たっていくことが最も効果的であると考えられることから、徴収困難な事案の滞納業務を行う組織として、広域連合である静岡地方税滞納整理機構を設立しようとするものであります。

議案書の27ページからごらんいただきたいと思います。

地方自治法第284条第3項の規定により、静岡県及び静岡市外40市町と地方税に係る滞納処分等に関する事務を処理するため、次のとおり広域連合の規約を定め、静岡地方税滞納整理機構を設立するという事について御承認をお願いするものでございます。

28ページ以降に滞納整理機構の規約について添付させていただいております。そちらからごらんいただきたいと思います。

第1条、広域連合の名称は、静岡県及び県内の全市町が共同して地方税の徴収困難な滞納事案の処理に当たる組織であることを明確に表現するため、静岡地方税滞納整理機構とするものです。

第2条、広域連合を組織する地方公共団体の規約上の記載は、構成団体が特定される必要があることから、県及び県内42市町すべての普通地方公共団体が参加する予定でありますので、県及び静岡県内の全市町とするものです。

第3条、広域連合の区域は、原則として広域連合を組織する地方公共団体の区域を合わせた区域とすることから、静岡県の区域とするものです。

第4条、広域連合の処理する事務は、広域連合の事務処理機能が規約に規定された事務を遂行していく範囲に限定されることから、処理する事務を規約に定めるに際しては、その範囲を確定し、これが明らかになるように規定するものです。

第5条、広域連合が作成する広域計画の項目は、広域的調整を図りながら広域行政を適切に、かつ円滑に行うため、広域連合の設置に当たり広域計画の作成が義務づけられており、この広域計画に掲げる項目を規定したものです。

第6条、広域連合の事務所の位置は、規約において位置を定めることになっており、本広域連合は職員が県内全域から派遣される予定であるため、県の中央である静岡市とするものです。

第7条、第8条は、広域連合の議会の組織及び議員の選挙の方法でありまして、議員定数は、当広域連合の処理する事務が県・市・町の滞納整理の一部の事務であるため、他県の滞納整理を行う一部事務組合の例により議員の定数を8人とし、議員構成は静岡県議会議員2人、市長2人、町長1人、市議会議員2人、町議会議員1人とするものです。また、その議員の選挙の方法は、地方公共団体における議会の選挙により選出することとし、議員構成ごと、各号の定めによる候補者を県議会、市議会、町議会においてそれぞれ選挙するものとしております。

第9条は、広域連合の任期について規定しており、第10条は、広域連合の議会の議長及び副議長の選出と、その者の任期について規定しております。

第11条から第16条は、広域連合の長、選挙管理委員会、その他執行機関の組織及び選任の方法でありまして、第11条は、執行機関の特別職として広域連合長及び副広域連合長の設置、第12条は、その特別職の広域連合長及び副広域連合長の選任の方法、第13条は、その特別職の任期を規定しております。

第14条は、広域連合に補助職員として会計管理者及び事務局職員として、その他職員を設置するものです。

第15条は、広域連合に選挙管理委員会の設置、第16条は、広域連合に監査委員の設置に関してそれぞれ規定したものです。

第17条、広域連合の経費の支弁方法は、広域連合の経費が構成団体の負担金等によること、その負担金の県及び市町の負担方法を規定しております。

附則として、第1項施行期日を総務大臣の許可のあった日から施行としております。

経過措置として第2項は、設立日から平成20年3月31日までは滞納整理事務を行う準備期間とする。

第3項は、滞納整理機関設立当初は選挙管理委員会が選任されていないため、初めての広域連合長の選挙の場所について、静岡県知事が指定する場所と定めております。

第4項は、負担金の経過措置を規定しております。

以上、第54号議案 静岡地方税滞納整理機構の設立について説明させていただきました。よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○議長（吉永満榮君） 説明が終わりました。

引き続き、町民課長、大石修司君。

〔町民課長 大石修司君登壇〕

○町民課長（大石修司君） 町民課でございます。

町民課からは、第42号議案、第43号議案、第49号議案、第50号議案の4議案につきましてお認めいただくとするものでございます。

最初に、第42号議案 平成18年度吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての説明を申し上げます。

議案書の9ページと別冊の平成18年度吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書の2ページから3ページ、あわせて参考資料ナンバー5をごらんください。

まず、歳入でございますが、予算総額22億3,480万7,000円に対しまして、収入済額は23億223万9,272円あります。前年度と比較しますと、金額で1億8,836万9,469円、比率で8.9%の増となっております。国民健康保険税の不納欠損額は698万8,639円であります。収入未済額は2億6,193万8,814円で、このうち現年度分は8,742万137円となっております。

内訳を申し上げますと、1款国民健康保険税につきましては、収入済額が9億9,235万3,356円で、前年度と比べますと金額で約2,232万円、比率で2.3%の増となっております。

なお、収納率につきましては現年度分で91.52%となり、前年度を0.81ポイント下回っておりますが、過年度分につきましては21.19%、前年度と比べまして0.76ポイント上回っております。

3款国庫支出金につきましては、収入済額が4億9,568万8,198円で、前年度と比較しまして、金額で約2,804万7,000円、比率で5.4%の減となっております。これは、医療費に要する経費が減少したことに伴い、国庫負担金である療養給付費負担金が減少したものでございます。

4款療養給付費等交付金につきましては、収入済額3億8,888万6,000円で、退職に係る医療費が増加したことによるもので、前年度と比較しまして、金額で約5,331万2,000円、比率で15.9%の増となっております。これは療養給付費等の引き上げに対しまして、国民健康保険税収入で賄うことのできない部分を社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

5款県支出金につきましては1億336万9,642円となっており、これは高額医療費共同事業負担金と財政調整交付金で、増加の主な要因であります財政調整交付金が前年度と比較しまして、金額で約3,057万8,000円、比率で42%の増となっております。

6款共同事業交付金につきましては1億879万7,831円で、この交付金は、国民健康保険におきます高額医療費の発生による保険者の財政運営の不安定を緩和するための事業でございまして、一般被保険者を対象に支給しました実績に基づいて交付されるもので、さらに医療制度改革に伴い、昨年10月から施行されました保険財政共同安定化事業交付金もございます。したがって、この保険財政共同安定化事業交付金が新たに加わったことが主な増加要因でありますので、前年度と比較しまして、金額で約7,689万6,000円、比率で241.0%増という大幅なものとなっております。

8款繰入金につきましては8,184万5,419円で、ほぼ前年度並みでございますが、金額で52万6,000円、比率で0.6%の減となっております。

9款繰越金につきましては1億2,052万7,616円となりまして、その他の繰越金が大きなもので、前年度と比べまして金額で2,811万4,000円、比率で30.4%の増となっております。

10款諸収入につきましては1,035万2,569円で、これは延滞金、預金利子、そして雑入等に係るものでございます。前年度と比べまして、金額で約563万5,000円、比率で119.5%の増となっております。

以上が歳入でございます。

次に、歳出ですが、4ページから5ページをごらんください。

予算総額22億3,480万7,000円に対しまして、支出済額が21億7,101万9,922円あります。前年度と比較しますと、金額で1億7,767万7,735円、比率で8.9%の増となっております。翌年度への繰り越しが510万円ございます。不用額は5,868万7,078円あります。

内容につきましては、1款総務費は1,506万1,635円で、これは臨時職員賃金、連合会負担金等でございます。前年度に比べまして約247万円、比率で19.6%の増となっておりますが、これは電算のシステム変更やその設置費等によるものでございます。

2款保険給付費につきましては13億4,918万474円で、療養諸費、高額療養費、出産育児諸費、葬祭費及び

移送費で、歳出全体の約6割を占めております。前年度に比べまして、金額で約8,546万8,000円、比率で6.8%の増となっておりますが、これは、医療費の給付に当たる療養諸費の伸びが7.4%で、前年度に比べ8,606万3,000円増加しているのが大きな要因となっております。

3款老人保健拠出金につきましては4億5,681万2,370円でありまして、老人保健事業の財源となる医療費拠出金、事務費を社会保険診療報酬支払基金に納付したものでございまして、前年度に比べ金額で約1,708万5,000円、比率で3.9%の増となっております。

4款介護納付金につきましては1億5,472万3,756円で、介護保険法の40歳から64歳までの第2号被保険者を対象とし、社会保険診療報酬支払基金に納付したものでございまして、前年度に比べ金額で77万9,000円、比率で0.5%の減となっております。

5款共同事業拠出金につきましては1億1,864万7,059円で、これは保険者の財政運営の不安定を解消するため、高額医療費等の共同事業の実施主体であります静岡県国民健康保険団体連合会が運営する事業に対しまして町が拠出金として負担するものでございまして、前年度に比べ金額で約8,044万8,000円、比率で210.6%の増となっておりますが、これは先ほど歳入でも御説明をさせていただきましたが、平成18年10月から施行されました保険財政共同安定化事業が新たに加わったためのものでございます。

6款保健事業につきましては671万7,719円、国保事業の円滑なる運営と健康増進のための費用でございまして、診療費の一部を負担する人間ドック委託料、生活習慣病予防教室などでございまして、前年度に比べまして金額で約60万4,000円、比率で9.9%の増となっております。

7款基金積立金につきましては5,027万1,000円、これは診療報酬支払準備基金への積立金で、前年度に比べまして金額で約860万4,000円、比率で20.7%の増となっております。

9款諸支出金につきましては1,960万5,909円で、一般被保険者と退職被保険者保険税還付金、療養給付費等負担金償還金等でございまして、前年度に比べまして金額で約1,624万1,000円、比率で45%の減となっております。

次に、6ページをごらんください。

歳入総額23億223万9,272円、歳出総額21億7,101万9,922円、差引額が1億3,121万9,350円でございます。これが平成19年度へ繰り越しをさせていただくものでございます。

また、国民健康保険診療報酬支払準備基金の平成18年度末現在高は、預金利子を含めまして2億5,671万7,674円となっております。

以上が第42号議案、国民健康保険事業特別会計の決算でございます。

続きまして、第43号議案 平成18年度吉田町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

議案書の11ページと別冊の決算書の2ページから3ページをごらんください。

まず、歳入ですが、予算総額20億2,792万円に対しまして収入済額が20億4,167万6,600円です。前年度と比較しますと、金額で6,153万1,339円、比率で3.1%の減となっております。

内訳を申し上げますと、1款支払基金交付金につきましては10億5,132万5,165円で、前年度と比べまして、金額で約1億1,212万9,000円、比率で9.6%の減となっておりますが、医療給付費を初めとした医療諸費の減少と制度改正による負担率が下がっているものでございます。

2款国庫負担金につきましては5億8,360万7,709円で、前年度と比較しまして金額で約4,980万2,000円、比率で9.3%の増となっておりますが、これは制度改正による負担率が上がっているものでございます。

3款県支出金につきましては1億4,637万3,927円、前年度と比較しまして、金額で約1,147万6,000円、比率で8.5%の増となっておりますが、これも国庫支出金と同様に制度改正による負担率が上がっているものでございます。

4款繰入金につきましては、ほぼ前年度並みの2億649万2,000円で、金額で351万1,000円、比率で1.7%の減となっております。

5款繰越金につきましては、4,522万8,142円で前年度を下回り、金額で1,353万6,000円、比率で23.0%の減となっております。

以上が歳入でございます。

次に、歳出でございます。こちらは4ページから5ページをごらんください。

予算総額20億2,792万円に対しまして、支出済額が19億5,923万6,086円でございます。前年度と比べますと、金額で約1億174万3,711円、比率で4.9%の減となっております。不用額は6,868万3,914円であります。

具体的内容につきましては、1款医療諸費は18億8,594万119円で、前年度に比べ金額で約1億62万円、比率で5.1%の減となっておりますが、これは医療給付費の減が主な原因であります。

2款諸支出金につきましては、ほぼ前年度並みの7,329万5,967円で、金額で約112万4,000円、比率で1.5%の減となっております。

6ページをごらんください。

歳入歳出差引額残高は8,244万514円となっております、これが平成19年度へ繰り越しをお願いするものでございます。

以上が第43号議案、老人保健事業特別会計の決算でございます。

次に、第49号議案 平成19年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の説明をさせていただきます。

議案書の21ページと別冊補正予算書をごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,286万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億3,024万円とするものでございます。今回の補正は、平成18年度の決算に基づくものでございます。

補正予算書の1ページをごらんください。

歳入につきましては、3款国庫支出金は18万4,000円の減、4款療養給付費等交付金は568万円の増額、5款県支出金は85万円の増額、8款繰入金は469万9,000円の減額、9款繰越金は1億2,121万9,000円の増額がありました。

具体的には、国庫支出金の国庫負担金、療養給付費等交付金、県支出金の県補助金は、社会保険診療報酬支払基金の決定によるものでございまして、合わせまして1,134万6,000円の増額となっております。

国庫支出金の国庫補助金と一般会計の繰入金を財源としますヘルスアップ事業は、補助基準の変更等によりまして、一般会計の単独事業に組み替えをしたことで998万8,000円の減額となっております。さらに、前年度繰越金としまして1億2,121万9,000円がでございます。

2ページをごらんください。

歳出では、1款総務費は、制度改正によるパソコン等のシステム変更分としまして28万9,000円を増額させていただいております。

3款老人保健拠出金の2,214万7,000円の増額と4款介護納付金の799万1,000円の減額は、社会保険診療報酬支払基金の決定によるものでございます。

さらに、9款諸支出金の3,337万6,000円の増額は決算に基づく償還金でございまして、7款の基金積立金には8,403万3,000円を計上させていただいております。

なお、歳入の国民健康保険税は9月の本算定前でありまして、歳入の保険給付費は現時点までほぼ当初の見込みどおりで推移しておりますこと、このことから今回の補正には計上させてもらっておりません。

続きまして、第50号議案 平成19年度吉田町老人保健事業特別会計補正予算（第1号）の説明をさせていただきます。

議案書の22ページと別冊補正予算書をごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,246万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億8,261万6,000円とするものであります。

補正予算書の1ページをごらんください。

具体的には、歳入といたしまして、1款支払基金交付金を987万8,000円の減額、9款の繰越金を8,234万円の増額とするものであります。

次に、歳出では、2款諸支出金のうち国庫補助金の償還金は過年度分の精算が確定しましたことから582

万4,000円増額し、一般会計に繰り戻すための繰出金としまして6,663万8,000円の増額とするものでございます。

今回の補正は、平成18年度の決算を受けて行うものであります。

以上が町民課の4議案の説明でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（吉永満榮君） ただいま提案理由の説明が12項目あるんですけども、6番目、町民課長まで終わりましたけれども、ここで暫時休憩をとりたいと思います。2時50分までということでお願いしたいと思います。

休憩 午後 2時38分

再開 午後 2時50分

○議長（吉永満榮君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

提案理由の説明は、社会福祉課長、八木大作君。

〔社会福祉課長 八木大作君登壇〕

○社会福祉課長（八木大作君） 社会福祉課です。

第39号議案 吉田町放課後児童クラブ室設置条例の制定について御説明いたします。

議案書の3ページから4ページ並びに参考資料ナンバー2をごらんください。

今回の条例の制定であります。児童福祉法第6条の2第2項に規定する放課後児童健全育成事業、いわゆる放課後児童クラブ事業につきましては、本町においては平成13年度から中央小学校区で吉田町立児童館内の放課後児童クラブ室において開始されたものであります。その後、平成15年度からは住吉小学校区及び自彊小学校区において、民家をお借りして実施してまいりました。そうした中、年を追うごとに入所児童がふえ続け、民家における本事業の継続が困難となってきたことから、住吉小学校区及び自彊小学校区において学校敷地内にクラブ室を整備する計画を進めてまいりましたが、平成18年度には住吉小学校区にクラブ室が整備され、また本年度に自彊小学校区のクラブ室が完成し、すべての小学校区にクラブ室が設置されたことから、これら放課後児童クラブ室を公の施設として、その名称と位置を条例において定めるものでございます。

内容でございますが、第1条においては、児童福祉法第6条の2第2項に規定する放課後児童健全育成事業を実施するため、放課後児童クラブ室を設置することとし、第2条においては、3小学校区それぞれの児童クラブ室の名称と位置を定めてございます。

また、第3条では、町長への委任規定を定めております。

なお、附則において、この条例の施行期日を公布の日としております。

以上、第39号議案の説明でございます。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（吉永満榮君） ありがとうございます。

引き続きまして、高齢者支援課長、水野辰明君。

〔高齢者支援課長 水野辰明君登壇〕

○高齢者支援課長（水野辰明君） 高齢者支援課でございます。

本定例会に上程いたしました第44号議案、第51号議案について御説明申し上げます。

第44号議案 平成18年度吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

提出議案の13ページ、歳入歳出決算書の8ページの事項別明細書並びに参考資料ナンバー6をごらんください。

歳入歳出決算書の8ページより申し上げます。

歳入、1款1目第1号被保険者保険料は、収入済額2億3,384万3,542円でございます。現年分の収納率は99.26%、普通徴収分の収納率は94.28%でございます。法改正によりまして、1号被保険者の費用負担率が18%から19%に改正をされまして、介護保険事業計画に基づき、人口、介護サービスの利用料から算出を

しました保険料の月額基準額を1月当たり3,400円とし実施をいたしました。

2款使用料及び手数料は督促料でございます。

3款国庫支出金は2億5,684万965円で、法改正により介護給付費負担金が施設給付費分とその他分に分かれ、負担率が従来の20%から施設分は15%に引き下げられ、その他分は従来どおり20%となりました。減額分の5%は県の負担となります。

次に、国庫補助金の調整交付金は4,781万円でございます。交付率は前年度4.72%から4.1%になりました。

10ページ、地域支援事業補助金は、介護予防事業費が25%、包括・任意事業は40.5%の負担割合でございます。

4款支払基金交付金3億5,144万3,000円は、負担率が32%から31%に変更されました。

5款県支出金1億7,161万234円、このうち県負担金は国庫負担金と同様に負担率が変更され、介護給付の施設給付費は12.5%から17.5%に5%が増額となりました。その他分は従来どおりの12.5%であります。このため前年度比で29.1%の増となりました。

県補助金は地域支援事業補助金で、介護予防事業の負担割合は12.5%、包括・任意事業は20.25%でございます。

6款財産収入は、準備基金利子でございます。

7款繰入金は1億8,544万4,000円で、一般会計よりのものでございます。平成18年度から地域支援事業費に対する公費負担が含まれております。

8款繰越金は、前年度繰越金でございます。

14ページ、9款諸収入は第三者行為納付金と預金利子等でございます。

以上、歳入総額12億950万1,937円でございます。

次に、歳出を申し上げます。

18ページからでございます。

1款総務費のうち一般管理費315万5,560円の主な支出は、介護保険制度運営事業費305万8,421円で電算処理委託料などがございます。介護保険システムの改修がありまして、そのうちの175万8,000円は繰越明許とさせていただきます。2項徴収費133万2,742円は、納入通知、封筒、郵送料などがございます。3項介護認定審査会費2,640万4,000円は事務運営費負担金で、均等割35%、申請割65%による負担でございます。4項趣旨普及費13万5,000円は、啓発パンフレットなどの作成費でございます。

22ページ、5項計画策定委員会費9万1,000円は委員報酬、費用弁償でございます。本年度は2回開催をいたしました。

2款保険給付費11億3,007万7,896円は、前年度対比7.1%の増でございます。

介護サービス等諸費の内容としまして、訪問介護、訪問入浴、ショートステイなどの居宅介護サービスと施設介護サービスでございます。本年度から小規模多機能型居宅介護と認知症対応型グループホームの地域密着型サービスが新たに加わりました。この主な支出としまして、1項介護給付費の居宅介護及び施設介護のサービス費でございます。

24ページ、2項高額介護サービス等諸費1,325万4,573円は、制度改正によりまして上限額の引き下げが行われました。4項特定入所者介護サービス等費4,574万4,280円は、平成17年10月からつくられました低所得者が負担する施設費の補足給付でございます。

3款基金積立金693万2,666円は、平成17年度決算による介護給付準備積立金でございます。

4款地域支援事業費は1,261万2,575円、平成18年度に新たに創設をされました事業でございます。内容として、運動機能向上事業などの介護予防特定高齢者施策事業費476万6,077円、介護予防一般高齢者施策事業費24万5,454円、地域包括支援センターの事業費であります包括的支援事業費625万9,911円、任意事業費134万1,133円でございます。

6款諸支出金は511万7,788円、内訳の保険料過誤納付金、これは第1号被保険者への保険料の返還金でございます。償還金は平成17年度決算により、県支出金も返還をするものでございます。

第2項繰出金も同様に、実績により一般会計に返還をするものでございます。

以上、歳出総額11億8,586万1,227円で、歳入歳出差引残額は2,364万710円でございます。平成17年度と比較をいたしますと、歳入は7.1%の増、歳出は6.1%の増となっております。

次に、第51号議案 平成19年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明を申し上げます。

提出議案書の23ページと別冊の予算書をごらんいただきたいと思っております。

3ページより申し上げます。

歳入でございますが、4款支払基金交付金198万5,000円は、介護給付費の第2号被保険者分として社会保険診療報酬支払基金より交付をされるものですが、平成18年度の交付決定額に比較しまして実績が増加したため、精算により追加交付されるものでございます。

8款繰越金2,264万円は、平成18年度決算に伴い歳入歳出残額を計上するものでございます。

次に、歳出でございますが、3款基金積立金1,590万5,000円は、介護給付費準備基金条例に基づきまして、前年度の剰余金の範囲で予算で定めることになっておりまして、精算後の剰余金になります。平成18年度歳入歳出残額は2,364万710円でございますが、精算による国・県への返還金872万3,070円を差し引きまして、地域支援事業に関する支払基金の追加交付金198万6,356円を加え、当初予算を差し引いたものでございます。

6款諸支出金の償還金608万7,000円は、介護給付費及び地域支援事業の国庫負担金、県負担金がそれぞれ交付決定額が実績を下回ったため返還をするものでございます。また、一般会計繰出金263万3,000円も償還金と同様の考えで、介護給付費、事務費及び地域支援事業費に係ります一般会計からの繰入金が実績を下回ったことから返還をするものでございます。

以上、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,462万5,000円を増額しまして、歳入歳出予算の総額を12億9,911万9,000円とするものでございます。

以上、2議案につきまして御説明申し上げます。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（吉永満榮君） 続きまして、都市建設課長、柳原 豊君。

〔都市建設課長 柳原 豊君登壇〕

○都市建設課長（柳原 豊君） 都市建設課より、本定例会に提出いたしました第53号議案と第55号議案の2議案について御説明申し上げます。

最初に、第53号議案 平成19年度都市計画街路事業東名川尻幹線改良工事請負契約の締結について御説明いたします。

提出議案の25、26ページと参考資料ナンバー9をごらんいただきたいと思っております。

地方自治法第234条の規定に基づき一般競争入札に付した平成19年度都市計画街路事業東名川尻幹線改良工事請負契約の締結について、別紙のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

契約の目的は、平成19年度都市計画街路事業東名川尻幹線改良工事請負契約。

契約の方法、一般競争入札による契約。

契約の金額、3,559万5,000円。

契約の相手方、静岡県榛原郡吉田町住吉1964番地の1、たむら建設株式会社代表取締役、田村吉郎と契約するものでございます。

参考資料ナンバー9の1ページは入札結果表であります。

入札方法は、制限つき一般競争入札で行い、落札者を決定する方法は入札価格と企業の同種工事の経験や過年度の工事成績等の評価点から総合的に判断する総合評価落札方式といたしまして、8月2日に入札参加資格要件を満たした10社により入札を執行いたしました。その結果、4社の入札価格が調査基準価格を下回ることになりましたが、低入札価格調査を実施した結果、各社とも工事内容に適合した履行が行われると判断し、さきに説明いたしました総合評価落札方式において、10社より落札者を決定することとなりました。

落札者の決定に当たっては、各社の入札価格と評価点から評価値を算出いたしました。入札結果表により、学識経験者の意見聴取を行うこととなっており、そのため静岡県土木部総合評価審査委員会の委員に

報告し、評価値が最も高いものを落札者とするものの確認と承認をいただきましたので、契約を締結しようとするものであります。

裏面の事業概要書であります。見にくくて申しわけありませんが、町道高畑高島線と国道150号の間、丸榛吉田うなぎ東側の黒いハッチの部分の施工いたします。道路改良工、延長225メートル、主な工事内容は、ボックスカルバートの敷設と転倒堰の設置が主なものでございます。

次に、第55号議案 町道の路線認定について御説明いたします。

提出議案の32、33ページと参考資料ナンバー10をごらんいただきたいと思っております。

道路法第8条第2項の規定に基づき、町道の路線を認定するものでございます。

本議案は、吉田町神戸宇東青柳地先の開発行為4,011.25平方メートル、12区画の宅地造成が平成19年3月23日、県公告により完成いたしましたので、都市計画法第39条、開発行為等により設置された公共施設の管理に基づき、公共施設の管理の適正を確保するためには管理主体を明確にする必要があるため、道路法第8条第2項に基づき、東青柳13号線、延長173.5メートル、幅員6.0メートルから13.0メートルの路線認定をお願いするものでございます。

以上、簡単ではございますが、第53号議案 平成19年度都市計画街路事業東名川尻幹線改良工事請負契約の締結についてと、第55号議案 町道の路線認定についての説明とさせていただきます。よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（吉永満榮君） 引き続き、下水道課長、山梨清一君。

下水道課長。

〔下水道課長 山梨清一君登壇〕

○下水道課長（山梨清一君） 下水道課でございます。

今定例会に上程いたしました第45号議案、第52号議案の2議案について御説明申し上げます。

まず、第45号議案 平成18年度吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

決算書の6ページをごらんいただきたいと思っております。

歳入総額11億4,855万1,027円、歳出総額11億3,877万6,043円、歳入歳出差引残額977万4,984円で決算の認定をお願いするものでございます。

なお、この残額は平成19年度へ繰り越すものであります。

内容につきまして御説明申し上げます。

歳入につきまして、決算書2ページ、3ページと事項別明細書8ページから13ページをごらんいただきたいと思っております。

歳入の1款分担金及び負担金の収入済額1,989万5,200円は、受益者負担金でございます。

2款使用料及び手数料の収入済額5,304万5,400円、収入未済額128万8,334円は、下水道使用料が主なものでございます。

3款国庫支出金、収入済額1億5,420万円は、汚水処理施設整備交付金1億5,000万円と公共下水道事業国庫補助金420万円でございます。

4款繰入金、収入済額5億7,434万4,000円は一般会計からの繰入金でありまして、事業費、維持管理費の不足分と起債対象にならない町単独分、公債費を一般会計から繰り出し補ったものでございます。

5款繰越金1,785万2,798円は前年度からの繰越金、6款諸収入、収入済額91万3,629円は雑入が主なもので、7款町債、収入済額3億2,830万円は管渠建設費、浄化センター建設費の起債分でございます。

以上、歳入合計11億4,855万1,027円となります。

次に、歳出でございますが、決算書の4ページ、5ページ、事項別明細書の14ページからと参考資料ナンバー7をごらんいただきたいと思っております。

1款公共下水道事業費の支出済額は6億6,911万3,914円で、管渠建設費、管渠維持管理費、浄化センターの維持管理費と建設費の目がございます。

まず管渠建設費ですが、支出済額5億7,339万510円は職員人件費のほか公共管渠建設の16件を初め、町単

独の管渠建設費、その他附帯工事や取り付け管設置など、39件の工事費や実施設計等の委託料が主なものであります。

次に、管渠維持管理費でございますが、支出済額528万7,471円で下水道台帳作成業務やマンホール内ポンプの保守点検委託料、電気使用料が主なものであります。

次の浄化センター維持管理費の支出済額8,152万6,683円は、浄化センターの運転管理等の9件の委託料と電気使用料、活性炭や薬品等の消耗品などの需用費が主なものであります。

次に、浄化センター建設費の支出済額890万9,250円は、耐震診断の委託料でございます。

2款公債費は、支出済額4億6,966万2,129円で、起債の償還元金2億5,174万4,810円と償還金利子及び一時借入金利子の2億1,791万7,319円でございます。

3款予備費につきましては、支出はございませんでした。

以上、歳出合計は11億3,877万6,043円となります。この結果、歳入歳出差引残額は977万4,984円となり、この額を平成19年度へ繰り越すものでございます。

以上、第45号議案の説明とさせていただきます。

続きまして、第52号議案でございます。平成19年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

別冊の補正予算書をごらんいただきたいと思います。

補正予算、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ522万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億223万1,000円とするものでございます。この補正につきましては、決算に基づきます繰越金と落雷に伴います機器の修繕でございます。

まず、歳入でございますが、4款の一般会計からの繰入金は46万9,000円の減額、5款繰越金は、ただいま決算の説明を申し上げましたが、平成18年度の実質収支額977万4,000円を繰り越し、477万4,000円増額させていただくものであります。

6款諸収入92万4,000円の増額は、設計書代金の減額と落雷に係る修繕料の建物共済の収入見込みによるものでございます。

次に、歳出でございますが、1款公共下水道事業費を522万9,000円増額するものは、落雷に伴いまして管渠維持管理費と浄化センター維持管理費で修繕料をおのおの増額させていただきたいというものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ11億223万1,000円とさせていただきたいというものでございます。

以上、簡単ではございますが、第45号議案、第52号議案の説明とさせていただきます。よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○議長（吉永満榮君） 次に、水道課長、中村久義君、お願いします。

〔水道課長 中村久義君登壇〕

○水道課長（中村久義君） 水道課でございます。

水道課から第46号議案 平成18年度吉田町水道事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

別冊の平成18年度吉田町水道事業会計決算書及び参考資料のナンバー8をごらんいただきたいと思います。

なお、本書は、決算報告書及び水道事業報告書中の建設改良工事の概況及び重要契約の要旨については消費税込みの金額で、損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書、貸借対照表、水道事業報告書中の事業収入に関する事項及び収益費用明細書、資本的収支明細書については消費税抜きの金額で計上していますので、よろしく願いいたします。

それでは、1ページの収益的収入及び支出の収入につきまして御説明申し上げます。

第1款水道事業収益の決算額は5億4,518万480円となり、前年度対比にいたしますと100.4%でございます。

第1項の営業収益は5億4,168万8,005円です。これも同じく100.4%となり、その主な内容を見ますと、給水収益は、給水水量が少し減少したものの給水件数がふえたことに伴い増収となり、193万4,774円多い5億

3,868万9,917円の決算額となりました。

受託工事収益については、修繕工事収入がふえ増収になったことにより、昨年度より25万8,021円多い73万2,688円、前年度対比にいたしますと154.4%と増収になりました。

その他営業収益は、設計図書代等の手数料収入が減少になり、前年度対比で95.5%となりました。

第2項の営業外収益は、下水道料金算定資料提供分等のその他雑収益は減少になったものの、預金利息が増収になり7万7,068円増収の349万9,675円、前年度対比にいたしますと102.3%となりました。

次に、2ページの支出につきまして御説明申し上げます。

第1款水道事業費用の決算額は4億2,349万3,175円となり、前年度対比にいたしますと94.5%でございます。

第1項の営業費用は3億4,472万6,214円、前年度対比で94.3%となり、その主な内容を見ますと、原水浄水及び配水給水費については設計積算システム設計の手数料、路面復旧費、材料費等が増加したものの、工務の1人減による人件費が減少したため1億959万4,084円、前年度対比で97.4%となりました。

受託工事費は、消火栓、配水管の修繕費の54万8,038円となりました。

業務費は、人件費の減少のため76万9,977円減少の3,523万6,401円、前年度対比にいたしますと97.9%でございます。

総係費は、雑費が第2浄水場用地取得による土地改良区決裁金により増加したものの、総係費全体では、ほぼ前年度並みの2,243万9,695円、前年度対比にいたしますと99.3%となりました。

減価償却費については、耐用年数の法改正により償却が減ったため1億6,882万5,507円、前年度対比で91.0%と減少、資産減耗費は少し減り800万6,289円、93.5%となり、その他営業費用については、公用車を買いかえたことにより雑支出が少しふえ7万6,200円、126.9%となりました。

第2項の営業外費用は7,876万6,961円、前年度対比にいたしますと95.5%となり、その主な内容は、支払利息及び企業債取扱諸費が少し減り6,721万6,564円、98.1%、繰延勘定償却が12年度取得の変更認可の償却が終わったことにより362万円、37.1%と減少になり、雑支出につきましては、不納欠損処分がふえ355万6,597円、111.2%となりました。

この結果、水道事業収益はほぼ前年度並みでしたが、水道事業費用については、主に1人減員による原水浄水及び配水給水費、耐用年数の法改正による減価償却費、繰延勘定償却が減少したため、当年度純利益は、税抜きで前年度より2,957万2,589円ふえ1億503万9,139円、前年度対比にいたしますと139.2%を計上することになりました。

次に、3ページ、資本的収入及び支出の収入について御説明申し上げます。

第1款資本的収入の決算額は2億9,876万1,050円、前年度対比で88.5%となり、その内容は、第2浄水場の用地取得、造成工事等の増加により、第1項企業債は2億3,700万円、前年度対比で124.0%、それから、全管路延長に占める石綿管の割合の減少により出資債の対象外になり、消火栓設置のみの第2項他会計出資金は69万3,000円と減少、加入分担金はアパート等の申し込みがふえ、815万円増加の2,501万円となったものの、公共下水道工事や道路改良工事に伴う工事負担金が3,605万8,050円、前年度対比で51.2%と前年度よりも減少したことにより、第3項その他資本的収入は6,106万8,050円、70.0%になりました。

次に、4ページの資本的支出につきまして御説明申し上げます。

第1款の資本的支出の決算額は5億7,390万1,306円、前年度対比にいたしますと97.0%となり、その内容を見ますと、第1項建設改良費は、第2浄水場の造成工事や老朽管更新の工事を実施しましたが、配水管布設がえ工事の減少により、工事請負費は1億6,243万8,150円減少の3億1,235万6,100円となりました。

また、委託料は、第2浄水場除鉄除マンガン施設等の設計委託の増加により9,179万1,000円、固定資産購入費についても第2浄水場用地取得もあり、5,940万9,235円と増加になりましたが、第1項建設改良費全体としては4億6,355万6,335円、93.3%と減少の決算額となりました。

第2項企業債償還金につきましては、1,541万2,369万円ふえ1億1,034万4,971円、116.2%となりました。

この結果、資本的収入が資本的支出額に不足する額2億7,514万256円は、過年度分消費税資本的収支調整額1,917万6,977円、過年度分損益勘定留保資金9,454万7,042円、当年度分損益勘定留保資金1億6,141万6,237

円で補てんいたしました。

なお、収益的費用明細及び資本的収支明細については、34ページから42ページに計上してございます。

次に、11ページの平成18年度吉田町水道事業剰余金処分計算書（案）について御説明申し上げます。

当年度未処分利益剰余金1億1,677万8,011円を減債積立金へ4,000万円、建設改良積立金へ6,000万円積み立ての御承認をお願いするものでございます。

よろしく御審議をお願い申し上げます。

以上で水道課から平成18年度吉田町水道事業会計決算の認定についての説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉永満榮君） 最後の提案理由の説明になります。

社会教育課長、高橋政旨君。

〔社会教育課長 高橋政旨君登壇〕

○社会教育課長（高橋政旨君） 社会教育課でございます。

社会教育課からは、第38号議案 吉田町体育館設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書の1ページ、2ページ及び参考資料のナンバー1をあわせてごらんいただきたいと存じます。

本議案は、従来の吉田町体育館設置条例に定めてあります使用料中の時間区分の改正及び吉田町総合体育館使用料中の時間区分にピリオドを使用しており、これを吉田町体育センター使用料中の時間区分と同様に、すべての区分をコロンに改めることについてお認めいただくとするものでございます。

参考資料ナンバー1の1、2、3ページをごらんいただきたいと存じます。

社会情勢、生活様式等の変化により住民の健康づくり、子育て等の意識が変わり、総合体育館及び体育センターへの利用の形態が多岐にわたり、近年特に変わってきております。町においては健康づくりを重要施策と位置づけており、総合体育館及び体育センターへの利用をも健康づくりを意識しての利用者が増加しております。

現在の総合体育館及び体育センターの使用時間は9時から21時となっております。近年の社会情勢、生活様式等の多岐にわたる変化にかんがみ、総合体育館及び体育センターの使用料中の時間区分の「18時から21時」を「18時30分から21時30分」に、「13時から21時」を「13時から21時30分」、「9時から21時」を「9時から21時30分」に改正させていただきたいというものでございます。それに伴いまして、別表、備考の10を削除するというものでございます。

また、あわせて吉田町総合体育館使用料中の時間区分にピリオドを使用しており、これを吉田町体育センターの使用料中の時間区分と同様に、すべての区分をコロンに改めさせていただきたいというものでございます。

なお、附則におきまして、この条例は、平成19年12月1日から施行しようとするものでございます。よろしく御審議のほどお願ひいたします。

○議長（吉永満榮君） 説明が終わりました。

ただいま説明がありました第38号議案、第39号議案、第41号議案、第42号議案、第43号議案、第44号議案、第48号議案、第49号議案、第50号議案、第51号議案の10議案について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（吉永満榮君） 質疑を終結します。

お諮りします。

第38号議案、第39号議案、第41号議案、第42号議案、第43号議案、第44号議案、第48号議案、第49号議案、第50号議案、第51号議案の10議案については、総務文教常任委員会へ付託し、本会期中に審議をお願いしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

第38号議案、第39号議案、第41号議案、第42号議案、第43号議案、第44号議案、第48号議案、第49号議案、

第50号議案、第51号議案の10議案につきましては、総務文教常任委員会に付託することに決定いたしました。
次に、第45号議案、第46号議案、第52号議案、第55号議案の4議案について質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 質疑を終結します。

お諮りします。

第45号議案、第46号議案、第52号議案、第55号議案の4議案については、産業建設常任委員会へ付託し、本会期中に審議をお願いしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

第45号議案、第46号議案、第52号議案、第55号議案の4議案については、産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

なお、その他の5議案については全員協議会で審議を行います。よろしくお願ひいたします。

◎散会の宣告

○議長（吉永満榮君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。御協力ありがとうございました。次回は9月7日金曜日午前9時から総務文教常任委員会であります。よろしくお願ひいたします。本日はこれにて散会といたします。

散会 午後 4時38分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（吉永満榮君） 改めて、おはようございます。

本日は定例会第16日目でございます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（吉永満榮君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（吉永満榮君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は通告順序によって行い、1人の質問及び答弁に要する時間は60分以内といたします。関連質問はございません。

それでは、順番に発言を許します。

◇ 枝 村 和 秋 君

○議長（吉永満榮君） 2番、枝村和秋君。

〔2番 枝村和秋君登壇〕

○2番（枝村和秋君） おはようございます。2番、枝村和秋でございます。

去る9月1日の防災訓練には、町民の方が約7,000人参加されたそうです。私も地域住民の1人として、片岡東の地区自主防に参加しました。

避難所では、日赤奉仕団の人の指導のもとに、中高生が毛布を応急担架に見立て、患者搬送の訓練をしていました。また、町長も見えられ、生徒たちに危機管理について話をされていました。訓練だけでなく、現場で生の声を聞かせることも大事だなと感じました。

けさ、吉田中学校の運動会の開会式に出席してきました。校長先生の話の中で、目標として、組織力、団結力、チャレンジ・アンド・フレッシュということで、そのような話をされていました。また、色別の各生徒たちの宣言、目標ですか、そのようなことも宣言しておりました。この生徒たちは、災害時には大変大きな力になってくれるだろうなと思いました。

さて、私は平成19年第3回吉田町議会定例会におきまして、さきに通告いたしましたとおり、我が町の地震防災対策について質問するものであります。

ことしに入り、日本国内では1月13日、千島列島沖地震、マグニチュード8.3、3月25日、能登半島地震、マグニチュード6.9、4月20日は宮古島北方沖地震、マグニチュード6.7、6.3、6.1、マグニチュード6を超える地震が3回ありました。7月16日は新潟県中越沖地震、マグニチュード6.8、マグニチュードを超える地震が6回も発生しました。また、海外では8月18日にマグニチュード8.0の地震がペルーで発生し、死者540名、被害世帯3万3,200世帯、また今月12日のインドネシア・スマトラ沖地震では10名が死亡、負傷者51

名、家屋の損壊1,170戸、数百人が負傷したとの報道もあり、死者数はさらに拡大する可能性があるとのことです。

千島列島沖地震、宮古島北方沖地震については、津波注意報が発令されただけで、幸いにも被害はありませんでしたが、能登半島地震は死者1名、重軽傷者114名の人的被害、建物被害のうち、住家では、全壊500棟、半壊1,047棟、一部損壊7,663棟、非住家では7,665棟でした。

8月20日現在の情報であります、新潟県中越沖地震の被害は、能登半島地震よりさらに大きく、死者11名、重軽傷者1,959名の人的被害、建物被害のうち、住家では、全壊994棟、半壊3,275棟、一部損壊3万4,408棟、非住家では3万411棟ということでありました。

今月16日で2カ月がたちました。避難所は8月末日ですべて閉鎖され、柏崎市、刈羽村、出雲崎町に計1,182戸の仮設住宅が建設され、約3,000人が生活しております。住宅再建が今後の課題だということです。

現在、静岡県に著しい被害を発生させるおそれがある地震としては、その発生の切迫性が指摘されている駿河湾及び駿河湾トラフ付近におけるプレート境を震源域とする東海地震のほか、遠州灘西部から土佐湾までの南海トラフのプレート境を震源域とする東南海・南海地震、神奈川県西部を震源域とする地震があるのは、皆さん、御承知のことと思います。

いつ発生してもおかしくないと言われているこれらの地震を想定して、私たちの町は地域防災計画を立て、さらにこの計画に基づいて毎年訓練を重ねてきているところであります。

想定訓練も30年続きますと、いささかマンネリ化してきているのではないかと思います。第4次吉田町総合計画の第3章第2節に地震防災について掲載されており、幾つかの課題も指摘されております。

地震被害を最小限にとどめ、町民の生命と財産を守るためには、さらなる防災意識の高揚を図り、実りある訓練を実施していかなければなりません。

我が町の防災対策について、次の6点についてお聞きいたします。

1点目は、毎年地震を想定した各種防災訓練、7月の津波避難訓練、9月1日には総合防災訓練、12月には地域防災訓練を実施してきているところですが、訓練に対する反省点、問題点は出てきておりますか。また、その対応はどのようにしていますか。

2点目は、災害が発生すると、平常時でもさまざまな支援を必要とする人々にとっては、安全な場所に避難することや避難先での生活をつづることなど、大きな困難が発生します。これらの方を災害弱者、ひとり暮らしの高齢者世帯、障害を持たれている方などと言われておりますが、これら要援護者の支援体制についてどのように考えていますか。

3点目は、災害が発生すると、トイレの需要が逼迫することが予想されます。災害時用仮設トイレ対策は立てておりますか。

4点目でございますが、新潟県中越沖地震のテレビや新聞などの報道を見ていると、被災された方が困っていることの中で一番多かったのが、水の確保、飲料水や洗い物、トイレの問題であります。また、本年3月25日に能登半島地震で大きな被害を受けた輪島市では、ライフラインである水道復旧について、輪島地区では4月3日、門前地区で4月7日と、地震発生日から9日から13日かかっております。

我が町の地域防災計画にも飲料水の確保ということで、町がすべきこと、町民がすべきことなどが決まっております。町の給水実施計画による訓練はどのように行っていますか。

5点目でございますが、被害の程度によっては、災害救助法の適用、災害救助法施行令第1条第1号第1号から4号までありますが、ちなみに吉田町で1号適用は、町内の住宅密集世帯が50世帯以上になればこの1号適用になるとと思いますが、そのような訓練は行っていますか。

6点目でございますが、去る7月23日から24日にかけて、石川県輪島市と穴水町に町当局とともに町議会の行政視察に行きました。予定にはありませんでしたが、穴水町役場の近くに瓦れきや残骸物の仮集積場所がありましたので、見学をさせていただきました。復興、復旧に取りかかるには、まず破壊家屋等の後片づけをしなければなりません。倒壊家屋の廃材等の廃棄物の回収方法とその保管場所は考えていますか。

以上6点の質問ですが、よろしくお願いたします。

○議長（吉永満榮君） 町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 我が町の地震防災対策についてお答えします。

1点目の、毎年地震に対する各種防災訓練、7月に行われます津波避難訓練、9月の総合防災訓練、12月の地域防災訓練を実施してきていますが、反省点や問題点は出ていますか、またその対応はどのようにしていますかについてですが、1854年に発生しました安政東海地震による浸水地域を対象に、7月の第1土曜日に津波避難訓練を実施しております。ことしは7月7日に実施し、悪天候にもかかわらず、多くの町民の皆様方に参加していただきました。

本年度より陸間が自動化され、さらに役場庁舎からの遠隔操作の対応に向けて、町では平成21年度末の完成を目指し、準備を進めております。

1923年に発生しました関東大震災を教訓に、毎年9月1日を防災の日と定め、総合防災訓練が実施されております。

静岡県では東海地震を想定し、地震予知情報の発表から発災直後までを想定した訓練を実施しております。

当町におきましても、過去の多くの地震災害を教訓に、減災に心がけた訓練を各地域の自主防災会が工夫を凝らしながら実施しているところであります。

また、12月の第1日曜日には、突発地震に備えた地域防災訓練が実施されます。

これらの訓練終了後、それぞれの自主防災会等から反省報告書を提出していただいておりますが、その中に幾つかの反省点や要望も挙げられておりますが、いろいろな体験に裏打ちされた今後の対策に生かすべき貴重な意見が多く出されております。また、町主催の防災訓練だけではなく、町内会を初めとする地域での防災研修を計画したいとの意見も寄せられ、大変心強く思う次第でございます。

災害の規模が大きくなればなるほど、行政の対応力は小さくなります。地震災害発生時において最も重要なことは、みずからの身は自分で守るという自助です。ふだんから災害に関する知識を身につけ、災害を正しく理解し、何を備えておけばよいかを考え、災害に対する準備をしておかなければなりません。

また、自分たちの住んでいる地域は自分たちで守るという共助です。いざというときに頼りになるのは、顔見知りの隣近所の方です。ふだんから近所づき合いを大事にしておけば、何かがあったときに助けてくれます。

地域が昔はどんな場所であったのか、どのような災害が起きたかなど、地域の特性は昔からその地域に住んでいる方がよく御存じです。自主防災会を中心に、地域で災害に備えていただきたいと思っております。自分だけでは解決や行うことが困難なことについて、周囲や地域が協力して行うことが大切であります。

個人や周囲、地域、あるいは民間の力では解決できないことについては行政が行う、これが公助です。

こうした自助、共助、公助につきまして、それぞれの役割を確認し、互いに連携し、協働することにより、町民と行政が一体となって地域防災力を高めていかなければならないと考えております。これからも積極的な訓練への参加をお願い申し上げる次第でございます。

2点目の、災害弱者と言われます要援護者——高齢者であるとか障害者ですが、この要援護者の支援体制についてどのように考えていますかについてお答えします。

要援護者とは、災害発生時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害からみずからを守るために安全な場所に避難するなど、自分自身で適切な行動をとることが困難な方々を言います。一般的に高齢者、障害者のほかに障害のある子供、乳幼児、妊産婦、傷病者や日本語ができない外国人などが挙げられます。

災害発生時に最も重要となるものは、みずから身を守る自助であり、このことは要援護者及びその家族にも当てはまります。避難などの支援体制の整備を進めるに当たっては、要援護者みずからの積極的な取り組みが不可欠であり、本人、家族に対する啓発が重要であると考えております。

しかし、要援護者はその身体的な特性などにより、自助が困難である場合が想定されることから、要援護者支援におきましては、自治会や自主防災会組織、隣組等の地域における支援活動、つまり共助が特に

重要であります。この共助の取り組みを促進するためにも、自治会を単位として、日ごろからさまざまな行事を通じて、一層の地域交流を図り、緊急時には遠慮なく連絡し合えるといった日常生活における関係づくりが大切であると考えております。

地域における要援護者に関する情報の収集ですが、日々変化していく中での状況の把握は極めて困難であります。町としましては、隣組を中心とした地域において把握していただくことが最も適切かつ有効であるとの考えから、現在のところ、各自治会に防災台帳等の作成をお願いしているところであります。

しかしながら、台帳の作成に当たりましては、個人情報保護の観点から情報提供を拒むケースも見受けられ、正確な現状把握は困難を極めてしていると聞いております。

行政がすべての要援護者の理解と同意を得て個人情報を収集するには、膨大な時間と事務量が必要となるとともに、その実現可能性は極めて低いため、情報収集の対象者を自助避難が困難と考えられる方に特定し、災害時要援護者リストを作成しております。

したがって、施設において避難支援等が行われる特別養護老人ホーム等に入所している要援護者や自力で避難が可能な方や家族等の支援を受けることができる方は対象から外しております。

今年度のリストの対象者の範囲の考え方は、避難行動要援護者や被災リスクの高い方を重点的、優先的に進めることとして、優先度の高い一定の重度者に限定いたしました。

本年4月1日現在の把握状況は、身体障害者障害程度2級以上の方364人や療育手帳程度区分B以上の方118人、精神障害者障害程度2等級以上の方70人、要介護状態区分3以上の方162人で、合計714人がリストアップされ、このリストは地域安全部門と社会福祉部門で共有しております。

吉田町の個人情報保護条例には、保有個人情報の目的外使用、第三者提供が例外的に可能とされる規定がありますが、要援護者に関する情報を平常時から民生委員、児童委員や自主防災組織との共有化を図る体制を整備したいものと考えております。

なお、これらの方々の福祉避難所についてであります。平成16年12月に社会福祉法人新緑風会との間で災害時要援護者等の避難施設として、社会福祉施設特別老人ホーム、片岡杉の子園と住吉杉の子園を使用することに関する協定書を取り交わしております。また、健康福祉センター、はあとふるも福祉避難所と位置づけております。

8月21日から各自治会におきまして、2回ずつの地域福祉計画策定のための地区懇談会を開催しておりますが、参加者の皆様方から、キーワードは、自助、共助、そして行政や社会福祉協議会が適切なサービスを提供する公助、さらに住民と行政が協働してそれぞれの特徴を生かしながら、ともに福祉を推進することが重要であると確認し合っているところであります。

今年度中に策定する地域福祉計画には、要援護者に対する日常的な見守り活動や助け合い活動の推進方策や緊急対応に備えた役割分担と連絡体制づくりを盛り込んでいく予定であります。

3点目の、災害時用の仮設トイレ対策は立てていますかについてお答えいたします。

地震等の災害によるし尿処理対策のうち、仮設トイレにつきましては、被災直後から大量に需要が発生することが予想されますので、町では東海地震に対応可能な数を保有しております。また、震災発生時に迅速に設置でき、発生したし尿の収集運搬処理がスムーズに実施できる体制を整備しておく必要があります。災害時用の仮設トイレにつきましては、現在のところ、組み立て設置が容易であり、貯留したし尿を凝固材で固化して処理するタイプで、キャンプ用品として普及しているポータブル式トイレを中心に53基を保有しております。

平成16年度に県が改訂いたしました災害時し尿及び生活系ごみ処理対策マニュアルによりますと、避難所の仮設トイレの必要数は、第3次被害想定で市町別に算出されているが、これは一定の算出方法により理論的に求めたものであり、市町はし尿収集車両の損傷や収集不能の状態など、その域内の被害状況をし尿処理方式の異なる地域別により精密に想定する必要があるとされております。

以上のことを考慮して算定いたしますと、第3次被害想定では、当町で必要な仮設トイレの数は49基でありましたが、53基が必要となり、現在の保有数は53基であることから、想定上の必要数は満たしている状態であると言えます。

次に、固化して袋詰めにしたし尿の収集運搬処理についてであります。衛生的に処理するためには、すべてを焼却しなければならないため、避難所等で大量に発生し、衛生センターのみならず、清掃センターでの処理が必要な場合等を想定し、今後、震災廃棄物処理計画などに組み込んでいかなければならないものと考えております。

4点目の、災害時には飲料水等の水の確保問題が出てくると思いますが、給水実施計画の訓練はどのように行っているかについてお答えします。

訓練は、吉田町地域防災計画の給水計画に基づき実施しております。

訓練の給水の実施でございますが、飲料水の供給に当たって、車載用給水タンク1トンを利用した搬送給水を行うため、訓練被害地域の自治会及び各町内会に住民の積極的な参加をお願いし、応急給水訓練を実施しております。また、広域避難地に設置してある給水タンク2トンの給水と消火栓を利用した給水もあわせて実施しております。

一方、各地区本部では、道路災害等により給水タンクの搬送給水が困難な場合を想定して、地区本部連絡員により広域避難地に管理しているろ水機によるろ過消毒をして給水する応急給水訓練も実施しております。また、給水施設及び本管等の破損を想定して実施する応急復旧訓練でございますが、水源地並びに浄水場及び配水池の訓練被害調査の実施と情報伝達訓練を実施するとともに、吉田町上水道事業指定給水装置工事事業者に出動要請し、災害時の協働体制の再確認を行っております。

いずれにいたしましても、災害はいつ発生するかわかりません。行政でできることは限りがございます。そのときのためにも、ひごろから自分の命は自分で守るという意識を持っていただくとともに、飲料水の保存に心がけていただきたいと思います。

5点目の、被害の程度によっては災害救助法の適用になるが、その訓練は行っているかについてお答えします。

災害救助法は、災害に際して国が地方公共団体、日本赤十字社、その他の団体及び国民の協力のもとに、災害により食料品、その他生活必需品の欠如、住居の喪失、疾病・傷病等の被害を受け、現に救助を必要としている者に対する応急的、一時的救助を実施するための制度であり、個人の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序の保全を目的としております。

実際に当たりましては、救助に必要な人員の確保や物資の調達等のためには、地方公共団体、日本赤十字社等を初め、一般住民の協力がなければ成り立ちません。

この災害救助法に関する訓練につきましては、9月に実施される総合防災訓練の際に町内の各4地区本部に災害の調査を依頼し、災害罹災者調査原票の作成により、家屋の被害状況、被災者の有無等の被害状況を把握するための訓練を行っております。

各地区本部で作成された調査原票を民生部民生班に報告し、民生班では災害罹災者調査を集計表に取りまとめ、町全体の災害罹災者の状況を吉田町災害対策本部に報告し、この報告により、各部、各地区本部がそれぞれの担当分野において対応をしていくという訓練を行っております。

6点目の、倒壊家屋の廃材等の廃棄物の回収方法とその保管場所は考えているかについてお答えします。

震災が発生しますと、膨大な災害廃棄物が発生し、阪神・淡路大震災では建築物の倒壊等により、推定2,110万立方メートルの瓦れき等が発生し、その処理に困窮した事例がございます。

倒壊や消失した建物を解体することで、災害発生2日、3日後から約1年後までに当町から発生する瓦れき、残骸物は、住宅建築物だけで約39万立方メートル、それ以外を含めると、約48万立方メートルになると想定されており、その処理体制を整備しておく必要があります。

まず、瓦れき類の収集運搬方法についてであります。人手不足、廃棄物処理場や仮置き場までの道路渋滞等の問題を考えますと、倒壊建物等の解体作業、搬送作業はかなりおくれる可能性がございます。

このような中で、町では瓦れき処理体制を整えるとともに、県には必要な資機材や人員について応援を要請することとなりますが、阪神・淡路大震災のような大型の地震が発生し、瓦れきの収集・処理が困難をきわめ、環境衛生上、放置できない事態に陥った場合には、必要な緊急対策として、自衛隊に応援を要請し、自衛隊が瓦れきの運搬を実施することも十分に考えております。

次に、最終処分までに必要な瓦れき類の仮置き場の確保につきましては、県が2年ごとに候補地の調査を実施しており、平成17年度調査の時点では、大井川河川敷や吉田公園西側町有地など、34万3,030平方メートルの候補地を指定しております。この候補地においては、県が目標とする想定瓦れき等積み上げ高さ2メートル以内を十分に満たす1.4メートルであり、想定上は十分な仮置き場を確保できる状態にあると言えます。

予測される廃棄物を少なくするためにも、建物やブロック塀などの耐震化への取り組みを推進していかなければならないものと考えております。

○議長（吉永満榮君） 2番、枝村議員。

○2番（枝村和秋君） それでは、再質問に入りたいと思います。

まず、担当課長にお聞きしたいと思います。

先ほど、各種訓練を行った後、いろいろな地区防災会から反省点、要望あるいは意見が出されているということでした。

要望書、あるいは意見書みたいな、そういうようなものをもらっているとは思いますが、何かいろいろな訓練をやった後、反省会のような、自主防と町当局とで、何かその辺の反省会、あるいは検討会などを開いているのでしょうか。

○議長（吉永満榮君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（久保田晴己君） 総務課でございます。

ただいまの議員さんの御質問であります。町長から答弁させていただきましたように、特に自主防災会の皆さんに集まってもらって検討会は実際実施しておりませんが、訓練に伴う反省・報告書等の提出をいただいて御指摘をいただいているところであります。

また、毎月行われます自治会の連合会の席で防災訓練に関連した事項の御指摘等もいただいていると、そういうような状況でございます。

○議長（吉永満榮君） 2番、枝村君。

○2番（枝村和秋君） 自治会連合会の定例会の席で要望も聞くということではありますが、私はできれば自主防災会、多分19あるとは思いますが、いろいろな意見があるかと思いますが、自治会の中でもそのようにある程度話し合いはなされているとは思いますが、その話し合い、意見というんですか、それが全部町へ上がるかということを考えますと、その辺がなかなかできているのかなということを思います。

その辺で、自主防災会、9月1日の防災訓練をやる前には打ち合わせはしますけれども、そういうような各団体を集めてしますけれども、その辺を各自主防災会との検討会などを今後反省会というか、やる予定というか、考えはおありですか。

○議長（吉永満榮君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（久保田晴己君） 総務課でございます。

一例を申し上げますと、9月に実施されました訓練の関係で、反省・報告書をいただいております。その中では、自主防災会としての反省点が多いわけでありまして。ちょっと読み上げてみますが、各家庭での地震対策が不十分と思われるので、意識向上が大切であるとか、可搬ポンプの取り扱い方法の浸透が不十分であると感じているとか、AEDの説明を初めて実施し、関心も高く、啓蒙活動につながった、今後の課題としては、5年前の防災名簿を構成することで、住民の理解を得て実施していきたいとか、防潮堤の門扉の自動化に伴って、防災に対する意識が高揚し、参加者が昨年より多かった、吉田町本部への避難人員の報告がおくれたことを改善していきたいと。何点かを御報告させていただきましたが、自主防災会としてもっと意識を高めていきたいとか、訓練を自主的にやっていきたいとか、そういうような意見が多かったです。

議員さんの御指摘のように、必要であれば、こういう反省点を報告いただいておりますので、その自主防災会へ出席して報告をすると、意見交換をするというのはやぶさかではありませんので、検討してまいりますと、そのように考えております。

○議長（吉永満榮君） 2番、枝村君。

○2番（枝村和秋君） 私も片岡東の自主防災会に参加しまして、二、三点、やはりAEDの問題とか、あるいは水のろ過装置が各地区本部というか、そういうところに置いてあると思うんですが、そのろ水機について、よその河川から水をくみ上げてろ過された水に農薬の残留物がないかとか、生の声が聞けたということで、参加してよかったなということでしたんですが、やはり紙に書いて出すのは一考だとは思いますが、やはり生の声でざっくばらんな話が、結構な意見が出ようかと思えますもので、今後その辺の自主防との連絡を密にして、実りある訓練になればと思います。

次に、2点目でございますが、要援護者台帳の作成につきましては、いろいろ町長が申されたように、やはり個人情報保護、あるいはプライバシー、あるいは人権の問題で、かなり腰が引けるというようなことがあるかと思えます。

ただ、本当に高齢者の方も障害者の方も、やはり地域に密着して、自分から外へ出ないと、どうしてもそのような情報を得られないということになるかと思えます。

これは8月26日の静岡新聞ですが、伊豆市でございますが、民生委員の協力で台帳を整備しようとして、各区に配布して、希望者のみの登録ということでしたため、800人以下の回答しか来なかったと。約2%しか記載がなかったということで、実際に援助をする人の半分もないと、このような状況のようです。当然障害者、高齢者、要援護者がやはりみずから出なければいけないと思し、その地域の人もなるべくその方たちが地域に出やすいような環境もつくらなければいけないと思えます。

ただ、吉田町も結構人口もふえまして、転入者もかなり多く、生え抜きといえますか、それよりも人口がかなり超えていると、転入者の数が。そういう中で、やはり隣組との付き合いとか隣組に加入しないとか、そういう把握されていない部分が、なかなか把握しにくい部分ですかね、そういうのがあります。

そういう中で、私はインターネットでちょっと見てみたら、先ほど町長の答弁の中で、リストアップ、身障2級以上とか、あるいは療育手帳のB、身障者が364、療育手帳B以上が118とか、精神が70とか、合計しますと——もう一つありますが、ちょっと数字はあれなんです、714名把握していると。これが多分町で考える要援護者台帳かなと思っております。ただ、これが数字だけでなく、一応名簿になっているか、それでその名簿をどのように災害時に利用できるか、それこそ個人情報ですもので、行政が地域、自主防へ流すというのは難しいだろうとは思いますが、インターネットで見えていたら、これは渋谷区のホームページでございますが、区では災害時に援助を必要とする皆さんの名簿を作成し——ここは同じだと思います。自主防災組織に支援の協力をお願いしていますということで、自主防災組織は、震災が発生したとき、この名簿の情報に基づき安否確認や情報の提供、避難の介助などをより迅速かつ漏れなく行うことができますということになっていますので、これを読んだ限りでは、何か地震の状況というか、それを見なければいけないと思うんですが、これを読んだ限り、何だか見せてくれるのかなと、その辺の協力関係がどの程度かわからないですが、こういうことも書いてありますから、やはりいろいろな役所の対応、よその町の対応を見ながら、この辺の要援護者、どちらかという、僕も町長が言われたように、個人情報とか人権、プライバシーは大事だとは思いますが、人命はそれ以上に重いと思っております。ですから、案外、この辺の名簿の流出ではないんですけども、扱いを気をつけなければいいことだと思しまして、その辺の扱いを気をつけて要援護者を介助するという方向に持っていけたらなという、社会全体でそういうことを言えば、個人情報の法律もそうなっているかもしれませんが、法律も人がつくったものですから変えられるのではないかなという考えがあります。

この辺について、渋谷区はそうになっているんですが、担当課長、もしあれならコメントというか、意見というか、ちょっとお聞かせ願えればと思います。

○議長（吉永満榮君） 町長、田村君。

○町長（田村典彦君） 議員のおっしゃることはもっともございまして、確かに個人情報保護でございますので、その辺の取り扱いには注意しなければなりません。

ただ、近ごろさまざまなマスコミを通じて流されてくる情報の中で、個人情報の保護について行き過ぎた面があるので、それについては是正をしなければならぬと。単に運用とか要領でやるのではなくて、ある程度法的にそれに対して対応しなければならぬというような話も聞こえてまいります。

また、そういうことも踏まえて、今の議員の御指摘もございますし、基本的には人命が一番大事でございますので、その場合には、事細かな法律の問題は詳しく私も存じておりませんが、やはり超法規的に町長の責任において対応していくというのがその場の対応の持ち方ではないかと思っております。

○議長（吉永満榮君） 2番、枝村議員。

○2番（枝村和秋君） それでは、3点目でございますが、これは49基が一つの基準だと、吉田町においては49基だと、そこが53基あるということで、小藤路公園も広報に載っていましたが、そのような対応ができるというようなことが書いてありましたし、公衆トイレも吉田公園とか、あるいは西の宮とか小山城とかあの辺もありますから、その辺をまた有効に利用していけばいいと思います。これは結構です。

それでは、4点目の問題ですが、水の問題です。

町の地域防災計画の中で、その給水計画に基づいて実施されているということで、大変力強く思います。

ただ、この中で一つ私が思うのは、給水活動の中で吉田町がやること、あるいは町民、自主防がやることで、ずっと読んでいきますと、ここがちょっとこうしたらどうかという思いがあるわけですが、実はその中で、町民及び自主防災会がやることということで、地震発生後3日は蓄えた水を持っていなさいと、一日1人3リットルということで、そういうようなことが書いてありますし、あるいは自主防に限っては、地域内の井戸とか湧水等を活用し、飲料水の確保に努めるとかということが書いております。

なかなかやはり自主防さんの役員さんたちも、地域に井戸をどこがどれだけ持っているかという、こういうのがなかなかわかりづらい。片岡東については何か所か会長さんに聞きましたら、把握はしてあるということでした。

そこで一つ提案と申しましょうか、自分が思っていることですが、実はこれは大井川地域でございますが、大井川地下水利用対策協議会という組織がありまして、これは直径が40ミリ、大体4センチですね、4センチ以上の井戸を持っている方は届け出なさいよという、要するに地下水保全の関係でそのような組織があります。これについては、届け出件数というか、届け出事業所が145事業所あるそうです。このすべてが今稼働しているかというのはちょっとわかりませんが、18年度の主要施策を見ていきましたら、採取量報告書ということで、水をどれだけくみ上げたかということだと思っておりますが、61件ありました。40ミリで計算して、私なりの試算が間違っているかもしれませんが、これをしますと、約61事業所だけが稼働していることを考えますと、160万4,000リットルぐらいあります。これは合っているかどうかわかりません。一応それだけの水は確保できるということを考えれば、この水の資源、これを活用しない手はないなど。当然、事業所の協力は仰がなければいけないんですが、そういう中で、その事業所に町からお願いの文書を出して、あとは自主防の方が使いやすくするという橋渡ししというか、道筋をつけるというか、そのような関係はできないかと思っております。

その辺、一応自分なりにそういうことを考えたわけですが、町の方ではこのような考え方をどう思いますか。

○議長（吉永満榮君） 総務課長、久保田君。

○総務課長兼防災監（久保田晴己君） 水の確保についてであります。議員さん御指摘のように、基本的には各家庭において3日分、1人当たり一日3リットルになるわけですが、飲料水の備蓄をお願いしているところであります。また、避難所になっている各小学校、中学校、それと吉田高校には2トンの給水タンクが配備されておりまして、また小中学校には手押しポンプですね、それらも設置しております。小藤路公園にも100トンの貯水槽が設置されており、水の確保の対応はしているところではあります。議員さん御指摘のとおり、大水協の関係では145カ所の事業所が水をくみ上げていると——使用されているのは61カ所ということですが、ほとんどが工場用として、いわゆる洗浄とか冷却用として使用している水なものですから、それが即飲料水として可能かどうかという疑問は若干残ります。

ただ、どんな事態になるかもわからない災害でありますので、水の確保は大変重要だと考えております。

事業所が協力できる等の関係もありますので、即答はできかねますが、今後検討の中にも入れていきたいと、そのように考えております。

○議長（吉永満榮君） 2番、枝村君。

○2番（枝村和秋君） 確かに水によっては、地下水ならばすべて飲めるかということを考えますと、自然界にはいろいろな物質があります。特に、砒素などが含まれている場合がありますし、これは自然界にあるものですから。ただ、基準値以下であれば、それは。ただ、飲料水に適用できるかできないかということはありません。

僕はここで飲料水だけに言っていることだけではなくて、例えば片づけものをする、トイレとか、あるいは洗い物というか、その程度なら使えるのではないかなということ、水は幾らあっても結構だなということで、新潟中越沖地震のあれを見ていましたら、やはり洗い物ができないとか、そのようなことを言っていましたから、あらゆる面であらゆる方法をとれることができれば結構だなということを感じました。

一応、事業所とそういう協定とか、あるいは覚書ですね、吉田町でも今、協定や覚書が18、業界とか団体ですね、会社とか、そのようなところと覚書を結んでおります。例えば建設業界は、清流における洪水時の出動、あるいは漁船の緊急搬送とか救助、援助に必要な物資の搬送にかかわる協定とかということで、いろいろな団体と協定、覚書を結んでおります。

こういうことを考えますと、その辺の道筋をつけて事業所の方をお願いしておくのも一考ではないかと考えました。また、このような方法もあるのではないかと一応頭に入れて、その辺、各自自主防、あるいは各地域住民がなるべく水を手に入れやすいような方法の道筋をつけていただければと思います。

それから、災害救助法は、これはなかなか話が大きくなってきますが、一つだけ僕がここで特に聞きたいことは、災害救助法、災害対策基本法の中にいろいろな災害がありますが、そういう中で被害を受けた場合、罹災証明書、先ほど町長が申された各地区本部でそういう調べる調査員がいて、罹災調査票というのがありまして、それを今こちらで言えば、民生部民生班のところへ集まりまして、民生班の方が罹災証明書の発行をしているという格好に多分なっていると思います。当然、その罹災証明書につきましては、仮設住宅の入居とか、あるいは損害保険の請求に使えるとか、そのような大事な書類でございます。この扱い、事務は大変重要なことだと思います。

輪島の方へ行ったとき、罹災証明書は町長が行政書面として出すものですから、どこの課がやっても結構だとは思いますが、輪島でやっていたときは税務課の方がやっていたと。そこで僕は後で質問したんですが、税務課で何でやっているのかと聞きましたら、要は税務課で建物のいろいろな図面とかを把握しているから、被害の箇所とか情報を持っているところが一番その証明発行、その事務に対応するところはそこが一番早いと、的確にできるということの話でした。

当然、横の連絡を密にしていれば結構なことだけですが、特にどの課がどういうことではないんですが、よそではそういうところでやっていたもので、近隣ではこの罹災証明書の発行など、どの部門でやっているかなというのはある程度把握していますか。

○議長（吉永満榮君） 総務課長、久保田君。

○総務課長兼防災監（久保田晴己君） 罹災証明書の関係であります。うちの方の関係では民生部の方が担当して実施しております。

○議長（吉永満榮君） 2番、枝村君。

○2番（枝村和秋君） どの課でも横の連絡を密にして、的確にその証明書の発行が履行できれば結構だと思います。

我が町の安全対策、防災対策ということで質問したのは、このように吉田町地域防災計画という、本当にこのマニュアルですべて片がつくと思いますが、ただ、これをいかに実施していくかと、今みたいなような、一つ一つの文言の中にもなかなかどうしたらいいかという疑問がわいてくる場所があります。それを一つ一つ解消して、町民の生命、身体あるいは財産を守れるような、そこには当然、町長が言われたとおり、自分の身は自分で守る自助、公助、共助、そういうことで力を入れていくように、さらに町民と自主防、自治会、関係機関、当局と議会と力を合わせてその辺は協力し合っていくことを期待して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（吉永満榮君） 以上で、2番、枝村和秋君の一般質問が終わりました。

◇ 杉村嘉久君

○議長（吉永満榮君） 続きまして、4番、杉村嘉久君。

〔4番 杉村嘉久君登壇〕

○4番（杉村嘉久君） 4番、杉村嘉久です。

私は、次の3点につきましてお考えを伺いたいと思います。

まず最初、第3次行政改革の進捗状況ですね、達成度評価といいますか、それについて伺います。

2つ目は、全国一斉学力テスト、いわゆる全国学力調査。これが今月じゅう、9月じゅうには結果が発表されるということです。これに対していろいろな情報が流れております。吉田町として結果発表に対する有効な活用方法と、それからまた、今いろいろな教育現場で特色ある教育方針というものを掲げまして、本当にいろいろなことが行われておりますけれども、当町の教育のこういったことを考えているという教育方針について伺います。

それから3番目は、先ほどの枝村議員の質問ともダブるといいますか、重複するところがありますけれども、災害時の要援護者支援計画についてお伺いをいたします。

まず最初の、第3次行政改革基本方針の進捗状況、達成度評価についてですが、地方分権の進展に伴いまして、地方自治体に対しまして、より自主的な判断に基づいた施策の立案や国の推進する三位一体の改革も踏まえた財政運営の自立を図ることが求められており、吉田町がさらに魅力ある町づくりを進め、町民サービスの向上を図っていくために、自立した持続可能な行財政運営を目指し、行政改革への取り組みを一層徹底させることを目的に、平成17年11月に吉田町行政改革大綱が策定されました。

行政改革といいますと、何かをカットする、どんどん仕事を少なくして、人を少なくしたりするように受けとめられている面が少なくはないと思います。これは、もっと仕事をやる、もっと質のいいものをつくり出すという意味で、そのための仕組みをつくることではないかと私は思います。

支出削減から生産性向上への転換が必要になります。行政は経営である、役所はサービス業などと言われることからもわかりますように、行政運営に企業経営の仕組み、考え方が導入され始めてきております。行政改革の基本方針にもありますが、いわゆるプラン、ドゥー、チェック、アンド・アクションのマネジメントの機能を発揮することが基本になると思います。

静岡県が全国に先駆けて導入した新公共経営システムについて、経費や予算の一律削減など、従来の節約型行革手法では限界があるとの認識に至り、県民の満足度から政策を評価していく経営の発想に転換したと。この導入に当たっては、トヨタやキヤノン、スズキなど、民間企業の手法を積極的に取り入れたと、このように説明されていました。

具体的には、数値目標の設定や組織のフラット化、職員提案などを取り上げ、何よりも職員一人一人が改革への意識を高め、みずから実践する環境が醸成されたことが最も大きな成果であったと強調しています。

地方分権が進むためには、地方自治体が企画力を持ち、政策評価と説明責任を果たす制度が必要になり、従来は補助金をもらってくれば施策を遂行できたが、これからは違うと思います。町民のニーズに合っているのか、財源はむだなく使われているか、町民側の満足感を考慮することが必要になると思います。

今、町職員に求められているものは、いわゆる行政サービスの高度化に追いついていくために必要なオリジナリティーとバランス感覚ではないかと私は思っております。また、税金を払う町民の皆さんの行政への目がだんだん今以上に厳しくなってくると思います。町民の皆さんにわかりやすく説明し、対話できるプレゼンテーション能力も求められていると思います。

第3次行政改革大綱の基本方針は7項目ありますけれども、目標等に対する進捗状況について伺います。

次に、全国一斉学力テスト、いわゆる全国学力調査の有効活用と今後の特色ある教育方針について伺います。

教育基本法の改正を受けて、教育関連3法が改正され、各地の教育委員会に対して文部科学省が指示や是正要求をすることができるようになりました。国が教育の管理を強めようということになります。

既に競争原理導入がスタートしています。学校評価を一層促進させる一斉学力テスト、いわゆる全国学力調査の適切な活用などは、学校自己評価、学力テストを行い、学校同士を競わせ、学力を高めようということではないでしょうか。

また、2004年に制度化された保護者や地域住民の声を学校運営に反映させる学校運営協議会、コミュニティースクールも各地でスタートしています。

競争はよくないと、運動会で徒競走をしない学校があるとの話も聞きますが、社会に出れば、競争は現実にあるのだから、教育でも競争は否定できないし、意味がないと思います。地域や学校ごとの学力の格差や傾向を調べるために、何らかの方法は必要になると思います。

しかし、全国で全員にテストを受けさせ、競わせることによる副作用などを心配する声が出ております。事実、東京都内の小学校で、間違った答えを書いている児童に合図をしたりして成績を上げていたという事例もありましたし、学校間の競争をあおる教育委員会の姿勢も背景にあったようですが、そのような事例も紹介されておりました。

今後も継続して実施されるこの一斉学力テストの有効活用について伺います。

次に、今、小中学校が大きく変わろうとしています。各地の小中学校が特色ある教育方針を掲げ、私立だけではなく、公立の学校でも独自のプログラムを組む動きが広がっています。その内容は、これまでの受験を優先したカリキュラムから、子供の個性を伸ばすカリキュラムへ変えていることです。

若者の理科離れが指摘される中、文部科学省が2002年度から科学技術・理科大好きプランを推進してきたこともあると思いますが、杉並区の和田小学校では、パソコンも基礎学力の一つとしてとらえ、情報処理に力を入れており、パソコン教育を通して生活力を養うをスローガンに効果を上げているようです。少し詳しく紹介をしますと、和田小学校では、パソコンは児童総数331人に対して208台、1年生は絵をかくことから始め、学年が上がるにつれてプログラミングなど、複雑な作業を行っていく。低学年で年間約20時間をパソコン教育に充てており、社会や算数など、各教科でパソコンを使う時間も合わせると、高学年では年間100時間と非常に多いようです。

この教育につきましては、先生方の反応と伺いますか、それは、子供たちは大人が思いもよらない発想でプログラミングを行う、想像力を伸ばす手段としてパソコンは有用と意欲的で、パソコンは、みずから考え、行動する力を身につけるのに役立つと言っています。例えば一つのプログラムをつくる時、どうすればわかりやすく、効果的に伝えられるかを考えることで、想像力、計画性、企画力が身につく、また、それらを実行に移すことで、実践力が養われると、いずれも生活に不可欠な力ですと言っております。

全教室でインターネットが使える上、4年生以上の教室には無線LANのアクセスポイントも備わっているなど、ネット環境も整備されているようです。メールアドレスは与えられてはおりませんが、メッセージを一時保存できる校内閲覧専用のサーバーが設置されているため、そこでのやりとりを通して個人情報の扱いやモラルを身につけることが可能だと言っております。

パソコンの授業は児童からも人気が高く、学科やスポーツが得意な児童にパソコンが得意な子も加わって、互いに刺激し合う非常にいい環境が生まれていると先生方は言っています。

教育吉田21の基本方針にも、情報化の必要性、豊かな人間性、社会性を身につけさせる、また吉田町次世代育成支援計画でも、一人一人の個性を尊重し、人を思いやる心を持った心身ともに健全な児童・生徒の育成が求められており、教育内容の充実、魅力ある授業を展開するなど、格好の教育環境等の整備に努めることの重要性について述べられています。また、小さな理科館建設計画も進められています。

これらのことから、町内の小中学校に特色ある教育方針による独自の教育カリキュラム導入の考え方について伺います。

次に、3つ目ですけれども、災害時の要援護者支援計画づくりについて。

これは、先ほどの枝村議員の質問と関連と伺いますか、ダブる、重複するところがあります。町長から御答弁いただきました要援護者への支援体制計画ですね、そういったものもかなり進めておること

でございます。

私はこの中で、高齢者等の要援護者マップの作成と高齢者等要援護者住宅耐震化対策ということをお聞きしますが、さきの答弁していただいた内容で、マップづくりにつきましては簡単に触れていただければと思います。

さきの議会の行政視察で、ことし3月に発生した能登半島地震により甚大な被害を受けて、その復興が緒についたばかりの輪島市と穴水町の災害被災状況と復興計画についてお聞きしました。2つの自治体のこれからのさまざまな予算措置、支援措置の必要を強く感じるとともに、東海地震が切迫している当吉田町にとって参考になる事例が多々ございました。

被害説明で予定外の課題が次々浮かび上がってきた中で、高齢者等要援護者マップの必要性を強調されてきました。このことは、当町にとっても重要なことではないかと強く感じました。

要援護者の名簿の整備や災害の際の安否確認、避難をスムーズに行うための避難支援計画づくりは、内閣府の指針で自治体に求められていることですが、総務省の昨年3月の調査では、要援護者の避難支援計画を作成している市町村は、年度内に作成予定をするということを含めても8.8%にすぎなかったようです。

石川県も国の指針に基づいて、高齢者など、災害時の要援護者の実情を把握し、あらかじめ支援担当者を決めておくことなどを各市町に求めてきたが、要援護者のリストを作成した市町は皆無のようでした。理由は、まさか能登で大地震が起きるということを行政、市民も予測していなかったのではないかとこのようでした。それを裏づける過去30年間の合計で算出された有感地震回数は全国最少だったようでした。

今回は民生委員らが独自のリストで高齢者の把握に努めたが、避難所までには十分に伝わりにくいと予想される、視覚障害者らも含め、支援計画づくりの必要性があるということでした。

当町の場合、高齢者等要援護者マップの作成とあわせまして、高齢者等要援護者の住宅耐震化対策も必要なことではないかと私は思います。

さきの新潟県中越沖地震では、亡くなった方は、特に70歳以上の高齢者が多く、死因も、古い木造住宅の倒壊による圧死が多かったとの報道がありました。耐震化の重要性がわかります。

手厚い地震対策がなされているという静岡県も、耐震補強の状況は胸を張れるものではないようです。県によりますと、1981年5月の建築基準法改正前の助成対象38万2,500戸の木造住宅のうち、耐震診断を実施したのは4万7,300戸で12.8%。耐震補強となると、わずか6,300戸にすぎないようです。これが1.6%。昨年度、耐震診断を希望した3,690戸のうち、約9割が強度不足で、倒壊の可能性があるとの結果も出ています。

参考までに、吉田町の場合ですと、1981年、昭和56年5月の建築基準法改正前に建築された木造住宅1,630戸のうち、耐震診断を実施したのは192軒で11.77%、その中で耐震補強工事を実施したのは29軒、1.77%という数字になっておるとのことです。また、昨年度、耐震診断を実施したのは7軒で、そのうちすべて強度不足で倒壊の可能性があるという結果が出ているということでした。

県は木造住宅の耐震化プロジェクトTOUKA I-0を進めており、各市町も耐震補強の助成に力を入れていますが、県の助成補強計画費や高齢者割り増しなどを含め、最大約60万円、独自に上乗せしているのは42市町のうち38市町に上るが、その金額としては、30万円から10万円と開きは大きいようです。高齢者割り増しの有無もまちまちのようです。4つの市町では上乗せ自体が全くないということでした。

建築基準法に基づく耐震診断を積極的に実施させて、これにより耐震補強を進めて強度不足の住宅を減らす対策が必要ではないかと思えます。町としても築何年の建物が何軒あるかを正確に把握していることも大切なことではないかと思えます。そのためには、県も町も、それなりに耐震補強助成の高齢者割り増し、上乗せ等の再検討が必要ではないかと思っております。

しかし、年金暮らしの高齢者にとっては、県や市町の助成を受けても、自己負担はかなり大きいものがあります。当然、子供とか親戚などの理解と協力が必要になるなど、課題は多々あると思えます。

先ほども出ましたが、高齢者等要援護者マップの作成に当たりましては、当然のこととして、個人情報保護の観点から反対意見も予想されます。

制度を意味のあるものにできるかは、実際に運用しながら課題を解決させるなど、柔軟な制度運用にかかってくると思います。災害時の要援護者支援のための高齢者等要援護者マップの作成並びに高齢者等要援護者住宅耐震化対策について、お伺いいたします。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 1点目の第3次行政改革推進状況、達成度評価でございますけれども、それについてお答えします。

当町では、昭和50年代後半から行政改革に対する機運の高まりを背景に、昭和60年4月に組織機構の簡素・合理化を目的に、大課大係制を導入し、同年9月に第1次吉田町行政改革大綱を策定して以来、今日まで行政の効率的な執務体制の整備や事務事業の見直し等を継続的に推し進めてまいりました。

昭和60年代の日本経済は、後にバブル景気と呼ばれる好景気の絶頂から、バブルの崩壊とともに、株価や地価の急速な下落、銀行の不良債権の激増等、奈落の底へと激変し、その後長い間、低迷を続け、平成の世を迎えました。

社会経済の情勢が激しく揺れ動く世相のもと、平成7年11月に目標数値等を盛り込んだ第2次吉田町行政改革大綱が策定されました。目標の策定は、策定当時としては先駆的なものであり、結果としては一定の成果を上げることができました。

この間、当町では町税収入を初めとする歳入が伸び悩み中、新たな行政課題や多種多様な町民ニーズに対応するため、町債の活用や基金の取り崩しなどにより、各年度の収支の均衡を図ってまいりました。その結果、当町の財政状況を示す各種指標は悪化し、改善のための措置を講ずる必要性が顕在化しました。

他方、地方分権の進展に伴い、より自主的な判断に基づいた施策の立案や国の推進する三位一体改革を踏まえた財政運営を図ることが求められるようになりました。

こうした本格的な地方分権時代に適用できる地方公共団体への転換を目指し、町では平成16年4月、企画課内に行財政構造改革推進室を設置いたしました。この行財政構造改革推進室は、1、行財政構造改革の推進、2、事業評価、3、行政事務の外部委託に関する事務を担当する部署で、行政全般にかかわる事務事業につきまして、ゼロベース検証を実施し、新たな視点に基づく事業遂行方針を決定する使命を果たしました。

今回実施しようとする行財政構造改革は、第1次及び第2次吉田町行政改革大綱に基づく改革とは異なり、行政運営の仕組みをあらゆる角度から抜本的に見直し、行政が直接執行すべき事務事業、必ずしも行政が直接執行しなくてもよい事務事業、積極的にアウトソーシングや民営化すべき事務事業などに分類して、国が地方分権の推進の一環として進めている三位一体改革などの環境変化に適合できる行財政運営システムを構築することを目的といたしました。

この改革は、職員の資質の向上と組織の充実を前提として、全庁的な取り組みのもとで確実に進めなければならないため、吉田町行財政構造改革推進本部設置要綱を制定し、私町長を本部長、助役を副本部長、収入役、教育長、町の機関の課長級、吉田町榛原町広域施設組合の事務局長、消防長、教育委員会事務局長を本部員とし、事務局を企画課行財政構造改革推進室とする吉田町行財政構造改革推進本部を設置して、行財政構造改革推進に向けての調査事業を支援すること、地方分権に対応するための行財政構造改革の方針決定に関すること、行財政構造改革を推進することを所掌事務とし、職員全員が同一の意識を持つ中で行財政構造改革を推進する体制を整えました。

このような状況下において、平成17年3月29日付の総務事務次官通知、地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の策定について、いわゆる新地方行政指針が示され、本指針に沿った地方公共団体の行財政改革がスタートをいたしました。

当町におきましても、今後さらに効果的、効率的な行政サービスの提供を実現するためには、行政サービスの受け手である町民の視点、納税者の納得できる税金の使い方という納税者の視点をこれまで以上に重視しなければならないとの決意のもと、平成17年11月に第3次吉田町行政改革大綱と吉田町行政改革実

施計画を、また平成18年3月には吉田町集中改革プランを策定いたしました。

なお、国のプランに沿った集中改革プランは、平成17年から平成21年度までの5年間を計画期間とし、また第3次行革大綱及び行革実施計画につきましても、行財政改革は単年度で推しはかれるものではなく、継続したたゆまぬ努力によりなされるものであることから、計画策定年度の平成17年度においても、その取り組みを明らかにし、計画期間を平成18年度から平成22年度までの5年間としております。

さて、議員御質問の第3次行政改革推進状況についてであります。さきに御説明しました諸計画は、当町が魅力ある町づくりと行政サービスのさらなる向上を図ることを目的に、自立した持続可能な行財政運営を目指すとともに、行政改革への取り組みを一層徹底していくための方策等を策定したものであり、第3次行革大綱では、1つ、事務事業の見直し、2つ、組織機構の見直し、3、定員管理、給与の適正化等、4、人材育成の推進、5、高度情報化の推進、6、財政の健全化、7、町民参画の町づくりの7つの重点項目を掲げております。

当町における行財政改革の進捗状況等の進行管理は、吉田町行財政構造改革推進本部会議において、吉田町集中改革プランに掲げる具体的な項目をもとに、集中的に行っております。

その理由としましては、第3次行革大綱や行革実施計画は、当町に関連する事項を簡潔にまとめ上げたものですが、集中改革プランは、当町独自の項目も一部追加していますが、国の指針に沿った計画でありますので、他の自治体の計画と比較しやすいようになっているからでございます。

具体的に申し上げますと、例えば行革実施計画中では、指定管理者へ移行する公の施設のみを掲載しておりますが、集中改革プランでは、すべての公の施設を掲載しております。また、集中改革プランには第三セクターの項目を追加し、町が出資、出捐している団体を掲載しているなどの違いがございます。

集中改革プランの検証につきましては、平成17年度の状況は平成18年度中に取りまとめられ、平成18年度の取り組み状況につきましては、第三セクターを含む各種団体の総会が7月、8月に開催されることから、総会で決算が認定された後に各課がそれぞれ関連する団体の調書を取りまとめる関係で、8月30日の課長会議において推進本部長名で平成18年度の取り組み状況の取りまとめを指示したところでございます。

その検証方法としましては、段階的な指標を設定した評価を行うことも検討の視野に入れてありましたが、事務を遂行する上での波及効果が見込まれないことから、各項目につきましては、調査、検討、実施の区分に沿って、年度ごとにどのような取り組みを行ったのかを担当各課が取りまとめる形で計画の進捗を確認しております。

なお、平成17年度の取り組みにつきましては、本計画策定段階での取りまとめとなったため、実績に即した内容となっていることから、あえて公表することはしませんでした。平成18年度以降につきましては、取りまとめたものを何らかの形で公表してまいりたいと考えております。

当町では、行財政改革、枠配分予算、行政評価を一連の流れとしてとらえており、まず第1に、平成16年度におきましてすべての事務事業についてのゼロベース検証を行い、事務事業の見直し、点検を行いました。続いて、平成17年度には行革大綱等の諸計画を策定し、町の進むべき方向性を決定し、平成18年度におきましては、枠配分予算方式という新たな予算編成方針を策定し、財政の健全化をより具体的に遂行するための道筋をつけました。この枠配分予算方式は、各課の予算編成における裁量の範囲を拡大するとともに、裁量範囲の拡大に伴う責任の度合いが増加したことを再認識させたものでございます。

また、第3次行革大綱等により、平成19年度中に行政評価システムを構築することとなっておりますので、当町の実情に合った行政評価システムの構築を念頭に置きながら、平成20年度から段階的に取り組めるよう準備を進めております。

当町の実情に合った行政評価システムの姿がどのようなものになるのか、現在検討段階でありますので、ここで申し上げることはできませんが、基本的には地方自治法第2条第14項の地方公共団体はその事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないという法の趣旨に沿ったものと考えております。

これからの時代は総合計画の計画ベース、財政計画のお金のベース、行財政改革の改革ベースの3つが今まで以上に歯車としてかみ合って動いてこそ、行財政運営における諸課題が解決されていく時代である

うと考えております。

いずれにしましても、町民、議会、行政が協働して取り組む必要があることから、今後の吉田町の発展のためにも、よりよい仕組みづくりに心がけたいと考えております。

続きまして、2点目の御質問の全国一斉学力テストの有効活用と特色ある教育方針についてであります。この御質問につきましては、後ほど教育長から答弁をさせます。

次に、災害時要援護者支援計画についてお答えします。

大規模な災害が発生したときに、地域住民が的確に行動し、被害を最小限に食い止めるには、日ごろから地域住民が住民への防災知識の普及、啓発、地震防災訓練の実施など、地震被害に対する備えを行い、実際に地震が発生したときは、被災者の救出、救助、高齢者、障害者、外国人等の災害弱者の避難誘導、情報の収集等が円滑に行える体制を築いていくことが大切であります。

災害発生時に最も重要となるのは、みずから身を守る自助であり、このことは要援護者及びその家族にも当てはまるものでございます。しかし、要援護者はその身体的な特性などにより、自助が困難である場合が想定されることから、要援護者支援におきましては、自治会や自主防災組織、隣組等の地域における支援活動、つまり共助を必要といたします。

共助の取り組みを促進させるためには、自治会及び町内会等を単位として、日ごろからさまざまな行事を通じて地域交流を図り、緊急時には遠慮なく連絡し合えるといった日常生活における関係づくりが大切であります。

この共助の取り組みとして、地域における要援護者の避難支援を初めとした支援活動を行うには、高齢者等の要援護者マップの作成等の災害時要援護者支援計画が必要であると認識しております。

国は、平成17年3月に災害時要援護者の避難支援ガイドラインを策定し、市町に対して、みずからの力で必要な避難時の対応が適切にできない要援護者に対して、地域において避難支援の仕組みづくりを行う災害時要援護者避難支援計画を作成するように求めました。

静岡県では、国の策定した災害時要援護者の避難支援ガイドラインの考え方に沿いまして、平成18年12月末現在の市町の災害時要援護者支援の取り組み状況を把握するため、アンケート調査を実施いたしました。このアンケート調査の結果、静岡県内の災害時要援護者支援に係る市町の取り組み状況は、平成18年度において避難支援計画の全体計画の策定済みの市町はなく、策定予定が20市町という状況でありました。

このように、県内の市町の取り組みがなかなか進まない状況にあるため、静岡県は市町の取り組みの支援を行う目的で、平成19年4月に市町災害時要援護者避難支援モデル計画を作成いたしました。しかしながら、個人情報保護の意識の高まりなどの理由により、地域における要援護者の情報収集はどこの市町におきましても、個人情報保護の観点から、現状把握は困難をきわめていると聞いております。

このような支援マップ等の要援護者支援計画を作成する際には、個人情報の保護と情報の共有化との矛盾は避けて通ることができません。

国の示しましたガイドラインでは、市町村の要援護者情報の収集、共有に関しましては、手上げ方式、関係機関共有方式及び同意方式を事例として掲げており、当町にとってどの方式がよいか検討していく必要があると思います。

吉田町では、吉田町個人情報保護条例第10条第1項に、実施機関は個人情報を収集したときの収集目的に当該個人情報を利用し、または提供してはならないとし、個人情報の収集目的以外に提供できる例外として、第4項に、個人の生命、身体または財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認め利用し、または提供するときと定めており、災害時には、災害時要援護者の情報を提供することは可能であると考えております。これは、先ほどの枝村議員の質問に対して答弁したことでございます。

ただし、平常時の情報提供には、個人情報保護の観点から反対する方が存在することを前提にいたしますと、同条第2項の本人の同意に基づき利用し、または提供するときに該当するように、本人の同意を得て、情報を支援マップの作成等に利用する方法が現実的であると考えます。

このような観点から、当町としましては、国の示すガイドラインや静岡県の作成しましたモデル計画などを参考に、自主防災組織、民生・児童委員、社会福祉協議会、福祉サービス事業者など、関係機関と連

携協力し、当町に適合する要援護者マップを含めた要援護者支援計画策定を検討してまいりたいと考えております。

次に、高齢者等要援護者住宅耐震化の推進につきましてお答えします。

県及び町におきまして、プロジェクトTOUKAI-0事業の中で、木造住宅の耐震補強工事への補助金交付を行っており、昭和56年5月以前に建築された木造住宅を対象に、耐震補強にかかる費用で最高40万円の助成を行っております。

現在、町では対象となる木造住宅で65歳以上の高齢者のみの世帯及び身体障害者が同居する世帯につきましては、さらに10万円増額して50万円の補助を行っております。

今回の質問でございます高齢者等要援護者住宅耐震化でございますが、この要援護者には、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等が挙げられております。既に高齢者世帯、障害者が居住する世帯が対象となっている中で、実際にどの程度、要援護者として該当してくるか、またそのうち昭和56年5月以前に建築された木造住宅で対象となる住宅がどのくらいあるかということは、現在のところ把握できていない状況であります。

今後の補助制度につきましては、個人情報保護の観点や高齢者等要援護者マップ整備状況に沿いまして、でき得る限り柔軟に対応してまいりたいと考えております。

○議長（吉永満榮君） 教育長、黒田和夫君。

○教育長（黒田和夫君） 全国一斉学力テストの有効利用と特色ある教育方針のうち、最初に全国一斉学力テストの有効利用について、御質問にお答えいたします。

この調査は、御存じのように、本年4月24日に小学校第6学年、中学校第3学年の、原則として全児童・生徒を対象に、国語、算数または数学の2教科で行いました。さらに、生活習慣や学習環境に関する質問調査を実施しました。これは、学力とその相関関係等を分析するものであります。

この目的は、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点からであり、各地域における児童・生徒の学力、学習状況を把握、分析することにより、国としての教育及び教育施策の成果と課題の検証をし、その改善を図ろうとするものであります。また、各教育委員会、学校では、全国的な状況との関係において、みずからの教育及び教育施策の成果と課題をきめ細かく把握、分析し、その改善を図ることが目的であります。

ある学年のすべての児童・生徒を対象として実施する全国的な学力調査としましては、昭和39年以来、43年ぶりのものであります。御存じのとおり、かつての全国学力テストにおいては、学校や地域間の競争が過熱し、試験当日に成績の悪い子供を休ませるなどといった事例も発生し、昭和39年をもって悉皆調査を中止した経緯があります。

今回の学力調査の実施に当たり、当時の小坂文部科学大臣は国会で、過度の競争になるような弊害が生じないような方法を講ずると答弁しており、また文部科学省も、教育委員会、学校に対して、教育施策や教育活動の改善に必要な調査結果の資料を提供したものであり、学力や学習環境等の状況をきめ細かく把握し、教育施策や指導の改善につなげるための調査であり、学校間の序列化や過度の競争があるものではないとしております。

これに基づき、文部科学省においては、8月23日付、初等中等教育局長通知で、調査結果の公表について、個々の市町村及び学校の状況については公表しない、情報公開における調査結果の取り扱いについても、文部科学省が公表する以外の情報については、情報公開法第5条第6号に規定する国の機関が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、その他当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの、これを根拠として、不開示情報として取り扱うこととしております。

吉田町教育委員会でも、この通知に基づく取り扱いをしていくこととし、この調査結果である学力と生活習慣や学習環境の相関関係の分析資料をもとに、児童・生徒個々への指導や教師の指導方法の改善施策に活用していきたいと考えております。

また、学力調査の結果をもとに、昨年から行っております町教育委員会と町教育会の共催による算数・

数学おもしろ講座の中で、子供たちが今回の学力調査、算数、数学でつまづいた点を保護者の皆様へお知らせしていきたいと考えております。

次に、特色ある教育方針という御質問ですが、それぞれの学校は教育目標を掲げ、地域や子供の実態に合った教育を進めております。ここでは、各項の特色ある教育カリキュラムについての御質問としてお答えいたします。

学習指導要領には、子供たちに基礎基本を確実に身につけさせ、みずから学び考える力などの確かな学力、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力など、生きる力をはぐくむことが示されております。このため、具体的には教育内容を厳選し、習熟度別学習など、一人一人の子供に応じたわかる授業を行うことにより、基礎基本を確実に習得させること、総合的な学習の時間などを通じた体験的、問題解決的な学習を行うこと、中学校では選択学習の幅を一層拡大し、生徒の興味、関心等に応じて発展的な学習を行うなどとしております。

町内学校におきましても、この学習指導要領に基づきつつ、独自の教育活動を行っております4校について御紹介申し上げます。

まず、住吉小学校につきましては、児童一人一人の学力と教員の資質向上を目指して、校内授業研究会を年20回実施、算数、国語の基礎基本の定着を目指した計算、漢字のドリルタイムの実施、きめ細かな指導を行うための少人数指導の実施、さらに土曜日を活用して地域の皆さんに参加していただき、地域の皆様が講師となって活動する住吉サタデースクールなどを実施しております。

中央小学校においては、1年間を5つのステージに分けて、それぞれ目標を持って教育活動を行うステージ制の導入、毎週木曜日の国語、算数のドリル学習時間の設定、5、6年生を対象とし、さまざまな分野の方を招き、子供たちに将来の夢を持たせるための夢講話、地域ぐるみの健全育成を進めるための地域と子供を語る会などを行っております。

自彊小学校においては、基礎学力の向上を目指し、基礎の時間を設定し、計算と漢字の基礎学習を、また今年度2学期から理科学習の質の向上を目指して、理科支援員の配置などを行っております。

吉田中学校においては、基礎学力の定着を目指した繰り返し学習、教師が集中して質問を受けるテスト前学習、長期休業期間を利用した補習学習、生徒が小学生へ学習指導を行う小中連携学習会、少人数で個々に応じた学習を行うためのチームティーチング、さらに社会性を身につけるための地域学習会、職場体験学習、保育実習と施設訪問、外部講師による講話、部活動単位による地域の環境美化活動などを実施しております。

これらに加え、小中4校共通の活動として、知識を広げ、情操を育てることを目指して、学校図書館を活用した読み聞かせや朝読書、4校と町立図書館の図書を相互利用した授業、家庭教育と教師の資質の向上を目指し、保護者を対象とした算数・数学おもしろ講座、学校教育における情報化の推進を図るため、教職員の技能向上を目指したIT出前講座などを行っております。

吉田町教育委員会としましては、学習指導要領や昨年度出された教育吉田21の提言を踏まえて、引き続き町独自の特色ある教育の推進に努めてまいりたいと考えておりますので、今後ともよろしく御理解と御支援をお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉永満榮君） 4番、杉村議員。

残り時間を考慮して行ってください。

○4番（杉村嘉久君） 時間がなくなってきましたけれども、今の教育長さんの答弁の中で、学力調査の結果、学習塾であるとか業者から情報というものが漏れたりする、あるいは保護者個人から問い合わせといいますか、あるような場合、それに対してはどのように対応されていくおつもりなんですか。

○議長（吉永満榮君） 教育長、黒田君。

○教育長（黒田和夫君） このテスト結果の情報の開示については応じないという姿勢で臨みたいと思います。ですから、普通に考えれば、そういうことはあり得ないというふうに思っておりますけれども。

○議長（吉永満榮君） 4番、杉村君。

○4番（杉村嘉久君） 保護者からしますと、非常に関心のあることなものですから、外部の業者といますか、これは始めるときにもベネッセコーポレーションが、採点と統計づくりを文部科学省から委託された、その委託された段階で、もう御存じだと思いますけれども、問題集を自分のところで作成しまして販売しようとしたところでだめだと言われたと、そういうことを考えますと、その結果についても同じようなことが出て、いわゆる何らかの情報が入る、吉田町3校、特に小学校の場合の比較材料なんかにされるといいますか、なる可能性というのも考えられるわけですけども、町あるいは教育委員会からは情報は出さない、こうなっていますと言っても、ほかから入ってきますと、その辺の心配というのはお考えですか。

○議長（吉永満榮君） 教育長、黒田君。

○教育長（黒田和夫君） 心配すれば切りのないことですけども、このことについては、今おっしゃられるように、ある意味ではあり得ることかなと思いますけれども、吉田町としては、校長先生方に集まっていただいて、それも6月ごろの段階からいろいろ話し合いをしております。

しかし、実際にはテストの結果がどこの部分まで伝えられるかというのがまだはっきりわかっていないわけですけども、少なくともテストを受けた子供たちには、自分ほどの問題が間違っていて、どれが合っていたかということは、それはわかるはずですけども、学校全体としてとかクラス全体としての情報は開示しないと。それは無用の混乱を起こすといいたいまいしょうか、テストそのものが子供たちの学力のある側面しか、私は多分あらわしていないだろうというふうに思います。例えば体育の授業で言いますと、ペーパーテストをやってその子の体力を判定するということはあり得ないことであります。数学、国語についても、ペーパーテストだけで図れるわけではないと。それをもとにして学校をお互いに評価し合うということは正しいやり方ではないと。多分、文部科学省もそういう考え方で情報開示はしないと、そういう決定をしたんだと、そういうふうに私は思っております。

○4番（杉村嘉久君） どうもありがとうございました。終了します。

○議長（吉永満榮君） 以上で、4番、杉村嘉久君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は11時10分といたします。お願いいたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○議長（吉永満榮君） それでは、暫時休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 藤田和寿君

○議長（吉永満榮君） 引き続き、一般質問を行います。

5番、藤田和寿君。

〔5番 藤田和寿君登壇〕

○5番（藤田和寿君） 5番、藤田和寿。

一般質問通告書に上げた中山三星建材株式会社工場跡町有地売却と公共建築物や住宅の耐震化について一般質問を行います。

平成14年7月25日、多目的広場用地として12億円で取得した工場跡町有地は、残念ながら現在まで何も利用されないまま空白の5年を経過してしまいました。

しかしながら、売却に向けて諸手続が終了し、やっと8月1日から優良企業の誘致が始まりました。吉田町にとって、大きな懸案事項がスタートラインにつき、動き始めようとしています。

町の財政を圧迫している一因である町有地の売却が実現したら、実質公債費比率の改善が図られ、平成22年までの数値目標の17%台までに財政健全化が進む大きな一歩となるでしょう。町民にとって、地域にとって、そして吉田町にとって、すばらしい企業の進出を期待しております。

そこで、町長に御質問をいたします。

まず、これからのことでございます。売却先選定審査委員会設置要綱を本年7月27日に施行され、同日、内部組織である第1回委員会を開催し、8月1日から募集を開始、その委員会構成についてでございます。

通常の場合でありますれば問題はないと考えますが、今回の事案は過去の経緯があり、役場内部だけの組織構成よりも、広い見地から民間的な発想や価値観も必要と考えます。審査をより一層、公明正大にするために、企業の財務、将来性等の分析から、公正に審査を行う専門性を持つ第三者の委員を増員して、よりよい選考になるように変更していただきたいが、いかがでしょうか。

また、委員会内容について、進捗状況に応じ、現状を広く町民に報告していただきたいが、どのタイミングごとにどのように行うのかお伺いいたします。現在、応募期間が延期され、随時募集中とお伺いしております。広く一般に土地売却について情報開示した上で行うとの過日の御答弁がございました。今回延期された理由と募集期間は、延長期間は、そして今後のスケジュールもあわせてお伺いいたします。

次に、企画書の審査について、1、製造業であること、2、公害の発生のおそれがないこと、3、地元雇用があること、4、予定価格以上であること、以上がさきの行政報告で御説明が行われました。現状募集中で詳細な質問はできませんが、3点お伺いいたします。

1つ、過去の憂いを繰り返さないために、転売や契約の透明性等について。2、優良企業の融資でございます。相手先の独自調査をどのように行うのか。3、一番優先される予定価格は、現在までの管理等、費用を含む買収価格以上か。町民の皆様の貴重な共有財産であり、皆様に納得していただける売却でなければならないお考えだとお察しいたします。

以上、審査についてお伺いいたします。

第2、取得から現在まで。町を挙げて優良企業誘致に向けて全身全霊で取り組まれている今、すべてのエネルギーを売却に向けて集中していただきたい。取得までの経緯については、「広報よしだ」において町長からのメッセージ等で詳しく実態が述べられ、また過去の本会議、一般質問、全員協議会においても疑問点について述べられております。

行政の継続性の見地から、晴れて正式に売却先が決定した暁には、過去の経緯とその後の取り組みについて、町民に説明し、それを踏まえて今後の改善策等の施策説明をお願いしたいが、町としての総括をどのような形で行うか伺いたい。

さて、2番目の事項について御質問いたします。

公共建築物や住宅の耐震化について。

本町が所有する公共建築物の耐震性のリストの公表によりますと、震度5強程度の地震、すなわち最近の能登沖地震や中越沖地震で倒壊するおそれがあり、大きな被害を受けることが想定されております。ランク3施設が、当町に残念ながらまだ残っております。中でも、年間約2万8,000人が利用しております中央公民館は、平成12年度耐震診断にて強度不足を指摘された。諸事情にて、現在まで補強されずに利用されております。幸いにも、地震発生がなく、被害をこうむっておりませんが、大変心配でございます。

過去に補強や改築について御検討され、財政的な諸問題から、学校施設、保育園整備終了後に計画策定を着手と伺っております。正面入り口に、耐震性能と注意事項を掲示してありますが、多数の町民が利用され、少なからず耐震面において危惧されており、利用者の危険性について受け付け時等で周知徹底し、必要最低限の利用に絞るべきではないかと思われま。

本年度、片岡会館の改修も済み、4地区の自治会館がそろいました。各自治会に御協力を賜り、町民ホールやはあとふるなどの公共施設を合わせれば、利用者の分散利用も図られると考えます。できれば、時期を見て使用中止に移行すべきではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

平成18年度策定の第4次総合計画に中央公民館にかわる施設として、(仮称)生涯学習センター整備事業が予定されております。折しも、平成20年度実地計画の調書に対し、今月、来月と町長ヒアリングが行

われております。11月には決裁がなされるとのこと。財政面、社会教育面、防災面等、さまざまな角度から検討がなされ、決定がされると思いますが、今後の中央公民館と生涯学習センター整備について伺いいたします。

さらに、ほかにも我が町には公共建築物でランク3施設が大幡会館、下片岡会館、体育センター、松原団地集会所などがございますが、これらの施設についての対応もあわせて伺いいたします。

最後になりますが、地震に強い我が町にしよう、プロジェクトTOUKAI-0についてでございます。

吉田町地域防災計画書によりますと、マグニチュード8程度の地震想定で、大破1,664棟、中破3,319棟、一部損壊3,146棟と、被害予想される我が町の建物の耐震化について、いかに取り組みをされているか伺いをいたします。その取り組みの一つ、県と連携した木造住宅耐震化プロジェクトTOUKAI-0が平成18年度からの利用が半減と、急激に落ち込んでいる現状でございます。今後の対応策とあわせて伺いいたします。

以上、御答弁をお願いいたします。

○議長（吉永満榮君） 町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 中山三星建材工場跡地町有地売却に関する御質問のうち、1点目の中山三星建材工場跡地売却先選定審査委員会についてお答えします。

中山三星建材株式会社工場跡地につきましては、平成17年第1回議会定例会の一般質問に対する答弁の中で、優良企業を誘致する方向であることを表明させていただいて以来、売却に向けての条件整備を進めてまいりましたが、今年度に入り、ようやくその条件を整えるめどが立ちましたことから、平成19年7月27日、売却先を選定する組織を設置するために、中山三星建材株式会社工場跡地売却先選定審査委員会設置要綱を制定いたしました。

まず、御質問の審査委員会の委員構成についてであります。この委員会は、私町長と、市民委員会のメンバーのほか、公有財産管理の事務を所管する会計管理者と契約管理課長を加えた委員構成となっております。委員長には私町長、副委員長には副町長をもって充てることといたしました。

この委員会の所掌事務といたしましては、売り払い応募要領の審査、購入希望者から提出された企画書の審査、契約予定者の選定の3項目を規定いたしました。

次に、委員会内容の情報公開についてであります。中山三星建材株式会社工場跡地につきましては、取得の経過を含め、どのように利益還元されるかということにつきまして、町民の皆様方の関心が高いと感じておりますし、町民共有の大切な財産を売却する事務を進めるわけでありますので、審査委員会でも慎重かつ公正に対応を図ろうとしております。

そして、売却先を決定いたしました後には、契約の相手方の決定に関する事項は当然のこと、これまでの経過のすべてを明らかにしなければならないと考えております。特に、議員各位には町有地の売り払いにつきまして、御理解を賜らなければならないわけでありますので、情報を提供できる時期がまいりましたならば、詳細に提供させていただき所存でございます。そして、町民の皆様方にも詳しくお知らせしてまいりたいと考えております。

次に、審査委員会の今後のスケジュールについてのお尋ねであります。提出された企画書を慎重に審査するとともに、必要に応じてヒアリングを実施した上で、総合的に最も適切である者を契約予定者として選定してまいります。

2点目の企画書の審査についての審査項目、審査基準内容及び選定の優先順位、そして最低限の条件内容及び審査方法——ヒアリングを含むものでございますけれども、それと買い付け先の独自調査項目についてお答えします。

町有地の売却先の選定基準につきましては、1番目として、製造業であること、2番目に、公害の発生のおそれがないこと、3番目に、地元雇用があること、4番目に、予定価格以上であることの4項目を必須条件とした上で、この4項目の条件を満たしている企業の企画を審査し、最も町にとって有意義であると判断される企業を売却先として選定したいと考えております。

続きまして、中山三星建材工場跡地の売却原価についてお答えします。

この用地につきましては、売却原価としてとらえるべき費用を申し上げますと、まず1つ目は、直接的な用地取得費が挙げられます。そして2つ目には、用地取得に係る間接的な経費、3つ目には、取得後に発生する維持管理経費、4つ目には、売却に当たって要する経費、5つ目には、この用地を取得したごとに付随して発生する経費であると考えております。

これらを具体的に申し上げますと、1つ目の直接的な用地取得費につきましては、平成14年7月15日に締結しました仮契約書に基づいて、町が中山三星建材株式会社に支払った購入費であり、土地代金としての11億1,319万1,600円、第3工場と第4工場と倉庫などを解体した経費として補償的に支払った4,300万円、購入時に撤去されずに残された第1工場、第2工場、事務所、食堂、更衣室等便所、ボイラー室、車庫、変電室の購入代金となる建物買い取り費としての1,000万円でありまして、合計11億6,619万1,600円となります。

次に、2つ目の用地取得に係る間接的な経費ではありますが、これに該当する必要は、用地取得費を支払うために借り入れた資金の償還利子が挙げられます。償還利子には、平成14年11月に内金と精算金を中山三星建材株式会社に支払うため、平成14年11月1日に50日間の短期で借り入れを行いました一時借入金にかかる利子49万439円と、その一時借入金の返済原資となる長期借入金にかかる利子がございます。長期借入金にかかる利子は、平成24年度末の償還期限いっぱいまで借り入れた場合は、8,763万5,001円となりますが、仮に平成19年度末で繰上償還できた場合は、6,438万8,969円となります。

3つ目の取得後に発生する維持管理経費は、草刈りや樹木の剪定などがございますが、これらは職員の手で行っておりますので、経費には算入しておりません。

4つ目の売却に当たって要する経費ではありますが、この土地を取得する際に、必ず調査結果を求めるべきであったと思われる土壤汚染等の調査や売却価格を決定するための参考となる不動産鑑定評価といった費用が挙げられます。土壤汚染や有害物質の有無などの調査につきましては、旧地主から提供された資料は一切ありませんでしたので、平成17年度に町の負担で実施いたしました。その費用は206万8,500円でありました。また、不動産鑑定評価につきましては、今年度に100万円弱で実施していただくことができました。

5つ目のこの用地を取得したことに付随して発生する経費ではありますが、これにはPCBの保管及び処理に要する費用が挙げられるものと考えております。この土地を購入してから平成17年度に初めて土壤や有害物質などの調査を実施したところ、有償で、お金を払って取得した変電室内にある大型の6基の変圧器に入っている絶縁油から基準値を超える濃度のPCBが検出されました。この低濃度PCBは、目下のところ、処理基準が示されておきませんので、国からの処理基準が示されるまでの間は、町で保管しなければならない状況でございます。このため、今定例会に上程しております補正予算にPCB含有物が入っている変圧器を移転・保管する経費として407万3,000円を計上させていただきました。しかし、この費用の中には、今後の管理経費は含まれておりませんので、この額に処理するまでの管理費用とPCBの実際の処理費を加算しなければならないわけでありまして、いずれの費用も、現時点で見積もることができない状況でございます。

しかしながら、現在想定できるPCBの処理費を試算いたしますと、平成18年第2回議会定例会の一般質問の中で答弁いたしましたとおり、運搬費などの間接的な経費を除いた直接的な処理費を現時点で処理基準が示されております高濃度PCBに置きかえて試算いたしますと、2,212万円となり、これに処理するまでに要する管理費と処理施設に運搬する費用などを加算いたしますと、最低でも2,500万円を下回ることはあり得ないと考えております。

この土地の売却原価といえますと、これら5つの要素の費用を合算した額であると考えますが、この土地につきましては、購入時において実測も行っておりません。道路用地なども含め、公簿面積で購入していることから、購入面積と売却面積を単純に比較できる状況にはございません。

さらに、議員にも考えていただきたいのですけれども、もともとマイナス、負の資産として評価すべき建物や構築物を価値ある資産として評価し、公金を支払って公有財産として取得している点などを加味し

て計算することも考えられます。

ただし、ただいまの状況といたしましては、実際に売買を進めているところでありまして、ここで売却原価を明言することは、この土地の売却に重大な影響を与えることとなりますので、これまでの明言は差し控えさせていただきます。

次に、不動産鑑定評価についてであります。今年度、既に不動産鑑定評価を依頼しましたので、今回売却を行おうとしております実測に基づく面積に対応する鑑定評価額は手元に保持しており、売却を行う場合の予定価格設定の参考としております。

当然として、売却する契約金額につきましては、予定価格以上の額となることは御承知のとおりであります。詳細につきましては、売買交渉を進める上で支障がありますので、ここで申し上げることはできません。

次に、中山三星建材工場跡地購入についての総括としての1点目の取得までの経過についてであります。これまでの調査では、この土地を取得するに至った行政上の明確な動機を把握することはできません。その土地を購入する議案が提出された当時の議事録などを見ますと、中山三星建材株式会社から当時の町長に対しまして、この土地を売却したいとの申し出がございましたのは、平成12年12月27日だったとの記録が残っておりますけれども、平成13年9月以前につきましては、町としてこの土地の購入に向けて目に見えるような具体的な行動をとった記録がなく、町長が購入する意思を職員等に明確に伝えたと思われるものは、平成13年9月25日に設置されました中山三星建材跡地利用に関する検討委員会の席上であったと考えられております。

また、この数日後の9月28日に当時の町長と中山三星建材株式会社代表取締役との間で土地の価格、建物の価格、契約の時期、代金の支払い時期を定めた覚書が締結されておりますので、この時点で当時の町長は購入の意思が固まっていたことは疑う余地がありませんが、中山三星建材株式会社の売却申し出を受けてから覚書を締結するまでの間にどのような経緯があったかについて、確たるものは一切残されておられません。ただ、覚書締結に係る稟議書、覚書破棄に係る稟議書を見るとともに、議事録で当時の町長の発言を追ってまいりますと、この土地の取得経緯を知る者は、当時の町長、助役、総務課長、関係課長と言いあらわされている1人の課長級の職員だけであったと推測しております。基本的に、この取得に関しましては、この4名の者の中において、インナーキャビネットの中ですべてが進められております。

平成14年にこの土地を取得するために開催された2度の臨時議会における町長答弁の中でも、取得する明確な行政上の必要性は明らかにされないままに議決されたように感じており、この土地の利活用につきましては、議決をいただいた後に検討委員会を設置して検討するとの答弁に終始しております。

平成14年6月26日にこの土地を取得するための補正予算を審議するために開催されました臨時議会において、当時の総務課長は、起債目的につきましては、総合運動公園整備と記載しておりますが、利用目的につきましては、今後、検討委員会などを設置して決定してまいりたいと考えておりますという内容の説明を行っており、議案上程に際しまして、この土地の取得にかかる行政上の目的は明らかにされていない状況でございます。

私としまして、この土地をだれが何のために取得する必要があったのか、なぜ破棄されたはずの覚に沿った契約内容が結果として履行されるようになったのか、購入後の町政運営をどのように考えていたのかについて、ぜひとも知りたいところであり、町民にも十分に説明しなければならないことであると考えておりますので、議会といたしまして、それらを明らかにする取り組みを行っていただけるよう強く期待するものでございます。

議員、ここでちょっと触れてみたいんですがございますけれども、覚が締結されたのが平成13年9月28日でございます。平成13年1月から7月まで、計7回、相手先と当局との間で話し合いの場が持たれております。その場にこちら側でだれが出たのか、相手側でだれが出たのか、どのような話し合いがなされたのか、そのようなことを記すものは一切ございません。そして、その結果が13年9月28日の覚の締結についてという文書になるわけでございますけれども、この文書は総務課長補佐が起案し、総務課長、助役、町長の3名が押印しているだけでございます。ほかの課長は一切らちの外にございます。そして、坪6万円、建

物の買い取りを1,500万円という覚書の内容になるわけでございますけれども、この数字がどのような算定根拠のもとで出されたものであるのか、これについて知るすべはございません。

次が、平成14年5月16日、覚書の破棄がございます。この文書名は覚書の撤回と返却に対する受領書の発行について。この文書の起案者は総務課長、決裁はその日、町長だけでございます。助役は後関となっておりますので、総務課長が起案し、町長が決裁、この2人だけです。ほかの者はだれもこれについてうちの外に置かれております。そして、先ほど申し上げましたように、土地に対しては11億1,319万1,600円、建物の解体費として4,300万円、それから買い取り費として1,000万円、合計11億6,619万1,600円の内容とする契約が取り交わされております。なぜそうなったのか、それについてもわかりません。これも完全にインナーキャビネット、最も極端なインナーキャビネット、すなわち総務課長が起案し、町長が決裁すると、このような形で出されております。

もう一つの公式文書は、平成14年7月15日、これはもうその前の月の6月26日に議案が上程されて可決されておりますので、仮契約書、三星建材工場跡地の購入について。これはたくさんの人々が印鑑を押しております。ただ、それについては何らかのことはわかりますけれども、それ以上のことは基本的にわかりません。例えばなぜ土壌調査について当局から申し出はないのか、なぜ鑑定評価をしなかったのか。基本的に私は行政の継続として、町民の皆様はこの取得について、また最終的には売却についてお話ししなければならぬわけでございますけれども、売却については当然、一切の資料はオープンにします。しかしながら、それ以前の取得につきましては、私は町民に説明できる、すなわち申し入れから購入までのストーリーについて一切私は確固たる資料に基づいて町民に説明できるものはありません。本当に申しわけないと思いますけれども、すべてが憶測になってしまいます。

そして、議員にお願いがございます。議員は臨時号の議会だより、これは基本的にマニフェストだと思っておりますけれども、次のような文言がございます。1年生議員として、なぜ、なぜ、なぜと考え、明確な主張に責任ある行動をしますと、こう書いてございます。今、なぜ、なぜ、なぜと当局について究明しているわけでございますので、その主張につきまして、どのような責任ある対応をとられるのか、ぜひとも議員の決断を、また決意について、後日何らかの形で表明があると思っておりますので、期待しております。

また、藤田議員を初めとするこの場におります議員各位におかれましても、今私が申し上げましたように、売却につきましては、一件書類として、いつでも議員の皆様は売却先が決まり、最終的に議会の皆様は承諾を求めるとしてございまして、それまでのことにつきまして成立した暁には、一切のことを御説明いたします。また、文書につきましても、一切のものを説明する考えでございます。しかしながら、取得について、私は何も説明できるものはないんです、はっきり申し上げて。

一度皆様にお話ししたことがあると思っておりますけれども、1億円という、案外わかるような気になります。1,000万円という単位がわかりますから、1億円というのはこのくらいなのか。そうすると、12億円というのは、ある程度わかるような気になるはず。しかしながら、仮に町の予算が84億とします。そうすると、12億は7分の1でございます。そのくらいかと、恐らく理解されるでしょう。しかし、もしこれが国という単位で出されたと考えた場合、どのようなことになるのか。84兆円の一般会計予算のうち、7分の1に当たる12兆円の土地を、極端なことを申し上げますと、総理大臣と官房長官、官房長官が起案して総理大臣が決裁した、こういうことが通っているわけです。

私は、はっきり申し上げて、取得に関しては、私にはもはや手だてはありません。議会の皆様にはさまざまな手だてがございます。ぜひとも議会の皆様の手で何とかこれについて町民の皆様は御説明できるような手だてを講じていただきたい。お願い申し上げます。

次に、購入後5年間の措置についてということでございますけれども、購入後は建物や構造物が残されていたこともありまして、積極的に一般に開放するような使用は行いませんでした。しかし、花火大会の際に来場者用駐車場として使用したほか、放置自転車の保管場所として活用した経緯もございまして。

また一方では、この土地の利活用につきまして、平成14年8月1日に中山三星建材跡地利用検討委員会を設置し御審議いただき、平成15年3月20日に総合運動公園の設置場所としての活用を骨子とし、さらなる検討を提言する内容の答申書が提出されました。そして、さらなる検討をお願いするため、平成16年8

月1日に新たな組織の中山三星建材跡地利用検討委員会を設置して御審議いただき、平成16年11月24日に有償貸付、優良企業の誘致、運動施設の整備、暫定的に簡易な多目的広場として活用するという4つの選択肢の中から決定すべきであることを趣旨とする答申をいただきました。

この答申に基づき、総合的な行政運営の中で考察しました結果、起債償還に係る義務的経費の比率を下げるとともに、税収を増加させ、持続可能な福祉社会を築くことが、町民の皆様方にとって最も有益であると判断し、優良企業を誘致するという結論を出したことは、皆様方も承知されているとおりでございます。

次に、今後の町有地等取得に対しての町の施策について申し上げます。

町有地の管理につきましては、今年度から契約管理課において見直しを行うこととしておりますが、特に普通財産につきましては、すべての土地について今後の方針を明確にし、処分できるものについては早期に処分するといった事務処理を進めるよう指示しております。

したがって、現在も既にそうした対応を行っておりますけれども、今後につきましては当然として、行政目的が明確でない土地を取得することはあり得ません。用地の先行取得を行う場合でも、安易な対応は行わず、町民の皆様方に明確な説明が行える状況が整うまでは取得しないという姿勢を貫いてまいりたいと考えております。

次に、公共建築物の耐震性能を満たさないランク3の施設についてのうち、地域防災計画の社会教育施設整備事業で挙げられている中央公民館についての1点目の、利用者に耐震性能の告知のさらなる徹底と今後の使用中止への移行措置はについてお答えいたします。

吉田町中央公民館は4階建て、一部2階建ての延べ床面積1,856平方メートルの鉄筋コンクリートづくりの建物で、昭和48年3月に完成し、築34年が経過しております。1階、2階部分を吉田町中央公民館、3階、4階部分を吉田町勤労者会館として利用されています。

平成12年度に中央公民館と勤労者会館の耐震診断を実施した結果、耐震性能の不足が明らかになり、鉄筋コンクリートづくりの壁の増設や屋根の砂利敷きの撤去、バルコニーの改築を指摘されました。また、平成14年度版の静岡県耐震診断判定基準による判定では、ランク3の東海地震が発生した場合は倒壊する危険性があり、大きな被害を受けることが想定される建物と位置づけられました。

中央公民館等の耐震補強工事は、多額の費用がかかること、改築による使い勝手の悪さが懸念されることから、今日まで見送られてまいりましたが、第4次吉田町総合計画には、(仮称)生涯学習センターとの位置づけで全面改築が盛り込まれております。

したがって、現在は吉田町中央公民館の玄関ドアに耐震性能を示す張り紙を掲示し、利用者への周知徹底を図っております。

今後は、各階の目立つところに耐震性能を示す張り紙を掲示するとともに、吉田町中央公民館、勤労者会館使用許可申請書の裏面に告知文を印刷し、利用者に耐震性能を告知してまいりたいと考えております。

次に、はあとふる及び4地区自治会館等の施設に利用者の代替分散利用策はについてお答えします。

平成18年度のはあとふる及び4地区自治会館の利用状況を見ますと、いずれの施設につきましても、新たな利用者を受け入れることは可能であります。片岡会館の夜間の時間帯については、受け入れ困難な状況でございます。

したがって、中央公民館等の利用者に使用日時の変更や使用料の負担を了承していただけるならば、代替分散利用は可能であると考えております。

次に、平成20年度実施計画書に掲げてある生涯学習センターを財政、防災等踏まえ、再検討はについてお答えします。

実施計画では、中央公民館等の代替施設として、平成20年度に(仮称)生涯学習センターの基本計画設計を行い、平成21、22年度の2年間で建設することとしておりますが、先ほど述べました代替施設の分散利用の状況等を参考にしながら、(仮称)生涯学習センター建設の必要性等を検討してまいりたいと考えております。

続きまして、ランク3施設、大幡会館、下片岡会館、体育センター、松原団地集会所の耐震化はについて

てお答えします。

現在、大幡地区及び下片岡地区のコミュニティー拠点施設として、地域の皆様方が利用されております大幡会館と下片岡会館についてですが、両施設ともそれぞれ地域にとりましては他に変わりたい施設として重要な役割を担っていると認識しておりますが、平成17年度に実施いたしました耐震診断では、耐震性が非常に不足している建物であるとの判定でございました。

利用面から見ました施設の重要性を考えますと、直ちに耐震補強を行うか建てかえるかの二者択一を迫られる状況にはございますが、他地区における町内会単位、コミュニティー拠点施設につきましては、地元町内会が主体となって建設し、地元町内会が管理運営をしているのが現状でございます。また、町の支援は、その建設事業費の一部を補助するなど、限定されているのが現状でございます。

したがって、このような現状と地域間の公平性という観点を踏まえた上で、大幡会館、下片岡会館の建設について考えた場合、両施設が公有財産であるという理由だけで町が整備主体となり、公費をもって建設すべきであるとの議論は、少し受け入れがたく、広い視野に持ち、総合的に検討する必要があると考えております。

次に、体育センターでございますけれども、この施設につきましては、平成19年度に実施いたしました耐震診断の結果は、大幡会館などと同様でございました。この施設は、だれもがいつでも気軽にスポーツを楽しめる場であるとともに、災害時の避難場所であることから、防災拠点としての役割を意識した備えを早急に検討しなければならぬものと考えております。

次に、松原団地集会所であります、この施設につきましても、耐震不足が指摘されている建物でありますので、できるだけ利用しないように呼びかけております。

今後は、松原団地に入居されている方々の意向を伺いながら、撤去も視野に入れた検討を考えております。

続きまして、地震に強い我が家にしよう、プロジェクトTOUKA I-0についてのうち、東海地震で大破1,664、中破3,319、一部損壊3,146棟と被害予想の耐震化策はについてお答えします。

この数字は、吉田町地域防災計画中に記載されている、地震余地がなく、地震が発生した場合の建物被害に関する吉田町の危険度の概要における予想数値と思われます。この計画によれば、当時の建物棟数1万3,246棟のうち、大破、中破、一部損壊の合計である建物罹災棟数が8,129棟、建物罹災率が61.4%となり、県全体の50.6%を上回るものでございます。

この予想値の重大さと阪神・淡路大震災以来頻発する大規模地震での家屋の倒壊の甚大さから、大規模地震の発生の都度、住宅の耐震化は喫緊の課題となっている事情から、当町では、国、県、関係団体と一丸となって、木造住宅の耐震化事業であるプロジェクトTOUKA I-0を積極的に推し進めております。

次に、平成18年度から激減しているTOUKA I-0事業の今後の対応策はについてお答えします。

中越地震、能登半島地震、中越沖地震による甚大な被害を目の当たりにすると、東海地震への不安は募る一方であると思われますので、TOUKA I-0事業の推進には、より一層力を注ぐ必要があると考えます。

そのような中、今後考えていかなければならないことは、このような事業があることは知っていても、どうしたらよいかわからないという方、事業の内容は知っているが、地震への危機感がないという方に耐震補強をする費用は住宅が倒壊してしまっただけの費用に比べ、はるかに安価であることなど、耐震化の必要性をわかりやすく説明していくことであると考えます。

今後につきましては、耐震補強には自己負担が伴いますが、自治会などを通じて、耐震化の必要性を説明し、プロジェクトTOUKA I-0事業に対する理解を深めてまいりたいと考えております。

○議長（吉永満榮君） 5番、藤田君。

○5番（藤田和寿君） それでは、再質問を行わせていただきます。

ただいまの町長からの答弁でございましたが、購入したいきさつについてでございますけれども、なすべがないというような御発言がありました。

平成18年10月の「広報よしだ」、町長からのメッセージの中にございます、さまざまな推測がございま

すけれども、当町と中山三星建材（株）の両者が合意し、さらに議会の議決を経ておりますので、法理論上としまして、適正に進められた契約であると言わざるを得ないのですという文言がございます。

打つすべがないというような御発言だったと考えますが、一般的に考えまして、先ほど町長からの御答弁にありましたとおり、町予算の7分の1を占めるような大きな物件の買い物に際しまして、限られた方々のインナーキャビネットというお話がございましたけれども、そういった手続で本当になされるものなのかと、起案においてでございますけれども、その辺のところの不明さが非常にありますので、また現在、我が町、今の現状においても、そのようなことが可能かどうか、その2点についてお答えください。

○議長（吉永満榮君） 町長、田村君。

○町長（田村典彦君） これは、あくまでも法理論上でございますので、実際的にやっているわけではございませんので、その辺のことをわきまえた上でお聞きいただきたいのでございますけれども、私が起案し、私が決裁して、事が処理できます。公職選挙法で選ばれた者、すなわち執行権は私に町民が負託してございますので、助役以下、各課長が行う事業等の権限につきましては、私が、これはだれ、これはだれという形で、町の組織であるとか機構であるとか、そういうようなものについて関知しておるわけです。ただそれに従ってやっているわけで、本来的に言うならば、私が起案し、私が決裁しても、法理論上は可能でございます。

しかしながら、そんなことをして何か事があった場合に、説明がつきません。したがって、私は常々職員の皆様には、各課長等にも言っているわけでございますけれども、後世、これについてどうだったと言われた場合でも、必ず一件書類が出されるように、関係各課長等がすべて場に集まって発言した内容、すなわち議事録等も兼ね備え、そういうようなものをつくっておけと。そうでないと、仮に後世、間違ったことになったとしても、当時はこのような条件のもとでこのような判断でなされたんだということを説明できる、そのようなことにしておかなければならないと、課長等以下の職員にはその旨、周知徹底しております。

今、申し上げたのは、法理論上の問題と実際の問題とは別でございますので、その辺よろしく御判断賜りたいと思います。

○議長（吉永満榮君） 5番、藤田君。

○5番（藤田和寿君） ただいま御答弁がありましたけれども、現在、この町民の共通な共有財産であります町有地を売却に向けて募集を行っている点と、今ある町長の方から御答弁いただきました取得までの経緯の2点の問題でございますけれども、本当に両者を同時進行で行っていかげなものかというような疑念を持たざるを得ないような感じがいたしますけれども、これは過去においては、先ほど御答弁がありましたとおり、一切の売却が済んでから正式な形でその辺の疑問点について、当局として行うということよろしいのか。

やはり町民が選挙で町長を選び、また投票はございませんでしたけれども、議会もルールに基づきまして、我々議員も選ばれたわけでございます。やはり町長、当局がやる仕事、議員がやる仕事、また町民の皆様がどのように考えているかということで、みんなが協力してこの件につきましては解決して、後世に憂いを残さないような形での方策を検討しなければならぬと考えております。

折しも、けさですけれども、吉田中学で運動会がございました。あの子供たちのためにも、やはり正確な情報というものは必要ではないかなと考えているわけでございますけれども、4年と4カ月強の町の最高執権者としての町長が調べ上げた項目がいろいろところで公になっておりますけれども、先ほど町長から、それ以上は無理だというようなお話がありましたけれども、議会としても、過日、全協を開きまして、過去のいきさつ等を考査して、今後につきましては、皆様方と協議しながら検討していかねばならないと考えておりますけれども、手だてがないと。本当に手だてがないのかなと思うんですけれども、その点について、再度お願いいたします。

○議長（吉永満榮君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 文書がまず残されていません。文書が残されていないということは、文書に基づいて具体的な事実としてお話しすることができないということです。憶測をすることは勝手です。しかしな

がら、憶測は憶測であって、具体的なことではございませんので、それはできないということです。それは、説明責任をする際の守らなければならない原則であると私は思っております。

それから、執行権を町民から負託された町長として、現実には町民の皆様はこの三星建材工場跡地の購入について説明できるかと言われた場合、はっきり申し上げて、文書がない以上は、憶測だけでございますので、本当の意味で町民の皆様は、例えば最初の覚書が坪6万円、それから建物の買い取りが1,500万円といった場合に、いつ、第何回目の会合でだれとだれが出席し、だれがどのような発言をしたのか、そのような議事録は一切ございませんので、なぜこうなったのかさっぱりわかりません。

それから、先ほどもお話ししましたが、仮契約をしたときの土地の取得11億1,319万1,600円、建物の解体費が4,300万円、建物の買い取り費が1,000万円、合計11億6,619万1,600円、これが購入の直接的なものでございますけれども、なぜそうなったのかわかりません。

それから、当然のことながら、なぜ町当局が相手方に対して土壌調査、それから鑑定評価等をしなかったのか、土壌調査を求めなかったのか、それについても資料がありませんので全くわかりません。それから、議事録等でも議会等の皆様がこれについて質問してありませんのでわかりません。

したがって、私は確たる資料、すなわち公の書類として残されたものについて、町民の皆様はそれに基づいて御説明するということが、これについてはできません。そのことを御理解賜りたいと思います。

○議長（吉永満榮君） 5番、藤田君。

○5番（藤田和寿君） 書類がないということでございますけれども、過去4回の町長からのメッセージで公文書としてこのような形で出ている現実もございますので、やはり時間をつくっていただいて、精査していただきたいと思います。

また、現在、その当時の覚書がございましてから庁舎内の検討委員会で検討された課長、主幹クラスの方々、現在課長職で残られている方もいらっしゃいますので、その辺のところの精査とか、そういったものの情報というのは、議事録でないというものをどのようにやるのかという問題もございまして、方向性として議会の方にもいただけると幸いでございますので、ぜひお願いしたいと考えます。

○議長（吉永満榮君） 答弁要りますか。

○5番（藤田和寿君） お願いします。

○議長（吉永満榮君） 町長、田村君。

○町長（田村典彦君） 今、議員が御指摘されました町長からのメッセージで、今まで3回町長からのメッセージで中山三星の工場跡地のことについては書いてございます。これは一般質問に基づいて私が答えた内容でございますので、基本的には議事録にすべて載っております。だから、議事録に載っておるということは、私が公に、いつ、いかなる場合であれ、これについて分析を問われても、私はそれについて答えなければならないということでございますので、天地神明に誓って、一般質問の答弁内容であることはお話しさせていただきます。

それから、当局が持っております取得についての経緯につきまして、必要なものにつきましては、要求していただければ、出せるものはすべて出したいと思っております。

○議長（吉永満榮君） 以上で、5番、藤田和寿君の一般質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（吉永満榮君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次回は明日、9月20日木曜日午前9時から本会議一般質問です。よろしくお願ひいたします。

本日はこれにて散会します。

散会 午後 零時11分

開議 午前 9時00分

○議長（吉永満榮君） 改めまして、おはようございます。

本日は定例会第17日目でございます。

◎開議の宣告

○議長（吉永満榮君） ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（吉永満榮君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は通告順序によって行い、1人の質問及び答弁に要する時間は60分以内といたします。関連質問はございません。

それでは、順番に発言を許します。

◇ 佐藤正司君

○議長（吉永満榮君） 1番、佐藤正司君。

〔1番 佐藤正司君登壇〕

○1番（佐藤正司君） 佐藤です。私は、2点について質問します。

1点目は、吉田町で平成10年6月に採択された「核兵器廃絶平和のまち宣言」に関して、平和行政と平和教育について、2点目は、来年4月から始まる後期高齢者医療制度について質問します。

初めに、「核兵器廃絶平和のまち宣言」について質問します。

私は、核兵器廃絶の問題が今、緊急の課題だと思っております。町では、宣言が採択されるまでには、平成6年12月19日に核兵器の全面禁止・廃絶国際条約の締結を求める意見書が吉田町議会で全会一致で採択されました。国の関係省庁に提出されました。その後、平成10年1月28日に町内172名の方から請願書が提出され、この意見の趣旨を町の政治に生かすため、吉田町が核兵器廃絶の平和の町であることを内外に宣言し、宣言にふさわしい核兵器廃絶平和の施策事業・行事を進めることを求めるとの請願が出され、当時の町長と議長が宣言を採択したという経過がありました。

「核兵器廃絶平和のまち宣言」は、町の例規集にも掲載され、公共施設内にも掲示されています。内容は、世界の恒久平和を願って核兵器の廃絶と平和を求める宣言文になっています。我が町でも平成11年にはこの宣言を受けて、4自治会が核兵器廃絶の署名を町内で1万9,675名分を集め国連に送り、当時の町長が国連から感謝状を受けたということが新聞にも報道されました。

今、核兵器廃絶を求める声は、世界の大きな流れになっています。1982年の国連総会で広島市と長崎市が提唱して、世界117カ国1,698の都市の市長が参加して、世界の平和市長会議というのが創設されています。平和市長会議では、被爆75周年に向かって2020年までに核兵器の廃絶を目指すキャンペーンを展開しています。現在、世界には合わせて2万6,000発の核兵器があると言われております。そのうちの1万1,500発は実戦

配備されていると米国科学者連盟が発表しています。今もって危険な状況に変わりはありません。

核兵器の被害を初めて受けた日本では、毎年8月6日と9日に広島と長崎で、原子爆死没者への追悼とともに、核兵器廃絶と世界の恒久平和の実現を願って平和祈念式典が開かれています。式典では、市長の平和宣言や子供代表の平和の誓いなどが宣言されています。

今、世界各地で、核兵器のない地球を求めての運動が広がっています。私たちの町でも、この悲惨な原子爆弾の被害を二度と繰り返させないためにも、私たち大人が行動すること、そして子供たちに伝えることが大切だと考えます。我が町でも、この宣言の趣旨を生かして次のことができないか質問します。

1、「核兵器廃絶平和のまち宣言」を生かして、行政として平和行政条例をつくり、具体的な取り組みができないか。

2、平和教育の中で、小学生や中学生に関連する映画、ビデオなどを見せる、戦争体験者の話を聞く、8月に広島市平和祈念式典へ中学生を派遣するなど具体的な取り組みができないか。

次に、後期高齢者医療制度について質問します。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を現在加入している国民健康保険や組合健保などから脱退させて、後期高齢者だけを被保険者とする独立した医療保険制度とするものです。昨年6月に自民党、公明党の賛成で可決された医療改悪法の一環です。

さまざまな問題点があります。

1つは、給与所得者の扶養家族で今は負担ゼロの方も含めて、75歳以上の高齢者すべてが保険料の負担を課せられる。約8割の方が年金天引きで保険料を徴収されることとなります。

2つ目は、今まで75歳以上の高齢者は、障害者や被爆者と同じく、保険料を滞納しても保険証を取り上げてはならないとされていましたが、今回の制度は、特別な事情がない限り、滞納して1年経過すれば保険証を取り上げられてしまうということです。

3つ目は、後期高齢者の数がふえ医療給付費がふえるのに応じて、自動的に保険料が引き上がる仕組みになっていることです。

4つ目は、保険料は後期高齢者医療広域連合議会が決めていくこととなりますが、一般財源を持たない広域連合では、独自の保険料の減免などの措置が困難になります。

5つ目に、広域連合議員数は20名と少なく、後期高齢者を初め住民の意思を反映しにくい制度となっています。

6つ目は、後期高齢者の医療をそれ以下の世代の医療と別立てにして定額制とし、診療報酬を引き下げ、受けられる医療が制限されるようになることです。

そこで、我が町の国保にとってもかかわりのあることから、以下の点について質問します。

1つ、制度の導入は高齢者にどんな影響があるか。保険料が新たな負担増にならないか。病院の窓口で支払う患者負担が現行よりふえることはないか。制度導入とあわせ、療養病床の削減計画や75歳以上の診療報酬の削減等で、高齢者の病院追い出しにつながりかねないのではないか。

2つ目に、町の費用負担額の見込みはどのくらいになるか。

3つ目に、町の国保会計の範囲で制度に移行することによって、歳入歳出の変動見込みはそれぞれ幾らになりますか。

以上2件について質問します。

○議長（吉永満榮君） 町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 「核兵器廃絶平和のまち宣言」に関し、町の平和行政と平和教育についてお答えいたします。

まず初めに、行政として平和行政条例などをつくり、具体的な取り組みができないかについてお答えします。

戦争のない平和な社会と美しく豊かな自然環境に恵まれた郷土を守り抜くことは、町民の皆様方だれもが願うものでございます。当町では、議員も御承知のとおり、平成6年12月議会におきまして、核兵器の

全面禁止・廃絶国際条約を求める意見書が採択され、平成10年6月9日には、日本国憲法の基本原理である世界の恒久平和の実現に向け、議員の皆様を初め、自治会や各種団体の皆様の御出席をいただき、核兵器の全面禁止・廃絶を求める核兵器廃絶平和のまち宣言大会を開催し、町内外に核兵器の全面禁止・廃絶を願い、平和への誓いを宣言いたしました。

また、この平和のまち宣言を受けまして平成11年に、自治会連合会が中心となり核兵器廃絶国際条約の締結の署名運動が展開され、町民の7割強に当たる1万9,675人の署名が集められ、この署名が原水爆禁止日本協会を通じて国連に提出されました。この署名運動に関しまして、平成12年2月に国連の事務次長より自治会と町に対し、お礼と感謝の手紙が届けられております。

こうした宣言大会、署名運動等を受けまして町では、平和宣言文のポスターを作成し、役場庁舎を初め公民館、体育館などの公共機関や各自治会、小・中学校、金融機関等に配布し、平和のまちのPRに努めるとともに、毎年8月には平和のまち宣言の懸垂幕を庁舎に掲出して、啓発活動を行ってきております。

また、行政としましても、平和的思想の普及啓発を図ることはもちろんのこと、平和的思想や環境保護に対する世論を高め、明るく平和な社会を築こうとする活動を行う団体等に対しましてはできる限りの支援を行っていかねばなりません。そのため、毎年3月1日に原水爆禁止世界大会実行委員会及び3.1ピキニデー集会静岡県実行委員会が共催する原水爆禁止平和行進へは、町長メッセージとペナントを送付しており、また、平和に関する写真展等を開催する団体に対しましては、会場の提供を積極的に行っているところでございまして、今年度も10月に図書館において平和展が開催される予定でございまして。

さて、議員から平和行政条例の制定はできないかということでございますが、全国的には非核平和宣言を行っている地方公共団体は平成18年12月1日現在で1,361ありますが、非核平和に関する条例を制定している地方公共団体は全国で14団体などにとどまり、県内では皆無の状況でございます。このため、今後、既に制定している他の市町の条例制定の意義や経緯等を調査するとともに、近隣市町の動向を踏まえながら、町として条例制定の意義、必要性について勉強してまいりたいと考えております。

平和のまち宣言をした町としましては、平和行政条例の制定の有無にかかわらず、今後とも町民の平和と安全を守るために不断の努力をするとともに、戦争の悲惨さや核兵器の恐ろしさを若い世代に伝え、生命の尊厳を深く認識し、人類共通の願いであります恒久平和の実現と社会の反映、そして豊かな自然の保護に必要な施策に努めてまいりますので、議員におかれましても御理解と御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

2点目の平和教育についてでございますが、この質問につきましては後ほど教育長から答弁させます。

次に、後期高齢者医療制度についてお答えします。

1点目の制度の導入は高齢者にどんな影響があるかのうち、最初の保険料が新たな負担増にならないかについてでございますが、後期高齢者医療制度は、平成14年の現行保険法改正の中で、医療制度保険の改革の大きな柱として位置づけられたもので、高齢者世代と現役世代の負担を明確化し、公平でわかりやすい新たな高齢者医療制度として創設されたものであります。

後期高齢者医療制度における被保険者は、75歳以上の方及び65歳から74歳の寝たきり等の障害を有する方で、対象者は現行の老人保健制度の老人医療被保険者と同じであります。国民健康保険や政府管掌健康保険等の加入者すべての皆様方から医療費の1割を保険料として負担していただくこととなります。言いかえまして、保険料は被保険者一人一人に課せられることになり、1人当たりの保険料の額は、所得に応じて御負担いただきます所得割の部分と、被保険者の皆様に等しく御負担いただく被保険者均等割の部分との合計額となります。

保険料は、後期高齢者医療広域連合の全区域にわたりまして均一の保険料率でありますので、後期高齢者医療広域連合の条例で定められることになっております。現在、静岡県後期高齢者医療広域連合では、この保険料額算定の準備を進めております。

この中で、低所得者世帯に属する方につきましては、被保険者均等割などの軽減や、後期高齢者医療制度に加入する直前に被用者保険の被扶養者である方につきましては、新たに保険料が賦課されることから、制度加入時から2年間は所得割を課税せず、被保険者均等割額が軽減されるようになっております。

次に、病院で支払う患者負担が現行よりふえることはないかについてであります。後期高齢者医療制度では、医療機関で受診した際、現役並み所得のある方を除き、かかった費用の1割を医療機関窓口において支払っていただきます。現役並み所得のある方は、かかった費用の3割を支払っていただきますが、3割負担に該当するかどうかは、同一世帯の被保険者の所得と収入によって判定されます。

なお、現行の国民健康保険事業におきましても、平成18年10月から3割の負担をしていただいております。さらに、窓口負担は、月ごとの上限の額が設けられており、入院の場合、同一の医療機関の窓口で支払っていただく負担額は、月ごとの上限の額に加え、食費、居住費の標準負担額を負担していただくことになります。

したがって、これらの病院の窓口で支払っていただく負担につきましては、現行の老人医療制度と同じことになります。

次に、制度導入とあわせ、療養病床の削減計画や75歳以上の診療報酬の削減等で高齢者の病院追い出しにつながりかねないのではないかとありますが、療養病床の再編成では、医療の必要性の高い方のための療養病床は確保しつつ、医療の必要性の低い方につきましては、療養病床を介護老人保健施設等に転換して受け皿とすることとしております。これは、利用者の状態に応じた適切なサービスの提供等を図ろうとするものでありまして、高齢者の病院追い出しにはならないと伺っております。

なお、療養病床から介護保険施設等への転換を図る再編成を円滑に進めるため、整備費用の助成を初めとする支援を県が行うことになっております。

2点目の町の費用負担額の見込みはどのくらいかについてであります。町が負担する医療給付費は、後期高齢者医療の給付等に要する費用の額から、一定以上の所得を有する者に係る給付等に要する費用の額を控除した額の12分の1に相当する額を負担することとされております。

具体的な保険料につきましては、後期高齢者医療広域連合の条例の定めるところによりますが、所得の少ない者及び健康保険法等の規定による被扶養者であった者は保険料を軽減されますが、これらの軽減負担額を各市町の一般会計から後期高齢者医療制度に係る特別会計に繰り入れることになっております。

静岡県後期高齢者医療広域連合の運営経費、事務費などの共通経費につきましては、高齢者人口が50%、人口割が40%、均等割が10%の負担割合となっております。保険料徴収や被保険者の資格の届け出等の窓口事務に係る経費につきましては市町が負担するものとされております。

このように町の負担につきましては、概要は決まっておりますものの、保険料率等の詳細が決まっておりませんので、現時点では具体的な負担額はお答えできませんことを御理解賜りたいと思います。

3点目の町の国保会計の範囲で制度に移行することによる歳入歳出の変動見込み額はそれぞれ幾らかについてでございますが、今回の制度改正に伴う国民健康保険事業特別会計への影響につきましては、後期高齢者医療制度と、それとあわせて創設されます65歳以上74歳未満の前期高齢者の医療費に係る財政調整制度、さらに、40歳以上の被保険者を対象に義務づけられる特定健診、特定保健指導、保険給付の内容範囲の見直し等によるものが考えられます。

この影響について申し上げますと、まず歳入では、保険税に関連するものとして、75歳以上の被保険者が後期高齢者医療制度へ移行すること及び新たに課税され、あわせて徴収されることとなります後期高齢者支援金当分に係るものが考えられます。

国庫支出金及び県支出金につきましては、特定健診、特定保健指導に対して交付されます特別調整交付金、さらに保険給付の内容や範囲の見直し等により増減することになる療養給付費負担金も考えられます。

退職者に関する療養給付費等交付金では、新たに拠出することになる後期高齢者支援金による影響が考えられますし、前期高齢者の医療費に係る財政調整制度の創設により交付されます前期高齢者交付金も新たに加わってまいります。

歳出につきましては、保険給付費及び共同事業拠出金に保険給付の内容や範囲の見直し等による影響が考えられます。

また、平成20年4月から新たに始まります特定健診、特定保健指導に伴い保健事業費の増額が予想されますし、後期高齢者医療制度の創設による後期高齢者支援金も拠出することになります。

これらが予想される主なものでございますが、後期高齢者支援金や前期高齢者交付金につきましても、算定に用います基準率や補正係数などがいまだ国から示されておりませんので、現在のところ試算はできない状況にあります。

なお、保険給付の内容や範囲の見直し等による保険給付費と特定健診、特定保健指導に伴う保健事業費につきましても、過去のデータなどをもとに試算を始めているところであります。

このように歳出の見込み額の算定ができないほか、歳入では補助金等や後期高齢者支援金当分に係る保険税率等の試算ができない状況でございます。

しかしながら、平成20年度の国民健康保険事業特別会計予算の具体的な変動見込み額は、現時点ではお示しすることはできないものの、今回の制度改正により、新規に支出する事業項目追加とそれに伴う補助金の追加などから判断いたしますと、全体的には現在の予算規模よりも大きなものになることが予想されます。

今後、国や広域連合から示される情報を分析して、なるべく早い時期に具体的な数値をお示しできるようにしたいと考えておりますので、議員におかれましても現在の状況を十分に御理解いただくとともに、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以下は教育長に答弁させます。

○議長（吉永満榮君） 教育長、黒田君。

○教育長（黒田和夫君） 平和教育について、この部分についてお答えします。

日本国憲法前文では、日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであってと示されており、また、教育基本法第2条では、教育の目標として、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛することとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことと示されております。

学校教育の中で戦争の悲惨さや平和のとうとき、また、現在の平和が多く犠牲の上に築かれているということを認識させる平和教育はまことに重要で、平和の大切さは、世代を越えて伝えられるべきであります。また、歴史的事実をもとに歴史の流れをとらえる目を養い、人間の生命や生活を脅かす諸問題の解決に貢献する力を備え、国際平和の実現に努めることのできる人間を育成することは、大切なことと考えております。

御質問の小学生や中学生に歴史教育に関連する映画、ビデオの鑑賞や、戦争体験者の体験談を取り入れるなどの取り組みについてでございますが、現在、各学校では、国語においては、戦争、平和に関する文学作品を取り上げ、感性に訴えつつ平和への認識をはぐくむ授業、道徳におきまして、生命尊重の精神や正義感、思いやりなどの心を養う授業、社会科において、平和主義や国際協調、国際貢献についての授業、さらに総合の時間の中で、地域の歴史、吉田町と戦争というテーマで学習するなど、平和教育を進めておるところでございます。

全国的にも総合学習等において、戦争の体験談を聞き、平和について考える取り組みが行われていると聞いております。しかし、既に戦争時代の体験を持つ教師がいない学校において、また、家庭においても3世代家庭が減少しつつある現状では、子供たちが日常生活の中で過去の戦争体験の話を開く機会は少なくなっていると考えられます。このため、地域の高齢者から戦争の体験を伺うことは、子供たちにとって大変貴重なものとなります。戦争を体験された方々から直接話を聞いたり、戦争に関する資料に直接触れる機会を設けていくことにつきましては、大事なことと考えております。

また、平成6年12月の国連総会において、平成7年から平成16年までの10年間を人権教育のための国連10年とすることが決議され、この中でも、紛争の背景は、一概には言えないが人種・民族間の対立や偏見、そして差別の存在が大きな原因の一つであると思われることと示されております。人権の尊重が平和の基礎であるという認識により、人権教育の中での平和教育を進めていくことも重要でありますので、人権教育の充実を図っていきたいと考えております。

最後に、子供たちを広島平和祈念式へ派遣することにつきましては、一部の代表を派遣することより、ふだんの教育活動の中で取り上げていくべきものであると考えております。したがって、広島市平和祈念

式への代表派遣というものについては考えておりません。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 1番、佐藤君。

○1番（佐藤正司君） 再質問をします。

きのう夕方6時台のSBSテレビのニュースをちょっと見ていたときに、吉田のことも放送されていたけれども、それが終わった後、ちょうど私が一般質問をやることと同じ中身のニュースをやっていたものですから興味を持って見たんですけども、それは伊豆の方の女子大生のことを取り上げていたんですけども、その二十の女子大生の子が、自分で絵本をつくって、紙芝居をつくって、子供たちに見せて歩いているということなんですけれども、その中身は、広島佐々木貞子さんという少女が被爆して、12歳で病に倒れて亡くなったんですけども、その子のことを題材にして絵本につくったということなんですけれども、それは佐々木貞子さんのことについては、平和公園に像は立っていますけれども、日本で知られているよりも世界各国の方で知られているということです。それは、その子のことが外国では教科書に載っているそうです。日本ではその子のことが教科書に載っていないから余り知られていないんですけども、その子のことを絵本にしたきっかけというのは、その女子大生の子が伊豆の方の方で、お寺の娘さんだときのう言っていました。8歳のときに広島に行ったそうです。それがきっかけで、そういう広島原爆のこととか佐々木貞子さんのことを勉強したと思うんです。今二十ですから、12年間かかったと思うんです。8歳のときに行って、その後、そういう勉強をしたということですから。

先ほど教育長がおっしゃいましたが、やはりきっかけがあるから全部が全部みんなそうなるということはないと思うし、その子の感性とかその子の能力とかがかかわってくると思うので、広島に行った子すべてがそうなるということではないと思うので、ただ、そういう機会を、チャンスを与えるということは大切だと思います。

私、なぜ広島とこだわるのかというのは、やはりあの悲惨な事実を私たちは後世というか次の代に伝えなければならない義務があると思うんです。知らなきゃ知らないで一生終わっちゃう人もいられるかもしれませんけれども、やはりそれは原子爆弾の恐ろしさとか悲惨さは、一度行けば何か感じると思うので、そういう意味で中学生をというふうな提案をしたんですけども、ここに、私、長野県の茅野市というところが市として取り組んでいることをちょっと参考に使わせていただきます。

茅野市非核平和事業実施要綱というのをつくって、これは19年度のを送っていただいたんですけども、目的として、当市は昭和59年6月に非核平和都市宣言をし、平成5年度からその取り組みとして、各中学校の協力を得て各種事業を実施してきました。21世紀を迎え、世界の恒久平和の実現を目指す非核平和都市宣言のまちとして、その精神を実現すべく、市民ぐるみで非核平和について考え、特に次の世代を担う若者たちに平和の大切さ、命のとうとさを啓発していくことを目的とし、本年も継続して下記の事業を実施しますということです。原爆パネルを展示すると、それから、朗読劇を市内4中学校でやると。これは、「この子たちの夏1945・ヒロシマナガサキ」、これは地人会というところが著作権というか、それを持って、毎年全国を巡回している朗読劇ですけども、昔、吉田でもやったことがあると思うんです。それから、非核平和作文コンクール、これは6月下旬ということで、市内の中学2年生に朗読劇やパネルを見てもらって、感想を感想文にしてもらおうということだそうです。それで、広島平和の旅8月5日から7日、平和祈念式典参列のほか、原爆ドーム、原爆資料館などの見学、被爆者の方のお話を聞くなどする。生徒8名、引率として先生1名、それから役所の人1名、これを選ぶ基準は、中学生から寄せられた作文の中から優秀な作文を選んで、8人、4つの学校ですから2人ずつですね、選んで毎年送っている。

これは、そういう事業の実施要綱をつくって、予算をつけてやっているということで、私、先ほど条例をと言いましたが、条例をつくっているところは本当に少ないと思います。あっても基金条例です。ですから、私も、できれば、今回初めて質問したことです。すぐできるとは思いませんけれども、将来的にはそういう平和事業を行う委員会というようなものを、どこの課が管轄するかわからないにしても、そういうような要綱をつくって、委員を選んで、公募するなり、学校の先生とか知識のある人に委員になってもらうようなことをやって、予算がなければきっと何も進まないと思うんです。ですから、そういう

要綱をつくるというようなことも、ぜひこれからも私は提案していきたいと思います。

毎年8月6日、9日にNHKでも実況放送していますけれども、広島、長崎それぞれ市長が平和宣言を読み上げますよね。その中身も本当に素晴らしい中身だと思うんですけども、広島では毎年、小学校6年生の子が、平和の誓いというのを子供代表ということで壇上に上がって読み上げているんですけども、質問にならないで私ばかりのことを言っただけですけども、先ほどのそのような委員会というか要綱をつくるというようなことも将来考えていただくというようなことは、町長か教育長、どちらかちょっと答弁をお願いします。

○議長（吉永満榮君） 教育長、黒田和夫君。

○教育長（黒田和夫君） 要綱は別にしまして、今、議員のおっしゃる平和教育の大切さというのは、私は重々承知しているつもりです。教育というのは、私は、良質な刺激を子供たちにタイムリーに与えることだというふうに言い続けてきたわけですけども、この平和教育についても同じだというふうに思っております。

議員おっしゃるように、受けとめ方は子供によって相当違うわけでありますので、どういう与え方がいいかというのはまた考えなきゃならないことだと思いますが、これをすべて学校教育にということだけでなく、家庭で、家族で、その折に触れて平和について考えるという、そういう働きかけも必要だと思います。地域も含めてです。そういうことは、もうずっとこれから考えていかなきゃならないことだというふうに思っておりますので、議員の主張されることはよく理解できます。

○議長（吉永満榮君） 1番、佐藤君。

○1番（佐藤正司君） 平和への思いというのは共有できると思いますので、今後、私のまた機会がありましたら提案をしていきたいということで、次の質問に移ります。

後期高齢者の医療制度のことなんですけれども、先ほど答弁いただきましたけれども、確かにまだいろいろ静岡県では決まっていないことが多いようです。ただ、東京の方の動きを私聞いたんですけども、保険料は厚生労働省では全国平均7万4,400円ということで試算はしていたようですけれども、8月31日付の東京の方の資料を見ると、保険料は大分高くなるようですね、東京の方は。これは、静岡は今試算をしているということで、まだ発表はないようですけれども、多分もうできてはいるんじゃないですかね、聞いておりませんか、町長。

○議長（吉永満榮君） 町長、田村君。

○町長（田村典彦君） 聞きおいておりません。

○1番（佐藤正司君） これは東京の方の試算なんですけれども、平均だと、高いところだと15万、安いところでも9万6,000円ということで、平均より大分高くなるような試算が東京の方では出ています。静岡ではどういう試算が出るか、出次第ちょっと知らせていただきたいと思います。

国保の税額よりも大分保険料は高くなるというようにこれは出ています。1.1倍から2倍近くということになりそうだとということで、これは緊急に何か東京と千葉と埼玉と神奈川の広域連合の連合会長名で、厚生労働大臣舩添要一様ということで、9月12日付で要望書を何か急遽送ったようです。静岡では広域連合の方がどういう動きになっているかよくわかりませんが、やはりこれは大分問題はあるということをおっしゃっております。

それで吉田町のことなんですけれども、わかっていることとまだわからないことというのがあると思うんです。わからないのは、まだ保険料、それからわかっているのは、被扶養者が、今まで保険料を払っていなかった方が払うようになる。それは本人はわかっていると思うんですよ。それを役場ではまだつかめていないということですよ、人数を。それは年金のそういうデータが来ないとわからないということですか。

○議長（吉永満榮君） 質問ですか、はっきりしてください。

○1番（佐藤正司君） 課長、どうですか。

○議長（吉永満榮君） 町民課長、大石君。

○町民課長（大石修司君） 町民課でございます。

ただいまの御質問ですが、老人保健会計に加入されている人から推測することはできますけれども、それが直ちに後期高齢者に移行するというわけではございませんので、ある程度の大まかな推移というのはつかめますが、このくらいということをちょっと申し上げるにはどうかなという現段階でございます。

○議長（吉永満榮君） 1番、佐藤君。

○1番（佐藤正司君） このデータを見ると、75歳以上の町内の方の人数は2,616人というデータ、この時点のデータですけれどもね。それで、そのうちの国保に加盟している方が1,911人、それ以外の人が705名ということで、国保に入っているから年金天引きという形になるときに、それが何になるかというのは、これは多分データがないとわからないということだと思っておりますけれども、それと、65から74までの人が約200人近くいますけれども、これは国保に入るんですか。この障害のある方というか、認められている方ということですよ、これ。

○議長（吉永満榮君） 町民課長、大石君。

○町民課長（大石修司君） 町民課です。

ただいまの御質問ですが、老人保健で、現在65歳から74歳までの方につきましては、一定の障害を持つ方について老人保健扱いということになっております。今回の後期高齢者医療制度につきましても、基本的には老人保健を踏襲するような形になりますので、本人の御意思もございますけれども、基本的には後期高齢者に移行すると考えております。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 1番、佐藤君。

○1番（佐藤正司君） あと、徴収の仕方です。年金天引きになる人と、それから普通徴収、自分で納付するという人がそれぞれ何人ずつになるかわかりませんか。

○議長（吉永満榮君） 町民課長、大石君。

○町民課長（大石修司君） 現時点ではわかりません。

○議長（吉永満榮君） はい。

○1番（佐藤正司君） まだデータが来ていないということですね。

私、これを聞くのは、結局、普通徴収というのは、このパンフレットを見てもわかるように、年金額が月1万5,000円以下の人ということですよ。この年金が月1万5,000円というのはちょっと何かわかりにくいんですけども、年額18万の年金以下というのは、でも、実際にいるということですよ、こういう方は、課長、どうですか。

○議長（吉永満榮君） 町民課長、大石君。

○町民課長（大石修司君） ただいまの御質問ですが、年金にもいろいろございますので、年金天引きといえますのは、まず優先順位がございまして、高齢に始まって障害、遺族という順番で、なおかつ一番最初が、社会保険庁が管轄する年金ということでございまして、合わせますと、今、議員がおっしゃるような月1万5,000円以上、年間18万以上の方もいらっしゃるんじゃないかと思っておりますけれども、ただ、優先順位でいきますと、高齢基礎年金が最初になりますので、その保険がどうかという判断がどうかと思っております。

したがって、全体の年金受給額が18万以下だけの方がどのくらいいるかというのは、ちょっと現時点ではつかめませんが、いるということはあると思っております。

○議長（吉永満榮君） 1番、佐藤君。

○1番（佐藤正司君） 私、ここで心配があるんです。結局、年金天引きになる方は恐らく問題はないと思うんですよ。そして、普通徴収になって半年か4カ月だったかな、払えないと短期保険証の発行になって、1年払えないと資格証明書の発行ということになって、実質的には保険証の取り上げということになるわけですよ。今までは75歳以上の方に対してはそういうことはされていなかったんですよ。今度それが、この制度が変わるとそこがそう決まってしまうということで、先ほど町長が、減額措置みたいのはいりますよというようなことは言いましたけれども、ちょっとそこがわからないけれども、資格証明書の発行の条件の方はふえるのではないかと、これを見ると、今までは違うんですけども、今度、65歳以上の国保

加入者の国保の保険税も年金天引きになるというようなことも決まっているようですけれども、話をそらせちゃってごめんなさい、そこがちょっと、大変、資格証明書を発行する件数が、あと何年かするとふえる可能性があるのかなという懸念があるんですけれども、その辺はどうですかね、課長。

○議長（吉永満榮君） 町民課長、大石君。

○町民課長（大石修司君） ただいまの資格証明書の関係でございますが、これは現時点ではちょっと何とも言えませんけれども、ただ、先ほど町長の答弁にもございましたように、基本的には御負担いただくのは1割と、それから、なおかつ軽減措置して7割、5割、2割の軽減がございますし、さらに被扶養者の場合については2年間について所得割を賦課せず均等割のみで5割軽減があるということが決まっておりますので、御負担額のことについては否定はいたしませんけれども、その度合いがどの程度になるかというのかというのは、ちょっと現段階では何とも言えません。さらに、先ほど言いました資格証明につきましても、どれほど影響があるのかというのは現在はちょっと申し上げることはできません。

○議長（吉永満榮君） 1番、佐藤君。

○1番（佐藤正司君） 今後、ちょっと注意して見ていきたいと思えます。

それから、この制度とあわせて、先日も新聞でも発表があったんですけれども、療養病床22万床削減計画、こういうことが決まっているわけですけれども、介護型が13万床ですか、全廃するというので、合わせて22万床を減らすということですから、大変なことだと思うんです。

なぜこれ減らすのかというと、今、厚生労働省の思惑では、結局、今、病院とか施設で最期を迎える、亡くなるという方が8割、自宅で亡くなるという方が2割。そこで、最期の終末医療のところでは医療費がかかり過ぎているから、そこを減らすということでこういうことを決めているというふうに私は思うんですけれども、最期に家で亡くなるようにと、言葉ではいいんですけれども、結局病院追い出しというような形になりまして、今2割なのを4割にすると5,000億円ぐらい医療費が減るというようなことを厚生省は言っているんです。

この療養病床を減らすということでは、我が町吉田でも相当影響を受ける部分もあると思うんですけれども、これは直接後期高齢者医療制度にはかかわっていることではないんですけれども、厚生労働省ではそういうことも考えているということですので、高齢者にとっては大変な医療改革だと思います。きょうの新聞でも、今、総裁選をやっていますけれども、そこら辺の医療費の問題については、老人医療の問題については考え直すべきだみたいな意見も出てきているようなんですけれども、ぜひこれは私は見守っていききたいと思います。

あと、診療報酬というのを後期高齢者と現役世代というところで、診療報酬を別立てにするということもあるんですけれども、これについては課長は何かわかることはありますか。

○議長（吉永満榮君） 町民課長。

○町民課長（大石修司君） 後期高齢者医療制度全体の中でまた御説明をする機会があろうかと思います。

現時点で詳しい内容についてのお答えはちょっとできかねますので、御了承ください。

○議長（吉永満榮君） 1番、佐藤君。

○1番（佐藤正司君） この問題は、現役世代と後期高齢者の75歳以上の方とはっきりと医療費をわかるような、例えば給料明細でそこがわかるような仕組みにするというようなことも考えているようです。それは結局、やはり高齢者医療がかかり過ぎているということをはっきりさせて、現役世代と高齢者と、分断という言葉がいいかわかりませんが、そういうことをわかりやすくするというようなことも厚生省では考えているようで、そういうことも問題になるのではと私は思います。

十分ではなかったですけれども、以上で質問を終わります。

○議長（吉永満榮君） 佐藤さん、自分の座席に帰ってください。

以上で、1番、佐藤正司君の一般質問が終わりました。

◇ 大塚邦子君

○議長（吉永満榮君） 続きまして、13番、大塚邦子君。

〔13番 大塚邦子君登壇〕

○13番（大塚邦子君） 13番、大塚邦子です。私は、平成19年第3回吉田町議会定例会におきまして、さきに通告してありますとおり、我が町の人づくりについて教育長にお伺いいたします。

戦後62年を迎え、社会はめまぐるしい発展を遂げ、私たちは大変豊かで便利な生活を享受しています。しかし一方で、親が我が子をあやめたり、子供が親を殺害するといった世間を震撼させる事件、みずからの欲望や身勝手な理由で罪もない他人を襲う凶悪な犯罪、そして会社の利益を優先するばかりに人命を軽んじ、また商品の偽造、不正経理により信頼を失墜させる企業の不祥事、さらには全国で年間3万人を超える自殺者、これらはまさに社会の病理的な現象であり、人間性の喪失、また、いき過ぎた社会経済活動による地球温暖化、私たちを取り巻く社会は、とても深刻な課題を抱えていると言えます。

このように豊かさの中に深刻な課題を抱えている今日、我が町においては、官・民挙げて安心・安全な町づくりに懸命に取り組んでいるところであります。

さて、町長は、おとしになりますますが、平成17年3月議会の施政方針演説の中で、町のビジョンとして少子化に対し、産みやすく育てやすい社会、高齢化に対しては、健康を維持しやすく社会に参加しやすい社会、そして、現代社会での大きなニーズとして浮上してきた子育てや虐待、対人関係のストレスなどの心の問題に対しては、打ち明けやすく手を差し伸べやすい社会、こうした社会を築くことが必要とされた上で、少子・高齢化社会を活力あるものにするため、医療、保健、福祉、教育をセットとして、持続可能な福祉社会を実現できるよう町づくりに邁進していくとの決意表明をされました。さらに、本年4月には「教育吉田21」が策定され、我が町の将来を見据えた教育計画が生まれました。

私は、これらについてこれまでに一般質問をしてみました。その時々を整理してみますと、町長は、持続可能な福祉社会を形成するには、地域で活躍する人材の育成に努める教育委員会がその役割を担うと述べ、町の未来を創造していく過程における教育委員会の果たす役割の大きさを示唆されました。一方、教育委員会が策定した「教育吉田21」では、生涯学習を基本理念とし、家庭、地域、学校が相互に協力、補完しながら現在の町を支え、次代の町を担う町民の育成に努めるとの基本目標を定め、さきの町長の考えに応じた形になっているのではないかと察することができるものです。これに通じることとして社会教育法があります。また、静岡県において平成10年に設置された人づくり百年の計委員会の提言、意味ある人づくりであると思えます。

今後、地方分権時代において、独自性と特色のある町づくりが求められる中、私は、これまでのような行政主導、町民不在の行政運営では我が町の展望は開けないと考えるものでありますが、その論拠として3つの事例を挙げておきたいと思えます。

私が住む川尻の地区のことですが、今から6年前、町内会一斉清掃で地域住民が、うっそうと茂る草むらの中から大窪川の公園を発見した驚きは、一参加者の私も、今でもそのときの驚きは鮮明に覚えています。このような地域住民が知らないうちに整備されていた公園、この公園、今では維持管理を初め利活用は、地域住民、ボランティアを中心に行われています。整備は途中で中断してしまいました。また、計画から25年以上たったのに地元住民も知らなかったという町道延長計画、説明も、その必要性の協議もされないまま今日に至っています。

それから、浜田地区の区画整理、私は独自に聞き取り調査に歩きましたけれども、その中でわかったことですが、町から区画整理事業の十分な説明がないまま、地権者に対しては町担当者から、迷惑をかけないので判こを欲しいなどと説得されていたことや、だれもつくってほしいとは言っていないという地権者の切ない叫びが聞こえました。

これらの問題はどれ一つとっても、その先の展望を開いていくには町民の英知が必要になります。悩ましい問題と言えます。でも、そこで立ちどまってしまったら、我が町の将来がつかれない。そして、これ

からは同じ轍を踏まないよう計画の段階から町民の参加を得ていくこと、これは何より重要なことと考えます。

いずれにしても、時代に対応した町づくり、特色のある町づくり、元気ある町づくり、それには人づくりが大事でありますので、きょうの一般質問で、我が町の人づくりについて以下の点について教育長に考えをお伺いいたします。

1、社会教育専門員派遣制度の評価と今後について。

これは、社会教育に関する専門性を有すると認めた教職員を社会教育専門員として、申請のあった町に派遣する静岡県独自の制度でして、我が町では平成13年度から実施しています。今年度で7年目となりますが、本事業の評価と今後についてお伺いします。

2、生涯学習講座の見直しと中央公民館の整備について。

これは、現在行われている講座以外に、町民の学習意欲にこたえる講座の開設や場所の提供についてお伺いするものです。また、中央公民館の整備については、きのうの同僚議員の一般質問で、第4次総合計画では全面改築を盛り込んでいるが、必要性を検討したいと町長から答弁があったところですが、教育長からの答弁をお伺いするものです。

3、情報ネットワーク化及びICTの導入について。

総合計画や「教育吉田21」の中でも、生涯学習に関する情報ネットワークを結び、住民の学習ニーズにこたえる、また町教育委員会のホームページの開設と、情報化に向けた取り組みが示されておりますが、具体的な取り組み、計画があるかお伺いしたいと思います。

4、総合運動施設の整備について。

多目的グラウンドやプールなどの総合運動施設整備は、町民の要望であり、検討課題になっています。財政上の問題もあり、その実現には高いハードルがありますが、総合運動施設の整備について今後どうされていくのかお伺いしたいと思います。

以上が私の一般質問の要旨です。よろしくお伺いいたします。

○議長（吉永満榮君） 教育長、黒田和夫君。

○教育長（黒田和夫君） ただいま議員から質問要旨を伺いました。私は、質問要旨も質問のうちと考えておりますので、議員の質問要旨に対して私の考えを述べさせていただきます。

議員は質問要旨の中で、これまでのように行政主導、町民不在ではないと言われております。私には、この行政主導、町民不在という8文字の部分がよくわかりません。特に、これまでのようにと言われるならば、まず具体的に、これまでの何が行政主導であったかの説明がなければならぬのではないかとこのように私は思っております。

私は、町民のためになることであるならば、行政主導はあり得ることであると思っております。しかし、もちろん行政主導といいますが、行政だけで事業を進めることはできません。議会の皆さんの御意見、御承認をいただいた上で事業を行っているわけでありまして、したがって、議員が行政主導と非難される意味がわからない。

次に、町民不在という4文字についても同じことです。議員は、町民の代表であります。その町民の代表である議員は、常に多くの町民の意を体してこの場に御出席のはずであります。ですから、議会は町民の総意にかわるものであります。何をもちて町民不在と言われていたのか、私には全く理解はできないわけでありまして。

これは余談になりますけれども、先日の台風9号の折に、町長の指示のもと、ここにおります課長初め関係職員は、町民を災害から守るために夜中過ぎまで勤務をしておりました。中には徹夜した職員もおります。仕事と言えばそれまでですけれども、大雨警報が出れば、かっぱを来て外に飛び出していきます。そういう職員の地道な努力を御存じかどうか知りませんが、行政を神ならぬ身の行政主導、町民不在というたったの8文字で一刀両断にし、職員の日ごろの努力を切り捨てるというのはどうかと私は思っております。

率直に申し上げました。具体的なことについて答弁させていただきます。

まず、1点目の社会教育専門員派遣制度の評価と今後についてお答えします。

生涯学習時代を迎え住民の学習意欲が高まり、これまで以上に高度な学習内容が求められ、さらには希望する学習領域の広がりも見られるようになりました。特に学社連携が言われ、生涯学習を通してのよりよい地域社会づくりには、家庭、学校、社会の連携が必要不可欠なものとなりました。それにしたがって、社会教育行政担当者に求められる能力は多岐にわたり、一層の専門性が必要になりました。

この社会教育専門員派遣制度は、このような社会の変化と必要に応じて設置されたものであります。現在、県内大部分の町に派遣されている社会教育専門員は、長年学校現場で教員として教育に携わり、子供を通して地域住民との連携を強めてきた経験を持っております。町に派遣された社会教育専門員は、この経験を生かし、生涯学習の支援を通して町づくりに大きく貢献しております。

多少変遷のあった社会教育専門員派遣制度ではありますが、変遷のあったといえますのは、この名称になってからは歴史が浅いわけですが、この制度はずっと以前からあったものであります。現在、生涯学習の町づくりを推進しております吉田町教育委員会にとって、社会教育専門員はなくてはならない存在であります。

なお、この制度のねらいの一つには、教員の人材育成という側面もあります。それは、社会教育専門員として一時的に学校現場を離れた職員が、再び学校に戻り、学校教育の中で行政経験を生かすとともに、学校と行政と地域のパイプ役を果たすことへの期待であります。

いずれにいたしましても、この制度は、これからの町の生涯学習推進、よりよい町づくりになくてはならない存在であります。吉田町教育委員会といたしましては、来年度以降も社会教育専門員の設置を希望しております。

次に、2点目の生涯学習講座の見直しと中央公民館の整備についてお答えします。

吉田町生涯学習教室は、町民の学習意欲にこたえ、学習機会の提供を目的に実施しております。現在、フラワーアレンジメントや盆栽等の園芸を初め、パソコン教室など実用的なもの、ヨガ、フラダンス、社交ダンスなど健康増進を図るもの、着つけや陶芸など趣味の幅を広げるものなど合わせて37教室の講座をそれぞれ年10回開講しております。受講者の登録は、延べ371名です。活動場所は、主として中央公民館です。この生涯学習教室は、同じ趣味を持つ新たな仲間づくり、生きがいつくりにもなっております。

しかしながら、生涯学習教室の講座内容に対する町民の皆さんの要望は高度化、細分化しているため、講師の選定、依頼など幾つかの点で課題もあります。今後とも生涯学習社会の実現に向け、町民の皆さんの要望にできるだけ添えるよう、講座内容などの見直しを続けてまいりたいと考えております。

また、中央公民館の整備につきましては、先ほどもありましたように、昨日話がありましたが、財政担当部門と十分な協議を重ね、建築時期等について検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目の情報ネットワーク化及びICTの導入についてお答えします。

吉田町は、県内の市町が共同で運営する静岡県電子自治体推進協議会に参加しており、平成19年1月から、従来の書面による申請に加えて、インターネットを使って365日24時間申請、届け出を行うことができる電子申請届け出サービスを行っております。電子サービスの内容は、社会教育課の吉田町中央公民館、勤労者会館使用許可申請や、産業課の吉田町展望台小山城の入場料減免申請など7種類です。

現在、中央公民館、勤労者会館の部屋のあき状況をインターネットで確認する仕組みはできておりません。吉田町中央公民館の利用者の多くは、直接事務所に出向いて申請手続を済ませております。これは、利用者の多くが既に継続的に施設を利用し、この方法になれているためと推測されます。一方、総合体育館、体育センター、学校体育施設については、毎月1回、第3火曜日の午後7時30分から体育施設利用者会議を開催し、翌月の施設利用について各利用者団体間で調整を図り、適正な利用がなされております。

したがって、現在のところ、総合体育館、体育センター、学校体育施設、大井川整流緑地（高島スポーツ広場）の利用については、従来どおりの方法で施設の利用調整を図ってまいりますので、電子申請の導入は考えておりません。将来は、申請の手続は別にいたしましても、インターネット上で施設の予約状況が確認できるような施設も考えてまいりたいと思っております。

しかし、インターネット時代とはいえ、町民のすべての方がインターネットを操作できるわけではあり

ません。これは前回の答弁のときにもお話ししたと思います。寿大学でしたか、多分76名中2名だけが操作できるというふうにお答えをいただいています。高齢者を初めとするインターネットを使わない相当数の町民の方々の存在を忘れて何もかも電子化に走ることは、正しいやり方とは思いません。

これはちょっと余分なことでありますけれども、もう二十数年前の話ですけれども、ラジオを聞いていたときだと思いますが、ある発展途上国の青年が初めて文字を覚えた。その喜びを記者に話をした。どういふことを言ったかという、これで文字を読めるようになったから年寄りに聞かなくても済むと、うれしいと、こういうことを言っていました。文明の進歩によって生み出される機器は、ともすると人間関係を疎遠にすることもあります。時代おくれと思われるかもしれませんが、顔を合わせ、会話を進めながら手続をすることも大切なことであると考えます。

次に、4点目の総合運動場施設の整備についてお答えします。

スポーツやレクリエーション活動には、健康の維持増進、地域の連帯感の高揚、青少年の健全育成などの効果が期待されております。このような中、町では、第4次吉田町総合計画に沿って、吉田町オリジナルダンス講習会や初心者スポーツ教室、親子体操教室などを実施し、町民のスポーツ・レクリエーション活動を通しての健康増進を目指しております。

その一方で、将来にわたって、スポーツ人口の増加に伴う運動施設の整備も課題であります。しかし、平成16年に実施しました町づくりに関する住民意識調査では、約7割の方が、既存の施設で特別な不満はないと答えております。吉田町には、開放しております学校施設、大井川整流緑地（高島スポーツ広場）を初め、何カ所ものグラウンドゴルフ場もあります。

したがって、吉田町教育委員会では、現在のところ新たな総合運動施設の設置については考えておりません。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉永満榮君） 13番、大塚君。

○13番（大塚邦子君） ただいま教育長から御答弁をいただきました。きょう、私は、後ろに大勢の傍聴者の方に傍聴していただいて、本当によかったですと思っています。まさにこの民主主義、これからの地方自治の大事な部分を教育長から最初にお話ございましたので、少しその話を、私の考えを傍聴者の皆さんとともに考えていただきながら述べたいと思います。

私は、この行政主導、町民不在の8文字、この言葉をしましたけれども、教育長の方から意味がわからないということを事前に聞いておりましたので、原稿の中に、考えながら身近な例を入れました。それが大窪川の公園であり、25年間知らなかったという町道の拡張計画であり、浜田地区の区画整理の事業であるということ、一例を申し上げました。

議会が町民の総意を思っこの議場に出ていると、議会の議決があつて町をつくっているということでありましたけれども、私は、議員として2万8,000人の町民のお一人お一人の意見を聞くだけの能力は持っておりません。私の身近な範囲、あるいは出かけていく先で町民の皆さんの意見を聞いて、この場で政策提案をしておりますけれども、議会がすべてを網羅するわけではないというふうに思っています。

今、地方分権の時代の中でさまざまな問題が、毎日、メディア、そして情報誌、新聞、テレビ、ラジオの中で報じられておりますけれども、新しいニューパブリック、公共のあり方です。これは、大きな政府から小さな政府に、今、国全体がシフトを変えています。それは、やはりこれまでの行政運営でどれだけの地方財政の借金がふえたか、国の借金がふえたか、今までのように行政を運営していくと、日本はもう先行きがないということが出てきたのが、町民との協働、そして町民参加、参画、そうした大きな政府から小さな政府、なるべく行政のやることはスリム化して、その分、町民の力をかりていこうと、そういう流れの中に今あるのではないのでしょうか。そうした中で、必要なことは情報提供であるということを考えています。

ですから、これから、やはりその今までのようなやり方、つまり、税金の使い方、事業のやり方についても、議会の議論はもちろん重要でございますけれども、やはり行政は町民の意見に耳を傾ける、また、町民の意見を吸い上げる、そういう制度を確立していかない限り、新しい地方自治、新しい時代の行政運

営というのはこれからは難しくなるということで、私は考えを教育長に、先ほどの最初の私に対する8文字の指摘がありましたので、答えておきたいと思います。もしまた反論があれば話をしてみたいと思いますが、きょうは主題がありますので、そのほかのところをお願いできればというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それから、私は4つの質問をさせていただきました。

まず、社会教育専門員派遣制度の評価と今後についてでありますけれども、来年度以降も、この社会教育専門員の派遣、社会教育に関する専門性を持っている教職員を教育委員会の社会教育部門で設置していくということを御答弁いただきましたけれども、今まではこれは一部町費負担で県費の補助を受けながら行われてきた事業でありますけれども、県の方もよくそういうことはございますので心配してはいますが、突然打ち切るといってもありますが、この費用の面、この点についてはどうなっておりますか、お願いいたします。

○議長（吉永満榮君） 社会教育課長。

○社会教育課長（高橋政旨君） 社会教育課でございます。

ただいまの御質問でございますけれども、来年度からは、今まで19年度までは一般派遣という形で来られていて、この中身が、今、議員がおっしゃられました一部負担で行っております。それから、来年度以降は人材派遣という形になりまして、人件費等を町単独で負担するというような制度に変わってきます。

以上でございます。

○議長（吉永満榮君） 13番、大塚君。

○13番（大塚邦子君） 今の課長の説明ですと、来年度からは、全額、これが町費として予算に入ることでした。今まで7年間、県の制度を活用しまして、毎年数十万円の負担で、こうした大変すばらしい制度を活用しておりましたけれども、今後については、これが全額といいますと約900万近く、これが費用として町の予算の中に組み入れられるということでありますけれども、この7年間、県の派遣された社会教育専門員、この専門員の導入によりまして、社会教育課の職員の意識、あるいは技術の習得という成果というものがあつたでしょうか。それを職員の中でもその専門員に劣らないほどの活躍を期待するものですけれども、その辺の意識改革が図られたかどうかというその部分の効果を教えていただければと思いますが。

○議長（吉永満榮君） 社会教育課長。

○社会教育課長（高橋政旨君） 社会教育課でございます。

成果というものでございますけれども、大変、毎日の生活の中で、職員が専門員の姿勢、そういう形をもって仕事に邁進しているということにつきましては評価と言えるかなと、こういうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（吉永満榮君） 13番、大塚君。

○13番（大塚邦子君） 来年度、平成20年、町の予算を入れまして、社会教育専門員の配置はされていく。それ以降についてはどのように考えておりますか。例えば独自で専門員を採用するであるとか、職員の中で専門的知識を習得してその人材をふやしていくとか、そういうふうな人材計画というのはお持ちでしょうか。

○議長（吉永満榮君） 社会教育課長。

○社会教育課長（高橋政旨君） 社会教育課でございます。

理想を言えば、今、議員が後者に言われました、職員が自力で今の専門員のようになればよいというのが理想でございます。ただ、来年以降ということになりますと、すぐにそういうことはちょっと今の時点ではできないかと思っておりますので、今後、人材派遣という形をまだとらせていただきまして、希望させていただきまして、いきたいと。行く行くはできるだけ早く職員がそういう形になればということを目標にやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉永満榮君） 13番、大塚君。

○13番（大塚邦子君） 私は、この社会教育専門員の派遣の効果というか成果は、大変大きな成果があったと思っています。本当に生涯学習の推進役として地域の隅々まで出かけて行って、専門的立場から助言、指導、そして町民の皆さんにやはり元気をいただくことができた。そうした地域の活性化にもつながっておりますので、この制度をぜひ予算を切ることなくこれからも継続してやっていただきたいというふうに考えています。

御答弁の方は結構であります。

続きまして、生涯学習講座の見直しと中央公民館の整備についてということでお聞きをしましたところ、今後、生涯学習の講座の内容については、住民の要望にできるだけこたえていくというふうにお答えをいただきましたけれども、具体的に来年度、20年度ですか、ここに新しく入るような講座の要望を受けての検討というのはされていますか。

それから、中央公民館の整備について、きのうの町長の答弁の中には、中央公民館の改築するかどうかを含めた検討というふうには私は受け取ったわけですが、今の教育長の答弁ですと建設時期を検討していくということで、中央公民館を改築するという事は、これはもう進められていくことであるのかどうか、その点、お答えをいただければというふうに思います。

この2点でお願いいたします。

○議長（吉永満榮君） 社会教育課長。

○社会教育課長（高橋政旨君） 社会教育課でございます。

第1点目の生涯学習の今の講座の要望についてでございますけれども、今、現時点では、来年度以降の要望を今とってございませんので、この19年度の最終に、今、現にやられている方を中心に、または町民の方々に、どんな講座をやったらいいか、そういうアンケート等を考えていきたいと思っております。それによって、講師の方をお願いをしていきたい。今までは、講師の方を募集しまして皆さんにお願いをしました。それを逆に、町民の方、または講座を受けられる方の要望に合ったようなものを今後検討していきたいと思っております。

それから、2点目の中央公民館の、きのうも町長答弁の方でございますけれども、今、4地区に会館が新築されまして、4地区が、一応、片岡を去年最後に完成されたということで、何もかも中央公民館だということではなくて、建てる建てないということはちょっとこっちに置きまして、一応、地元4自治会、または「はあとふる」あたりの公共施設も利用ができないかということも若干考えに入れまして、その意味で建築時期の検討という形で答弁させていただいたつもりでおりますので、御理解願いたいと思っております。

以上でございます。

○議長（吉永満榮君） 13番、大塚君。

○13番（大塚邦子君） 中央公民館の件ですけれども、先日の答弁は、第4次総合計画で全面改築を盛り込んでいるが、必要性を検討したいということをおっしゃっていますね。今の課長の答弁だと、建設時期を検討したいということでしたけれども、ここはちょっとニュアンスが違いますね。自治会館が4つ完成したので、何もかも今までの中央公民館ではないだろうと、その4自治会ほか公共施設を活用してできるのではないかと、いま一方で同時に述べられておりますけれども、この中央公民館の改築というのはどういうふうになっていくんだか、もう一度ちょっとお答えをお願いいたします。

○議長（吉永満榮君） 社会教育課長。

○社会教育課長（高橋政旨君） 社会教育課でございます。

建築、改築、それを目してという考え方でございます。公民館というものがいいのか悪いのかも今後含めまして、仮称でございますけれども、生涯学習センターとか、若干、公民館法となりますと制約がございまして、ここ近隣には公民館というものが旧相良町の方にしかございません、小さい単位で。だもんで、そこから辺も踏まえまして、改築に当たって検討していくと。

今、議員が言われる、改築がどうかと言われる御質問なんですけれども、できるだけ早く建築に入っていきたいように、財政当局または関係部門と検討に入っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（吉永満榮君） 13番、大塚君。

○13番（大塚邦子君） 中央公民館の件は了解いたしました。

生涯学習講座の見直しに関しては、今のところ20年度についてはまだ考えがないようでありすけれども、9月18日の静岡新聞を読みました。ここに情報ネットワークの関係で、県が無料派遣開始ということ載っていました。後からまたちょっと教育長に答弁を求めたいと思いますけれども、やはりインターネットの普及、それから、インターネットを活用したすべての社会のインフラが変わっていくというのが2010年ですよね。必ず、やはり、やるやらないは別として、高速情報ネットワークの時代に入っていくこと、これは紛れもない事実であります。

そうしたことで、県の方は、情報ネットワークの地域間格差、これの是正に向けて本年度、地域情報コーディネーターの派遣事業を始めたというふうに載っていました。これは、光ファイバーやブロードバンド基盤の整備、利活用に関する研修会に1市町3回利用が可能で、それはすべて無料だと、こういうありがたい話があるわけです。やっぱりこういうのをいち早く情報としてキャッチしまして、こういうものを活用して、やはりこの際ですから、新しい学習につながるような試みを行うのも生涯学習の一つではないかと考えますが、課長、こうした情報は御存じでしたでしょうか。また、今もし御存じになった段階で、こういうような活用をぜひ私はしていくべきだというふうに考えていますが、その点についていかがでしょうか。

○議長（吉永満榮君） 社会教育課長。

○社会教育課長（高橋政旨君） それは、今の情報でございますけれども、うわさには知っていますが、そのインターネット方では見ておりません。今、お聞きしまして、今後もそういうものを含めまして検討に入っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（吉永満榮君） 13番、大塚君。

○13番（大塚邦子君） 情報ネットワーク化及びICTの導入についてお伺いしましたところ、一部社会教育施設では電子申請サービスを行っているということでありました。

先ほど課長の方から答弁いただきました、中央公民館にかわるものとして、これからは、せつかく4地区に立派な自治会館ができ、そしてまた今度、小さな理科館というのも今整備がされようと言われてはいますが、こうした場所も十分生涯学習の拠点となるものだというふうに考えますが、いずれにしても、その間を結ぶ情報ネットワーク、これはもう必要不可欠だというふうに考えますが、社会教育課として今後、2010年、完全デジタル化へ移行するに向かって、町民がただパソコンの技術を覚えるだけではなくて、やはりこれから私たちの生活が、ITが入ってくることによってどういうふうに変っていくのかというような視点での講座の展開というのを考えるというのがあるかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（吉永満榮君） 社会教育課長。

○社会教育課長（高橋政旨君） 今のお話でございますけれども、そのインターネット関係は、やっぱり先には考えていかなければならないことだとは思っております。ただ、社会教育施設の使用につきましてだけ言わせていただきますと、運動施設の場合は、これはやっぱり早い者勝ちというものが、どうしてもインターネットをやられるの方が早くなっちゃうような危険性がございます。それと、顔が見えないものですから、さっき教育長の方の答弁にもございましたけれども、やっぱり我々としては、そのコミュニケーションの一つとしまして、特に体育施設のものにつきましては、月に1回、今、現実やっております体育施設利用会議というものを継続して、その中で皆さんがコミュニケーションを図りながらスポーツに励んでいただきたいというのが今の希望でございます。

それで、公民館とか文化の方につきましては、今、議員さんが言われるような施設がだんだん新しくなれば、それに沿った施設になっていかなければいけないかと思うんですけれども、ただ、お年寄りも使われる、またはインターネットをやられない方も使われるときに、ちょっとクエスチョンのところがあるかなというふうには今思っておりますけれども、答えにならなくて申しわけないんですけれども、ちょっと

そういう先走りというか、やれる方の一方通行的なことにならないかなというのがちょっと懸念でありますけれども、いずれにしても、時代が時代でございますものですから、そういうことは考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（吉永満榮君） 13番、大塚君。

○13番（大塚邦子君） この情報ネットワーク化、インターネットを活用してこれから生涯学習も流れが動いていくのではないかと。こういうのは、この県の新たな取り組みを見ても、やはりどういう時代が来るのかということを感じることができるわけですが、教育長は先ほど、ここにも私、実は持ってまいりましたけれども、確かにことしの3月議会のときに、「教育吉田21」を策定するに当たり、たくさんの町民の意見を聞く手段の一つとしてインターネットの活用もありますというのを述べたところ、ここに、周りを見渡していただければおわかりのように、まだまだそれほど多くの方が利用されているわけではありません。私もそうですけれども、町民のうちの相当数の方が日常生活では、いわゆるインターネットと無縁であります、ということをお述べしております。

先日、寿大学の閉校式で76名の参加者にインターネットの利用について伺ったところ、自分のパソコンを持ちインターネットを利用できる人は、お二人だけでした。76人中74人は、ホームページと無縁でありました。こういうことを寿大学の例を出して教えていただきました。

総務省の情報通信白書を読みますと、インターネット人口というのは、1億2,800万人、これは日本の人口ですけれども、小さな赤ちゃん等を外しますと、大人が9,000万人、このうちでインターネット人口は8,700万人、今や、そういう時代にもなっているということの御認識も持っていただきたいというふうに考えるわけであります。

今、課長からも御答弁いただきましたけれども、しかし、インターネットには現時点での課題もありますし、顔と顔でコミュニケーションをとりながら申請窓口の対話も必要だというふうに考えますので、すべてをインターネットでやれということではありません、時代を正しく認識した上で今後の社会教育というものを考えていったらどうかということであります。

教育長にお伺いしたいですけれども、昨年9月24、25と教育委員会で先進地の視察をされておりますよね。これは、奈良県先端技術大学院大学附属図書館というところに、今後の情報教育のあり方を探る上で参考になったと。高度情報化時代における吉田町の教育に生かしていきたいというふうに、効果として決算資料に載っておりましたけれども、こうした先進地を視察することによって教育長の認識というものがどういうふうに変わられたのかなというふうに思いますが、その点、御答弁をいただけますでしょうか。

○議長（吉永満榮君） 教育長。

○教育長（黒田和夫君） 私は、別にインターネットにかたくなに背を向けているわけではありませんので、そこは御理解いただきたいと思いますが、先日の新聞を読みますと、日本でブログを設置している人が800万人いるというふうに聞いております。これについては、随分、青少年を含めていろんな問題が起こっているわけで、だから、こういうものを導入していくときには、やっぱりしっかりした哲学がなきゃいけないだろうと。例えば町へ取り込んでいくときも、どういう考え方で、将来をどう見通していくという考え方をきちっと持った上であれば、それを否定するわけでは私はありません。

それから、去年の県外視察の話が出ましたけれども、あれは特定分野でコンピューターを使っているわけで、電子図書館というのは、あそこの図書館は、あそこの専門家の人たちがインターネットを使って資料を検索するための図書館でありますので、そういう分野で利用するということについては、それは非常に価値あることだと思います。我々の考えるのは、3万人近いいろんな町民を考えるわけでありますので、そういう意味で、慎重にしなければならぬし、十分考えた上でやらなきゃいかんと、そういう意味で言っているわけです。これは誤解のないようにしていただきたい。

○議長（吉永満榮君） 13番、大塚君。

○13番（大塚邦子君） 教育長の御答弁をいただき、私も少しほっとしたところであります。

総合運動施設の整備について御答弁をいただきました。スポーツ人口が増加しているものの、過去の調

査、アンケートによりますと、7割の方が今の施設で特別な不満はないということの答弁で、現在は考えていないと。これは総合計画の中に載っているというのと、「教育吉田21」の中にも明記されているわけですが、そうしたところの整合性といいますか、町民の議論、当然、議会の議論も必要だと思いますけれども、この総合運動施設というのは吉田町にとってどういうふうを考えていたらよろしいですかね、当局、町の考え方としまして、これはもう考えてないとするれば、むやみに計画にのせるというののもいかなものかと思うわけですし、その点、中央公民館の改築とは違うわけですね、意味合いが。その点についてどういうふうにとめておいたらよろしいですか。

○議長（吉永満榮君） 社会教育課長。

○社会教育課長（高橋政旨君） 総合運動施設のとらえ方なんですけれども、うちの方は教育委員会の立場で、今考えておりませんというふうな言い方をしたんですけれども、この公園の中に、例えばそういう補助金が出るグラウンドであるとか、もろもろのそういうものがあればあれなんですけれども、全体でやっぱり総合グラウンドがあった方がいいか、ない方がいいかと言われれば、それはあった方がいいというのが流れだと思います。希望だと思います。ただ、今、現時点で我々が管理している、行っている中においては、必要がないではないかという考えでございます。

以上でございます。

○議長（吉永満榮君） 13番、大塚君。

○13番（大塚邦子君） 「教育吉田21」の中に総合運動施設の整備が盛り込まれてありますが、その点はどんなふうにとらえたらよろしいですか。

○議長（吉永満榮君） 教育長。

○教育長（黒田和夫君） 「教育吉田21」については、いろんな方がメンバーとして加わっております。そういう中の人たちがそれぞれの立場で自分の考えをお示ししたものでありまして、あなたの考えはだめだとか、これを取り入れると、そういうことはやっておりますので、それなりの優先順位というのはありましたけれども、出た意見の中にそういうものがあつたと、そういうことです。それはこれから先の将来を見通しての意見だというふうにとめていただければいいというふうに思います。

○議長（吉永満榮君） 13番、大塚君。

○13番（大塚邦子君） 町長にお伺いしたいですけれども、大変、町長は、吉田町の財政、お財布を守っているものですので、この先いろいろ出ることばかり多いと、頭も悩ましいと思いますけれども、その総合運動施設というのは、私は、一方では町民の要望の中で出てきた事業だと思いますけれども、総合計画の中にも載っておりますが、この総合運動施設というのは、今後、どのようにこれを取り組んでいくかということについて、そのつくるかつかつらないかということも含めまして、どういうふうこれを町民の中で落としまして、総意でつくり上げていくべきものか、そうでないものかということにしていくのかという、このことにつきましてちょっと考えをお伺いしたいと思います。

○議長（吉永満榮君） 町長。

○町長（田村典彦君） 議員の御質問でございますけれども、先ほど教育長の答弁の中でございましたが、町民のアンケートの中では、7割ぐらいの方が現在の施設等でいいというふうな答えがあつたと聞いております。そういうことを考えますと、確かに総合運動施設というものは、あればいいというものでとらえた場合に、現在の時点においては、町民の7割ぐらいの方は、必要性についてはそれほど枯渇はしていないと、強くは要望していないと。しかしながら、あればいい、すなわち、現在においては必要性は少ないものの、将来的には欲しいものであるというふうな形で、いわば総合運動施設というものをとらえているのではないかと私は思っています。

例えばいろんな要望等の中で一番多いのは、温水プールをつくってくれというふうな部分が多々ございます。そういうものを踏まえて、いわば総合運動施設というものも考えていくというのが、町民のある一つの夢、望みというふうなものではないかと思っています。

しかしながら、総合運動施設というものを1カ所で考えるのか、それとも分散されたような形で考えるのか、それは総合的に考えればよろしいわけでございますので、必ずしも1カ所にどうのこうのというこ

とは考えなくてもいいと私は思っておりますけれども、そうは言っても、例えば一般的に中学校の先生なんかに聞きますと、400メートルの公式トラックですか、これが欲しいなど。そうしますと、現在の吉田中学校の敷地の中では無理でございます。300メートルでいっぱいでございますので。そういうのを考えますと、400メートルをつくって、中にサッカー場ができるような形での芝生を敷き詰めてと考えますと、それだけでもかなりの敷地が必要になってまいりますので、敷地の選定であるとか、それから財政の見通しであるとか、そういうことを考えながら、今後の町民の皆さんの要望の推移、それから財政の見通し等を考えながら、やはり考えていく必要があるというふうなことを思っております。

○議長（吉永満榮君） 13番、大塚君。

○13番（大塚邦子君） 私、きょう、人づくりに関して、環境整備の関係で質問をしてまいりました。私は、吉田町の将来をつくっていくためには、やっぱり常に思考をとめてはならないというふうに考えるものです。思考を阻害するのは、やっぱり自身の創造力とか知識の限界だと思います。だから、私たちはいつも絶えず問題意識を持って学んでいく、それこそ生涯学習、生涯教育、これはもちろん、ここにおられる当局の皆さん、私たち議員にも当然言えることでありますけれども、そういうやっぱり認識のもとで、町長が言うように、これから教育委員会が担う部分というのが大きいと思います。その点を、十分とは言えませんでしたけれども、私なりに、きょう、一生懸命一般質問をさせていただきました。

以上をもちまして質問を終わります。

○議長（吉永満榮君） 以上で13番、大塚邦子君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は11時15分です。よろしくお願ひします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時16分

○議長（吉永満榮君） それでは、暫時休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 河原崎 昇 司 君

○議長（吉永満榮君） 引き続き一般質問を行います。

12番、河原崎昇司君。

〔12番 河原崎昇司君登壇〕

○12番（河原崎昇司君） 12番、河原崎昇司でございます。私は、平成19年9月第3回吉田町議会定例会におきまして、さきに通告をいたしましたとおり、安全・安心な町づくりについて、吉田町長並びに担当課長に質問をいたします。

さて、日本経済の回復を期待してまいりました景気は、いざなぎ景気の再来と言われておりますが、景気の拡大基調と裏腹に、物価の下落傾向が続いていると言われております。原油価格の高騰や米国のサブプライムローン問題が、また日本国内の政治の不安定が、景気の先行きに不透明感が出てきたようであります。我が町の税収への影響も懸念をされます。今のうちに財政健全化を進めておく必要があります。そのためには、行財政改革の一層の推進と自主財源の確保が不可欠だと思います。

また、今年の夏の猛暑で、8月17日には日本史上の最高気温を74年ぶりに更新し、埼玉県熊谷市、岐阜県の多治見市では40.9度、浜松市、佐久間では38.9度、我が町吉田町でも8月17日に34.4度の最高気温が観測されました。そのために各地で熱中症が発生、亡くなる人や入院患者が多数発生をいたしました。これは、南米ペルー沖の水温が下がるラニーニャ現象を背景に、フェーン現象が起きたと言われております。また、9月6日の台風9号におきましては、東海、関東地方に上陸、長時間にわたり強い風雨で農作物に

多大な被害が発生をいした。異常気象下の中での自然災害は、恐怖感を与えることが多くあらわれます。その一方では、新聞、テレビでは凶悪犯罪が多発、毎日のように報道されております。また、先日、農林水産省発表の本年静岡県産の米の作柄概況は、98のやや不良と発表されました。梅雨明けのおくれで日照不足と、8月に入っての異常なる高温の影響があったと発表をされました。異常気象の中での安全で安心して暮らせる世の中の構築が必要だと思えます。

このような状況下の中で、まず第1点目といたしまして、地震防災訓練についてをお伺いいたします。

阪神大震災から12年がたち、それ以降、マグニチュード5以上の地震が全国各地で84回も観測されたことが、先日、新聞発表されました。最近におきましては、平成16年10月23日、新潟中越地震が発生、マグニチュード6.8、死者68名、負傷者4,805名、家屋全壊3,175棟、半壊1万3,808棟、建物火災9件。また、平成19年3月25日発生石川県能登半島地震では、マグニチュード6.9、死者1、負傷者346名、家屋全壊647棟、半壊1,647棟、建物火災0件。また、平成19年7月16日の新潟県中越沖地震では、マグニチュード6.8、死者11名、負傷者1,950名、家屋の全壊993棟、半壊3,282棟、建物火災1件とその他火災2件。このとき新潟県柏崎市内の柏崎刈羽原子力発電所で3号機の変圧器が延焼し、大きな問題となっております。また、この3年間で同じ中越地方で3回も大地震がありました。また、大きな被害がありました。

また、外国におきましては、8月16日、ペルーで地震が発生、死者510名、被災者は8万人と言われております。この地震の津波が発生、8月17日9時55分ごろに約10センチメートルの津波が県内海岸線で観測されました。世界じゅう至るところで地震や自然災害が発生されている状況であります。

静岡県でも、東海地震、東南海地震、南海地震が、いつ起きてもおかしくないと言われております。自然災害や台風に強い町づくりをするために、訓練の見直しが必要ではないかと思えます。

まず、安心・安全な町づくりについてといたしまして、1点目の1といたしまして、小学生の高学年、中学生、高校生全員参加の訓練はいかがかをお伺いいたします。

9月1日に県下一斉に総合防災訓練が実施されました。県の訓練拠点地は、本年は伊豆市でありました。安倍総理大臣が参加し、大規模な訓練が行われました。大規模地震を想定しての訓練も、30年余も経過するとマンネリ化傾向にあると思えます。この防災訓練をより以上活発化するために、一般町民への呼びかけや、小学生、中学生、高校生の全員参加と、町内企業へより以上に参加協力をお願いしたらどうかをお伺いいたします。

1点目の2といたしまして、夜間訓練と自衛隊の参加を依頼し、本格的な訓練はどうか。

地震や自然災害はいつ来てもおかしくないと言われております。昼夜を問わず訓練が必要と思えます。昼間訓練に参加できない町民も、夜間訓練ならば参加ができるかと思われまます。まず計画実施をお願いいたします。

次に、自衛隊参加の訓練であります。昨年12月3日、町内の自主防災会の訓練が、吉田中学のグラウンドを利用し、地元住吉上町内会と東村町内会が、自衛隊参加のもと、住民と消防団、消防署、警察署が参加をし、過去にない訓練をされました。倒壊家屋からの救出救助、テント設営、炊き出し訓練、心肺蘇生訓練、ヘリコプターも吉田中学グラウンドに着陸し、救急患者輸送も体験をいたしました。この成果を含め、より実践的な訓練はどうかをお伺いいたします。

1点目の3といたしまして、緊急地震速報が10月1日から本格的な運用が開始されます。住民に対して町からの速報の伝達方法はどのような手法で行われるのか。この速報は、震源に近い地震計の観測地から震源や地震の規模を割り出し、地震が各地へ達する時間や強さをいち早く知らせ、列車の制御や家庭での安全確保、学校や勤務地での避難などに役立つものだと思います。速報発表から地震が到達するまでの時間は、長くても数秒か数十秒だと言われます。この間に何がしかの手段を講ずれば被害は軽減されると期待をされておるわけです。ラジオ、テレビ放送で知る人ばかりはいないわけです。いち早く知らせるために、町としての速報はどのようにされるかお伺いをいたします。

2点目といたしまして、県立吉田高等学校再編問題について。

平成17年2月に静岡県教育委員会が、平成27年を見越し、県立高等学校第2期長期計画案を発表されました。具体的な整備計画を明らかにされたわけですが、この長期計画は、少子化による生徒数の減少や社

会のニーズの変化、市町村合併などへの的確な対応を目指すとして、大井川高校との再編が発表されました。吉田高校は、昭和47年に開校され、普通科と英語科、保育科をそろえた、ユニークなこれからの時代にふさわしい学校ということで、町が誘致をして学校を創設されたと言われております。

開校以来35年間で9,375名、内訳は、普通科が6,870名、英語科が1,222名、福祉科が418名、保育科が865名の卒業生を送り出し、卒業生は各分野で大活躍をされております。また、榛原高校、相良高校と補完し合いながら、ともに地域に信頼される伝統ある高等学校として育てられてきたと思います。

この計画発表から3年がたちました。県教育委員会から地元への説明があったか、また、大井川を挟んだ統合計画は無理があるのではないかと、最善の方策を議論する必要があると思いますが、この点をお伺いいたします。

3点目といたしまして、牧之原警察署吉田連絡所（旧吉田町交番）、住吉交番といいますが、吉田町で一番の中心地の住吉交番が空き交番となり、無人の連絡所となってから3年が経過いたしました。住宅、工場が建設され、人口も急増しております。住吉地区だけでなく吉田町全体の治安上の問題はないか、また防災上の問題、交通安全と子供たちへの非行防止の指導、海難対策、水難対策、港のある町としての取り締まり、また、外国人が急増しておる中での犯罪、そして知能的なオレオレ詐欺やリフォーム詐欺は、毎日のように報道をされております。

このようなことを踏まえ、体感治安を考慮し、この交番の施設を再利用できないか、また、再編についてのその後の進捗をお伺いいたします。

以上、安心・安全な町づくりについて質問をいたしました。明確なる御答弁をよろしくお伺いいたします。

○議長（吉永満榮君） 町長、田村典彦君。

[町長 田村典彦君登壇]

○町長（田村典彦君） 安心・安全な町づくりにつきましてお答えいたします。

1点目の地震防災訓練についてですが、小学生高学年、中学生、高校生が全員参加の訓練につきましては、2,000人規模の訓練となりますので、一堂に会する訓練につきましては、まず物理的に不可能と考えられます。そこで、各学校単位での訓練は行われており、各地域の防災訓練につきましても、訓練が行われるたびに参加を促しており、各地域の自主防災会で工夫をこらし、参加しやすい実践的な訓練を行っているところであります。

また、夜間訓練や自衛隊との共同訓練につきましては、各自主防災会や自治会の皆様方の御意見をお伺いしながら検討してまいりたいと考えております。

議員が、ここで夜間訓練とか自衛隊の共同訓練と、非常に華々しい感じ、イメージがあるんですが、まず私でも、私も昔、自衛隊におりましたので、自衛官の片割れとして夜間訓練をしたことがございますけれども、まず、夜間訓練というものは、ほとんど難しい、はっきり申し上げて。これほど難しい訓練はない。よく市町の訓練で夜間訓練ということを経験する機会がありますが、あの訓練は、ただ昼間やっていることを夜やるだけのことでありまして、本来、地震が突発的に夜中に起きた場合、地域住民は、明るくなるまではまずほとんど動きがとれないというふうなことで、まず夜間訓練につきましては、結局、生きている人間が自分の命というものを確認して、家族の皆さんがどこにいるかということぐらいで、まずほとんど訓練という訓練というものはできません。そういう意味におきまして、夜間の訓練というものは非常に難しいものであると考えております。

それから、自衛隊との共同訓練でございますけれども、当初から自衛隊が来るわけではございませんので、例えば私の友達なんかは連隊長として神戸の地震に際してやったこと等を聞きますと、まず、地震が起きた。非常呼集がかかる。連隊ですから、1,000人規模になりますから、その連隊の人間が集まるまでに約2時間ないし3時間かかる。部隊では当然何百両という車両がございますので、それにすべてガソリンを充填して、蛍光管にガソリンを充填して、まず整列させると。それに必要な資機材を乗せると。それだけで半日かかります。

そうしますと、出発するまでにもはや半日以上かかるわけで、現地、すなわち指示された場所に到達す

るまでで半日かかると。当然、もう道路という道路というものは、被災した人間、それから自動車等が本当に渋滞しておりますので、それを全部警戒していくというふうなことになりますと、物すごい遅くなります。当然、今度起きる関東大震災の場合は、もう通行は全部制限で、路上にいる車については全部排除してしまうというふうなことになるかと思えますけれども、それで、着いたと。着いて、今度はその部隊が展開をしなきゃなりません。展開するまでに半日ないし1日かかってしまうと。

したがって、実際に自衛隊が組織として救援活動に入るというふうなのは、幾ら早くても3日目ぐらいというふうなことになりますので、3日目ぐらいまでの間、すなわち2日間に関しましては、現地にいる人間、地域住民というものがその被災状況の中で何をしていくのかというふうなことについて、きめ細かに検討し、きめ細かに一つ一つの訓練をやっていくというふうなことが非常に大事になると思いますので、自衛隊が来てからの訓練につきましては、さほど大きな意味は持たないと私は考えております。

ただ、今度起きるであろうと言われる東海地震の場合には、恐らく道路を寸断というふうなことになりますので、海上から大型のホバークラフトであるとか、そういうふうな形での支援であるとか、あとはヘリによる支援であるとか、そういうふうなことになりますので、また別の意味で訓練の内容というものにつきましても考えてみなければならないと。

それから、私、先般の訓練の際にも各課長に申し上げたことがございますけれども、生きている人のための訓練でございまして、じゃ、亡くなった人はどうするんだというふうなことは、一切入っておりません。亡くなった人をどのように取り扱うか、例えば確認された亡くなられた方をどのようなところで火葬に付すかというのは、まずほとんど訓練の中に入っていません。そういうことを考えていくと、訓練というものも、もっともっと我々が考えていないようなところの問題というものが大きくなってまいりますので、それらにつきましても訓練の内容をきめ細かく検討して、やってまいりたいと思っております。

防災訓練を繰り返すことは、防災意識の高揚はもとより、警戒宣言発表時及び災害発生時における沉着冷静な行動の習慣化や、災害時の迅速かつ的確な防災行動の習得につながるものと考えております。

したがって、自分の命は自分で守るという自助と、自分たちの地域は自分たちで守るという共助という意識を町民一人一人が認識していただくとともに、災害に対する危機感を認識していただくことが、重要な防災対策であると考えております。

また、町といたしましても、住民意識が低下しないように、防災訓練時には防災に対する身の回りのチェックの実施や、地震に関する意識を普及するため、広報紙を通じて防災意識の高揚を図り、防災対策のより一層の啓発と資機材の整備や充実を図っていく所存でございます。

気象庁が行う緊急地震速報の運用につきましては、地震発生時に震源に近い観測点で得られた地震波を使って、地震の大きな揺れが到達する前に防災行動がとれるような情報を提供するものでございます。

消防庁では、ジェイアラートによる緊急地震速報の一般住民向けの提供に係る準備を進めているところでございます。

なお、このシステムにおきましては、同報無線が自動的に起動しまして放送を開始するまでの一定の時間——実証実験では12秒から31秒となっております——を要するため、内陸の直下型地震の場合は、震源からの距離が短過ぎるため、同報無線による情報提供が大きな揺れの到達後になってしまうこともあります。また、落雷などによるノイズを地震計が感知することによる誤報なども考えられます。

当町におきましては、こうした緊急地震速報の特性を十分に周知の上、気象庁からの緊急地震速報をそのまま提供することが望ましいと考えておりますが、県当局と相談しながら、運用に向けて検討してまいりたいと考えております。

先ほどちょっと忘れたんですけれども、自衛隊の共同訓練の意味は、基本的には自衛隊という非常時に行動する組織集団というものがどのような機能を持っているか、どのように活動するかということを地域住民の皆様の前にデモンストレーションして、このような組織、機能を持った自衛隊というものが、3日目あたりからはこういう形で本格的に展開してくるんだよというようなところで、地域住民に対する安心・安全な気持ちを喚起する意味がかなり大きいのではないかと私は思っています。

続きまして、2点目の御質問の県立吉田高等学校再編問題につきましては、後ほど教育長から答弁をい

たさせます。

3点目の牧之原警察署吉田町連絡所（旧住吉交番）についてお答え申し上げます。

警察当局は、国、地方レベルで緊急対策を講じて、社会の変化に対応できるよう、組織の再編や警察官の適正配置等各種政策を推進し、住民に身近な犯罪の検挙と抑止を重点に、制服警察官による街頭活動も一層強化しているところであります。年々増加する凶悪犯罪、組織犯罪、少年犯罪等に警察だけでは対応が困難となり、地方自治体や関係機関、団体及び地域住民と安心・安全な町づくりを推進しているところでもあります。このような交番警察官による街頭活動の強化によって、交番勤務員の不在が常態化している、いわゆる空き交番が生じ、住民の治安に対する不安感が大きくなるという弊害も出ているのが現状でございます。

このような状況の中、静岡県警察本部では、住民が望む空き交番の解消とパトロールの強化の両立を図り、凶悪犯罪等の増加を食いとめる方策の一つとして、県内にある小規模交番について、平成18年度をめどに廃止または統廃合による見直しを図ってまいりました。

牧之原署管内におきましても、組織の再編が緊急の課題であったため、吉田町内の住吉地内にあった吉田町交番と片岡地内にあった山崎交番も小規模交番であったため、安心・安全な町づくりをさらに推進していくために、交番を一つに統合して普通交番を設置することとなりました。

こうした中、住吉の吉田町交番は、建物の耐震診断の結果、強度不足であったため取り壊し予定施設となり、平成17年3月をもって使用不可となり、勤務地を山崎交番に統合し、住吉交番は連絡所となり、現状の無人化となっております。現在、山崎交番は、勤務員が増員となり、吉田町交番に改められ、現在に至っております。施設内には、牧之原署との直通電話が設置されており、内容により吉田町交番巡回中のパトカー等に連絡をするなど、即応可能なシステムとなっております。

町としましても、町全体が犯罪のない安全で安心して暮らせることを目指すという目的で、交番新設に向けた大きな期待をしておりましたが、吉田町交番建設の実施時期が大幅におくれる状況にある旨の報告を受けました。その理由としまして、静岡県下警察機構の適正化構想として進められていた交番の統廃合や、交番の建てかえ計画が県で実施された。現有施設の耐震診断によって耐震強度不足の施設が複数確認されたことにより、平成21年度までの3カ年は、耐震基準に合わない施設の耐震補強や建てかえ事業を優先し、吉田町交番の新設については、平成22年度以降に先送りする方針が示されました。

住吉交番につきましては、借り上げた土地に建設されたものでありますので、地主との関係を見守りながら慎重に検討してまいりたいと考えております。

しかしながら、犯罪のない安全で安心して暮らせる町づくりを目指すため、住吉交番が取り壊されるまでの間、防犯や交通安全の情報発信の基地として、啓発用ののぼり旗の設置などを行い、町民の意識の高揚を図ってまいりたいと考えております。

○議長（吉永満榮君） 教育長、黒田和夫君。

○教育長（黒田和夫君） 県立吉田高等学校再編問題についてお答えします。

御質問の件につきましては、先ほども述べられておりましたように、平成17年9月及び平成18年3月の町議会定例会でもお答えをさせていただきましたが、ただいまの御質問のとおり、静岡県教育委員会は、平成17年2月に、平成27年度を見通した静岡県立高等学校第2次長期計画案を発表し、この中で、吉田高校と大井川高校の統合再編を含む再編整備計画案を示しました。この計画案は、県民などからの意見募集を経て、平成17年3月末に吉田高校、大井川高校の統合再編を盛り込み、静岡県立高等学校第2次長期計画が作成されたものであります。

この計画では、大井川高等学校普通科及び吉田高等学校普通科、英語科、福祉科については、生徒数の減少に伴い、将来いずれも学級数が4学級以下になることが見込まれることなどを踏まえ、両校が地域で果たしてきた役割や両校の特性等に留意しつつ、よりよい教育条件の整備、確立を図るため、発展的に普通科、福祉科等を有する高等学校に再編整備するとされております。しかし、計画の策定以来、現在までに具体的な再編方法等は示されていない状況であります。

御承知のとおり吉田高校は、当地域の高等学校教育の充実、発展や人材育成を目指して、地域住民や教

育関係者の御熱意、御努力によって、昭和47年4月、旧吉田小学校などの跡地に開校されたものであります。開校当時は、普通科、英語科、保育科の3学科が設置され、英語科と福祉科では特色のある教育が行われ、特に国際化を見越した英語科の存在は当時はまだ珍しく、各方面からも注目されておりました。また、保育科についても、この地域の保育園へ多くの保育士を送り出し、現在、それらの卒業生は各保育園で中心的役割を果たしております。その後、保育科は平成6年度から福祉科へ、英語科は平成19年度から普通科英進類型へ学科改変がされております。外国人教師による授業や海外留学生の受け入れ、あるいは生徒の外国派遣など国際化時代の一步先を見据えた取り組みや、さらには福祉科を中心とした地域での各種ボランティア活動への積極的な参加など、特色ある吉田高校の教育課程は、現在の少子・高齢化や国際化に先見性的に対応した取り組みとして高く評価されてきております。

一方、部活動も活発で、スポーツでは体操部が創立当初から何度もインターハイに出場するなど有名でしたが、これに加え現在では、なぎなたも全国大会への出場を果たすなど注目されております。さらに文化面では、書道部が高校文化祭出場校の常連であります。創立以来36年で卒業生は9,375名を数え、地元企業、団体、地域福祉の現場などで活躍し、地域社会の中核を担っております。

このように吉田高校が地域で果たしてきた役割は極めて大きく、地域活動や文化、スポーツ面などの幅広い分野において多くの町民とかわり合いながら、まさに地域とともに歩んできたという歴史と伝統を有しております。また、将来においても、高校生の持つ文化や活力が地域の活性化に果たす役割は大きいものであり、したがって、少子・高齢化社会の中で吉田高校が町内に存在するという事は、極めて意義深いものであります。将来の少子化に対応するものとはいえ、今回、吉田高校と大井川高校の統合再編が県の計画に盛り込まれたことは、残念なことであります。

こうした中、平成17年9月に町議会から県教育委員会へ提出していただきました、静岡県立高等学校第2次長期計画における吉田高等学校の再編整備計画基本方針に関する意見書を県教育委員会は、吉田町民の総意として受けとめているものと思っております。

一方、吉田高校同窓会は、吉田高校存続を求める署名活動を始めたと聞いております。私たちも、今後、当地域の高等教育の重要な役割を担う吉田高校という教育の火を絶やすことがないように、県立吉田高校の存続を期待し、応援してまいります。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 12番、河原崎君。

○12番（河原崎昇司君） 12番、河原崎であります。

懇切丁寧な御答弁ありがとうございました。

再質問を何点かさせていただきます。

まず、最近のテレビ、ラジオ、新聞におきましても、毎日のように、地震、津波、台風、これは時期的なものではありますが、自然災害の報道がされております。この災害に打ちかつために、我が町吉田町の安全・安心な町づくりの対策、対応をひとつ再質問とさせていただきます。

先ほど御答弁の中にありました、小学生、中学生、高校生全員参加の訓練と、こういうお願いをしたところ、大勢だから少し無理ではないかと、こういうことでございます。まず、小学校、あるいは中学校での防災教育はどのようにされておるか、教育長さん、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（吉永満榮君） 学校教育課長。

○学校教育課長（芝原弘幸君） 学校教育課です。

小・中学生の防災教育につきましては、年4回実施しております。初めには、4月に入りまして当初、自分たちの置かれている位置等を勉強します。また、今回、9月に行います防災訓練でございますが、通常につきましては、小学生につきましては、学校等がしている場合につきましては、学校での防災訓練、中学校につきましては、防災訓練が終わった後、午後から始業式というような形がございます。各学校ごとにこの防災訓練につきましては、取り組みの方をしております。また、12月の防災訓練につきましては、各地域に参加させていただきまして、小・中学生が防災訓練を行っている状態でございます。

以上です。

○12番(河原崎昇司君) ありがとうございます。

学校での教育をしているよと、こういうことでございます。

その教育の仕方は少しなんです、我々、今回、議会としても、地震の勉強に能登半島の方に行ってきました。そしてまた2年前には、新潟地震に視察に行つてまいりまして、その中にいろいろ目の当たりにしてまいりました。地震というのは、年寄りも子供も大人もないと、平らに被害をこうむるわけです。です、子供にもやはり私は訓練をさせるのが、目で訓練をし、頭に入れる方がいいのではないかなと、このように思います。

また、9月1日の町の防災訓練、この参加者の結果を先日いただきました。あえて言いますと、私は、再々この防災について、あるいは地震についての質問をさせていただいております。その都度、子供の参加をということでお願いをしてあるわけですが、あえて言いますと、3年前の平成17年の総合防災訓練の参加者は、合計5,175名、そのうち一般の参加者は3,761名、幼児が307名、小学生が14名、中学生が749名、高校生344名、外国人はゼロでありました。平成18年には合計4,272名、これはちょっと雨降りのようでした。一般参加者がそのうちの3,157名、幼児183名、小学生ゼロ人、これは登校日のためのようでございます。中学生576名、高校生348名、外国人6名。本年、平成19年の参加合計は6,612名、一般参加者が4,798名、幼児が369名、小学生が609名、中学生が542名、高校生が284名、外国人が10名、こういう大勢の町民の方々の御参加があり、真剣な訓練が行われました。

特に小学生の参加がふえ、平成17年は14名、平成18年にはゼロ、平成19年は、本年参加者、ただいま申し上げたとおり609名と、過去にない小学生の子供たちが参加をされ、訓練ができた、このように思います。これは町としては、自治会、あるいはそういう学校関係への何か要望をされたのかどうか、その点をお伺いいたします。

○議長(吉永満榮君) 学校教育課長、芝原君。

○学校教育課長(芝原弘幸君) 学校教育課です。

今回の9月1日の防災訓練につきましては、学校の登校日でないということで、小・中学生につきましては、学校の方に、地域に出て参加するよとという教育委員会からの指示を出しました。

以上でございます。

○12番(河原崎昇司君) ありがとうございます。

目で感じ、体で体験をすると、そういう中に、今回の我が地域の訓練にいたしましても、AEDの使用の訓練、あるいは飲み水のろ過、あるいはバケツリレーや消火器の使用の方法など、防災訓練の原点の経験を子供たちがしたと思います。これが一つの体験になるといいのではないかなと思います。よく昔から言われる、小さいときにいろいろ教えるよとということの中で、三つ子の魂百までもと言われる言葉があります。これが一つの経験となり、将来、自分の身を大事にすると、そしてまた人の心も大事にするよとよ、子供の教育の一つの原点になるのではないかなと、このように思います。

また、先ほど答弁いただきましたが、防災訓練が始まって30年がたつと、やっぱりどうしても薄らいでくるとよ、なれっこになってくると、こういうふうには思いますが、町としては7月の津波訓練、9月の防災訓練、10月の自主防災訓練と3回、年あるわけですが、風化するおそれがあるわけ。そういうことを防ぐために、子供たちにぜひ参加していただいて、あえて言えば、子供が参加をすれば親が参加をする、親が参加すれば子供が後を追つてついてきて参加をするよと、こういう状況になるかと思ひます。また、家庭内でも防災意識が高まり、自分の身は自分で守ると、こういう意識ができてくるのではないかなと、このように思ひます。ぜひ小学生、中学生、高校生の全員参加を、この3つの町の訓練の中へ参加をすることをまた町の方からもアピールしていただきたいよと、このように思ひます。

次に、夜間訓練と自衛隊の協力をいただいて本格的な訓練をお願いしたわけですが、町長さんは、懇切丁寧に自分の自衛隊についての体験談をお教へいただきました。確かに夜のことは危険を伴うかなとも思ひます。しかし、自然災害は、夜昼問わず、いつ来るかわかりません。いつ来てもおかしくないと言われる状況です。懐中電灯を使った訓練も一度は必要ではないかなと、このように思ひます。

また次に、自衛隊参加の訓練であります、昨年の12月、自主防災訓練で、町としては自衛隊参加は初

めてではなかったかなと思います。静岡県の防災局長さんまでが参加をされ、実践的な訓練が吉田中学グラウンドで行われました。

また先日、陸上自衛隊板妻基地の方の34普通科連隊から先日連絡がございまして、ことしも1部隊派遣をいたすと、こういう御案内がありました。これまた12月の自主防災訓練になるかと思いますが、ぜひ、その町としての窓口、あるいは設営の方をひとつよろしく、場所の設定などもしていただきたいなど、このように思います。

その話の中で、私、立場上のことでございますが、自衛隊としてはとにかくヘリコプターを飛ばしたいんだと。ということは、吉田町には、防災マップを見ましても5カ所のヘリ基地が印をされておるわけですが、そのヘリ基地へ一度行程を調べたいと、進入をしてみたいと、こういうことの御案内がありました。また、炊き出し訓練、それからテント設営、こういうことも主にやりたいと、こういうことでございます。あとわずかな時間しかございませんが、12月までという時間がないわけです。ぜひこの点の状況をよろしくお願ひしたいと思います。この点につきまして、課長、ありましたら御答弁をお願いします。

○議長（吉永満榮君） 総務課長、久保田君。

○総務課長兼防災監（久保田晴己君） 正式に県及び自衛隊の方からは連絡は来ておりません。

○12番（河原崎昇司君） つい先日ですので、これからかなとも思います。その節にはよろしくお願ひをいたします。

次に、広域災害避難地であります。これもやはり防災マップには町内5カ所にしっかり印がされております。第1避難地、住吉小学校、第2広域避難地、中央小学校、これは川尻の方々の避難所となっております。第3避難地、自彊小学校、第4広域避難地、吉田中学校、第5広域避難地、県立吉田高校、これは片岡地区の避難地と指定をされておるわけですが、ここへのおおよその収容でき得る人数はどのぐらいを数えておられるか、お伺いをいたします。

○議長（吉永満榮君） 総務課長、久保田君。

○総務課長兼防災監（久保田晴己君） 総務課でございます。

全体5カ所の広域避難地の収容人員であります。おおよそ8,400人をめどに考えております。

○12番（河原崎昇司君） ありがとうございます。

この広域避難地ほかに避難所が町内に21カ所、それから救護所がやはりこの広域避難地へ5カ所設営をされる。そしてまた、先ほど言いました防災用ヘリポートが5カ所あるわけでございます。ここに目に入る印、看板がないわけです。ぜひここへの大きな看板を設置していただきたいと、このように思います。

次に、緊急地震速報であります。丁寧な答弁をいただきました。それこそよくNHKテレビでも、このピロロン、ピロロンといって、こう信号を特殊な音で皆さんに、視聴者にお伝えしておるわけです。町としても、町民、住民に即わかるような変わった音で連絡をすることはしなければいけないと、このように思うわけです。というのは、同報無線、これは我々消防をやっている、もう古い話になりますが、同報無線は一切防災のことしか使わせないということで、使った経緯が1年に1回あるか2回あるか、そんなことだけだと思います。最近には、大衆化、あるいは今の時期に合った使用方法で、学校の子供たちの危険防止、あるいは通学、帰宅するための報道までさせていただいております。

とはいうものの、地震が来たというときには、先ほど町長さんの答弁がありましたが、時間がかかる、それから、どうしても声やまびこ現象になって聞こえが悪いですね。おとついの夜ですか、牧之原市ですか、火災が夜2時ごろあって、私もうとうとしていたものだから、起きて外へ出て聞いたんですが、大変、深夜でもわかりにくい。ならば、その前に、8月の終戦記念日に、昔の町にあるサイレンですね、あのときのサイレンの音が大変耳に残っております。ああいう耳に残るようなものを音の変わったもので住民に知らせていただければなど、このように思います。その点はどうでしょうか。

○議長（吉永満榮君） 総務課長、久保田君。

○総務課長兼防災監（久保田晴己君） 総務課でございます。

ただいまの住民への周知、情報の関係であります。ただ、サイレンだけでは、何が起こったのか、どうという非常事態なのかという情報の正確性から言えば、ちょっと不確定な要素が多いと、このように考え

ております。

本年度当初予算におきましても、530台であります。防災ラジオを配備し、末端の組長様あてぐらいいきたいと、そういうことで予算計上させて、準備を進めているところです。やはり情報は、より早く、より正確に伝わることを目標に考えておまして、将来、各家庭へというような構想もあるわけですが、その点についてはいまだ最終決定しておりません。とりあえず、最終段階としては、各自治会の隣組長さんまでに防災ラジオを提供し、情報を周知していただくということを本年度事業として考えております。

○議長（吉永満榮君） 12番。

○12番（河原崎昇司君） ありがとうございます。

河原崎です。

防災ラジオも、前からお願いしてあるものが、本当に末端まで行き届くような状況になったと、大変いいことではないかなと、ぜひよろしくお願ひしたいと、このように思います。

これが早く知らされる状況になれば、被害が、あえて言えば減災になると、このように思います。よろしくお願ひをいたします。

次に、県立吉田高等学校の再編の問題でございますが、3年前にも一般質問で取り上げたことがあります。3年前よりは、今回、私、少しあちこち歩いてみて、県は着々と進めているように感じました。それは、昭和47年に開校されて、1期生が280名、1年生ですね、募集し、校舎や体育館、後援会の香蘭館などを完成し、整備を進めた学校であります。本当ならばただいまの生徒数は、1学年280名としたならば、3学年で840人ぐらいの生徒が学ばれているのが当然だと、このように思いました。

本年19年の生徒数は、普通科が3学年で279名、福祉科が3学年で115名、英語科は本年募集がなく2学年で66名、全生徒数が3学年で460人です。約半分に近い数字になられております。これは、先が案じられ、平成二十五、六年ごろには結果が私は出されるのではないかなというふうに感じました。

そこで、本年、先ほど教育長さんからも話がありました、同窓会が中心となって署名運動を開始し、約3,000人近い方々の署名をいただいたと、こう伺っております。この先ほどお答えがございましたのでお伺いはしませんが、またあえて言いますと、ここにおいで黒田教育長さんは、吉田高校の教鞭を長くとられ、その中でよく吉田高校のことも知っておられると思います。我々議会としても過去に意見書を出したり、存続をお願いしている状況でございますが、より以上の強力なる存続運動をしないと消え去られるのではないかなと、このように思います。

先日の新聞によると、静岡市立高校のあり方を考える市教員の高校将来構想検討委員会が開かれ、少子化の中での再編統合は、県との連携を求めつつ、小規模高校として存続される選択肢があると発表されました。

また、この9月15日には、県教委が森高校と周智高を再編整備して、平成21年4月に新たな開校予定と発表されました。先ほど言ったとおり、吉田高校の再編もすぐそこまで来ていると思われ。何とてでも存続をさせ、町のシンボル高校とするべきだと、このように思います。

吉田高校は、先ほど言いましたとおり、本年は部活動で大活躍、全国高校総体、なぎなたと体操部、また弓道部、陸上部がインターハイへ出場し、全国的に名をはせております。吉田町が誘致した高校と言われておりますが、土地にいたしましても、先ほど教育長さんは吉田小学校と言いましたが、北中と吉田小学校と両校です。この土地は、町が提供をして県立高校を誘致したと、こういうことになっております。一部の土地は県が買い上げていただいたようでございますが、約半分に近い土地が、吉田町のものが無償提供されております。

このような状況の中で、私は、吉田町を支える人材を地元で育てるためにも、吉田高校の存続を皆さんで頑張らなくてはならないと、このように思います。この点を、後援会会長でございます田村町長に一言お答えをお願いいたします。

○議長（吉永満榮君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員御指摘のとおり、やはりこの吉田町には吉田高校というものが、私はなくてはならないと思っております。黒田教育長と歩調を合わせながら県の教育委員会に働きかけて、吉田高校の

存続について頑張ってもらいたいと思っております。

○12番(河原崎昇司君) ありがとうございます。

その中で署名運動をされておられるわけですが、許される中であれば、役場庁舎内の玄関へ吉田高校存続の署名運動の一つの記帳台をつくっていただきたいと、こんなふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長(吉永満榮君) 町長、田村典彦君。

○町長(田村典彦君) 前向きに検討したいと思います。

○12番(河原崎昇司君) よろしくお願ひしたいと思います。

時間がなくなりました。

次に、牧之原警察署吉田連絡所がありますが、大変、最近、町内にも事件、事故が多い。そしてまた、新聞記事に載ることも多いわけです。もしこれが原因で吉田町の住民が気が緩んだというか、犯罪を犯すようになったと言われるとまた困るわけですが、そういうことも含めまして、ぜひ、耐震化がないということですが、改築は平成22年以降と、こういうことになるようでございますが、先日、牧之原市へ用がありまして、その一件を伺いました。同じ牧之原署管内ですが、萩間駐在所は県より無償配布され、牧之原御前崎消防署が遠隔地対策として救急車1台と隊員3名を配備し、地元での使用を始めた。それから、片浜駐在所においては、やはり市へ県から無償配布された。地域の安全・安心拠点として活用、地域自治会が子供たちの下校時間を元駐在所で見守りの活動をしながら、地元地域安全推進員と連携をした青色パトロールを実施していると。それから、坂部駐在所では、やはりこれも県より無償譲渡、安全・安心拠点として活用を予定され、地元自治会において防犯ボランティアを組織し、防犯パトロールの実施に向けて準備中であると、こういうことをお伺ひいたしました。

それこそ、この駐在所が廃止されて地域に大きな不安を与えていると地元の方々は思われているようでございます。ですので、自分たちで使おうと、こういう気運があるようでございます。我が町にいたしましても、吉田連絡所にいたしましても、建物に耐震性がないだけの問題ではないと思います。ぜひ、外でもいいと思います。吉田町にも警察共助員の方々や防犯パトロールも登録されたものは、44台の車両参加、これは私も参画をさせていただいております。また、青色パトロールについての会員も156名の方々がいいます。この方々に御協力をいただいて、吉田交番連絡所の許される範囲内で再利用はどうかを再度お伺ひいたします。

○議長(吉永満榮君) 総務課長、久保田君。

○総務課長兼防災監(久保田晴己君) 議員さんの御質問の再利用の関係であります。御承知のようにあの土地は私有地でありまして、その所有者の賃貸の関係もでございます。聞き及ぶところによりますと、何かに利用したいということも聞き及んでおるわけでありまして。この再編の関係につきましては、私たちも大変心配しておりまして、牧之原警察署の方にもその方法、今後の体制、設備の関係についてもお聞きしているわけでありまして。再編によって地域の住民の方々の安全が脅かされるというのは、大変逆な発想でありまして、現在、牧之原警察署が考えている部分については、より組織を再編して充実すると、地域の身近な犯罪の謙虚と抑止を重点に徹底的にやるんだということを最大限に挙げております。

そのような体制の強化を見きわめながら、十分、将来的な面について考えていかなければならないと考えておりますので、今あそこをどうするかということにつきましては、現在白紙の状態であります。

○12番(河原崎昇司君) ありがとうございます。

安心・安全な町づくりとしての一般質問をさせていただきました。

これをもちまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(吉永満榮君) 12番、河原崎昇司君の一般質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長(吉永満榮君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は明日21日金曜日午前9時から本会議最終日でございます。よろしくお願いいたします。

なお、あす9月21日から30日まで10日間、秋の全国交通安全運動が全国一斉に実施されております。各議員におかれましては、最寄りの場所での街頭広報、立哨を行い、交通安全への呼びかけ、啓発をお願いいたします。

本日はこれにて散会とします。ありがとうございました。

散会 午後 零時17分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（吉永満榮君） 改めて、おはようございます。

本日は定例会18日目、最終日でございます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（吉永満榮君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎第38号議案～第51号議案の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（吉永満榮君） 日程第1、第38号議案から日程第10、第51号議案まで総務文教常任委員会へ付託いたしましたので、この10議案を一括議題といたします。

初めに、この10議案について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長、勝山徳子君。

〔総務文教常任委員会委員長 勝山徳子君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（勝山徳子君） それでは、総務文教常任委員会に付託されました10議案につきまして、その審議の過程と結果について報告いたします。

平成19年9月7日午前9時より、役場4階第2会議室におきまして、委員7名と議長の計8名、当局より町長、副町長、教育長初め、所管の課長の出席をいただき、定足数に達していることを告げ、委員会を開催いたしました。

ここで審査する議案に関係されない課長には御退席いただき、審査の方法を説明した後、早速、付託されました10件の議案審査について協議に入りました。

日程第1、第38号議案 吉田町体育館設置条例の一部を改正する条例の制定について。

委員。使い勝手がよくなることと思いますが、1点心配することは、近所への配慮、周知をどのようにしていくのか伺う。

当局。体育協会を通して住吉区の自治会へ承諾、同意書を体育協会から出させていただき、体育センターを含む同意する委員を町内会長、自治会よりいただき、ある程度周知させていただいたと思う。

委員。利用者の要望があり、時代も変わってきてよいことだと思う。これに似た公共施設、中央公民館、学校関係の体育館は9時で終わっているが、要望があれば見直しをすることも必要と思うが、いかがですか。

当局。社会福祉関係は様子を見ながら、これを基本といたしまして検討していきたいと思っております。

委員。条例で一部改正するについては要望があったにせよ、その中に運営上のような声が多かったのか。運営上の課題があつてのことだと思いますが、現状の体育館の利用状況の概況をお聞きしたい。

当局。運営上の問題につきましては、要望は使用者の方から、勤め人が多いため、特に女性や若い男性から使用開始までの時間にいろいろ用事があり、9時までの使用時間を9時30分にしてもらいたいとの要望でした。運営上ですが、夜はシルバー人材に管理をしていただいている。夜の監視が6時30分から終了が9時30分に延びるだけで、変わりはない。利用人数は、健康づくりの関係を意識した、特に中年以上の

方々と、昼間につきましては、中年よりお年寄りの方が多くなっています。

委員。トレーニングルームの機具が壊れていて、そのまま使用不能としている。ベルト交換に近くに修理するところがないということで苦慮しているが、機種が多くあるので、そのまましておくのか。利用度が向上するというので、他の機種を取り入れるのかどうか。トレーニングルームの運営についてお願いします。

当局。トレーニングルームを最終的に健康づくりの拠点にするのが願望であります。予算の範囲内で購入して、備品としておく時代ではないので、リースとか対応していきたい。利用の関係ですが、PR不足やトレーニングルームがあることが徹底されていないようですので、いろいろな形で周知徹底をしていきたい。

これで質疑を終結し、本案に対する意見を求めましたが、意見はなく、討論を省略し、採決に入りました。お諮りしたところ、異議はなく、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2、第39号議案 吉田町放課後児童クラブ設置条例の制定について。

委員。希望者がふえて、5年、6年生まで広げることはいかがか。

当局。3年生までが国の実施要綱では定められています。夏休みの前に4年生の児童放課後クラブの要望があり、4年生の全児童の保護者にアンケートをとり、集計をし、25名ぐらいありました。中央小学校11名、住吉小学校3名、自彊小学校ゼロ。7月末から8月末まで4年生の児童放課後クラブを実施いたしました。制度としてやるかどうかは難しい面もあるが、4年生の長期の休暇中の児童クラブが実施できたことは、保護者の要望にこたえられたと思う。通常の学校休養日以外に広げたらどうかは、今回の夏期休暇の検証をしてから取りかかれないと、むやみに広げると、児童にとって自主独立と親離れの面でも必要かと思うので、対応していきたい。

委員。待機児童はあるのか。

当局。当初は10数人で、今は40人です。待機はないと確信しています。

委員。最大の収容人数は。

当局。放課後子どもクラブは厚労省と文科省。文科省は学校の余裕教室をもって、放課後子ども教室、私どもが関係する厚生労働省は放課後児童健全育成事業、この2つの事業を総称して放課後子どもクラブ。当町におきましては、放課後児童健全育成事業を現在やっています放課後児童クラブ事業で進んでいます。将来的にどのくらいの規模でいいたらうと具体的に示されていませんが、新聞紙上では、70人以上はだめだよ、40人くらいがいいのではないのかという話が。現実的にキャパとして、住吉も自彊も45人ぐらいまではできるだろう。問題は中央で、70人近い。71人以上になると、今、補助ももらっているのですが、補助の対象からも外れることになる。今、69人ですが、そのことを考えますと、将来的には40数人の規模が適正と思う。ただ、現実的に夏休みの児童では、4年生11名、指導員の体制的には可能ではあろう。国の指針が示された中でも、将来的には40数人ということで、仮の話ですが、川尻区と片岡区に分ける必要も生じてくるのかなと考える。

委員。職員の人数、ボランティアの状況がありましたら、お聞かせいただきたい。経費の面では、月額5,000円でやっている状況か。学童保育事業が歓迎されている状況の中で、小学校も時間数をふやしていく傾向にあると聞く。今後の教育方針として、学童保育事業と並行して、何か内容的に変化があるのか。時間数をふやすと同時に、学校として特色を出すような取り入れ方が方針として変わってくるのか。

当局。指導員は幼稚園教諭、小学校教諭、保育士免許の取得者、中央学区5名、住吉学区2名、自彊学区3名。御存じのとおり、発達障害の児童もあり、その対応もしている。

当局。これからの指導要綱の改定をにらんでの素案の提出で、今後はっきりしないところがありますので、ここでは何とも言えないわけですが、子供たちに何でもかんでも詰め込んでいくことは、全体の流れからどうかと思っている。

委員。町が放課後児童クラブの設置は小学3年生までという中で、要望があって4年生まで引き上げたらどうかとも耳にする中、今後もふえていこうと思う。一方、学校の中で満たされない子供に対してはどうしていくのか。帰りが遅い時間帯に移行している子等もいますので、クラスでは先生が決まった時

間は学校でやっても、残り勉強の時間があって帰りが遅くなっているように見える。学校としての配慮がされているのか。

当局。学校全体で受け入れについてはしていないと思う。個々の受け持ちの先生が子供の状況を把握しながらやっていると思う。

委員。規定として、人数を制限しているのか。

当局。方針としては、要件が整っていれば拒まない。児童と一緒に遊んだり学んだりする場を提供することが子供たちのためになる。線を引いて、この施設は何人と考えてはいません。

委員。長期の休み期間中のみ受け入れは。

当局。夏休み、冬休みに特定されることは保護者の勤務状況が変わるのかということ、本来の要件に向かないのではと思う。

これで質疑を終結し、本案に対する意見を求めました。意見はなく、討論を省略し、採決に入りました。お諮りしたところ、異議はなく、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3、第41号議案 平成18年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

委員。民附宅地造成地の今後の売却について。大井神社前コミュニティ用地、庁舎前整備事業用地の現状と今後の計画は。吉田堤内工業団地、大坪工業団地は企業のためにあるような土地と思うが、現状と今後の計画は。ポケットパーク用地の利用計画は。

当局。民附宅地造成地、平成18年度に一般会計で2区画買い戻しをしていただいた。民間に売ったわけではなく、根本的な処分になっていないが、土地取得事業特別会計では、売却した決算になっています。民間に売却する対象といたしましては、6区画ある平米9万円を超える価格設定になっている。一般の市場と販売価格が乖離しているため、処理を検討している。補正で売却価格の適正なところを把握しようと、不動産鑑定を行う。投資したものと売却を行う区画との差の処理によって、今後の対応を決めていかなくてはいけない。大井神社前広場ですが、北区第一町内会周辺の地域の方々の拠点整備の用地にしたいと、地元の要望もあり、建物も建てたいとの要望もある。広場としての要望もあり、一貫してまとまっていない。今後、地元でどういう使い方をされるか提示していきたい。こちらで提供できるものであれば、使用を認めていただきたい。庁舎前広場用地ですが、一時、バスの引き込みを行う考えもあり、広く庁舎前をとろうとしたわけですが、現在、計画では、東側に買収しようとしたら、地権者の御理解を得られない状況で、今後、買収可能であれば、庁舎前の整備をしていきたい。大坪工業用地ですが、川尻の大坪地区にあるところです。工場の移転を行っていただく用地として開発した土地、その中で売れ残っている部分です。値段的には高目で、平成9年に取得したもので、それから造成を行って、取得利子が重なってきている。販売に向けて対応しようとしているが、これについても不動産鑑定を行う。

これで質疑を終結し、本案に対する意見を求めました。意見はなく、討論を省略し、採決に入りました。お諮りしたところ、異議はなく、本案は原案のとおり認定されました。

日程第4、第48号議案 平成19年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算（第1号）について。

質疑はありませんでした。質疑なしと認め、質疑を終結し、本案に対する意見を求めましたが、意見はなく、討論を省略し、採決に入りました。お諮りしたところ、異議はなく、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、第42号議案 平成18年度吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

委員。滞納件数、滞納額の最高金額は。短期被保険者証、資格証明書の件数は。

当局。18年度の滞納件数643人、最高額は約200万の滞納。資格証明は10件。

委員。資格証明は国保の確認。病院に払う10割負担で、後で窓口で療養払いということで7割が戻ってくる。相談させてもらって、7割の分から税の方へ納めてもらうと思うが、10件の中で実績があったか。高額医療費の最高額は。保険事業費、人間ドックの契約期間は。

当局。資格証明の10件のうちの実績はありません。高額医療費、平成18年度は約420万、人間ドックは3カ所、榛原総合病院、浜松聖隷予防研修センター、予防医学協会総合健診センターです。

委員。年々、収入未済額、不納欠損額がふえているが、収納率向上のため、どのような策を考えている

のか。

当局。滞納者に対しては、短期被保険者証の中で納税相談をしてもらうようきめ細やかにやっていく。

委員。滞納世帯の累計人数は、平成16年に上げるときに、基金積立金1億7,000万くらいは必要でありますとの説明があり、2億5,000万になるので、8,000万多過ぎるので下げるべきと質問したとき、当局から、突発的な事態を考慮するならば4億2,200万円ぐらいは欲しいとの説明になった。平成20年度は下げるべきと検討していただきたいとお聞きしたい。

当局。滞納世帯累計世帯1,003件。下げるべきの検討に対して、検討する気はございません。

委員。単年度実質収支では、平成16年度から黒字になって取り過ぎと思う。基金に積み立てる必要がないと思う。来年度は下げて考えてほしい。

当局。基金を取り崩して赤字にしてもよいということはパフォーマンスと思う。当時は1億7,000万欲しいと控え目な数字。国の方で15%の数字を出してきた。国が出す数字に根拠がないわけがない。その数字を当てはめるならば、4億2,000万。新型インフルエンザが発生したときはかなりのお金がかかると推測する。それなりの数字を持っていないと、国保の運営上、難しい。

委員。国保税が高くて払えないあらわれがこの決算に出ている。滞納者もふえている。滞納額もふえている。税は安くするべきと思う。平成13年に8,000万取り崩しをして運営をした。それまでして町民を守って税を上げなかった。基金の目標値を1億7,000万と言ったが、いつの間にか4億2,000万にすりかわってしまった。平成20年度以降は値下げるべきと検討してほしい。

当局。すりかえたわけではない。平成12年度、国が数字を出したものに対して、その程度欲しいし、持ちたいと思う。基金を取り崩して赤字にしてよいということはパフォーマンスと思う。

委員。繰越金が余りにも多過ぎることは問題になると考えています。基金の積み立てに対しては、療養給付費の2カ月分相当額が保有の理想と思っている。基金積み立てに対して何か配慮があるのか。療養給付費は年々ふえて、伸びた理由は、不納欠損処分をしているが、理由と件数は。

当局。繰越金、積立金の関係ですが、1億3,000万につきましては、およそ半分ずつくらいになるのですが、歳入6,700万、歳出6,300万ということで、歳入の税につきましては2,700万しかない。あと、特定財源4,500万がありますので、予算より伸びている。歳出につきましては、国保の場合は予算がないから支払わないということができない。ある程度医療給付費を置いておかないと対応できない。保険料の改定を行ったとき、被保険者も伸びていて、所得もよくなった。療養給付費は伸びていて、内訳は高血圧等のたぐいのものがウエートを占めている。基金の積み立ての件ですが、医療給付費、老人拠出金、介護保険の3年間の平均の25%を目標にやっていけば、国保財政の安定性が図れる。不納欠損については、18年度698万8,639円です。人数は104名。取得して転出するとか、件数的には多い。所在不明も多いですが、追跡調査はしています。債務超過もある。

委員。療養給付費が伸びる原因に受診率の上昇によるものがあると思う。受診率の状況は、保険税条例の中の限度額いっぱいまで保険税が賦課されている納税者は何人いるのか。

当局。受診率は高い傾向にある。多受診の関係とか、あるいは重複受診といったものが県内の平均から見ると、高い状況です。一般の被保険者の受診率は県内の9位、退職の場合は4位です。老人保健では、県内1位です。早期に治療するという傾向だと思います。限度額につきましては、超えている世帯では723件、一般が648件、退職が75であります。

委員。滞納世帯の中身について説明をお願いいたします。所得が少なく家族が多いと低所得者世帯で負担が重くなる。負担に耐え切れないと滞納になるケースが多くなる。所得割、資産割がある中で応能割、応益割といったことが適正なのか、見直した方がよいのか、現状としての担当課長としての見解はどうか。時効が成立するという過程の中で、時効中断の措置をとっているのか。

当局。応能割に対しては6割、応益割4割ぐらいになっていますが、時効中断の措置はしています。本年は、13年度が5年の時効になりますが、中断した件数は、13年度は144人、12年度以前は113人です。

委員。無受診世帯の表彰について、PRは。

当局。無受診世帯の内容ですが、1人世帯は3年間の無受診18世帯、2人世帯は2年間で1世帯、3人

以上1年間無受診で1世帯。商品券を渡している。PRについては検討させていただきます。

委員。小学生まで医療費が無料になって、榛原病院の夜間の救急に吉田町の子供が多い。救急医療に支障が出るのではないかと。制度との絡みをどう受けとめているか。

当局。乳児医療の無料化が関係ないとは言えない。受診率が高く、医療費の伸びが多いとなるとどうかと思うが、積極的に保健指導等を行っていて、早期予防でかかっているケースが多い。高額医療でも他市町から比べれば少ない状況がある。重い病気になっていない結果です。

これで質疑を終結し、本案に対する意見を求めましたが、意見はなく、討論を省略し、採決に入りました。お諮りしたところ、異議はなく、本案は原案のとおり認定されました。

日程第6、第43号議案 平成18年度吉田町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんでした。質疑なしと認め、質疑を終結し、本案に対する意見を求めましたが、意見はなく、討論を省略し、採決に入りました。お諮りしたところ、異議はなく、本案は原案のとおり認定されました。

日程第7、第49号議案 平成19年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について。

委員。保健事業の減額補正の説明を。

当局。ヘルスアップ事業ですが、生活習慣病の一時予防を中心に、健康増進、疾病の予防について行う事業です。当初予算で国保会計が998万、そのうちの2分の1が補助対象として、国の委託として、残りは一般会計で繰り出しを。国保だけでなく、住民を対象に行う予定でしたが、事情が変わり、19年度につきましては、20年4月から保険者が行うこととなります。特定健診や保健指導を前提にした事業でないと補助対象にならないことで、限定される部分が多くなる。町としましては、昨年からの貯筋塾等を行っているということで、全町民を対象に考えていたため、限定した方法よりも、制約のない方法で行う方がよいということで、国保会計では減額を、一般会計で補正でつけさせていただいた。

以上で質疑を終結し、本案に対する意見を求めましたところ、反対の意見がありました。発言終了後、討論を省略し、採決に入りました。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めたところ、挙手多数であったため、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、第50号議案 平成19年度吉田町老人保健事業特別会計補正予算（第1号）について。

質疑はありませんでした。質疑なしと認め、質疑を終結し、本案に対する意見を求めましたが、意見はなく、討論を省略し、採決に入りました。お諮りしたところ、異議はなく、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、第44号議案 平成18年度吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんでした。質疑なしと認め、質疑を終結し、本案に対する意見を求めましたが、意見はなく、討論を省略し、採決に入りました。お諮りしたところ、異議はなく、本案は原案のとおり認定されました。

日程第10、第51号議案 平成19年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について。

委員。介護給付費準備基金積立金の目安はあるのか。

当局。介護保険の基金積み立てでは、国保のような法令、あるいは厚生労働省の示す基準はありません。町の介護保険事業計画の中で3年間で3,700万円を取り崩すことを定めております。現在、保険給付費は月額1億円というペースにあり、今後も増加が見込まれており、第2期の中間期と補正予算後、近い金額となることから、施策上、適正な水準にあると認識しております。

委員。吉田町の介護保険料は3,400円ということで、県下でどのくらいの順位なのか。

当局。介護保険月額の基準額3,400円ですが、県下で24番目、高い方から24番目です。県の平均が3,590円ですので、吉田町は下回っています。

これで質疑を終結し、本案に対する意見を求めました。意見はなく、討論を省略し、採決に入りました。お諮りしたところ、異議はなく、本案は原案のとおり可決されました。

以上が総務文教常任委員会に付託されました10議案の審議結果でございます。散会は11時50分でした。

○議長（吉永満榮君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（吉永満榮君） 質疑を終結します。

委員長、御苦労さまでした。

日程第1、第38号議案 吉田町体育館設置条例の一部を改正する条例の制定について、これより討論を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（吉永満榮君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2、第39号議案 吉田町放課後児童クラブ設置条例の制定について、これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3、第41号議案 平成18年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第4、第42号議案 平成18年度吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（吉永満榮君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第5、第43号議案 平成18年度吉田町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第6、第44号議案 平成18年度吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（吉永満榮君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第7、第48号議案 平成19年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算（第1号）について、これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8、第49号議案 平成19年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、これより討論を行います。

1番、佐藤君。

○1番（佐藤正司君） 1番、佐藤です。

第49号議案 平成19年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、私は反対する立場で討論します。

この補正予算案の中に、歳出に基金積立金8,403万3,000円が組まれています。平成16年度の大幅な値上げ以後、16年度は8,600万円基金積み立てをし、翌年度への繰越金が9,241万円あり、17年度は4,164万円基金積み立てをし、1億2,052万円の翌年度への繰り越しです。18年度は基金積み立てを5,027万円しても、1億3,121万円翌年度へ繰り越しが残りました。

18年度末で基金積み立ての合計は2億5,671万円になります。これは、明らかに町長の約束違反ではと私は考えています。

値上げのときに町長の言ったことは、せめて基金積み立てを1億7,000万円は欲しいと言っていました。それを8,600万円も多く積み立てているのに、なお8,400万円も基金に積み立てをすれば、合計3億4,000万円になります。

18年度の決算書を見ると、収入未済額が2億6,193万円、国保加入世帯4,687世帯のうち1,003世帯と21.4%の世帯が滞納する状況です。5世帯に1世帯の割合です。

今、町民には住民税の増税、公的年金等、控除の縮小、老年者控除の廃止など、負担がふえています。小泉構造改革が進み、格差がますます拡大をしています。こういうときこそ、国保税を下げて町民の暮らしを守ることが必要ではないでしょうか。

私は基金を積み立てするのではなく、国保税の値下げをするべきだと思います。

以上、反対討論といたします。

○議長（吉永満榮君） 反対討論が終わりました。

賛成討論はありませんか。

9番、増田広胤君。

○9番（増田広胤君） 9番、増田です。

私は、第49号議案 平成19年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、賛成の立場から討論を行います。

今回の補正予算を見ますと、平成19年度の老人保健拠出金、介護納付金の支出額決定に伴いまして、歳入歳出の補正と国庫支出金、療養給付費等交付金の平成18年度実績によります精算金の償還金の支出を補正するものが主なものとなっております。

また、災害や突発的な病気の流行などにより必要となります保険給付費の支出に備えるため、暫定的ではありますが、今年度も基金積立金を補正追加しております。

この国民健康保険事業は、相互扶助の上に立ち運営されているものでありまして、被保険者の疾病、負傷などに関し、保険給付することを目的とするものでありまして、運営に必要な財源は被保険者が納める国保税、保険給付費の経費として交付される国庫支出金や療養給付費等交付金などが主なものとなっております。

国民健康保険の予算は、医療需要に見合った収入を確保しなければなりません。また、収入が少ないからといって、主な支出である医療給付費を削減することはできないという性格を持っているものであります。

国民健康保険事業を行う市町村は、事業に必要な財源を被保険者に国保税として負担していただくものでありまして、社会構造が目まぐるしく変化し、経済情勢も厳しい中、国保事業は私たちの健康と生命を守る上で大変重要な事業でありますので、国民健康保険法に従って健全に運営されなければならないと思っております。

以上申し上げましたとおり、国民健康保険法に基づき、被保険者の健康管理、疾病への対応に対処した結果の補正予算であると思っておりますので、本案につきまして、原案どおり認定することに賛成いたします。

以上をもって賛成討論といたします。

○議長（吉永満榮君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） これをもって討論を終結します。

採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（吉永満榮君） 起立多数です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9、第50号議案 平成19年度吉田町老人保健事業特別会計補正予算（第1号）について、これより討論を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（吉永満榮君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10、第51号議案 平成19年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、これより討論を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（吉永満榮君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎第45号議案～第55号議案の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（吉永満榮君） 続いて、日程第11、第45号議案から日程第14、第55号議案まで産業建設常任委員会へ付託いたしましたので、この4議案を一括議題といたします。

4議案について、委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、永田智章君。

〔産業建設常任委員会委員長 永田智章君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（永田智章君） 産業建設常任委員会に付託されました4件の議案審査について、報告させていただきます。

委員会開会に先立ち、総務課長より、9月10日早朝の大雨警報について報告がありました。吉田町においては、新田斉藤石油及びカネハチ南付近が冠水、宮裏川付近一帯が停電したとの報告がありました。

平成19年9月10日、役場4階第2会議室において、委員会委員7名と、当局より町長、副町長、教育長、会計管理者兼会計課長、総務課長、企画課長、都市建設課長、下水道課長、水道課長、産業課長、水道課統括、下水道課統括の出席をいただき、本日の委員会は、付託されました議案の審査をお願いするものであることを告げ、町長のあいさつは、会期中であるため割愛させていただき、出席を確認し、定足数に達しておりましたので、委員会を開会いたしました。

なお、これより審査する議案に関係されない課長さん方については、ここで退席していただくことを許可しました。

退席が済んだのを確認し、本委員会に付託されました4件の議案審査を早朝の大雨の影響のため、一部

議事日程を変更し、進行させていただくことを告げました。

次に、審査の方法については、本来、質疑、討論、採決の順に行うこととなっておりますが、本町のこれまでの委員会審査においては討論を行っていないため、本来の審査方法に近づけるため、質疑終了後、討論の場にかえて意見を述べる時間を設け、終了後、採決に移ることを説明し、お願いしました。

なお、提出議案についての説明につきましては、会期初日の本会議で行っておりますので、省略をしまして、早速審議に入りました。

日程第1、第55号議案 町道の路線認定についてを議題とし、質疑に入りました。

本案は、質疑、意見ともになく、討論を省略し、採決を諮ったところ、異議がなく、したがって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第2、第45号議案 平成18年度吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑に入りました。

委員。従来どおりの資料は提出されているが、事業会計の水道会計と比べると、資料が少なく、18年度決算が終わった状態での目標、成果、事業進捗等がわかりづらい。説明をお願いしたい。

当局。決算監査時には事業執行状況調書、工事の閲覧表などを提出しており、今後検討し、提出できるようにしたいと思います。

委員。18年度を振り返り、下水道課として、目標の達成度についてコメントをいただきたい。

当局。整備延長は目標値4.4キロメートルに対して4.8キロメートルと、目標値を上回っております。整備面積は、目標値16ヘクタールに対して18.4ヘクタール、整備率は59.4%の目標値に対して60.3%と、目標値を上回っております。ただ、人口普及率31%の目標値に対して30.5%と、ほぼ目標値に達したが、これは分母である行政人口の伸びが影響しているものと思われま。

委員。補正予算で1款の公共下水道事業費において5,157万3,000円減額の補正がなされているが、これは入札による契約差金か、また借入れの関係ですか。

当局。工事費につきましては、逆に13節から、また22節から流用して、当初予算に比べて3,000万ぐらいは町単でふえていると思います。この減額補正の直接の原因は、水道絡みの物件補償費です。

委員。今年度落雷事故があり、修繕費が発生したとのことですが、施設整備修繕費は17年度に比べ18年度は減っているが、突発的事故に対して備えをしていますか。また、設備（モーターポンプ等）に対して機械保険のようなリスク分散はしていますか。

当局。17年度は突発的な修繕として外壁工事がありました。機械器具点検業務委託を行っており、計画的に支出しています。保険については、損害保険料を計上しております。

委員。耐震診断の結果について教えていただきたい。

当局。土木と建築の耐震診断の仕方が違います。土木は個々の具材を検討して、イエスカノーで決まります。建築は、レベル1はもちろんオーケーですが、レベル2であっても、壁にはりを入れればオーケーとなります。来年度は下水道地震対策緊急整備事業の計画の策定年度の最終年度に当たります。国庫補助に乗れるかどうかを含め、検討していきたいと思ひます。

委員。全国町村下水道推進協議会県支部、日本下水道協会、日本下水道協会県支部、日本下水道協会中部支部の負担金についてですが、どのような組織ですか。また、事務局はどこか教えていただきたい。

当局。全国町村下水道推進協議会は、下水道協会から派生した組織であり、吉田町は静岡県の町村下水道の支部長です。全国組織の理事にもなっています。町村下水の整備率を上げようという組織です。事務局は、奈良県斑鳩町です。日本下水道協会は、中央の組織であり、社団法人です。会長は新潟市長です。日本下水道協会県支部の事務局は、静岡市です。日本下水道協会中部支部は9県の持ち回りでやっています。ブロックごとに活動をしており、普及に関して要望活動を行っております。

委員。全体の公共下水道整備において、国費と町費の割合について教えていただきたい。

当局。平成14年次の計画策定では、全体事業費は400億ぐらいです。

委員。監査報告書にこれまでの総額が出ていますが、平成14年次の全体計画400億では今後難しいと思うのですが。

当局。この400億の数字は、管渠建設費、処理場建設費、用地費といったものであり、いわゆる事務費が入っていません。委託料も入ってはいません。

委員。全体金額になぜ事務費が入っていないのですか。

当局。事務費については、何年かけてやるかで変動してしまう点があり、変動のないもので計上しています。

委員。18年度の処理原価は幾らですか。使用料との差はどうですか。

当局。処理原価は1,048円です。10%の回収率です。

委員。下水道未済額128万8,334円について教えていただきたい。

当局。下水道未済額については、実人数につきましては149人、平成18年度は70人です。

委員。下水道使用料収納業務委託先、また業務内容について教えていただきたい。

当局。エスピーエスに委託しています。使用料に関する電算処理です。

委員。下水道台帳作成委託料294万円だが、昨年度より減っている。その要因について教えていただきたい。

当局。前年度の実施について反映させ、作成するのだが、当初予算時では概算金額であり、その結果、減額となったのです。

委員。未納者は住所を変えているのですか。また、追跡調査をしているのですか。

当局。住所移転者については、照会をし、努力はしている。未納者については、未納が判明した時点で、電話をし、訪問している。

委員。未納者に対し下水道の使用停止はできるのですか。

当局。実質的にはできません。未納者のほとんどはアパートに住んでいて、住民票がなく、引っ越してしまった人です。

以上で質疑を終了し、意見を求めたところ、意見がなく、討論を省略し、採決を諮ったところ、異議がなく、第45号議案は原案のとおり認定されました。

日程第3、第52号議案 平成19年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、質疑に入りました。

委員。18年度決算の繰越金977万4,000円が補正予算に反映するわけだが、19年度の決算はどのように予想するのか教えていただきたい。

当局。繰越金は、いわゆる一般会計で言う不用額です。落雷による修繕費等を差し引いて46万ほどですが、一般会計へ戻す予定です。

委員。下水道事業につきまして、毎年毎年赤字で、資本投下が多い中で、19年度予算を踏まえ、今後の下水道計画について町長にお聞きしたい。

町長。平成2年度の町民アンケートで一番要望が多かったものであり、議会も賛同したものである。このようなビッグプロジェクトを途中でとめるというのは難しいことであり、22年度以降については財政状況を見ながら考えていきます。

以上で質疑を終了し、意見を求めたところ、意見がなく、討論を省略し、採決を諮りました。異議がなく、第52号議案は原案のとおり認定されました。

日程第4、第46号議案 平成18年度吉田町水道事業会計決算の認定についてを議題とし、質疑に入りました。

委員。町からの出資金69万3,000円について教えてほしい。例年に比べると減っているが、また未整備地区において、町へ水道管の寄附がありましたか。

当局。新田へ消火栓を設置したものであります。例年より減っているのは、石綿管率が3%を切ったために、出資債の対象ではなくなったことによります。水道管の寄附は、1点か2点ありました。榛原において工場をやりたいというのがありました。本管から引き込み管を引きたい場合について、参考に近隣市町に聞いたところ、自己負担であった。ただ、そこが将来性のある場合は、うちの町と同様、材料負担等をしているとのことでした。

委員。計画給水人口を変更する考えはありますか。

当局。今後の人口推移により検討していきます。

委員。石綿管率が引き下げられ、出資債がなくなったのは、内部の調整会議で決まるのですか。

当局。起債の要件です。18年度は2.0%、17年度末は2.7%でした。

委員。未整備地区における個人の引き込みの件ですが、個人資産として個人が持つという町がありました。提供時、資産として町は幾らもらいましたか。

当局。公共の道路に埋設されているものについて、だれが管理するかの方に尽きるところです。管については、単に寄附行為によるものです。

委員。インフラ整備という面で、町から繰り入れや出資の方法はありますか。

当局。水道課としては、石綿管が残っているので、繰り入れをお願いしたいところですが、災害的なものであれば取り入れられるものではないかと思えます。出資金をいただくことは可能と思えますが、負担部分によらないものであり、出資金をいただいたら、それに見合う利益が出た場合、返還が生じることになります。

委員。個人負担の引き込み管において、管理面において事故はありましたか。

当局。ありません。あったとしても、すべて町にいただいているので、個人負担ではありません。

委員。アパートの水道管は、公平性の面からして、すべて町へ移管されているのですか。

当局。すべてもらっている。しかし、中央小のところのアパートはまだいただけていない。

委員。アパート住民の収納はどうか。それは管理人から一括徴収しているのですか。

当局。個人契約である。アパートによっては一つのメーター管理により、会社から納入というところもあります。全体的に外人が多く、黙って出ていくケースが多いです。

委員。配水管・給水管漏水調査業務委託について教えていただきたい。また、配水管と給水管はどう違うのですか。

当局。昨年は管路31.2キロメートル、戸数にして1,560戸行った。本管3件の漏水が見つかった。給水施設は、本管から蛇口までを指します。

委員。不納欠損処分349万6,940円だが、最高額は幾らですか。また、どのように考えているのか教えていただきたい。

当局。最高額は約28万円ほどです。決算書では地方自治法の5年を適用し、未納額を載せている。滞納整理については、督促を何回か出し、実態調査を2回以上行い、停止の通知を出し、それでも応じない場合は停止の処分を行っている。

委員。有形固定資産明細書において施設用地が増加しているが、そのほかの増加も含め、説明を願いたい。また、減少についても説明をしてください。

当局。施設用地は、用地取得造成工事前年度物件調査によるものであります。排水及び給水設備は工事による布設替えのものであります。そのほか、構築物は消火栓、量水器は新たに設置したもの、車両運搬具は軽自動車、建設仮勘定はお夏橋によるものです。減少ですが、構築物の排水管布設替えについては、前のものを除去しているものです。車両についても同様です。建設仮勘定は、用地を取得したための切りかえであります。

委員。企業債はどのようにして選んでいるのか。安い方を選べないのですか。

当局。県及び東海財務で割り振りをしてくる。今後研究をしていきます。

委員。固定資産除去費788万9,189円と布設替えによる配水・給水設備減少額2,396万987円とでは金額が合わないが、説明してほしい。

当局。固定資産除去費と減価償却累計額を足せば、先ほど言った取得費となります。

委員。補てん財源のあり方ですが、順番とカルールはあるのですか。

当局。特にありません。支出のバランスを見て調整しています。

以上で質疑を終了し、意見を求めたところ、意見がなく、討論を省略し、採決を諮ったところ、異議がなく、第46号議案は原案のとおり認定されました。

以上が産業建設常任委員会に付託されました4件の議案審査の結果であります。散会は11時58分でした。

○議長（吉永満榮君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

1番、佐藤正司君。

○1番（佐藤正司君） 1番、佐藤です。

委員長にお伺いします。

公共下水道についてですけれども、この事業だけで町の借金が現在、元金で71億7,700万円あり、今後の事業の進め方を検討するときが来ているのではないかと私は思います。

そこで、管渠建設費の中の報酬についてですが、当初11万9,000円の予算がついていたんですが、全額これは不用額になっています。これは公共下水道建設委員会がこの年度中に開催されなかったということになるわけですが、先ほど委員長の報告の中で、委員の質問に答えて町長がということで、この事業は平成2年度から始まって、アンケートが多かったと。それで、議会でも議決したということで、ビッグプロジェクトについては一度始めたならやめられない。22年度以降については検討していきたいという町長のお話があったようですけれども、公共下水道建設委員会の重要な課題ともなるこの問題が、この委員会が開催されなかったという点について、委員の方から質問はなかったんですか、どうでしょうか。

○産業建設常任委員会委員長（永田智章君） ありませんでした。

○議長（吉永満榮君） そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 質疑を終結します。

委員長、御苦労さまでした。

日程第11、第45号議案 平成18年度吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（吉永満榮君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第12、第46号議案 平成18年度吉田町水道事業会計決算の認定について、これより討論を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（吉永満榮君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第13、第52号議案 平成19年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、これより討論を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（吉永満榮君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14、第55号議案 町道の路線認定について、これより討論を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（吉永満榮君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

◎第40号議案の質疑、討論、採決

○議長（吉永満榮君） 日程第15、第40号議案 平成18年度吉田町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより第40号議案について質疑を行います。

1番、佐藤正司君。

○1番（佐藤正司君） 1番、佐藤です。幾つか質問させていただきます。

吉田町の定員管理計画において、国家公務員の削減に準じ、平成21年度までに4.9%以上の定員削減が義務づけられているということですが、18年度の職員数はどうなっていますか。臨時職員の数とあわせてお聞きします。参考に、17年度と19年度もお聞きします。

そして、時間外勤務のことですが、上限は月に何時間までとか決まっていると思うんですが、何時間までですか。それから、忙しいときなどは上限を超えることもあると思うんですけども、結果としてサービス残業になっているようなことはないかお聞きします。

それと、日曜開庁についてですけども、これは結果を見れば、大変利用も多いし件数も多いということで、住民サービスの向上になっているとは思いますが、そこで、職員は日曜出勤しているわけですから、代休がしっかりとれているかどうか。平日の勤務に影響は出ないのか、その辺もお聞きします。

それから、きのう教育長の方からお話もありましたけれども、台風などのときに警報が出ると、職員は徹夜で警戒に当たったりとか、大雨がふったりすると緊急に呼び出されたりして警戒に出ているということですけども、こういうときの扱いはどういう扱いになっているのか。時間外手当をつけるのか、それとも代休をとるのか、どういうふうに処理しているのかということをお聞きします。

それから、実質公債費比率についてお聞きします。

9月7日に総務省から発表があった実質公債費比率についてですが、全県下の数字が新聞報道されました。18年度の吉田町は21.1%で、牧之原に次いで高い方から2番目でした。なぜ我が町は高い比率になっているのか、この要因はどこにあるのかということをお尋ねします。

それから……

○議長（吉永満榮君） ちょっとお待ちください。1回を5問程度にとどめてください。

○1番（佐藤正司君） もう2つです。

18%以上は地方債の発行に県の許可が必要ということですが、18%以下に下げることが可能なのか、今後の見通しもお聞かせください。

○議長（吉永満榮君） この辺でとめてください。

○1番（佐藤正司君） もう一つだけ。

○議長（吉永満榮君） とめてください。

どこからか、わかるところから御答弁をお願いします。

総務課長。

○総務課長兼防災監（久保田晴己君） 総務課でございます。

3点ほどありますので、お答えさせていただきたいと思います。

まず初めに、定員管理の関係の今までの実数値はどうかということでもありますので、17年度におきましては、職員が223人、臨時が86人、18年度は215人、臨時が97人、19年度は214人、臨時が105人の体制で執務を行っております。

それと、2番目の時間外勤務手当の関係であります。サービス残業はあるかないかということですが、議員さん御承知のように、時間外勤務をする場合においては、必ず任命権者、または専決者の命令を受けて行っておりますので、そういうサービス残業はありません。

また、土曜日、日曜日の関係については、週休日の振りかえということで、4時間以上勤務した場合には週休日の振りかえをして休んでもらうと。例えば5時間の場合は1時間超勤、4時間の場合は半日の週休ということで振りかえ日をとっていただいております。それと、国民の祝日、いわゆる祝日の関係については、休日の代休ということで、これは代休を必ずとってもらうということで対応しております。日曜日の開庁についての関係であります。日曜日は特に執務の関係で、平常時の執務に影響することから、行政サポーターを採用いたしまして、その職務に当たらせております。なるべく職員の対応を少なくしているということですが、その代休につきましては、必ず次の週の水曜日を基準として、特にとりなさいということに対応している状況であります。

台風時の緊急時における出勤の関係につきましても、これは平常時においては超過時間外手当、それと管理職につきましても、管理者の特別手当を支給して対応しているところであります。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 企画課長。

○企画課長（藤田光夫君） 実質公債費比率の関係でございます。

まず、実質公債費比率は、地方債の発行が18年度から協議制へ移行いたしまして、これに伴いまして導入されました公債費による財政負担の度合いを判断するための指標でございます。

今年度、新聞報道のとおり、21.1%ということでございます。これは、過去3年間、18年度、17年度、16年度、この3年間の平均数値が21.1ということでございます。前年度21.6%ということございまして、0.5ポイント減少をしている状況でございます。公債費自体は決算書のとおり、増加しているわけですが、この減少した原因は、算定上、分母となります標準財政規模が大きく伸びたための要因が一番大きいということでございます。

18%以下にすることが当面の目標でございますので、これに向かってあらゆる事務事業の見直し等々を当然やっつけていかなければならないという考えでございます。

また、比率としては普通会計が一番大きいわけなんです。その次に下水道会計、それから一部事務組合の負担金のものについて公債費へ回す分が多いということございまして、下水道事業、先ほど来、話も出たとおり、見直しも必要だと思っております。繰上償還は当然これからやっつけていかなければならないということがございます。また、利率が高いころの借り入れについて、借換債が適用できればこれから検討していきたいというふうに考えております。

また、分母を上げる努力も必要になってきますので、このためには企業誘致等、税収の確保に努めたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（吉永満榮君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（久保田晴己君） 総務課でございます。

1件お答えしていなかった点があるかと思えます。

時間外手当の関係で、最高額の基準はあるかというような御質問があったかと思えます。最高額の基準額は別にありません。時間外手当は勤務した範囲内で出していると。ただ、何時間やればよいというようなことでもありませんので、それは最高20時間範囲内をめぐり、それ以上した場合には、総務課長と合議して、職員の健康管理も十分配慮して命令を下すというようなことを対応しております。また、現在、グループで各班やっておりますので、その職務1人に任せることなく、グループで対応せよと、そういうことの指示も含めまして、20時間を超す場合には合議して対応しているということでもあります。

○議長（吉永満榮君） 1番、佐藤君。

○1番（佐藤正司君） 1番、佐藤です。質問します。

今、職員の数と臨時の職員の数の数字を聞きましたけれども、計画に沿って、順次、正規職員が減っているということがわかるんですけども、私は、仕事によっては、これを当てはめてはならないという職種があると思うんですよ。具体的に言えば、保育園の保育士、これは正規の職員を減らしてはならない。子供がふえれば臨時を入れて対応するというのはわかるんですけども、私は6月の定例会の一般質問でも取り上げましたけれども、乳幼児を預かるクラスの担任が正規の保育士がいないというような状況にあるわけですから、そこまで減らすのはどうかと思えます。その辺もう一度どうでしょうか、お尋ねします。

それと、繰上償還についてですけれども、決算書の説明書を見ると、18年度は県振興資金へ4,211万6,000円繰上償還したということになってはいますが、これは地方債の借入残高を見ると、5.2%、6%、7.1%と高い財政融資とか簡保資金によるものが残っています。そういうものを先に繰上償還するようなことはできないのでしょうか。これはこっちの都合でできるのかどうかということがあると思うんですけども。

それと関連して、19年度は見込みがあるのでしょうかどうか、お尋ねします。

○議長（吉永満榮君） 町長。

○町長（田村典彦君） 議員の質問に対して端的にお答え申し上げたいと思うんですけども、職員の全体の数が基本的には決まります。それに伴って、大きな意味での国の方策の中で、職員の削減というものが課せられてきます。そうした場合には、普通に考えれば、あるところだけを突出してやるということは基本的にはできないというふうなことはおわかりいただけたらと思います。

議員がおっしゃるように、保育士の数をそれなりに正規の職員で占めた場合、あと本庁における職員の数というものはどのようになるのでしょうか。その辺について、議員、もしそのような御質問、また御提案をされるならば、議員御自分も考えてください。的確に示していただきたい。そうでないならば、単なる議員の言葉ばかりになってしまうと私は思います。議員がそこまでおっしゃるならば、ぜひとも我々が納得できるような、またある意味においては、議員が論理的に構築した職員数等について、全体的に考えてそれを出していただければ、うれしく思っております。そうでない限り、非常に無責任な言動であると私は思っております。

それから、2点目の7.1%であるとか高い利率のものでございますけれども、不交付団体はそれについて繰上償還できません。その辺のことは基本的に法律を見ればおわかりになりますので、ぜひとも御自分でお目を通して勉強していただきたい。

○議長（吉永満榮君） 補足はどなたかございますか。

企画課長。

○企画課長（藤田光夫君） 繰上償還の関係でございますが、町長に答えていただいたんですが、政府資金につきましては、証書借り入れでやるわけなんです、特約条項の中には、繰上償還はできるという形にはなっておりますが、これは保証金が必要になってまいります。というのは、政府債というのは、財政投

融資という形で長期的な計画を立ててやっておりますので、現実的には保証金を上乗せする形になりますので、実態は不可能ということになります。そういう意味で、縁故債、政府資金以外のものを繰上償還していくという考えがあります。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（八木大作君） 保育士のというお話し、前回にもございましたが、前回もお答えしましたとおり、保育士を単なる一般事務職のような形の中で臨時的任用職員にするということではなくて、保育士の免許、または経験等を加味した中で、有資格者を任用している。ですので、一般的な事務等の形とは違いますので、当然保育所、保育指針にのっとった保育をしている。何ら正規とも、逆に経験という面をとれば、臨時の方でも、いわゆるコミュニケーション労働と言われておりますが、そういった能力の高い人も当然おるわけでございまして、保護者に不安を与えるようなことは一切ないと思っております。

○議長（吉永満榮君） 最後です。佐藤君。

○1番（佐藤正司君） 佐藤です。

保育士の問題については、一般質問でも町長といろいろ話はしましたけれども、私はあのときも話をしましたけれども、私は臨時職員を認めないということではありません。臨時職員の方も保育士の資格を持っているわけですが、ただ、前にも言ったように、クラス担任を持つところで正規の職員が配置されないような状況ではいけないのではないかと考えているんです。せめてクラス担任を持つようなところは、正規職員で埋められるような人数は必要ではないかということなんです。

先ほどの総務課長のお話でもわかるように、今、正規職員が減って臨時職員がふえているんですね。これは吉田町の職員だけの話ではなくて、これは今の日本全国の働く人たちの数字を、統計を見れば、正規職員がどんどん減らされて、派遣社員とか請負社員とかというような形になっているわけですよ。これは本当に、今、日本の働く状況というのは異常な状況ではないかと思うんですけれども、それと今の保育園の問題と一緒にする気はないんですけれども、私の主張としては、せめてクラス担任は正規の職員を充てるようなぐらいは、正規の職員は確保すべきだと思います。

それから、さっき繰り上げに関して19年度の見込みということで私は聞いたんですけれども、お答えがなかったと思うので、そこをお答えください。

○議長（吉永満榮君） 企画課長。

○企画課長（藤田光夫君） 19年度の見込みですが、当初予算で繰上償還分を5,000万円計上してございますので、県の資金か他の金融機関の繰上償還を予定しております。

以上です。

○議長（吉永満榮君） そのほかございませんか。

5番、藤田君。

○5番（藤田和寿君） 5番、藤田でございます。

まず、数点ありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、町税収入の税務署OBの方々を平成16年度から徴収指導員ということで、毎年徴税率が上がって、17年度が94%、平成18年度が95.2%と向上しているということで、大変いいことだと考えております。

ただ、それに伴いまして、景気の方も若干年度ごとの好転ということで、その辺の方の納税率も上がっているのではないかなと思われるわけでございますけれども、納付誓約等、平成16年度が88件、平成17年度が86件、平成18年度が89件と、ほぼ横ばいの状況で、その辺の状態が本当に、ノルマではないですけれども、ノルマで満足されているだけではないかなという形が非常に問われますので、その辺のところをちょっと今後の展開等踏まえまして、やはり不損額のことに関しまして、どのようなスタンスで行うかということをお聞きします。

款2の1の1の一般行政事務費でございますけれども、こちらの方、行政成果に関する説明書の方で、各地区からの要望ということで毎年上げられております。総数でいきますと、平成16年度が188件、平成17年度が181件、平成18年度が203件ということで、地域の方々から正式文書に基づきまして要望が上がってお

ります。その内訳を、17年度、18年度を調べますと、都市計画課の部分と総務課の部分ということで要望がなされております。詳しくは、私が言うまでもなく、担当課の方で把握されていると思いますけれども、その辺の要望が実際、18年度決算においてどのような形で17年度の要望に対してこたえたか、また今後どのような形でこたえるか、その辺のところは毎年毎年同じ要望が上がっているという、細かい項目については承知しておりませんが、その辺の住民需要に対する効果ということについてお答えをお願いしたいと思います。

この主要施策に関する説明書を3年度分いただきましたけれども、効果というところで、3年度とも行政運営を円滑に遂行することができたと、3カ年同じ文言でございます。ということは、皆様方の要望に対して各年度ごとに新たな需要が出ているということに解釈されるわけでございますけれども、その辺についてもお願いしたいと思います。

続きまして、同じく2の1の1です。事務改善検討委員会、システムということで、消耗品に関しまして、集中購買ということで大変効果を上げられているというお話を18年度の資料に基づきまして上げられているわけでございますけれども、消耗品といいましても、役場内の事務機関係でいきますと、やはりパソコンは今非常に大きな意味合いを占めるわけではないかなと思います。

調べますと、当町においてパソコンは学校も含めると、1台20万前後のパソコンが351台管理されていると。それがそれぞれの部門におきまして個別に運営されているということは、やはりこれも今後の行政改革の一環としまして、やはり新たに契約管理課というものを設けた以上、その辺のところの随意契約等やられてしかるべきではないかなという点が1点と、今、個人情報等、サイバーテロとかいろいろな形で情報管理の問題が危惧されております。庁舎内では情報セキュリティー対策ということで、企画の方で情報の対策についてなされておりますけれども、この辺の対策を練って、今までで問題等があったのか、未然に防ぐことがあったのか、その辺のところをお願いしたいと思います。

最後に、本定例会の冒頭の町長のお話の中で、契約に関しまして、今後は制限つき一般競争入札ということを導入し、今後は随意契約についても見直しを図っていきたいというお話がありました。

18年度の決算を見ますと、随意契約において、一例でございますけれども、庁舎管理費、電気保安料ですね、この役場の管理費等が、16、17、18年度と、ビル管理業務におきましては、19年度も全く同じ金額で行われていると。図書館におきましても同じようなことが上げられております。随意契約ということで、毎年行われていることですので、企業努力において相当のコストダウンが図れるべきものではないかなと思いますので、この随意契約において適正な協議がなされているとは思いますが、その辺のところ、特に役場におきましては、エレベーターが2基ありまして250万ぐらいで委託しております。図書館におきましては、2階までしか動かないエレベーターにおきまして130万と、ちょっとこら辺のところは適正かどうかと思いますので、その辺もあわせてお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 税務課長。

○税務課長（鈴木光雄君） 税務課でございます。

初めの御質問の分納誓約の件数がここ2年、昨年、一昨年と件数的にそう変わらないので、そこら辺に対してノルマ等を果たしている状況でというような御質問だと思います。

この納付誓約は、やはり生活等が大変厳しいと、そういう方とか、一応我々は督促、催告等をしまして、納税者からの相談、それからこちらからの連絡等によりまして、当然完納を目指してもらいわけですが、厳しいという方とかからいろいろ納税相談を受けまして、納税計画を立てていただきまして、それに伴いまして、それを履行していただくように納付誓約をとると、そういう形でしております。

この89件というのは、18年度中に新たに納付誓約を交わした、それから施策にも書いてございますが、前に納付誓約をしてあったんですけれども、それがちょっと履行がいかないとか、改めてもう少し上げるとか、いろいろそういうケースが、それぞれ納税者によって違いますが、そういう方も含めて昨年はあったということで、実質問題、現在、それ以外にも実際に納税誓約されといるのは、件数的にはもっとございます。事実、分納の方法としては、納税者によっては口座振替で毎月お願いしたりとか、納付書で自分

で納めに来るとか、いろいろ納税者の納付の仕方によって違いますが、口座で分納していただきたいという方だけで300前後あると思います。それを毎月納税者の方に振替で各金融機関へ回していると、そういう状況でございますので、ここで89件とありますが、実際には分納はもっとあるということで御理解ください。

いずれにしても、なるべく早い機会に完納するには納税者と話をし、その中で対応をしております。このところ、リストが上がってきたならば、そこら辺の取り組みを密にやってきたということとおもっております。

以上でございます。

○議長（吉永満榮君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（久保田晴己君） 総務課でございます。

議員さん御指摘の地元からのいろいろな要望が毎年出されているわけでありまして。

総務課の方の例を申し上げますと、交通関係のカーブミラーの破損というものが大変多くあります。その修繕の関係につきましては、決算書の75ページの修繕料として161万6,286円と次のページの77ページにあります施設整備、これは新しくカーブミラーの設置ということで、59万3,250円ということで対応をさせていただいております。

また、要望の中には、信号機の設置、交通規制というような町独自ではできない問題が数多く含まれております。その関係につきましては、牧之原警察署にあります交通規制の審議会の方へ地元の要望も含めて進言し、検討をいただいていると、そういうようなことで処理はさせていただいております。

土木関係につきましては、担当課の都市建設課の方の対応でやらせていただいております。

○議長（吉永満榮君） 都市建設課長。

○都市建設課長（柳原 豊君） 都市建設課です。

要望の関係でございますが、18年度の要望の件数につきましては、吉田町全体の中で154件の要望をいただいております。そのうち、県への要望も7件ございました。

その中で、成果等の117ページと118ページの方へ記載させてもらっておりますが、そのような形の中で工事の方をやらせてもらっております。

それから、うちの方は道路維持の関係で単価契約でやらせてもらっておりますので、その中で要望以外にかなりの方は電話等でいただいておりますので、それだけで全部で445件の道路維持修繕の方をやらせてもらっております。そういう実績で18年度の方はやらせてもらっております。

あと、地元要望で予算を伴ってということになりますので、まだ件数もございますが、その方につきましては、補正と、あと維持修繕の範囲の中でできるものはやっていくという方針でやっておりますので、またよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 企画課長。

○企画課長（藤田光夫君） 事務改善の関係で、情報セキュリティ対策の関係でございますが、事故があったかという御質問でございますが、事故はございません。

なお、情報セキュリティ対策としては、吉田町の場合、ネットワーク運用管理要領を策定しておりますので、これをもとに運用、維持管理を行っているということでございます。

なお、情報セキュリティの研修でございますが、これは毎年やっております、18年度、昨年度の場合は全職員ではないんですが、今年度は全職員を対象に9月に行っているという状況でございます。

以上です。

○議長（吉永満榮君） パソコンの契約関係はいかがですか。

企画課からお願いします。

○企画課長（藤田光夫君） パソコンの契約方法なんですが、統一してやったらどうかということでございますが、現在は、多くのものをやっているんですが、学校関係とか特殊な、例えば産業課の農家台帳関係とか、下水道、水道課、もろもろ違いますので、パソコンだけでなく、ソフトもこれは必要になってく

るものですから、そういう意味で、何かトラブルがあったときに、機器が悪いのかソフトが悪いのか、そこら辺を職員が判断することが非常に難しいことがございますので、担当課で対応していただいているというのが現実でございまして、統一可能なものについては企画課の方で管理をしているという状況でございます。

以上です。

○議長（吉永満榮君） エレベーターの件は、
契約管理課長。

○契約管理課長（塚本昭二君） 契約管理課でございます。

まず、パソコンの契約に関連いたしましてでございますけれども、契約管理課で集中して行うべきではないかというような御質問の趣旨があったかと思いますが、ただいまのところ、パソコンとして、外と一切遮断をしながらインターネット等のケーブルをつながないで管理しているものについては、企画課が窓口となって集中的に行っていると。それと、業務的にインターネット等を接続して単独で業務対応しなければいけないもの、こうしたものについては各課対応と、こういうことになっておりまして、その契約の過程においては、すべて契約管理課へ契約の案件等が回付されるという状況になっておりますので、そうした点では、契約管理課が全くタッチしないという状況でございません。

それと、次の庁舎関係の業務委託でございますけれども、御質問にありましたとおり、ただいまのビル管理、それから庁舎警備等々、こうしたものについては随意契約ということで契約をしております。また、庁舎管理の中でも、清掃業務については現在、指名競争ではありますけれども、入札を行っているという状況でございます。

入札できるものについては入札を行っているわけでございますが、ビル管理については、現在この庁舎は平成6年から供用開始したわけでございますが、平成6年から同じ業務を行っておりまして、施設については年々老朽化が激しくなっているということで、その管理レベルもだんだん難しくなっております。業務的には年々ふえてくるというような業務内容になっておりますけれども、そうした中で、金額的には変わっていないという状況でございますけれども、平成6年度から見直しを重ねまして、金額をどんどん下げまして、下げた中で、ここもう10数年たっているわけでございますが、そうした中で、今のところは、業務レベルは上がって金額は上がらないという中では、相対的に見ますと、金額は変わりませんが、安価になっているというふうに私としては判断しております。

今後、この契約の業務内容からいきまして、これを入札に変えていくということは非常に難しいものでございますので、金額的に、それと業務的にまだ見直しができるものがあれば、見直しを図りながら契約をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（吉永満榮君） エレベーターは必要な、図書館等は、いいですか。図書館関係はいかがですか。
社会教育課長。

○社会教育課長（高橋政旨君） 社会教育課でございます。

図書館とエレベーター関係につきましては、総務の方と管理の方と一緒にやっている中の数字でいきますと、こちらは5階、6階あるのに幾らで、図書館は2階で幾らということで、その金額の差ですけども、その辺がちよっと業者と今までずっとやってきておるものですから、先ほど契約管理課長が言ったように、ある程度の年数もたっておるものですから、金額が明確にお答えできないで申しわけないんですけども、年数がたっているということを御理解願いたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（吉永満榮君） 5番、藤田君。

○5番（藤田和寿君） まず、滞納に関しましてでございます。

この数値的な89件ですけれども、それ以外に300件以上相談されているということで、本当に御苦労さまでございます。本当にありがとうございます。

滞納整理事務の流れとしまして、納税から20日以内に納付がない場合は、地方税法329条1項により督促

状を送付すると。送付後、納付がない場合電話により勧告、電話催促後、納付がない場合は自宅を訪問して納付依頼をされていると。それで、年に二、三回、納付者全員に督促状、催告書を送付して、それで初めて今言われた納税相談と。

この納税相談にいらっしゃる方は、本当にどうしても払えないということで相談にお見えになるわけですから、非常に前向きで、本当に町にとっても今後の経済的ないろいろな動向でいいんですけども、これをしてもいらっしゃらない方々が今問題なっていると思います。

給食費の問題、保険料の問題、さまざまところで首長がその方々に対しまして告訴するというようなことも出ております。

最終的な我が町の決算の流れを言いますと、納税相談の後ですけれども、財産調査、預金調査等を行って、差し押さえ等の滞納処分と。それで、欠損とするとき、最終的に税務課、国保、企画の関係職員の方々と会計管理者、副町長、町長の決裁で欠損という流れになっていると聞き及んでおりますけれども、この工程に行く前に、やはり喚起をする意味からも、先日、牧之原市の方で導入しましたサッカーのイエローカード、レッドカードではございませんけれども、同じような茶封筒で行った場合、なかなかダイレクトメールでもって、ポイと捨ててしまう方がいらっしゃると思うんですけども、このような形で牧之原市さんでは1,000枚ぐらいをつくったそうです。1個23円と26円ぐらいだということで担当の方は言われましたけれども、こういった工夫をされてはどうかと思います、その辺の工夫が1点と、やはり最終的に、払えるのに払わない方々に対しまして、町としても断固として構えるよという姿勢がやはり必要ではないかなと。今そういった機運が非常に高まっておりますので、我が町においてもそのようなことを、いろいろな面、町税に限らずですけれども、全般におきまして、どのようなお考えであるか町長にお伺いいたします。

○議長（吉永満榮君） 町長、お願いします。

○町長（田村典彦君） 議員さんは牧之原市との合併を非常に推進された方でございますけれども、牧之原市がサッカーで使うイエローカードとかレッドカード、確かに話題は呼んだんでしょうけれども、議員、ちょっと考えていただきたいと、こう思ったんです。例えば払いたくても払えない人がいます。また、それぞれちょっと違った事情の方もあると思います。その場合に、郵便でレッドカードが行った場合、隣近所、またはそれ以外の方が、あの家はこうなんだという意味での——場合によってはですよ、社会的な制裁として見られる場合というのがあると思います。

牧之原の西原市長がどのようなお考えでやっているのか、そこまで深く社会心情を読んでやっているかちょっと私にはわかりませんが、そこまでやっていいものだろうか。今申し上げた社会的制裁という意味合いがこの場合には色濃く出てまいりますので、私としてはそのようなものの導入にはちゅうちょせざるを得ない、慎重に考えざるを得ないと私は思っております。

それから給食費、それから保育料等の滞納もございまして。先日もお話ししましたが、私が町長になりましてから、基本的に払えるにもかかわらず、払わない者については、断固としてやれという形でやっております。むしろ、ほかの町の場合には、基本的には、いろいろな事情があるんでしょうけれども、トップの、選挙の状況等のこともあるんでしょうけれども、むしろそういうことはいとうという傾向があるのではないのでしょうか。

私とすれば、当然のことながら、首長になるというのが、ある意味において政治の修羅の世界に入るわけですので、きずなであるとかしがらみであるとか、そのようなことは一切捨てなければならぬと、それは当然でございまして、私とすれば、税務課の課長に聞いていただければわかりますけれども、すべからず差し押さえに入れというふうな——最終的にはですよ、最終的には理由がちゃんと上がってくれば、私の方では、むしろ税務課長のしりをたたいて差し押さえをするというふうな方向でいっておりますので、その点については、議員の御心配には感謝いたしますけれども、懸案でございまして、ぜひとも忘れていただきたい。

○議長（吉永満榮君） 最後です。5番、藤田君。

○5番（藤田和寿君） 世間一般で、今、直近ではサブプライムローン等の問題で株が上下しておりますけ

れども、足元においては、18年度、19年度、町税収入の方も順調な右肩上がりでも推移しているというところでもあります。

その中でも、法人税割が調定合計金額に関しまして、資本金50億以上、従業員50名以上の大企業、1号法人と言われているとちょっと教えていただいたんですけども、1号法人の占める割合が、平成16年度が46.7%、平成17年度が40%、平成18年度が45.7%と、我が町の法人割ではございますけれども、非常に高い推移をされていると。町にとって、本当に感謝しておりますけれども、18年度決算を踏まえて、このたび中山三星跡地を売却するに当たり、単純的に考えると、やはり優良企業に来ていただくということで、1号法人クラスの優良企業誘致ということをお考えであるか、最後に御質問いたします。

○議長（吉永満榮君） 町長。

○町長（田村典彦君） 優良企業といっても、最終的には応募してきた企業の企画書であるとか、それに基づいて調べる形でアウトカウントして優良になるかどうかということになりますので、それについては形式的には優良企業と呼びますけれども、現在どうのこうのと言えるだけのものを持ち合わせておりません。

○議長（吉永満榮君） それでは、暫時休憩といたします。11時15分までお願いします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時14分

○議長（吉永満榮君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木 栄です。

2点ほど伺います。

決算書の259ページの中央小学校の校地拡張事業の3,263万4,000円は、地目が池沼ということで882平米を購入したのですが、1平方メートル当たりの単価が3万7,000円、1坪当たり大体12万2,000円ぐらいになります。池沼というこの地目において12万2,000円が、私としては適当な値段であるかどうかということがちょっと、私的にはちょっと高いかなという感じがします。この値段をどのように設定というか、どのような基準でこの値段を設定したのか、それをお伺いいたします。

それから2つ目に、191ページの小山城周辺維持管理費というのがありますが、小山城周辺となっているものですから、展望台の小山城の中に展示してある展示物に関しては、ちょっと直接のこのお金が使われているかどうかという、使われていないみたいですが、自分も小山城の展望台に上がって、そういう展示物を見たとき、かなり、刀なんかだと光がなくてうっすらとさびているとか、そういう形で、これは町の所有するものと町民の方から提供されて貸していただいているものとあると思いますけれども、私は個人的に貸している立場としたら、ちょっと不満が出るくらいの感じなものですから、これは管理をちゃんとしないと、11月に入ると、また小山城まつりがあって、大勢の方がまたここへ、展望台を上がって中を見たりすると思いますものですから、その点で、今までにもこの展示物の管理というものが、ちょっと管理費というものが見当たらなかったんですけども、その辺に関してどうなっているのかということをお伺いします。

以上2点、よろしくお願ひします。

○議長（吉永満榮君） 学校教育課長。

○学校教育課長（芝原弘幸君） 中央小学校の校地の買収平米単価についての御質問でございますが、この単価につきましては、平成17年3月29日に——平成16年度でございますが、この買収を決めるに当たりまして、残地につきましては税務署の方との協議の中で単価を決めさせていただいたという形で、この事業につきましては、平成2年度から用地買収を進めておりまして、その中で16年度中でございますが、17年3月に買収することによりまして、単価を3万7,000円と、1残地買うという形で決めさせていただいております。

よろしくお願ひします。

○議長（吉永満榮君） 産業課長。

○産業課長（田村政博君） 産業課でございます。

議員の御指摘の展示物につきましては、早急に調査をいたしまして、本年度予算での対応が困難な場合につきましては、補正なり来年度の当初予算等で反映させて、とにかく現物を確かめたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（吉永満榮君） 10番、八木君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木 栄です。

最初の校地の方の坪単価ですけれども、地主と協議ということでしたが、ある程度土地を買うときにいろいろ基準があると思いますけれども、何を基準にしたのか、それをもう少し。ただ地主との話し合いで坪単価を決めたのではなくて、何をもとに地主と坪単価を決めたのかということをお伺ひします。

それから、小山城の展示物に関しては、すぐには予算がとれなくてということと確認がちゃんとできていないということですが、できれば、私の個人的に見た感覚と皆さんが見た目とまた違うと思えますものですから、できれば皆さんが小山城へ上がって、その展示物の目安が、どういう状況にあるかなということをお伺ひしていただければと思います。

ですから、単価の方のこともう一度答弁お願ひします。

○議長（吉永満榮君） 学校教育課長。

○学校教育課長（芝原弘幸君） 学校教育課です。

買収に当たりまして、町の方におきましては、近傍の宅地の方に基きまして、固定資産で単価を決めさせていただいております。そういうわけで、平成16年度に買収に当たりまして、近傍の宅地の評価を見まして基準を決めていると、そういう状況でございます。

よろしくお願ひします。

○議長（吉永満榮君） 10番、八木君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木 栄です。

今、宅地の評価をということでしたが、これは地目が池沼なもので、宅地ではないと思います。池沼といたら、池沼なものですから、全然農地でもないし、雑種地でもないしということで、かなり私としたら単価が低いのではないかなと思いますけれども、今、宅地の単価と照らし合わせたということですが、それではちょっとおかしいと思いますが、近隣の池沼の売買は今どれくらいでされているのか、それに対してこの金額を決められたのかということ再度お伺ひします。

○議長（吉永満榮君） 学校教育課長。

○学校教育課長（芝原弘幸君） 学校教育課です。

ちょっと説明が足りなくて申しわけございません。

基準の土地の買収単価を決めるに当たりましては、池沼等につきましては、近傍の宅地の3分の2というふうな形の単価が町の中で一つの基準と決められておりますので、その中で基きまして決めたということでございます。

○議長（吉永満榮君） ほかにございませんか。

13番、大塚議員。

○13番（大塚邦子君） 13番、大塚です。

4点についてお伺ひいたします。

初めに、3款社会福祉費の中の1項5目心身障害者福祉費の中の身体障害者移送費扶助4万4,390円について伺ひます。

平成18年度の決算額は4万4,390円でありまして、平成17年度と比べまして52.1%、約半減しております。17年度の利用人数というのは5人62件あったということをお伺ひしておりますけれども、18年度の利用人数についてお伺ひいたします。

それから、同じく社会福祉費の中の地域生活支援事業費について、その中の移動支援についてお伺ひい

たします。

これは、40万2,930円が計上されておりますけれども、平成18年10月から障害者自立支援法が始まりまして、原則1割のサービスの利用負担がかかることになりました。それで、質問なんですけれども、18年度にこの移動支援サービスを利用した人数、それから延べ時間数を教えてください。

3点目、これは6款の農林水産業費になりますが、1項5目の用水路改良維持修繕費527万1,550円について、これは全員協議会でもお伺いをしてありますけれども、特に吉田たんぼの用水路改修工事が行われたわけでありまして、説明によりますと、この土地改良施設維持管理適正化事業というのが今年度最後で、終わるということを聞きました。

それで、質問なんですけれども、吉田たんぼの農業者は、用水の確保と水はけの悪いことで、大変苦慮されていることを聞いています。平成18年度事業で実施されたこの改修工事によって、以前と比べ、営農しやすくなったという評判もいただきましたが、この18年度の事業量は改修しなければならない、要望が出ている全体のうちのどの程度になったのかということをお伺いいたします。

それから4点目ですけれども、8款土木費の4項2目土地区画整理事業費の浜田土地区画整理組合負担金3,850万円、同じく助成補助金213万1,929円についてお伺いいたします。

この件につきましても、全員協議会で説明を受けておりますけれども、再度この本会議でお聞きをしたいと思います。

浜田土地区画整理事業組合の前係長が、組合の金200万円を横領しました。これは、その後、県警捜査二課などの調べによりまして、さらに昨年3月ですか、組合発注の指名競争入札に参加予定だった県内の土地区画関連業者に対し、事前に設計価格を教えるなどの便宜を図り、謝礼として現金数百万円を要求した疑いが持たれていると、こういう報道がされたわけです。

組合発注の入札、この平成18年度、これは何件、金額にすると幾らあったのかということをお伺いしたいと思います。組合の事業計画を見ますと、この組合発注をする工事というのは、全体で34億ほどあるわけでありまして。それで、平成11年から16年までに、既に3億4,381万5,000円を執行され、17年度、これはちょっと古い資料でしたので計画というふうになっておりますけれども、1億3,440万7,000円、これだけでも4億7,822万2,000円という工事が発注されているわけです。仮に今回の報道のように、事前に設計価格が業者の方に行くとすると、競争が妨げられるということで、その辺、その分だけ不利益をこうむるということになるので、その影響を知りたいわけですし、18年度の実績について教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（八木大作君） 社会福祉課です。

身体障害者更生援護費の4万4,390円、この利用人数は3人19件でございます。

それと、地域生活支援事業の移動支援事業、これについては、利用者は10人、身体、知的児童、精神含めまして、時間数は369時間でございます。

○議長（吉永満榮君） 都市建設課長。

○都市建設課長（柳原 豊君） 用水路の関係でございますが、全協に出たときもお話しさせていただきましたが、適正化事業ということで、昨年は用水路の関係、勾配を直すということでやらせていただきました。ことしは配水の方の関係につきまして、2カ所、道路横断の方をやらせていただきました。

それで、どの程度かということですが、断水化の関係につきましては、かなり進んでいるというお話は聞いております。そういうことの中で、問題は、あとは用水の関係だと地権者の皆さんは思っていると思います。そういう中で、用水の関係につきましては、国営の事業ということで採択をお願いするという形の中で、今、大井川用水のサイフォンをやっておりますが、その関係が終わり次第、南の方へ来るというお話も聞いておりますので、地元の方につきましては、用水、昔の上吉田の駅のところですか、あそこから用水を東西の方へ、西の方へ引っ張っている用水、あれがかん水用水ということで多分私も認識しておりますが、農家の方も認識していると思います。それにつきましては、土地改良区でつくった事業で、もう40数年たっている施設だと思います。

そういう関係で、コンクリートづくりではございますが、老朽化が進んでおりますので、その用水の改善を望んでいるというのは聞いております。そういう中で、榛原町境まで行っておりますので、かなりの事業費がかかると思います。そういう形で、単費ではできませんので、農業サイドの補助金等をいただいてやっていくという計画で今、進んでいるというふうに聞いておりますので、その間につきましては、漏水しているところにつきましては、維持管理をやっているつもりでございますが、もし漏水等がありましたら、申し出いただければ、モルタル等を塗っていくような延命措置をとるというような形で、公共事業が発注するまでの間、そういう形で対応していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、浜田の方の関係につきましては、18年度の発注件数ということでございましたが、私の記憶では2件工事の方を発注したというふうに聞いておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。その関係で、補助金の方を出しているというふうに聞いておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（吉永満榮君） 13番、大塚議員。

○13番（大塚邦子君） 13番。

身体障害者の方の移送費の扶助の件ですけれども、お聞きしたところ、3人で19件ということに減少したということでありました。

これは私は一般質問をした経緯がありまして、吉田町の場合は、身体障害の手帳1級と2級をお持ちの方で視覚の障害のある方、下肢障害のある方、この方々にも対象として支給をしていただけないかということで、要望もかなりあるということも聞いておりましたので、一般質問で伺ったことがあります。そのときに町長は答弁の中で、そうした視覚、あるいは下肢障害以外の障害者の方をカウントしますと346人の方になると、全員対象にすると。そうすると、月額346万円必要になって、これはとても財政的にも厳しくて、現状のように補助対象者を絞り込む必要があるというふうに述べておられます。

私は、やはり実際、この決算を聞きますと、3人のみの利用になってしまったということで、これは本当に必要としている人にとって使えないサービスになっているのではないかというふうに考えております。

今後につきまして、この制度について見直し検討をしていただける考えがあるかどうかということをお聞きしておきたいと思ひます。

それから、移動支援のことについてお伺ひいたします。

答弁いただきました。これは支給時間は障害程度区分に応じて決定されているわけですが、10人、そして369時間ということであると、その支給決定を受けた時間数を使い切れていないという状況があると思ひます。こうした使い切れなかった理由と、それから、できれば自立の支援ですから、支給された時間は使えるようにしていくのがベストだと思いますので、そのあたりの課の取り組みというのをお聞きしておきたいと思ひます。

本当に利用が少ない、特に知的の児童に関しては、20時間の利用時間を支給決定されているにもかかわらず、1時間か2時間ぐらいしか使っていないということもありますので、その点お聞きをしておきたいと思ひます。

それから、吉田たんぼの用水路の改修工事については、課長の答弁で了解をいたしました。

それから、浜田土地区画整理組合の件ですけれども、2件あったということで、それに対する負担金ということで受けとめました。

今回のこのような不祥事が起きますと、大変組合の関係者及び町民は動揺いたすわけでありまして、これも全協のときにお聞きをしていますけれども、町は技術的指導をする立場ということでもありますけれども、やはり既に18年度は2件工事を発注している。それでこの設計価格が漏れていた場合はどうだったのかということも憶測をしてしまうわけでありまして、本来なら競争原理が働いて、より安い価格を提示したところが落札をするという仕組みであるにもかかわらず、事前にこうした設計価格を職員が漏らすということはいかなるものか。これは大変重要なことだというふうに考えます。

入札に関しては、町の方式に準じるということで説明を受けましたけれども、町は入札に関しては、この組合にどのようなかわり方をしていたのかということ、あと、再発防止に取り組んでいくというこ

とを全協で課長が答弁されましたけれども、具体的にどうしていくのかという問題、本当に今後の入札については、これはどうしても改善をしていかなければならないというふうに思うわけですので、その点のこと。

それから、今、組合の事務職員が女性の補助的事務をする方が1人いるというだけになっているのかどうなのか。事件後、組合事業に支障を来しているということはないのかお伺いしたいと思います。

○議長（吉永満榮君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（八木大作君） 1点目の吉田町重度心身障害者移送費助成要綱の関係であると思いますが、この要綱は昭和56年の要綱でございます。議員おっしゃるように、中身の点検、検証と改善をすべき長い年月がたっているという認識はございます。

それで、現在、私も社会福祉課では、今年度末を目途に地域福祉計画を策定しております、この中で地区懇談会、吉田町の4自治区を回りまして、地域の課題または地域のよいところ、これをいろいろな各種団体の方、ボランティアの方等、PTAとかもろもろの方々にお集まりいただきましてグループワークをやったと。その中の今回やっているものは、高齢者にとってこの地域はどうか、障害者にとって地域の課題は何か、または育児中の方はどうか等について、皆さんの御意見、または解決方法、これは自助共助も含めまして、私たちはこういうことができるだろうとか、行政にはこういうことをお願いしたいんだとかということで地区懇談会をしております。その中で、やはり移送の関係も皆さんの課題ということで出てございますので、この課題と政策ということで、この要綱自体が時代に、自立支援法という法令との時代にそぐわないかもしれませんので、検証を含めて見直しをやっていきたいと思っております。

それから、2点目の地域生活支援事業の移動支援、369時間ということで、これは御承知のとおり、10月からの町の独自の地域生活支援事業費の事業の中の一つの移動支援事業と。369時間のうち、児童が216.5時間ということでございますが、議員おっしゃるように、通学とかに児童の方は使うわけですが、例えばバス停までを移動支援するとかということで、20時間という縛りは特にはないんですが、一つの目安ということで、この近隣の4市5町ぐらいでは、15時間から20時間の範囲で支給決定すると。それ以前から利用していた方についても、もっと少ない時間でもいいんでしょうけれども、保護者の方等、通学以外にも散歩とかレクリエーション、そういったことへも利用して自立を促すということの中で20時間を支給決定しているという状況ではございます。ですので、もっと利用していただけるように、20時間近くまで利用していただけるように、今後さらに進めていきたいと考えております。

○議長（吉永満榮君） 都市建設課長。

○都市建設課長（柳原 豊君） 都市建設課でございます。

先ほど、発注件数は2件と言いましたが、小さいのを落としてしまして、3件ということで訂正願います。すみません、申しわけないです。18年度の発注件数は3件ということでございますので、よろしくお願いいたします。

それから、入札制度の改革、改善の関係でございますが、これはさきにも述べましたとおり、組合の関係で定款の方が改訂されなければ、要は指名競争入札ということになっておりますので、土地改良区の方の組合の方のやつを変えなければ指名競争入札でいくと思いますが、その辺のことにつきまして、今、役員の方でいろいろ苦慮しているというふうにお話は聞いております。

その関係で、まだことしの発注工事につきましては、技術支援ということで、町の職員が変更契約の設計書を組んでいるというような形で対応しております。その中で、今、事務所の方には女性職員が1人いますが、その辺の関係につきましても、町の方の職員もお手伝いに行っているというような関係でお手伝いをさせてもらっております。

工事の方の設計書につきましては、町の職員がお手伝いをして、今の段階では変更契約の方の設計を組んで終わったというふう聞いておりますので、18年度の工事につきましては何とかなっていくというふうに思いますが、ただ、19年度の工事につきましては、議員御指摘のいろいろな問題もございまして、国の方の補助金等、内示はもらっておりますが、決定はまだもらっておりません。ということで、果たして19年度予算が正式にいただけるかどうかという今、段階でございます。

その辺の絡みもございまして、県の方と組合の方と町の方と、当然打ち合わせをしていくような段取りになるのではないかとというふうに推察しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（吉永満榮君） 13番、大塚議員。

○13番（大塚邦子君） 浜田土地区画整理事業のことでお聞きしたいと思ひます。

課長から今、答弁をいただいて、18年度は3件あったと。これは金額にすると、合計で幾らになるのかということと、それから技術的支援を町の職員がしていると言ひますが、設計を組んで、設計価格を置いてきてしまうわけですよ。入札にはかかわらないわけですか。その点の補足説明をいただきたいのと、それから私は町長にお伺ひしたいと思ひますけれども、今、課長からも大変国の補助もおりるかどうかもわからない、こうした不祥事があると、国も県も、もちろん町も補助金、負担金を出しているわけですから、こういう問題のあるところには、やはり普通には出せないというのが一般的だというふうに考えます。

ただ、こういう状態は大変困った状態でありまして、平成12年、この浜田の土地区画整理事業事務所というのは、地方自治体の区画整理事業というのは2つ手法があるよということ、この浜田の区画整理事業の場合は、組合施行でやるということ、これは進められているわけですよ。それで、平成12年に組合が設立されていますけれども、なかなか設立までには非常に長い年月が費やされていて、たしか組合の同意率も75%にするのが本当に大変だったという記憶をしておりますけれども、こういう事業、48億円の事業を実施までした場合、完成した暁には、これは保留地処分のお金をもってかえていくわけですよ。これは計画どおり保留地が売れなかった場合に、当然借金というのが残るわけですよ、負債が。これをやはり土地所有者が、組合が負うというのは、やはり大変これは負担を負うものだというふうに考えます。

今回、ただでさえ大変な事業に加えて、今回こうした組合事務所内の問題、それからかなりこれから工事、先ほど述べましたけれども、全体34億の工事が計画されている中で、今この浜田の問題というのを、町長としたら、どういうふうにかこれをとらえておられるのか。今回の事件の監督責任ということと、それから今後の事業の見通しについて、町長の見解をお聞きしておきたいと思ひます。課長の補足の答弁をいただいた後でお願いいたします。

○議長（吉永満榮君） 都市建設課長。

○都市建設課長（柳原 豊君） 3件の金額ですが、細かい数字はちょっと把握しておりませんが、3件で4,900万ぐらいというふうにお聞きしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（吉永満榮君） それから、職員が入札に関係するかどうか。

○都市建設課長（柳原 豊君） 町の職員につきましては、その席には一緒にいるというお話は聞いておりますが、ただ聞いているだけだというふうにお聞きしておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（吉永満榮君） 町長、お願ひします。

○町長（田村典彦君） 議員の御質問でございますけれども、確かに浜田の土地区画整理事業の組合の中であのようなことが起きたことは、主体的に関与しているわけではございませんけれども、非常に困ったことだと思っております。

そして、現在、職員が技術的な形で関与しているわけでございますけれども、それは緊急避難的な問題でございます、本来的な問題ではないと思っておりますので、その点につきまして、緊急避難ということで、時期限定というふうなことで、ひとつ御理解賜りたいと思ひます。

それから、最終的に浜田の土地が、事業が終わって、保留地が処分できなかったと、それでかなりの借金が残ったという場合でございますけれども、これまで私は何度も何度も、もうこの議会でも話をしておりますので、何度も何度も同じことを聞くのは、私は議員に本当にやめてもらいたいと思ひますけれども、はっきり申し上げて、原則的に町は借金について負担する気はございません。というのは、基本的に組合事業でございますので、もし仮に町がその事業に関して借金をしようといった場合には、極端なことになれば、背任罪の対象になる可能性もございまして、その辺のことを行く行く御勘案の上、これについては、私がやめた後どんなふうになるかわかりませんが、基本的に浜田等で借金が出た場合、町は原則としてこの借金を肩がわりする気はさらさらございません。

○議長（吉永満榮君） ほかに質疑がございましたら、引き続き伺いたいと思います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 質疑を終結します。

討論を行います。

1番、佐藤君。

○1番（佐藤正司君） 第40号議案 平成18年度吉田町一般会計歳入歳出決算の認定について、私は反対する立場で討論します。

私は、決算のすべてについて反対するものではないということをまず申し上げておきます。決算の中で、子育て支援、学童保育、子供の医療費無料化、日曜開庁など、住民の要求にこたえている事業が多々あることは評価できるものであります。しかし、保育行政では、育児休業をとれない親などに対して、生後10カ月にならないと受け付けない、それから育休中の第1子の保育は機械的に注視するなど、働く母親の現状に合わない困っている実情があります。

町民の暮らしは住民税の増税、さらに高齢者は負担増で切り詰めた生活を余儀なくされています。特に、高い国保税は、払えない人が1,000世帯を超えて、加入者、加入世帯の2割を超えています。私は、税を下げるために一般会計からの繰り入れをすべきだと主張しましたが、繰り入れはしないとの答弁でした。

自治体の役目は、本当に困っている人、弱い立場の人を援助することではないでしょうか。きめ細かな配慮を求めます。

以上2点を挙げ、反対討論といたします。

○議長（吉永満榮君） 反対討論が終わりました。

賛成討論はありますか。

13番、大塚議員。

○13番（大塚邦子君） 平成18年度吉田町一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、賛成の立場から討論を行いたいと思います。

決算の認定については、厳しい財政状況の中で、町税、また国・県補助金等の限られた財源を最も有効に活用して、住民のニーズにどれだけこたえられ、還元されるか、適正に執行されたかということであると考えます。

収入について見ますと、町税収入は61億972万4,702円で、前年度に比べまして、金額で5億7,357万8,272円、率にして10.4%の増収でした。特に町民税は15.9%という増加でありました。また、固定資産税についても8.8%の増加で、いずれも大きな伸びを示しておりました。今後においても、景気動向を見きわめて、収入状況を注視する必要があると思われまます。

地方譲与税では、本格的な税源移譲が始まりまして、前年度に比べて58.2%の増加、地方交付税につきましましては、不交付団体ということもありまして、24.8%の減で、15億277万1,000円でありました。国庫支出金については、小学校体育館建設事業、津波対策事業、また道路、街路、公園等の事業の充実促進を図り、前年度に比べて2.4%の増となりました。県の支出金についても、空港関連事業、また社会福祉、水産振興、都市計画というような重要な事業の充実を図り、そのための補助金等で、前年度と比べまして42.1%の増となりました。

町債については、これは4億6,310万円でありまして、前年度に比べて44.7%減りました。これは保育園の建設事業、小学校体育館、その他道路、公園、また臨時財政対策債等に伴った借り入れを行っているわけですが、地方債残高は気になるころではあります、これも必要な財政措置というふうに考えております。

一方で、歳出における執行状況を見ますと、歳出合計は93億2,547万3,808円にして、前年度と比べて8.7%の増でした。執行率が97.9%であり、昨年度と比べて、より効果的、効率的な財政運営がなされたものと判断いたします。

内容を見てみますと、総務費では日曜開庁、地区集会所建築費補助金、民生費では社会福祉施設の管理運営、障害者、高齢者、児童福祉の推進、それから衛生費では榛原総合病院の負担金、これは町民の健康

保持をするためですが、また環境保全のための環境衛生費なども使われております。農林水産事業費では農業振興、また地震による生命と財産を守るための津波対策事業、土木費ではお夏橋、街路、公園、下水道等、生活に直接関連した事業を推進されています。教育費では学校教育の充実、生涯学習の推進等が主なものであります。

いずれの事業を見ましても、貴重な財源を最大限に活用し、吉田町のさらなる発展と住民の安全で住みよい町づくりを推進するために当局の前向きな姿勢がうかがえるものであります。

以上のように決算書を検討しましたところ、適正な予算執行であったと判断するものであります。また、既に監査委員からも、平成18年度の収支が適正に処理されているものと確認された旨の報告があり、この第40号議案は原案どおり賛成するものであります。

以上。

○議長（吉永満榮君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

私は、昨年同様、この決算において、抽せん型指名競争入札においての事業の執行のものが入っており、それが私としましては、最低制限価格を公表しない限りは納得がいきません。

したがって、ほかのことに関しては別段不満はございませんが、その抽せん型競争入札における事業の執行が入っているため、納得がいかないので、反対をしたいと思います。

○議長（吉永満榮君） ほかにございせんか。

〔発言する人なし〕

○議長（吉永満榮君） これをもって討論を終結します。

採決に入ります。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉永満榮君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎第47号議案の質疑、討論、採決

○議長（吉永満榮君） 日程第16、第47号議案 平成19年度吉田町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより第47号議案についての質疑を行います。

1番、佐藤君。

○1番（佐藤正司君） 1番、佐藤です。

一般会計補正予算の中で、図書館の補正が出ていますが、そのことでお尋ねします。

図書館の体制ですけれども、前年度は館長、統括以外は正規職員が5人、臨時職員が3人の10人体制で運営されていました。現在は館長、統括、正規職員2人、司書を含めた臨時職員が6人の10人体制です。

正規の職員は館内にある10万冊はほとんど把握しているというように聞いています。デファレンスなども確にされています。臨時職員6人のうち、新たに採用された方は4人いると聞いています。臨時職員の方は身分保証もないので、入れかわりが多く、蓄積も少なく、利用者へのサービスに差が出てくるのではと思います。長く勤める正規職員をふやすべきということと、臨時職員でも長く勤めるような条件にできないかということですね。

それにあわせて、10月から試行で休館日が変わり、開館日が46日ふえることになりますよね。年間290日開館するというふうになると思うんですけども、今のこの体制で大丈夫なんでしょうか。検討されているんでしょうか、お聞きします。

○議長（吉永満榮君） 社会教育課長。

○社会教育課長（高橋政旨君） 社会教育課でございます。

ただいまの議員さんの質問でございますけれども、ちょっと答弁が前後になることを御承知願いたいと思います。

まず初めに、10月から試行で休館日を2日のところを1日、それから時間的には午前10時から午後6時という形で試行をさせていただきまして、それに伴いまして、皆さん、御利用者の要望というんですか、ニーズを把握し、今以上に使い勝手のいい図書館を目指してやっていくような営業時間、または営業体制を目して施行をお願いしたわけでございます。

先ほど指摘がございました正規職員の配置の関係もそれに伴いまして、検討または上層部の方に検討を重ねて、その結果によりまして要望していききたいと、こういうふうに考えております。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木 栄です。

2点お伺いします。

1点目は、中央小学校用地の拡張事業の学校用地の購入のための金額が載っていますが、先ほど一般会計の方でもお伺いしましたが、単価が同じなので、この地目も池沼でよいのかどうかお伺いします。

それと、さきの一般会計でもそうですが、学校の敷地に対してどの辺を購入したのかという図面というか、地図がありましたらいただけるかどうかお伺いします。

それともう1点、さゆり保育園の設計委託料が載っています。設計料は748万7,000円と設計管理委託料270万、合わせて1,018万7,000円ですが、8月31日のさゆり保育園改築工事の基本設計業務委託は指名競争入札で入札が実施されまして、かなり安い値段に納まって、大変よかったと思います。今回、この補正の本設計の委託については、同じく指名競争入札を実施するのか、または制限つき一般競争入札を実施するのかどうかをお伺いいたします。

○議長（吉永満榮君） 学校教育課長。

○学校教育課長（芝原弘幸君） 学校教育課でございます。

ただいまの御質問の中央小学校の校地の関係でございますが、地目につきましては、池沼となります。

それと、場所でございますが、平成2年11月からこの中央小学校の校地の拡大という形で、今現在、中央小学校の裏にグラウンドがあると思いますが、その東側になります。また、その場所につきましては、測量設計等もできていませんが、公図等で資料につきまして御説明するような形でいきたいと思いますので、よろしくお祈いします。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（八木大作君） 社会福祉課です。

基本設計の入札を行いまして、非常に私どももびっくりした数字なんですけど、現在、基本設計をやっている段階でして、御質問は、次の実施設計をどうするかという形だと思うんですけど、一番経済的、効率的な手法でやるということございまして、制限つきとか一般競争とか随契とか、今ここでお答えはちょっとできませんので、まだ設計目でない段階で、ちょっとその辺は差し控えさせていただきます。

○議長（吉永満榮君） 10番、八木君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

さゆり保育園ですけれども、基本設計、それはいつごろでき上がって、それを見ることができかどうかということをお伺いします。

それから、中央小学校の用地の方ですが、後ほど公図のような図面といいますか、そういうものをいただけるということでの解釈でよろしいかどうか。

以上お祈いします。

○議長（吉永満榮君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（八木大作君） 基本設計ができ上がった暁にはということでございますが、随時構想がで

きていく段階で、委員会なりに御報告を兼ねて説明していくと、そういうふうを考えております。

○議長（吉永満榮君） 学校教育課長、公図の方は、答弁をお願いします。

○学校教育課長（芝原弘幸君） 学校教育課です。

先ほど答弁の中でお話ししました公図等の中でお示しをさせてもらうような資料を提供させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（吉永満榮君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 3回目ですね。

この間、さゆり保育園の建設地がまだはっきり決まっていないというようなお話を伺いましたが、土地がはっきり決まらなると、土地の形も道路にどのように接しているかとか、そういうことがはっきりわからない限りは、設計というものがなかなかできかねるのではないかなと思いますが、その辺で本当に基本設計ができるかどうかちょっと心配で、あと、それによって、土地がはっきり決まって、基本設計をやった、それからプランができてから本設計に入るとは思いますけれども、今の話だと、まだ実際には土地も決まっていないようだし、基本設計もいつ出てくるかわからないというようなことで、ちょっとあいまいさがあって、まだ納得できません。それで、本設計の方も今のお話だと、どのような形で業者を決めるのかとかはまだ決まっていないということですが、仮に今回指名競争でこんな安く決まっているものですから、できればまた指名競争入札でやれば安くなるのではないかなと、こう思いますが、その辺についてどうでしょうか。

○議長（吉永満榮君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（八木大作君） たしか私は児童館の南側の土地を利用してということでお話ししてあると思っております。その土地について、どういった、配置を含めて、今、基本設計の中で構想をつくるということでございますので、こういう形でつくりなさいよということではございませんので、一番適した用地の利用の中で、形が、配置が、施設の全容がわかってくると、その段階でまた御報告を申し上げると思っております。

それから、どういった形で実施設計をやるのかと。一応、基本設計は10月を目途にやっております。それから、実施設計ですが、これはどういう形でやるかというのは、執行権者が決めることでありますので、これは当然町長が決定された方法で行うというふうを考えております。

○議長（吉永満榮君） ほかに、

13番、大塚議員。

○13番（大塚邦子君） 13番、大塚です。

私は、図書館の職員人件費、これが969万2,000円の減額になっていまして、19年度の人件費は、それによりまして2,474万4,000円ということになる件についてお伺いしたいと思います。

これは、この職員人件費がずっとここ減額されておりました、18年度と比較いたしましても849万3,000円が減額されております。その分、臨時職員で対応するということでありますけれども、臨時職員の賃金についても、18年度と比べましても100万ほどの違いしかございません。

こういう中で、実は私も先ほどの同僚議員からありましたように、10月3日から試験的に休館日を変更するという案内があったわけですが、あわせて、閉館時間を平日はこれまで19時だったものを18時、土日に関しては開館時間が9時だったのが10時というふうに変更があるわけですが、こうした変更が19年度の当初予算の編成時のときに、こういう構想がもう決まっていたのでしょうか。既に19年度の予算執行が始まったさなかに、途中でこういうような変更があるというようなことになると、この人件費の意味合いも違ってくるのではないかと考えておりますので、その点をお聞きしておきたいと思っております。

それから、確かに開館日を一日ふやすということに関しては、住民の要望もあったと伺っております。ただ、あわせて開館時間を短縮するという点に関しては、これは町民の要望にこたえない、町民の逆といえますか、短くなるということに対しては、特に利用者の意向調査というのをされているのかどうか、その点についてお伺いいたします。

○議長（吉永満榮君） 社会教育課長。

○社会教育課長（高橋政旨君） 社会教育課でございます。

図書館の人員費の、これはこの間、全員協議会の方で上げさせてもらって、正規職員が減という形に伴うものでございます。

それから、今、御指摘の変更をする案ですね、変更というか、試行する案が19年度の前にあったのかなのかということでございますけれども、これは数年前から利用されている方、または町民の方から、休館日が、月火という曜日のことではなくて、2日間は多いではないかというような御指摘がございまして、前々から休館日の変更については検討はされてきております。それで、なぜここかという形になるわけですが、それこそいち早く、データをまだとっていなかったものですから、時間がかかってしまってここになったというふうに御理解を願いたいと思います。それで、やるのであれば、すぐ早目ということで、来年の4月を目指して、ある程度固めたものにしたという形で、1年間を試行の期間に持たせてもらいたいということでさせていただいた経緯がございまして。

それで、開館日、それとあと時間の関係なんですけれども、10月からは午前10時から午後6時ということでやらせていただき、今までは2交代勤務の早番、遅番で、開館時間が午前9時から午後7時という形をとらせていただいたんですけれども、今回、試行をやるに当たりまして、2交代をやめまして、全員で朝来て閉館時間までいて帰るという形を原則に、これからもう一度、先ほども言わせていただいたんですけれども、利用者のニーズをとりまして検討をして、最終的には変わるかもしれませんが、固めていきたいと、そういう試行の内容でございます。

それで、これに対して今まで町民さんから苦情があったかという御質問なんですけれども、実は9月1日に図書館の方へ張り紙、それから9月の回覧板の文書で皆さん方に回覧をさせていただいて、今現在、なぜ午前10時から午後6時にするんだというような具体的な御批判はございません。

以上でございます。

○議長（吉永満榮君） 13番、大塚議員。

○13番（大塚邦子君） 社会教育課長から御答弁いただいたんですけれども、聞きたかったことは、19年度の予算を編成するときには、試行であっても、この人員費予算の中で2日の休館日を1日にすることは、既に盛り込まれていたんですかということをお聞きしていました。それが1点です。

簡潔にいきます。

それから、職員体制のことを理由に挙げられましたけれども、早番、遅番がなくて、一堂に職員の体制がとれるということでしたけれども、それは図書館側の論理でありまして、やはり今まで平日夜7時まであいていたということで、例えば実際、学校帰りの学生さん、あるいは職場帰りの社会人の皆さん、こうした方が利用されていたということも聞いております。ですので、やはり図書館利用者の立場に立った時間の配慮というものをしっかり調査をした上で、こうしたことをセットでやるということは、これはやはり人員費をふやさない中での対応としか考えられませんが、その点が1点ですね。やはりこれはしっかりと調査をしていないのではないかとということに対しての答弁。

それから、今後についてですけれども、試験的にやって、平成20年度事業実施を目指していくという課長の答弁でしたけれども、具体的に試験をしている間、1年間あるわけですが、どういう形で図書館利用者の方の意見をいただくのか。その意見をどのように分析して、例えば時間が変わらないということもあり得るのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（吉永満榮君） 社会教育課長。

○社会教育課長（高橋政旨君） 社会教育課でございます。

人員費の関係でございますけれども、当初にはこれが盛り込まれていなかったかということですが、盛り込まれておりません。そのままの状態、昨年と同じような予算の組み方をさせていただきました。

それと2点目の1年間試行をやらせていただきまして、20年度の10月ごろの過ぎたとき時間が変わるか、それから体制の問題もいろいろありますが、これは町民の方の意見の方へ飛んでしまいますけれども、意見の結果によっては変わってくる可能性はあるかというふうに見ております。とにかく議員さんが言われ

るように、利用者側に立った、利用者の使いやすい図書館、または集まりやすい図書館ということを目指してやっておりますので、その辺を御理解願いたいと思っております。

以上でございます。

○議長（吉永満榮君） 教育長、お願いします。

○教育長（黒田和夫君） 一部補足しますけれども、先ほどから正規の職員という言い方が正しいかどうかはわかりませんが、その数が減ったというお話でしたけれども、これは退職者、それからあるいは休暇をとったと、そういう特別な事情があります。特に、図書館の場合には、司書資格を持つという条件がありますので、これを選ぶというのは大変難しい問題でありまして、結果的に、いわゆる臨時の方がふえているわけですが、ただし、図書館を使われる方は、臨時だからとか正規の職員だからとかということはないので、だれがやっても正しいサービスができればいけないと。そういう意味で、図書館内の職員研修は十分やっていると、そういうつもりであります。

それからもう一つ、この試行をやるに当たって調査をしたかというお話ですが、これは実態は図書館の方でつかんでおります。例えば何曜日が非常に来館者が多いとか少ないとか。だから、今度試行として金曜日を休館日に選んだのも、金曜日が最も少ないと、そういう実態の中で選んでおります。

それから、最後にもう一つ、開館時間を減らしたという、こういう問題でありますけれども、これは非常に考え方が人によって違っていて、難しい問題だと思います。これは、図書館に限られませんけれども、私の基本的な考え方は、図書館にしても運動施設にしても、本当は常にオープンしておく、極端なことを言えば、図書館は24時間体制が最も望ましいわけですが、そうはいかないわけですが。ですから、これからは生涯学習施設、社会教育施設というのは、お互いに譲り合う。だから、図書館の休みの日は、今度はほかの日に変えて使うとか、そういうやり方をやらないと、これはもう持ちこたえられないだろうと、そういうふうに思っております。もちろん慎重に皆さんの意向を調査しながらやらなければいけないことですが、基本的には使われる側も、やはり少しどこかで譲歩していただきたい、そういう形でやっていくべきだと、私はそう思っています。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（久保田晴己君） 定員の関係になりますので、若干お話しさせていただきたいと思うわけですが、今回の補正予算で図書館の減になったのは、去年の減員の当初予算ですね、減員数を当初予算に計上した時点と、いわゆる人事異動等によって実質的に配置された職員との差が補正予算の減になったり多くなっているという事実だけを御確認いただきたいと思っております。

それと、決算の時点において、佐藤議員からも定員管理の関係を御指摘いただいたわけですが、やはり国で定められた定員の適正化の計画を守って対応していくということになれば、どのようにするかという手法が問われるわけですが、1点としましては、御承知のように、再任用の職員の活用、いわゆるOB職員の活用とか、任期つき職員の活用、いわゆるこれは専門的知識を要する業務の関係になりますけれども、そういうような人たちの活用、それとさらなる機構改革の見直し、また民間委託の推進、それと先ほど情報通信技術、ICTの活用もこれらに入ってくるわけですが、

全体的にやはり役場の組織の改革をしなければ、その計画自身が目標達成できないということになれば、やはり本採用の職員以外に補充する職員をどう対応していくか。それは、先ほど言ったように、臨時職員であり、任期つき職員であり、いろいろな手法をもって対応していくと、そういうことで行政は進めていますので、御理解をいただきたい、そのように思っております。

○議長（吉永満榮君） 5番、藤田君。

○5番（藤田和寿君） 5番、藤田でございます。

今の補正のことにしまして、給料と職員手当、共済費を入れますと、補正におきまして、約760万強の金額が拠出されております。先ほどのお話にもございましたが、国の方針で定員管理計画ということで、事務の適正化、合理化ということで、やはりコストの面におきまして、本来ならばダウンしなければならないところでございますけれども、正規職員が19年度が214名、臨時が105名、前年度に対しまして、正規

職員が1名減、臨時が8名増という形で、臨時がふえたばかりではないと思いますけれども、やはり人件費というものは、役場の歳出予算の中の多くを占めるものでございます。正規雇用を減らして臨時をふやしたために予算が補正になってしまったということでは非常に困るわけございまして、多分この中には、定期昇給及び職級の上昇によりますアップ分は含まれているとは思いますが、その辺のところの御説明をお願いしたいと思います。

もう1点、補正予算の2の1の5です。財産管理費でございます。

この中に、中山三星のPCBの変圧器運搬委託料、施設設備変電所解体工事、施設備品ということで予算が上げられております。このPCBに関しましては、前日、一般質問で御質問もさせていただきましたけれども、購入当時、このPCBがあるという存在は知らなかったわけで、資料をひも解きますと、さきの町長の答弁で、町長からのメッセージは裏づけに基づいて記載されているというお話でございましたので、それに基づいて検証いたしますと、平成17年の15日に施行されたPCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法では、譲り渡し及び譲渡受けの制限として、何人もPCB廃棄物を譲り渡し、譲り受けをしてはならないと定めております。例外として、地方公共団体が譲り受ける場合は認められていますということで、本来ならば町が負担しなくていいものを負担しなければならないというようなお話がございます。

しかしながら、例えばの話ですけれども、相手先がその存在を知っていて、我が町に売却した場合はどうなのか、またいろいろな検討が考えられるわけございまして、このPCBが見つかった時点で町が相手に対してどのようなアクションを起こしたのか。これは困ると、ぜひとも引き取っていただきたいということをしたのか。また、聞くところによりますと、製造工程においてまじったと。そうしますと、製造物責任で製造メーカーに対してそれを適正な処理で訴えてもいいのではないかなと思います。

今回のこの補正予算で、このものを現当該用地から移動することによって、今後のさまざまな法的なものが出た場合、町が動かしたということになりますと、既成事実が発生いたしますので、PCBは吉田町が処理するということになってしまう可能性もございまして、この取り扱いに関しましては、やはり問題があるかなと思いますので、さきに言われました定員管理計画においての760万強の人件費関連費のアップ分と、このPCBの解体移設費に伴います費用を計上したということは、町がこのPCBを責任持つということの公な解釈であるということの確認をお願いいたします。

○議長（吉永満榮君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（久保田晴己君） ただいまの給与の関係であります。全協のときも御説明申し上げたように、今回の9月の補正の全般的な職員の給与の関係については、実際に人事異動になされた関係の配置で積算しているということでもあります。

今、議員さんから増減があるけれども、理由ということではありますが、例えばそれぞれの課によって理由があるわけでありまして、特に一般管理費の関係で御説明申し上げますと、いわゆる契約管理課の新しく設置に伴う職員の増、それと給料の高い課長の配置、昇任昇格、主任から主幹への配置、そういうような関係で、それぞれの一人一人の積算基準を出して増減を出しているという形であります。

ちょっと補足説明させていただきますが、吉田町のラスパイレスの関係にとりましては、吉田町が飛び抜けて給与が高いわけではありませんので、公務員が100に対して91.8、大井川町は91.9、岡部町は93.3、牧之原は92.7というように、これは18年度の関係のラスパイレス指数であります。また、17年度の決算状況の関係でしますと、これも18年度と似ておりますので、まだ統計的に出ておりませんので、人件費の割合です。ね、全体の総一般会計に対する人件費の割合では、19市町村の中で18番目ということで、一番おしりから2番目の低い率を示しているという形で、参考までに御報告させていただきます。

○議長（吉永満榮君） 契約管理課長。

○契約管理課長（塚本昭二君） 契約管理課でございます。

ただいまのPCB関係の御質問でございまして、御質問にありましておおり、PCBにつきましては、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法というものがございまして、その売買に関しては、11条に売買の措置が載っております。それで、公同士の売買は許されるわけですが、民間

への売り渡しというものは禁止をされているという状況でございます。

それと、この用地の取得経過をひも解いていただきますと、当町はこの変電室を有償をもって購入したわけでございます。欲しいということで意思表示をしたわけでございますね。ということは、相手側から譲り受けた施設であるというのがまず第1点でございます。

それと、保有しておりますPCBの入っている変圧器でございますが、これは非常にやっかいなものでございまして、一般的に低濃度PCBというふうに言われておりますが、御質問にありましておき、製造工程で意図せずにPCBが混入してしまったということで、非常に濃度は低いわけでございますが、そのために製造したメーカーでも、その中にPCBが入っているかどうかというのは、実際に検査しないとわからない状態にあったということは聞いております。したがって、この運転をしていた業者側もPCBが入っている変圧器だというふうに承知していたとは、どうも考えにくい部分もございまして、メーカー側についても、PCBが入っているものだということで明言をすることは今までなかったわけでございます。

それらの経過を踏まえて、それでは争った場合にどうなるかということになるわけでございますが、明確にPCB製品であるということがわかって販売したのであれば、争いも成り立つというふうには思いますが、PCBが入った変圧器であっても、その使用を停止しない限りにおいては廃棄物ではないわけでございます。ちゃんとした、れっきとした適正な変圧器という形になるわけです。それで、製造を停止した時点で廃棄物としての扱いになってまいります。それを停止した状態で譲り受けたのは町なんですね。そういう状態から発しますと、我々としては現在、町で保管すべき施設と、変圧器ということで、町で今後処理されるまでは保管をして、町で処理をすべき以外はないと判断いたしまして、今回補正予算にその保管施設についての処理費を計上させていただいたわけでございます。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 5番、藤田君。

○5番（藤田和寿君） 5番、藤田でございます。

先ほど質問した件で、1点まだちょっと御答弁なされていない点があります。

相手先に対しまして交渉いたしましたかという点を御回答お願いいたします。

○議長（吉永満榮君） 契約管理課長。

○契約管理課長（塚本昭二君） さきの所有者であった企業に対しては、PCBに関しての交渉はいたしておりません。それから、変圧器をつくったメーカー側については、このPCBの含有、その他の問い合わせをも含めましてお話をさせていただいた経過はございます。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 5番、藤田君。最後になります。

○5番（藤田和寿君） 5番、藤田でございます。最後です。

そういたしますと、やはり今、世の中も大分変わっておりまして、30年前につくった扇風機が火事を起こしたことによって、某電機メーカーはそれに対する賠償を行っております。やはり企業倫理という面で、我々、吉田町が一方的に何でもかんでもということでは非常に問題があるのではないかな。このPCBに関しましては、我が町も全然知らなくて、そういう結果になってしまったということでございますので、ぜひとも相手先に対しまして交渉してしかるべきではないかなと。また、製造相手においても交渉をして、少しでも我が町の町民の税金をむだに使わないような手だてを、やはり当局が率先してやるべきだと考えます。

この予算を今回計上してしまいますと、やはりその辺のところを認めたことになってしまいますので、ぜひともその辺のところもあわせて、先ほど担当課長から、製造メーカーに話はしましたというコメントがありましたが、その結果の御回答がございませんので、それもあわせてお願いいたします。

○議長（吉永満榮君） 契約管理課長。

○契約管理課長（塚本昭二君） 契約管理課でございます。

こちらのPCBは、あくまでも動いているうちはPCB廃棄物ではないわけでございます。メーカー側

としては、もともと廃棄物をつくったわけではございませんので、そうした考え方をどうするかについては、今後、法的な手段を講ずるところにだんだん発展しかねないというものでございますので、そうした観点で煮詰めてはまいりますけれども、今のところ、廃棄物の形で取得をしてしまったという町の立場は非常に弱いというふうに思っております。

メーカー側からは、それに対する責任を負うというような見解は今のところはいただいておりませんので、今後検討はさらに進めてまいりたいと思っておりますけれども、また今回この補正予算を計上いたしましたのは、用地を売り払う、企業誘致を図るためにどうしても必要な措置でございまして、あのまま、PCBを放置したままで売却を図るということではできませんので、これについては少し観点が違うということで、この補正については必要な措置ということでお考えいただきたいと思います。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 町長。

○町長（田村典彦君） 藤田議員の質問に関連して、2点ほどお話ししたいことがあるんですけども、議員が議員になる前、私の最初の任期のときでございますか、ゼロベース検証等も含めて、すべてについて手を入れたわけでございますけれども、基本的に私になる前にさまざまな手だてもたくさんございました。それにつきましても、町民に説明できないものだろうと、全部ぶった切りました。それから、ほかの町は18%や19%、20%と管理職割合が非常に高い町がございます。現在もそのままです。そういう意味において、うちの町は18%あったんですけども、これも町民には説明できないと、切れということで、15%にさせてもらいました。

さらに、ほかの町の管理職が40名になるような町もございますけれども、うちの町は非常に少ないというふうなことで、そういうような人事管理、いわば給料面でございますか、コスト面に関しては、ほかの町に比べて、いささか遜色のないような形でやってきていると思っております。

それから、当然これは定員管理に関するものでございますけれども、総務省の指示があった時点の、いわばそれに対して4.6%という削減の指示が来ているわけでございますけれども、それ以前に、いわば非常に放漫な人事管理をやっていた町とうちの町のように厳しくやってきた町と、同じ、同一の線に並ばされたものですから、ほかの町もあるんですけども、そういう非常に厳しい人事管理、定員管理をやってきた町は、さらにそれに輪をかけて、いわゆる人員削減しないとならないということになりますので、一概に比較できませんので、議員、それにもし非常にうちの町の人事管理、給料面も含めての人事管理をもしさらに御検討するならば、隣接の町等、幾つかの町がございますけれども、やっていただければ、うちの町がどれほど前へ進んでいるかおわかりになると思っておりますので、ひとつよろしく願います。

それから、PCBの問題でございますけれども、先ほど課長から申し上げたところでございますけれども、あの変電所はうちの町が欲しくて買ったものです。欲しくて買ったとき、当然のことながら、変電所の中にどのようなものがあるのかというのは、当然のことながら問い合わせをしなければならぬと私は思っております。しかしながら、先日前お話し申し上げたように、資料というものはほとんどございません。だから、そういうような交渉の中において、一体何が話題になったのか、それについてどのような話の往来があったのか一切わかりません。

したがって、議員にも先日前お話し申し上げましたけれども、この話し合いについては、町長、助役、総務課長、それから取得に関係した課長と4名でございます。この4名の人間に議会の持っている権限でお聞きいただければ、なぜこういうことが起きたのかわかると思っておりますので、重ねてお願い申し上げます。

○議長（吉永満榮君） 時間もありますから、発言されるとまた延びますので、この辺で一たん暫時休憩をとって、再開は13時30分といたします。よろしく願います。

休憩 午後 零時31分

再開 午後 1時30分

○議長（吉永満榮君） 休憩を閉じまして質疑を再開いたします。

先に、先ほどの質疑の中で都市建設課長が訂正の発言を申し出ておりますので、そちらからお願いします。

都市建設課長。

○都市建設課長（柳原 豊君） 先ほど、13番議員から浜田の入札件数と金額という御質問がありましたが、大変申しわけありません。入札件数は4件、入札金額は1億6,818万ということでございますので、訂正しておわび申し上げます。申しわけありませんでした。

○議長（吉永満榮君） それでは、質疑を行います。

11番、勝山君。

○11番（勝山徳子君） 勝山です。

28ページ、29ページで2点にわたってお聞きしたいと思います。

多様な保育推進事業費補助金が209万マイナスになっております。これは土日の保育の受け入れ態勢の補助金かと思えますけれども、19年度この事業がなくなってしまうのかどうなのか、お聞きしたいと思います。

2点目に、さゆり保育園建設費の中で、この設計委託料なんですが、この保育園の全面建てかえが今回3園目になります。さくら保育園、それからわかば保育園、今回はさゆり保育園ということで、新たにつくる保育園に関しての設計委託料というのは、当然建物をつくる大きさとか、そういう部分で多少の差は出てくるかと思えますけれども、まずこの設計委託料が若干高いのではないかというふうに思っていますので、その点と、それからさゆり保育園の収容人数、定員数を何名の人数にして新たに建てるのかお聞きしたいと思います。

○議長（吉永満榮君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（八木大作君） 1点目の多様な保育の推進事業の補助金です。これは牧之原市静波で展開しております民間の無認可保育所への補助金ということで、町が補助するものに対して県費で2分の1ですか、それが入ってくると、そういう事業でございますので、18年度もございましたが、19年度、20年度と続けていくというふうに考えております。

それから、さゆり保育園の設計委託料が高いということですか。これは、実際私が設計しているわけではございませんで、担当者がやっておるんですが、これはまいわゆる建築予定価格というんですか、建築費に対して、県のマニュアルというんですか、資料本がございまして、そういったものにいろいろなものをかけ合わせて、人口が一番主だと思えるんですが、そういったものを積算して出した数字というふうに解釈しています。

それで、計画の保育園児数は、わかばと同じ150人というふうに設計を行います。

○議長（吉永満榮君） 11番、勝山君。

○11番（勝山徳子君） 多様な保育推進事業補助金、すみません、私が勘違いしてしまっていて、18年度も4万7,000円の実績でしたので、それを見込んでかなというふうに思いました。ありがとうございます。

それで、さゆり保育園の建設費ですけれども、定員が150名というふうに今、課長の方からお話がありましたが、17年度の定員が180名だったと思います。それで、18年度で150名になりまして、古いということなのか、状況的にちょっと把握はしていませんけれども、入所率が非常に低いんですね、さゆり保育園は。それで、今回150名の定員の枠で建物を建てるというふうになりますと、わかばと同じような人数把握ですけれども、先につくった方の建物から次の建物をつくるときには、非常に効率のいい、いい建物になっているのが現状だと思います。

これから子供の増加というか、ある程度横ばいになっていくのかなというふうには思いますが、まずは子供の安全・安定的な預かれる施設ということで、きちんとした建物を建てていただきたいと思うんですけれども、その建物自体にお金をかけるというのではなくして、基本的な建物の建て方の考え方をまずお聞きしたいと思うんですが、同じ保育園、我が町に5つありますけれども、それぞれカラーを出しているいろいろな工夫をした建物を建てていくのか、基本的には同じスタンスで建物を建てていくのかお聞き

したいと思います。

もう1点、財源ですけども、これはまだ3分の1の経費しか計上されていませんが、補助的なものが今、大変厳しくなっていると思いますけれども、国の補助的なものはないものなのかお聞きしたいと思います。

○議長（吉永満榮君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（八木大作君） 社会福祉課です。

定数のことなんですけど、今おっしゃられたとおり、現在は150でございますので、150でつくっていると。それで、当然基本設計が完了、また実施設計が完了した際に、保育所保育指針がございます。その関係で、県の方で審査を行います、設計審査。いわゆる例えば何歳児の場合、何人の場合ですと、1人当たり何平米とか、トイレがどうなっているだとか、そういう衛生面、設備面、もろもろの審査を受けて進めていくという形になりますので、機能的に保育所保育指針という、今度新しい指針が出るようなんですが、指針に沿った保育ができる、そういった設備、建物になると、そう思っています。

それで、お金のことなんですけど、財源的に非常に厳しい、補助金がございますので、これは県、国の方に確認しても補助金はないと。民設の場合はございますでしょうが、官がやる場合はないということでございます。ですので、一般財源で対応するという形にお願いしてございます。

○議長（吉永満榮君） 11番、勝山君。

○11番（勝山徳子君） さゆり保育園の場合は、一般財源、町全部負担で建てるということですね。そうしますと、あと2園残っていますけれども、あと2つ残っている保育園も年数がかかるとは思いますけれども、一般財源で全部建てていくのか、まずお聞きしたいと思います。

それに、入所率の件ですけども、さゆりが18年度85.3%の入所率ということで、決算の成果に関する説明書の中にも明記されていますけれども、ゼロ歳児の対応を特色ある保育ということで、またいろいろな対応をしていただけたのかなというふうに思いますけれども、さゆり保育園の場合はどのような構想があるのかお聞きしたいと思います。

○議長（吉永満榮君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（八木大作君） 当然、ゼロ歳児対応は基本設計の中に組んでおります。

○議長（吉永満榮君） その他の保育園の一般財源化はこれからですか。

○社会福祉課長（八木大作君） これは、私どもの今後の保育園運営のあり方ということで、内部では検討をしておりますが、まだすみれ、あやめについては、具体的にはどういう建て方をするとか、民営にするとかということまではまだ踏み込んでおらず、将来的に見込んだ園児数の中で、保育所が幾つ必要になるのかとか、どの地域にどういう形で建てるのかということは今、検討しているという段階です。

○議長（吉永満榮君） そのほか質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○議長（吉永満榮君） それでは、質疑を終結します。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎第53号議案の質疑、討論、採決

○議長（吉永満榮君） 日程第17、第53号議案 平成19年度都市計画街路事業東名川尻幹線改良工事請負契約の締結についてを議題とします。

これより第53号議案についての質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（吉永満榮君） 質疑を終結します。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎第54号議案の質疑、討論、採決

○議長（吉永満榮君） 日程第18、第54号議案 静岡地方税滞納整理機構の設立についてを議題とします。

これより第54号議案についての質疑を行います。

1番、佐藤君。

○1番（佐藤正司君） 1番、佐藤です。

滞納整理機構についてですけれども、町長にちょっとお伺いします。

日本は租税法律主義をとっているわけで、法律でしっかり決められているわけですが、特に町税について言えば、課税して徴収するのは町というふうになっていますね。それで、税を納めるのは町民。これは憲法にも義務づけられていることです。

提案の広域連合の件ですけれども、地方自治法の284条3項の事務処理の広域連合の規定による設置ということで、吉田町の滞納の一部であっても、町から広域連合の方に徴収分を回すというのは租税法律主義に反するのではないかと私は思うんですけれども、それは初めに言ったように、これは町が徴収するというように法律で定められているわけで、広域連合とはいっても、徴収の権限を広域連合の方に回すというのは法律に反するのではないかと、これは広域連合の規定の拡大解釈ではないかというふうに私は思うんですけれども、町長はどう判断されるのかをお聞きします。

それから、滞納の理由なんですけれども、先日の議会の中でも、滞納額とか滞納者の人数がはっきり報告をされているわけなんですけれども、この理由については、どういう理由が主だと町の方は分析しているのか、ちょっとその辺をお伺いしたいということです。

それから、先ほど同僚議員とのやりとりで、基本的な町長の考え方と、それに従って税務課の職員の方は動いているわけなんですけれども、実際に差し押さえをしたという数、16年、17年、18年ぐらいがとりあえずわかればいいと思うんですけれども、この件数、それから中身、どのようなものを差し押さえたのかということをお聞きします。

○議長（吉永満榮君） 税務課長。

○税務課長（鈴木光雄君） 私の方では、今2点ということまでして、滞納の理由ということまでございました。

それぞれ件数的には相当ございますので、大まかな感じでいきますと、生活が困難ですとか、それから所在不明というか、転出されてもう所在がわからなくてとか、そういうものもございます。それ以外にもございまして、失業とか、亡くなって、その後の承継等がいかないとか、そういうもろもろがございま

す。それからもう一点、割合的には、納税の意識の欠如というか、こちらが催告しても対応できないとか、そういうのも割合が多いです。総体的には、やはり生活が厳しいというのが納税相談を着実に受けて、納税相談に伴ってやっていくのと、そういう納税の意識が欠如と、そういうのが割合を占めております。

それから、差し押さえの件数ということでございますが、うちの方で差し押さえ関係をやっておるのは、所得税の還付金という、所得税で申告しますと還付が出ます。それに対して税の方へ充当してもらって、差し押さえという形をとるものですから、所得税の還付の差し押さえ、それから預金と不動産、不動産は土地家屋、この3種類でございます。

それで、平成16年度の所得税還付については105件ありました。それで、平成17年度が42件、平成18年度が44件で、預金の差し押さえですけれども、平成16年度が10件、平成17年度が10件、平成18年度8件、不動産については、平成16年度は5件、平成17年度8件、平成18年度が8件という差し押さえをしました。

以上です。

○議長（吉永満榮君） 町長。

○町長（田村典彦君） 議員の最初の質問でございますけれども、地方自治法に基づくところの静岡地方税滞納整理機構というのが法律違反ではないかということでございますけれども、私は裁判官ではございませんので、疑義がある場合は裁判所に訴状を起こしていただきたいと思っています。

○議長（吉永満榮君） 1番、佐藤君。

○1番（佐藤正司君） 今の町長の答弁ですけれども、広域連合をつくる、県の方で全市町をまとめているわけで、そこで多分説明があったのではないかと思うんですけれども、ちょっと答弁がおかしいのではないかと思います。それはまた後にします。

先ほど、同僚議員とのやりとりの中で、町長のおっしゃっていたこと、原則的なことをそのとおりにやれば、広域連合に回す必要が、たとえ10件とはいっても、回すことはないのではないかと思うんですよ。この10件を回すということですから、当然取れないものは回しませんよね、取れる見込みのないものは、それで、取れるものも回すことはないと思うんですよ。町の職員が努力すれば取れそうだとということで、取れるものについては回すことはない。

それで、先ほど私は町長の話聞いていて、この町は滞納の問題については、基本的にはしっかり取り組んでいるんだなという感想を持ちました。だから、なぜこの広域連合が必要なのかなということを思いながら聞いていたんですけれども、そこで、この広域連合の議会のあり方がこの規約案の中にはありますけれども、議員が8人でということで議会が構成されてということになりますね。滞納整理という限られた中での議会ということで、そういう人数になっているのかなとは推測しますけれども、この議会のあり方ですけれども、例えば今、やはり来年4月からの後期高齢者医療制度の広域連合の議会がつくられていますけれども、それも20人ということで議会がなされているわけですから、その議会の様子を聞いてみると、6月に議会があったと聞いていますけれども、その中では、ほとんど議案審議、だれも発言しなかったというような議会というふう聞いています。本当に形だけの議会というような形になるのかなと思うんですけれども、この8人の議員でやる議会というのも、形式的な議会になってしまうのではないかと懸念もあるわけですよ。

だから、その辺、議会を監視するというか、町民の意見をどう反映させていくのか、どういう議会にするのかということもちょっと懸念もあるところです。

それで、聞きたいことは、先ほども言いましたけれども、1件20万、10件で200万は来年出すということで決まっているようなんですけれども、これは採算はとれるのかどうか、どう判断していますか、ちょっとお聞きします。

○議長（吉永満榮君） 税務課長。

○税務課長（鈴木光雄君） 議員さん、議会の関係はよろしいですか。議員さんの方から議会の関係があったので、ちょっとその点をお願いします。

議会が今回人員的には8人という形でございますが、この議員の定数につきましては、この実施する事務は滞納処分の特化した、広域連合とは相当な事務的な違いがということが1点でございます、なお、

静岡圏におきまして、同様の一部事務組合で滞納整理機構が先行してございます。その議員定数がやはり七、八人ということで、この広域連合も八人という形にしたところでございます。

それで、この構成団体数に比べて、議員さんがおっしゃるように、議員定数が八人と、ちょっと少ないんだがということですが、議員が今言ったように、事務的に本当は一部の事務処理ということで、他県等の例を見習ったと。それで、議員の構成は、構成団体の区市町村の意見を的確に反映することができるように、県、市、町のそれぞれの首長、議員の区分ごとに定数を設けることとしまして、その区分の代表者を選出するというところでございます。

議員の選出方法は、議員のあて職が可能な一部事務組合とは異なりまして、各市町議会等で選挙され、選出することになるため、民主的な運営が期待できるというような考えでございます。

議員さんの件に関しては、そういうことです。

それから、どんな効果があるかという話でございました。

この機構の設立効果としましては、これから移行するにつきまして、移管予告通知を発することによりまして、自主納付が促される移管予告効果、アナウンス効果とも言います。それから、自主納付が期待されなくて、機構に移管されて機構が整理をして、それに対する徴収する効果、それから納付の約束まで取りつけるということまでの効果を想定して、機構にはそういう効果がございます。

先ほどもございましたが、滞納案件で機構の責任におきまして、徹底した財産調査や厳正な対処の処分を行います。結果として財産調査をしても財産が発見できない事案とか、差し押さえ財産を何回購買しても売却できず、徴収できない事案も発生する可能性はございます。ただ、基本的には先ほどもありましたが、ただ徴収できない事案と同時に、機構の方は徹底してございますので、その機構で判断した客観的な資料等を添えて市町に返還ということも想定されます。

うちの方で予算等を立てますが、町としてもその財産を調査してやっていくという、そういうのに相当な時間を要することになりますので、そういう点では、この移管したのがむだになることではないとも思っております。

なお、移管をする考え方としては、基本的には納税交渉に一切応じない悪質な事案や財産を処分しなければ解決しない事案を考えておりますが、これらへの納税交渉の経緯を踏まえまして、滞納整理業務の効率化、徴収確保、公平性の確保などの観点から、いろいろ今ある個別事案の中から、移管の必要性を判断してまいりたいと思っております。

先日もお話いたしました。100万以上の事案がありますので、その中から、今言ったような事案をいろいろ選定して、10件までいくかどうか、そこら辺も移管をしまして、当然それに対して反応がありまして、うちの中で納税相談ができて、前向きな中でいければいいし、やはりそれがなければ税の公正性からも、最終的なものを対応していかなければならないと、そういうふうにも思っております。

以上でございます。

○議長（吉永満榮君） 町長。

○町長（田村典彦君） 地方税滞納整理機構の設立が法律違反ではないかということですが、先行してつくられたところがございまして、先行してつくられたところが正常にやっているわけですから、日本のように法律というものがもう網の目のように張りめぐらされているところにおいて、先行してやっているところが何のおとがめもなくやっている。今度つくる静岡県の滞納整理機構が法律違反ではないかということになりますと、非常におかしい問題になりますし、その辺の問題につきましては、先ほども申し上げましたけれども、ここは裁判所ではございませんので、私が法理論上どうのこうの言う能力もございません。

議員がぜひとも、設立は法律違反だと、こんな暴挙を許してはいけないと言われるのであれば、ぜひとも法の場において最高裁まで争っていただきたいと思っております。

○議長（吉永満榮君） 最後、簡単に明瞭にしてください。

○1番（佐藤正司君） 1番、佐藤です。

先ほど、滞納の理由ということでお聞きしました。1番目に生活苦があるのではないかとというような分

析のようですが、本当に今、生活が苦しくなっている方が町内でも多いのではないかと私も想像しています。本当に税が高くなったということが言えるのではないかと思います。それは吉田町が悪いとは言えませんが、国の税制というか、今、本当に大企業には税制が甘いと、反面、その分を国民に負担させているのではないかとと思われるような状況があります。

それと、町長はほかのところでもやっている。私は委員会視察で茨城県の租税債権管理機構に行ってきましたが、もうここは平成13年から確かにやっています。それで、確かに効果もあるようには書かれています。その効果の中身ですけれども、それをつくっただけでも効果があるような表現もされているんですよ。それで、見てみると、理由の中に多分入るのではないかとと思うんですけども、多重債務の方も結構おられるようで、このインターネットの中を見てみると、茨城県の機構が武富士、そういう金融機関を訴えていると、差し押さえをすると。それは多重債務の方が結局10年以上払っていれば、利子だけでも払い過ぎていくということで、それを機構が差し押さえるというようなことも記事には載っています。ですので、多重債務ということも結構あるのではないかとはいえます。それから、悪質という方も確かにおられるとは思いますが。そういう方は多分どういう形にしても納めさせるというのは難しい物件かなとは思いますが……

- 議長（吉永満榮君） 佐藤議員、今は質疑の時間ですので、質問を早くお願いします。
- 1番（佐藤正司君） 一応、私はそういう感想を持っているということを書いて、発言を終わります。
- 議長（吉永満榮君） そのほかありますか。
〔「なし」の声あり〕

- 議長（吉永満榮君） 質疑を終結します。
討論を行います。
1番、佐藤君。

- 1番（佐藤正司君） 1番、佐藤です。
第54号議案 静岡地方税滞納整理機構の設立について、私は反対する立場で討論します。
18年度決算を見ても、町税の滞納額が2億8,675万円、多くの滞納者がいます。町民の多くは生活が苦しくなっているのが実態ではないでしょうか。バブルがはじけた後、構造改革が進められ、リストラや会社の倒産が激増しました。失業者がふえ、雇用形態も変わり、派遣社員、パート、アルバイト、臨時社員など、低賃金での労働が強いられています。例えば若い夫婦2人が派遣社員、そして子供を育てているという方もいます。低収入の生活を余儀なくされている人が多くなっているのです。

一方で、大企業や大資産家への減税額は年間4兆円にも上っています。トヨタ1社だけを見ても、4年間で1兆円も減税されているのです。税を取るべきところから取らず、住民からは定率減税の廃止など、負担がふえています。本当に不公平な日本の税制です。この税制こそ正すべきです。

静岡地方税滞納整理機構をつくり、一部とはいえ、滞納整理を移管することは、本来町がやらなくてはいけない仕事を放棄することになるのではないのでしょうか。税の徴収は町の職員が丁寧に集めることが法律でも決められています。滞納の整理は町単独で体制をつくり、努力をするべきだと思います。静岡地方税滞納整理機構の設立には反対します。

以上、反対討論とします。

- 議長（吉永満榮君） 賛成討論はありますか。
13番、大塚君。
- 13番（大塚邦子君） 13番、大塚。

私は、第54号議案 静岡地方税滞納整理機構の設立について、賛成の立場で討論を行います。

現在、我が町では町税の滞納に対しては、税務課において取り組まれており、17年度からは町税徴収指導員を設置し、収納管理部門を主体として、職場の皆さんが一丸となり、これまででない徴収努力を行い、一定の効果をおさめています。

しかし一方では、滞納額は2億8,675万3,000円、不納欠損額2,267万1,000円となり、町民間の不公平を生み出しています。

本地方税滞納整理機構にゆだねるのは、町の努力では困難と判断したものであるとのことであります。現状、町が単独で行う、そのような努力にも限界があるという声も聞いております。

また、地方財政に目を転じてみると、三位一体改革により、地方交付税や国庫補助金が削減される中で、この6月からは所得税から個人の住民税への税源移譲が住民税の増額に反映する形で始まっており、今や地方自治体の自主財源の確保の努力が、財政、ひいては行政サービスの質を左右しかねない緊急な課題となっております。

こうした状況を踏まえて、県内の各市町と県とが共同して地方税の徴収困難な滞納事案を専門的に処理する広域連合を設立し、一体となって滞納整理に取り組むことは、この時節にかなったものであり、税の公平性を一層確保するためにも、その効果を大いに期待したいものでございます。

このようなことから、私は静岡地方税滞納整理機構の設立に対しまして、賛成の立場で討論いたします。以上です。

○議長（吉永満榮君） そのほか討論はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（吉永満榮君） これをもって討論を終結します。

採決に入ります。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉永満榮君） 賛成者多数です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎第56号議案の質疑、討論、採決

○議長（吉永満榮君） 日程第19、第56号議案 副町長の選任について同意を求めることについてを議題とします。

これより第56号議案についての質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（吉永満榮君） 質疑を終結します。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（吉永満榮君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

◎発議案第5号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉永満榮君） 日程第20、発議案第5号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書についてを議題とします。

本案について、提出者、河原崎昇司君の説明を求めます。

12番、河原崎昇司君。

〔12番 河原崎昇司君登壇〕

○12番（河原崎昇司君） それでは、発議案第5号につきまして、御説明を申し上げます。

この割賦販売法の抜本的改正に関する意見書につきましては、過日、地元の増田司法書士から現行の割賦販売法に関する問題点について御説明をいただき、またさきの全員協議会におきましても、御協議をいただいたところであります。

それでは、発議案第5号について、本案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

割賦販売法の抜本的改正に関する意見書。

クレジット契約は、代金後払いで商品が購入できる利便性により、消費者に広く普及している一方で、強引、悪質な販売方法と結びつく高額かつ深刻な被害を引き起こす危険な道具にもなるものであります。

現在、クレジット会社の与信審査の甘さから、年金暮らしの高齢者に対し、支払い能力を超える大量のリフォーム工事、呉服等の「次々販売」が繰り返されたり、年齢・性別を問わず、クレジット契約を悪用したマルチ商法・内職商法その他の詐欺的商法の被害が絶えないところである。このようなクレジット被害は、クレジット契約を利用するがゆえに悪質な販売行為を誘発しがちとなるクレジット契約の構造的危険性から生じる病理現象であると言える。

経済産業省の「産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会」は、このように深刻なクレジット被害を防止するため、平成19年2月からクレジット被害の防止と取引適正化に向けて、割賦販売法の改正に関する審議を進めており、本年秋には法改正の方向性が示される見込みにある。

今回の改正においては、消費者に対し、安心・安全なクレジット契約が提供されるために、クレジット会社の責任において、クレジット被害の防止と取引適正化を実現する法制度が必要である。

よって、吉田町議会は、国会及び政府に対し、割賦販売法改正に当たっては、次の事項を実現するよう強く要請する。

記。

1、過剰与信規制の具体化。

クレジット会社が、顧客の支払い能力を超えるクレジット契約を提供しないように、具体的な与信基準を伴う実効性ある規制を行うこと。

2、不適正与信防止義務と既払金返還責任。

クレジット会社には、悪質販売行為等にクレジット契約を提供しないように、加盟店を調査する義務だけでなく、販売契約が無効・取り消し・解除であるときは、既払金の返還義務を含むクレジット会社の民事共同責任を規定すること。

割賦販売法の抜本的改正に関する意見書について、上記の議案を別紙のとおり吉田町議会議規則第14条の規定により提出をいたします。

平成19年9月21日提出、吉田町議会議長、吉永満榮様。

提出者、吉田町議会議員、河原崎昇司。賛成者、吉田町議会議員、永田智章君、八木宣和君、増田広胤君、勝山徳子君、大塚邦子君。

以上のとおりであります。

議員各位の御賛同をよろしくお願いをいたします。

〔「議長」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） はい。

○13番（大塚邦子君） 河原崎議員、裏面の読み上げがしてありませんので、3、4とまだ要望事項がありますので。

○12番（河原崎昇司君） 失礼、1枚読み違えました。もう一度、3番をいきます。裏側に少し残っています。

3、割賦払い要件と政令指定商品制の廃止。

1～2回払いのクレジット契約を適用対象に含め、政令指定商品制を廃止することにより、原則としてすべてのクレジット契約を適用対象とすること。

4、登録制の導入。

個品方式のクレジット事業者（契約書型クレジット）について、登録制を設け、契約書面交付義務及びクーリング・オフ制度を規定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年9月21日、静岡県吉田町議会。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣あてであります。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（吉永満榮君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 質疑を終結します。

河原崎議員、御苦労さまでした。

これより討論を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（吉永満榮君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書につきましては、提出先へそれぞれ送付いたします。

◎議会閉会中の継続調査について

○議長（吉永満榮君） 日程第21、議会閉会中の委員会継続調査についてを議題とします。

総務文教常任委員会委員長から所管事務調査について、産業建設常任委員会委員長から所管事務調査について、議会運営委員会委員長から所管事務調査について、それぞれ会議規則第71条の規定によってお手元に配付しましたとおり、議会閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉永満榮君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎副町長あいさつ

○議長（吉永満榮君） 以上で、平成19年第3回吉田町議会定例会のすべての日程が終了をいたしました。

それでは、ここで本定例会で全会一致で御同意いただきました副町長選任案件について、選任されました鈴木正之副町長からごあいさつをいただきたいと思っています。

鈴木副町長、よろしくお願ひします。

〔副町長 鈴木正之君登壇〕

○副町長（鈴木正之君） 発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

先ほど副町長の選任につきまして、御同意いただきまして、重ねてありがとうございます。

早いもので4年という歳月があつという間に過ぎたという感がしております。この間、当初15年10月に来たときには、榛南3町の合併の論議が真っ盛りの中でございました。その後いろいろな話がございます、町長職務代理という、これまた希有な体験もさせていただくなど、いろいろなことを勉強させていただきましてきょうに至っております。

気持ちを引き締めて、日々新たという気持ちと毎日毎日精いっぱいやっていくんだという気概を持って、これからの行政の一翼を担っていきたくと思っております。

町長のもとに職員ともども一丸となって、行政サービスの質の向上と安全・安心な町づくり、住んでよかった吉田町という、そういう町づくりをこれからも進めていきたいと思っております。私は非常に微力なものでございますので、議員の皆様方の御支援、御鞭撻の方を重ねてお願い申し上げます、簡単でございますが、あいさつにかえさせていただきます。

今後ともよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉永満榮君） ありがとうございます。

◎町長あいさつ

○議長（吉永満榮君） それでは、平成19年第3回吉田町議会定例会の閉会に当たり、町長からごあいさつをいただきます。

町長。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 定例会の閉会に当たり、議員の皆様に対して、副町長の選任の同意をいただきました。まことにありがとうございました。

副町長はこの土地を全く知らない人間でありましたけれども、さまざまな荒波にもまれて、また私が辞職した1カ月足らずの間、職務代理者として、なかなかそういう機会もないでしょうけれども、やっていただいたと。今度は皆様の選任をいただきました。

はっきり申し上げて、もっともっと頑張っていたきたい、そのためには議員の皆様のパunchを雨あられと議会に注いでもらいたい。そして打たれ強く、本当の吉田町の人間になっていただいて、吉田町にさらに発展のために力を尽くしてもらいたいと思っておりますので、ひとつまたよろしく願います。

さて、議員が14名で議会を構成しているわけでございます。そのことについて私がどうのこうの言うのは、当然らち外なことでもございますし、権限を超える問題でもございます。

そのような議会の問題ではなくて、年に4回行われる議会の運営について、本来、この場が町民の皆様から議決権の代表として選ばれた議員の皆さん、執行権の代表として選ばれた私とが火花を散らすというのが、まさでこここそ、織りなす討論の織りなされた結果が私は町政であると思っております。

よく議員の皆様は、時代の変化に沿って行政はかくあるべきであると、こういうふうに変わらなければいけないのではないかと、これはちょっとおかしいよと、多々いただきます。それは当然のことでございますけれども、時々私は総務文教常任委員会とか産業建設常任委員会に出るのでございますけれども、そのときに最初、課長の皆さんが全員集められて、委員長から、この案件に関係のない課長の皆様は御退席をお願いしますと、それでぞろぞろと出ていくわけでございますけれども、よくこの席で委員長報告がございます。時々私は議長の方を見ることがあるんですけども、それは、委員長報告は議員の皆様へ報告するわけでございます。私たち執行の当局に対して報告するものではございません。ユーモアたっぷりに申し上げますと、本会議においても議長の方から委員長報告に関係のない町長を初めとする皆さんは御退席を許しますと言っただけならば、気持ちがいいなと思うことがあるんですけども、なかなかそういう発言がないものですから、いささか寂しい思いがしております。

それはさて置きまして、時代というものは、行政ばかりではなくて、年4回行われる議会運営のあり方についても、大きく変革を迫っていると私は思っております。これは余り申し上げると、議員の皆様のお気持ちを損なうことになるかもしれませんが、よく議員の皆様が款、項、目、節、細節の細節についてこの場をかりていろいろその中身について質疑等を行う場合がございます。しかし、私の側から申し上げますと、そのような事柄につきましては、本来は所管課に行って、たっぷり時間をかけて課長から聞いていただければ、その場でたちどころにわかるはずで、確かに、細節の内容について、聞いてもなお疑義があるという場合には、本会議の場において質疑をするのが当然と思っております。それをどうのこうの言うわけではありません。

私が申し上げたいのは、細節の内容につきまして聞きただした上で、その聞きただしたデータをもとに質問を練り上げて、これこれのデータから私はこのように推測しますと、予算についてはこのように思いますと、また決算についてはこのような考えでなかったのではないかと思いますと、それで町長、これはいかがでしょうかというような形で、いわばデータを練り上げて加工した質問というものを本会議の場においてはやっていただければ、さらに建設的な意見が出てくるのではないかと思います。

議員の皆様と私との議論の織りなすものが吉田町の建設という結果になるわけでございますので、ぜひとも私のささやかなる希望でございます、もし私のささやかなる希望をかなえていただければ、私としては望外の喜びでございます。ぜひともよろしく願いを申し上げます。

また、ここにおります課長の皆さんは、議員が所管事項のことにつきまして鋭く質問等、内部について、内容について聞くことを待ちこがれております。本当に待ちこがれております。発言の機会がないといって寂しがっている人もおりますので、ぜひとも、来なくていいと言われるぐらいに行き、細節の内容等について、また事業内容等について聞いて、それをもとにつくり上げた質問を本会議の場で私の方に投げかけていただければ、町長冥利に尽きると私は思っております。

私のささやかなる希望でございますけれども、ぜひとも新しい時代における年4回の議会の運営のあり方について、またそういう場があれば、皆さんとともに知恵を出し合って、町民の負託にこたえてまいりたいと思っております。

つまらないことでございますけれども、本定例会の終わりに当たりまして、皆様に御礼とお願いを申し上げます。ありがとうございました。

○議長（吉永満榮君） ありがとうございます。

◎議長あいさつ

○議長（吉永満榮君） 私から一言ごあいさつ申し上げます。

本日ここに平成19年第3回吉田町議会定例会を閉会するに当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

本定例会は、9月4日以来、18日間にわたり諸議案の審議をいただきましたが、本日ここにすべての議事が終了し、閉会の運びとなりました。

これも議員各位の終始極めて真剣な御審議によるものと、心から厚く御礼申し上げます。

議員各位におかれましては、閉会中の各委員会活動を初め、何かと御多忙のこととは存じますが、町政発展のため、より一層御尽力賜りますようお願い申し上げます、まことに意を尽くしますが、閉会のごあいさつとさせていただきます。

◎閉会の宣告

○議長（吉永満榮君） これをもって、平成19年第3回吉田町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会 午後 2時28分